明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正九年十一月廿五日五版印刷
大正九年十一月三十日五版發行

著者 本居宣長
校訂者 本居豊穎
東京市京橋區鈴木町十二番地
發行者 吉川半七
東京府下田端二百三十六番地
印刷者 村越伊祐

發行所
東京市京橋區鈴木町拾貳番地
合資會社 吉川弘文館
電話京橋（二九七番・六九七番）
振替預金東京二四四番

古事記傳六之卷終

此旦字の事、吾徒尾張人稻葉通邦が云、旦字を誤れるなり、阿志多爾と訓べし、今夜は既に黃泉戶喫して、穢れつれば、顯國に還りがたし、夜を過して、明旦黃泉神と論ひて、かへるべし、と申給へるなり、然るを伊邪那岐命、夜の間を待かねて、うかゞひ給へるなり、諸の穢は、月日を經れば、うすらぎ淸まる物なれば、此も一夜過ぬれば、黃泉戶喫の穢の、淸まることわりぞ有けむ、といへり、旦字の誤りといへる、いとよろし、阿志多爾とも、都米登氐とも訓べし、書紀に、雖然吾當寢息とあるも、此考によりて、相照して見れば、一宿を經て、明旦を待ことわりにて、よくかなへり、さて白檮原宮段に、高倉下云々、旦見已倉、これも明朝のことを旦と云り、

をあやまることとあまたなり、彼紀は、かにかくにまどはしきこと多ければ、熟々他の古書と合せ見て定むべきなり。）之男は、建御雷之男、筒之男などの例なり、〇此に御目と御鼻を洗たまへることのみ見えて、御口と御耳とのことは、見えぬは、如何ぞと云ば、御目は、黄泉の物を見坐る穢あるべく、御鼻は、嗅坐る穢あるべし、さて彼所の物喫坐ねば、御口は固り穢れざるべし、御耳には、伊邪那美命の御言を聞坐、又雷の聲など觸つらめど、凡て聲には穢のなきなるべし、（後世も聲の穢を云ることとは見えず、漢國に、穢はしきこときゝつとて、耳を洗へるためしなどあるは、空理を思癖なればなるべし。）されば正しく醜穢は、見と嗅とにある故なり、さて其が中に、目に見たる穢は、淺くてなごりなき故に、其より成坐る月日の大神は、善神に坐ますを、（月神を書紀に、汝是惡神と、天照大御神の詔へることもあれど、そは一事につきてのことにこそあれ、至は善神なり、大日孁尊及月弓尊、並是質性明麗云々、素戔嗚尊是性云々などあるにて、善と惡とは玄るし。）鼻に嗅惡臭氣は、深くて其なごり亡がたき故に、須佐之男命は惡神なり、（猶次の段に其證見えたり、考合すべし。）〇所生者也は、上の例によれば、者は神字の誤か、又は者の上に神字を脱せるか、されど又本の隨にても有なむ、さて此十四柱神も、なほ伊邪那美命を以て御母とす、其由は傳七之卷三神分治の條下に云べし、

おひつきの考

且具與黄泉神相論

讀とは、文字の異なるのみにて、たゞ同じ御名なるを、並擧られたるはいかに、是は漢字にかゝはる人の爲にはいはず、古書の趣をよく知らむ人のために驚しおくなり、）御名の義、師說に、綿津見山津見などの如く、美は持にて、月夜持の意なりとあり、夜之食國を所知看す大御神に坐せば、然も有ぬべし、故都久用美と訓べき古言の例なり、月夜をば、都久用とのみ萬葉などにもよめればなり、（都伎用とあるをば、古書に見あたらず、）又黃泉と云名も相通ひて聞ゆ、美の意は今一の考もあり、そは下傳七天之忍穗耳命の條下にくはしく云べし、さてこの大御神も、即今天に坐々月に坐り、月の光を、即月讀之光とも萬葉によめり、さて男神に坐ことは疑なけれど、猶いはゞ、萬葉歌に、月讀壯子月人壯左佐良榎壯子、などよめるにても知べし、）倭姫命世記に、伊勢月讀宮の御形も、馬乘男形坐といへり、）書紀に、劒を拔て、保食神を擊殺たまふとあるも、男神と聞えたり、さて此大神を祭く御社は、式に、山城國葛野郡葛野坐月讀神社、（名神大、月次新嘗、此御社の起、書紀顯宗天皇三年の所に見ゆ、）綴喜郡月讀神社、（大、月次新嘗）伊勢國度會郡月讀宮二座、（荒御魂命一座、並大、月次新嘗）月夜見神社、丹波國桑田郡小川月神社、（名神大）壹岐國壹岐郡月讀神社、（名神大、此御社は右の顯宗卷の文に、壹伎縣主先祖云々に由れるか、）など坐り、○建速須佐之男命、建また速と申す由は、下に見えたり、須佐の事は、下傳八の始、於勝佐備云々とあるところに委いふべし、（この須を、書紀に素とかゝれたるに依て、曾と唱奉りて、淸少納言枕册子などにも、そさのをとかけるは訛なり、古書何も須とかき書紀に素字も、スとソと二音に用る字なるをや、凡て假字も何も、書紀の文字用に依て、古言

く云り、若實に陰陽と云ことあらませば、今此大御神は、左御目より成坐て、日神に坐々ば、必男神に坐べきに、女神に坐々て、返て右御目より成坐る月神しも、男神に坐は如何ぞや、陰陽の說の眞理にかなはぬ證は、此にて着明ものをや、强てかの理にかなへむとて、是をも種々言曲るは、凡て論ふに足ず、こゝに私記に、此陰陽の理の合難ことを、さま〴〵論ひたるは、猶其理を主として云るなれば、皆取に足ぬことなるを、其中に、漢家之風儀、與日域之古事、史書所注皆異、更難比擬、と云るぞ宜き說なる、凡て陰陽の理を云は、漢家の風俗なれば、御國の古傳にはかなはぬ物ぞ、又近きころ、此大神を男神なり、と云人どもゝこれかれあれども、皆おのがわたくしの强言にて、漢の理にへつらへるものなれば、云にたらず、こゝに伊勢人龍氏が云らく、日神月神者、有人之貌、身帶光明者、非外典說陰陽之精者、佛經說日天子月天子者也、日月二天子、人其形、來臨佛會、而聽說法、今時說神書者、日神月神、與懸空日月、爲各別解、未聞古人爲其說、孰信之哉と云り、この說、佛書に溺て、日天子月天子と云、來臨佛會など云るは、同誤にて、云にも足ざれども、世人の漢籍に溺たる誤をば、能辨へたり、此人の如此月日は陰陽の精に非ることを見得たるは、佛書に資る力なり、是に付てつら〳〵思ふに、世の學者の、皇國の古典の力に資て、外國の說どもの誤をえ見付ぬこそ、返々憾恨けれ、○月讀命、都久用美と訓べし、書紀云、次生月神、一書曰、月弓尊月夜見尊月讀尊、(讀も弓も借字なり、然るを此等の字につきて、御名を說などは、例の論ふにも足ず、さて書紀の旨こゝろえぬことゞもあり、まづ日神に御名ありて、月神に御名のなきはいかゞ、三御名は皆一書の說なれば、本書にはあづからぬことぞ、次に月夜見と月

大御神と書り、(御を正しく美と讀、神の迦を淸て讀奉るべし、) さて書紀には、於是共生日神、號大日孁貴、一書曰天照大神、一書云天照大日孁尊とあり、(これに天照大神と申御名を、一書曰と記し給へるは、ひがことなり、亦名とあるべきことなり、其故は、此より次々にはいづこにもたゞ、天照大神とのみ書たまへれば、一書の說にはあらず、若一書の說とせば、前後相違へるをや、又師說に、大日女貴の、女は美に通て、持の約れるなり、月夜見の見と對て知べし、貴字はかなひがたしとあり、是によりて宣長今思ふに、書紀訓注に、於保比屢咩能武智とあるは、本はオホヒルムチなりしを、後人さかしらに咩能二字をは加へたるにや、此外何れにも、ひるめの命ひるめの神などゝのみありて、ひるめのむちと云は見えず、されば大ひるむちと申せば、ムチ即メにあたれり、) 一書には、號曰天照大神と有り、一書には、謂大日孁尊とあり、萬葉にも、天照日女之命とよめることあり、さて此大御神は、即今まのあたり世を御照し坐々天津日に坐々り、されば月日は、今此御禊によりて、始て成出坐るぞかし、(此より前には、月日坐ことなし、然るを世の識者、月日は天地の初發より自然ある物とし、天照大御神月讀命をば、別なりとして、說を立るは、何の書に見えたるぞ、たゞ漢籍の理に溺れたる己が私ごとにて、甚古傳に背けり、若月日本より坐々ば、今茲成出坐るは何の神とかせむ、日神とあるなどをば、なほ日とは別なりと說曲ぐとも、書紀に、日月既生などともあるをば如何とかせむ、ひたぶるに外國の書の理說にのみ泥て、如此さだかに、成出坐る始を記されたる、御國の正しき古傳を信ざるは、いみしき邪說に非や、又漢人のいはゆる陰陽の理を以て萬を說は、みな誤なりと云こと、首卷にも委

右件八十禍津日神以下。速須佐之男命以前。十四柱神者。因滌御身所生者也。

於是洗左御目時、これは上件の十一柱神成坐て後の事なり、故書紀には、然後洗左眼云々とあり、(されば御目御鼻を洗ひたるには、かの水底中水上に滌たまふ事は竟りて後なり、) さて正しく洗ひたまふ時にあたりて成坐にはあらず、既に洗ひ竟たまふ時なるべし、故洗をば並阿良比賜比斯と訓つ、○天照大御神、照は氐良須と訓べし、萬葉十八(三十三丁)に、安麻泥良須可未とあり、(氐流と訓むも誤には非ず、神名帳に阿麻氐留神社など云もあればなり、) さて此は天を照と云とは少し異て、たゞ氐流を延て氐良須と云、古言の格にて、(立を多々須と云が如し、) 天照は、天に坐坐て照り賜ふ意、高光と云に同じ、(三代實錄元慶四年、藤原基經公を太政大臣に任たまふ宣命に、朕我食國乎平久安久天照之治聞食須故波、此大臣之力奈利とある、こは此大御神に准へて、天皇の天下知看をも、天照と云り、めづらしき詞なり、) 太字、延佳本にはみな太と作るは、さかしらに改めつるなり、(其は伊勢には、凡て然書ならへる故に、それを正しと思へるなるべし、されど此記諸本も書紀も、皆大と作き、其外の古書も、多くは然るをや、) さて又常には、御を略て大神と書とも、(大神と書てオホムガミと唱奉る、オホムは、即大御の音便に轉れる、後の唱へなり、物語文などにて、御一字をオホムと讀も、語は大御にて、今の俗言におみ某と云もおなじ、さるを重言と爲は誤なり、) 萬葉續紀式祝詞などにも多く

津國住吉大神奉授從一位、以遣唐使祈也）とあり、四座は私記に、稱四座者、神功皇后坐別殿歟と云り、（舊事紀には此に、津守連齋祠住吉云々とあり、是は右の阿曇連に准て、書添たるなり、津守連は、火明命の後なりと姓氏錄に見ゆ、さて此記に墨江之津と云、右に引る書紀文にも、大津云々とあれば、住吉は本より津にて、津守は此津を守し由なるべし、西生郡に津守郷もあるは、其人の住し里ならむ、萬葉十一に、住吉乃津守網引之云々、さて此氏の、此神を以伊都久由は、書紀神功卷に、三神誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰云々とありて、荒魂を穴門に祠たまふ時に、踐立をその神主と爲たまふ由見えたれば、其後に、和魂を津國に祠給ふ時に、かの田裳見をば、その神主と爲たまひしなるべし、さて此人にもあれ子孫にもあれ、兼て津を守りしよりぞ、津守連とは負けむ、） 又式に、長門國豐浦郡住吉坐荒御魂神社三座、（並名神大） 筑前國那珂郡住吉神社三座、（並名神大） 壹岐島壹岐郡、住吉神社、（名神大） 對馬下縣郡住吉神社 （名神大） などあり、なほ此大神の御事は、息長帶比賣命段にも委く云べし、三前は三座と云に同じ、中卷に伊豆志之八前大神とも、文德實錄三に久度古關等二前の神とも見ゆ、なほ前と云ことは、下傳十二に治吾前とある處に詳に云、

於是洗左御目時。所成神名。天照大御神。次洗右御目時。所成神名。月讀命。次洗御鼻時。所成神名。建速須佐之男命。須佐二字以音

中筒なり、(阿と那と通例多し、)又上に石土毘古と云神あり、其も此上筒に當る由、彼處にも云り、彼神名の義も、此にて知べし、此等にて、筒は都知の意なることいよ〳〵明けし、さて上八柱は某神と云、此三柱は命と云、此は殊なる意あるには非じ、(書紀には、綿津見三柱をも命といへり、)○上件十一神のこと、上傳五の大事忍男神以下十神のところと考へあはすべし、○墨江之三前大神、墨江は津國の住吉をいへるなり、(住吉を須美與志と唱るは、後世のことにて、那良のころまでは、須美能延とのみ云り、まづ此記には墨江とかき、書紀萬葉には、住吉と書ても須美乃延とよみ、又萬葉に墨之江清江須美乃延など有て、須美與志と云ることは一もなし、)此處に此大神の鎮坐ることは、書紀息長帶比賣命西國より海路を歸上り給所に云、忍熊王引軍更返、屯於住吉、時、皇后聞忍熊王起師以待之、命武内宿禰懷皇子、横出南海、泊于紀伊水門、皇后之船直指難波、于時皇后之船廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、於是天照大神誨之曰、云々、亦表筒男中筒男底筒男三神、誨之曰、吾和魂宜居大津渟中倉之長峽、便因看往來船、於是隨神教以鎮坐焉、則平得度海と見え、攝津國風土記に、所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而、巡行天下、覓可住國、時、到於沼名椋之長岡之前、(前者、今神宮南邊是其地、)乃謂、斯實可住之國、遂讃稱之云眞住吉國、乃是定神社、今俗畧之直稱須美乃叙とあり、(西の國々なるをも、同く住吉と云は、此名を取れるなり、)和名抄、攝津國住吉(須三與之)郡、神名帳此郡、住吉坐神社四座(並名神大、月次相嘗新嘗、)○續紀に、延暦三年六月、叙正三位住吉神勳三等、同年十二月、叙住吉神從二位、日本紀略、大同元年四月、攝

引たるが如し、又阿曇犬養、海神大和多罪神三世孫穗己都久命之後也とも見えたり、(舊事紀に、天造日女命、阿曇連等祖、)○子孫は須惠と訓べし、下卷に袁祁命の、押歯王之末奴と名告給へる、末は子孫の意なればなり、(此は實は其御子にて、子孫にはあらねど、言は子孫といふことなり、書紀には御裔僕と書り、)是に依て、某の子孫などあるをば、皆須惠とよむべきなり、中昔も今も然云なり、(書紀にウ。ミ。ノ。コ。と訓るは、子孫八十連屬、又生兒云々生子云々とも書り、此訓は正くは萬葉廿に、宇美乃古能伊也都藝都岐爾など有に依り、されど此は、子孫の末が末までをかけて云ときは稱にこそあれ、たゞ某子孫などあるを、然訓むはいかゞなり、凡の稱に此の如き差別あることとなるを、文字だに同じければ、いづこも〳〵同く訓るは、たゞ文字にのみ依て、古言を思はぬ故なり、同字を書ども、そのさまに依て、古言は異ることを思ふべし、又ハ。ツ。コ。と云訓もあれど、さだかなる證を見ず、)○筒之男、(此三柱の神名をツ。ヽ。ヲ。と訓は、書紀に筒男と書るをのみ見て、此記をも考合さゞるひがことなり、)筒は都知と同き由、上傳五石土毘古神の下に云り、猶此次にも云を見よ、さて其都は例の之に通ふ助辭、知は男の稱名なり、その例いとおほし、上傳五野椎神の條下にくはしくいへり、都知之男と連く例は、建御雷之男などの如し、如此れば筒は借字にて、上の都は、底津中津上津と上へ屬、(綿津見の三柱の例にても知べし、)下の都は之男へ屬言なり、(後人はただ文字にのみなづみて、同例の神名多きをも、文字の異なるまゝに、得さとらぬぞかし、又都々を敬の意に取るなどは、例の言にもたらぬ強言なり、)さて書紀一書に、磐土命とあるは此上筒、底土命とあるは底筒、赤土命とあるは

後也、などあればなり、拆は、又彼國に佐久郡あり、此によるにや、さてかく信濃國に此氏の由縁どものある、其故は未考得ず、又姓氏錄に、安曇連、于都斯奈賀命之後也ともあり、此記に依れば、奈賀は賀奈の寫し誤か、又式に、對馬上縣郡和多都美御子神社と云もあり、さて阿豆美といふ由は、(阿曇と書く曇字ハ、ドムの音を轉して用るなり、)書紀應神天皇三年、處々海人訕哤之不從命、則遣阿曇連祖大濱宿禰、平其訕哤、因爲海人之宰、(又履中卷に、對曰、淡路野嶋之海人也、阿曇連濱子云々、此段をも考べし、是も海人を掌れる據なり、)とあるを考るに、此氏は海神の子孫なるから、固り海人のことを執し故に、其訕哤を平げしめたまひ、さて其宰に爲ては、いよ〳〵其事を掌りつるを以て、海人つ持と負せしが約りたるなるべし、(麻を畧き、母智を約て美と云なり、其例は既に前にいへり、)かの志訶の海人の名高き、(書紀神功卷にも見え、萬葉歌にも多くよめり、)も此由なるべく、又姓氏錄に、海犬養(海神綿積命之後也、)凡海連(同神男穗高見命之後也、)なども、海人に依れる姓なるべし、又高橋朝臣と此姓と、世々御膳のことに與れり、高橋の然る由緒は、景行天皇の御世の故事、書紀にも姓氏錄にも見えたるを、此姓のことは、如何なる由とも物に見えず、是も海人を掌るより事起しなるべし、(海人は御饌物を取者なればなり、)和名抄に、筑前國糟屋郡に阿曇鄕あり、(今本曇を雲に誤れり、)こは此氏人の住し故の地名なるべし、さて此氏は連の加婆泥にてありしを、(書紀卷々に出たる、みな阿曇連とあり、)天武卷十三年十二月戊寅朔己卯、阿曇連賜姓曰宿禰、(持統卷五年に詔して、祖墓記を上進らしむる十八氏の内にも入れり、)さて姓氏錄に載れるは、上に

なきものをや、然ればこは、ワ。タ。ツ。ミ。ノ。カ。ミ。ノ。社と訓べきなり、此外諸國に往々に海神社とある、みれ同じことなり、）對馬嶋上縣郡和多都美神社、（名神大）下縣郡和多都美神社、（名神大）和多都美神社なども、式にも國史にも見ゆ、○阿曇連、阿曇は氏姓、連は加婆禰にて、（氏姓加婆禰のことは、下卷遠飛鳥宮段に委く云、）牟良自と訓、（萬葉八中臣朝臣武良自、續紀九紀朝臣牟良自など、人名にも見ゆ、）群主の意か、（主を自と云は、宮主の如し、戸母主の自も此なるべし、）其群の中の主と云意なり、（凡て加婆禰は、貴みて云稱なり、故師は崇名の約りたるなりと云り、）さて連字を書故は、さだかならず、（禮記王制に、十國以爲連、連有帥云々、注に、合十國爲連、比有帥以統之也とあり、是を取れるなりと谷川氏は云き、さも有べきか、群主の意、即かの連帥に似たり、又）萬葉廿（廿丁）に、多々、美氣米牟良自加已蘇乃と續たるは、疊薦を編と云かけたるなり、（阿を畧く）とある師說をもて思ふに、たゞ語の上のみの續けにも非ず、牟良自と云に、編連る意ある故にても有べし、○其綿の其字は、許能と訓べし、（字は漢文の格に從てかけれども、御國の語にては、此は曾能にても加能にてもわろし、必許能といふべき所なり、）○宇都志日金拆命、宇都志は顯なり、（書紀神代卷に、顯此云于都斯、此外もおほし、）日金は、式に信濃國更級郡氷鉇斗賣神社、和名抄に同郡氷鉇、（比加奈）鄉あり（又斗女てふ鄉もあり、）此より出たる御名なるべし、其故は、彼國に安曇郡（和名抄、信濃國郡名安曇、阿都三とあるを、今本には、この三を之に、あやまれり、）もありて、其郡に穗高神社（名神大）式に見えて、姓氏錄に、安曇宿禰、海神綿積豐玉彥神、子穗高見命之後也、又安曇連、綿積神命兒高見命之

同じ、（是を延佳が伊豆と訓るは、甚く誤なり、）祖神登母知云々と訓べし、伊都久は齋なり、萬葉十九（三十六丁）に、住吉爾伊都久祝之云々、又（三十五丁）春日野爾伊都久三諸の云々、書紀に爲天孫所祭ともあり、又記中に伊都伎奉とある傳十二大國主の神の下と、拜祭とある傳十五天孫降臨の條下と同義に聞ゆれば、拜祭をも伊都伎祭と訓べし、（なほ彼處に云べし、）さて此神は、官帳に筑前國糟屋郡志加海神社三座（並名神大）とある是なり、（式今本に、海神社をウミノ神社と訓るはひがことなり、）貞觀元年に、此神に從五位上を授奉たまへること、三代實錄に見ゆ、この神社、志賀嶋と云に有て、今は那珂郡に屬りとぞ、（志賀嶋、福岡より海上三里なり、）書紀景行卷に志我神とあり、萬葉七（二十一丁）に、千磐破金之三崎乎過鞆、吾者不忘牡鹿之須賣神、又十六に、糟屋郡志賀村、和名抄同郡に志訶郷あり、（今本訶を阿と誤れり、）書紀釋に風土記を引て、糟屋郡資訶嶋、昔時氣長足姬尊、幸於新羅之時、御船夜時來泊此嶋、有陪從名云大濱小濱者、便勅小濱遣此嶋覓火、得早來、大濱問云近有家耶、小濱答云、此島與打昇濱近相連接、殆可謂同地、因曰近嶋、今訛謂之賀訶島とあり、此處は、萬葉歌などにも多く見えて、名高き地なり、（此地名、萬葉にあまた所に出たる、鹿とも四可とも之加ともかき、其外古書どもに、多くは清音字を用ひたれば、加を清むべきなり、今も清て呼ぶとぞ、）此外海神社は、播磨國明石郡海神社、（名神大云々、これを式今本に、タルミと訓るはひがことなり、垂見村に坐ゆゑに、推當に訓るなるべし、もしタルミならば、垂字脫たるかとも思へど、臨時祭式にも三代實錄にも、たゞ海神とあれば、脫字に非ず、又海一字をタルミと訓べき由も

注に、訓レ建云二多祁夫一とあるに同じくて、共に言の居たる方を注したるものなり、

此三柱綿津見神者。阿曇連等之祖神以伊都久神也。伊以下三字以音下效此故阿曇連等者。其綿津見神之子宇都志日金拆命之子孫也。宇都志三字以音其底筒之男命中筒之男命上筒之男命三柱神者。墨江之三前大神也。

綿津見のことは、上傳五同神の下にいへり、○祖神は意夜賀微と訓べし、すべて上代は、父母に限らず、幾世にても、遠祖までを通はして、皆たゞ意夜と云り、(其證は古書にあまた見ゆ、父母は其意夜の中の一世なるが、有が中に近く親き故に、殊に其稱を專と負て、後には意夜といへば、たゞその父母のみの稱の如くなれりしなり、後世のならひを以て古をな疑ひそ、)故古書には祖字を意夜と訓て、親のことにも用ひたり、(意富々々遲意富遲などは、事を分て云ときの稱にて、すべては何れもみな意夜なり、)書紀には遠祖上祖本祖始祖など書て、登富都意夜と訓り、是も古稱にて、萬葉(十八)にも遠都神祖などあり、されど此記には何れも祖とのみありて、遠祖など書ること一も無れば、たゞ意夜と訓例なり、されば上代には、某姓の本祖と云をも、たゞ祖とぞ云けむ、又子と云も、己が生るに限ず、子々孫々までかけて云稱なり、此事は後に出、○以伊都久神、記中此語多し、傳七御誓約の段又同二十二二十五の卷々ところ〴〵に云、祝詞に、持齋波利持可々呑持佐須良比などある持と一にて、もてなすもてはやすなどの母弖に

ことを、凡て明しとも清しとも直しとも云り、即此卷に汝心之清明云々、中卷に淨公民、書紀に清心、明心、赤心、萬葉廿に安加吉許己呂、また大夫乃伎欲吉彼名乎云々、續紀宣命に、明支淨支直支誠之心以而、などあるを以知べし、(後世にたゞ阿加伎は明字、赤字などの意、伎與伎は清字淨字などの意、那本伎は直字の意とのみ心得るは、古意にあらず、)故黄泉の穢惡に因て、先世間の諸の禍害をなしたまふ禍津日神、初に成坐し、其凶惡を滌清むとして、世間の諸の凶惡を吉善に直したまふ直毘神、その次に成坐し、さて滌清め竟て、吉善なれる時に、伊豆能賣神成坐るなり、〇注に并三神也とあるは上の禍津日二柱は、云々而所成之神者也と、既にことわれる故に、其次より三柱を總言なり、〇次於水底、この次も、底津綿津見神の成坐る次序を云なり、(伊豆能賣神成坐て、さて次に水底に入て滌たまふ、と云にはあらず、)〇於中、こは水底水上に對たれば、必水中と有べき故に、延佳が水字を補たるは、然ることながら、諸本にも水字なきに就てなほ思ふに、水底水上と云は、みな古言なるに、水中(みなかも同じ)と云は、凡て水内を廣くいふ言にこそあれ、底と上との中間を然云る例はあらざりし故に、たゞ中とのみ云るにやあらむ、(底と上とに水をいへば、中はおのづから其中間とは聞ゆ、)さて於中と於水上との上に、おの／＼次字なきは、底中上の前後はなきに似たれども、此の事の樣を思ふに、必底より中上と次第あるべし、〇上津云々、注に訓上云宇閇とある、これは訶美と訓まじきが爲の注なり、宇波都と訓べし、宇閇は、上某とつゞく言あるときは、凡て宇波と云例にて、書紀に、上國此云羽播豆矩儞とあるたぐひなり、然るを今宇閇と注したるは、記中に伊都之男建蹈建而とある

ること、右にいへるが如し、今の世の言にも、何にてもよからぬ事の盡終るを、明といふは、此意にかなへり。）書紀には此神なし、然る故は、中筒男命を一書に赤土命とあるを、此神に當たる一の傳なり、（那加豆都と阿加豆知と阿伎豆比と皆通ふ。）この事上傳五御禊の段下所々にもいへり、式出雲國出雲郡に、神魂伊豆乃賣神社あり、○禍津日神より伊豆能賣神まで、次第に成坐る義を、なほ委曲に云むには、先世中に所有凶惡事は、みな黄泉の汚穢より起るものなり、（下須佐之男命のこと考合すべし。）故古には萬の凶惡ことを、凡て穢しとも麻賀とも云り、書紀に黑心濁心惡心など書るを、何もキタナキコヽロと訓、續紀宣命に岐多奈久惡奴、又穢奴、など見え、祝詞式に、惡事古語麻我許登と見え、書紀景行卷に禍害、此記に禍、又死ねと云ことを、麻賀禮とあるなど是ら伎多那志とも麻賀とも云るは、皆凶惡き意なり、（後世に伎多那伎は穢字の意麻賀流は曲字の意とのみ心得るは、古の意にあらず、穢字も伎多那伎中の一の意、曲字も麻賀の中の一の意にこそあれ。）さて萬の事に凶惡を吉善なすを令直と云、吉善なるを直るといふ、（此語は今世まで古意を失はず、萬事にいふなり。）故上文に、汚垢を滌清むることを、其禍を直すとあり、（汚垢は凶惡きこと、滌清むるは、其凶惡を吉善なすなればなり、然るを後世の心にては、直すはたゞ物の枉書れるを矯直すことゝのみ思ふから、祓は心のまがれるを正すなど云僻説あれど、右に云如く、古に麻賀と云るは、何事にても凡て凶惡ことを、直すと云は、何事にても凶惡きを吉善なすを云ること、今世の語にても悟れ。）かくて世中に所有吉善事は、皆此御禊より起るものなり、（日神などの成坐る所、考合すべし。）故古には、萬の吉善

卷に、嚴瓮此云怡途背、また時勅道臣命、今以高皇產靈尊、朕親作顯齋、用汝爲齋主、授以嚴媛之號、而名其所置埴瓮爲嚴瓮、又火名爲嚴香來雷、水名爲嚴罔象女、粮名爲嚴稻魂女、薪名爲嚴山雷、草名爲嚴野椎、天皇嘗其嚴瓮之粮云々、又垂仁卷に、以天照大神鎭坐於磯城嚴橿本而祠之云云、出雲國造神賀詞に、伊都幣又伊豆能眞屋又伊豆能席などあり、是皆神を祭時の事にして、齋清淨つる意を以て、伊豆とは云なり、(書紀に嚴字を用られたるにつきてかの稜威と一に心得るは誤なり、稜威は健ことを云、嚴は清ことを云れば、本より別なり、神を祭るときの種々の物を健きことを以て名くべき由なきを思ふべし、然るに嚴字をしも書れたるは、嚴く重く忌清むる意にや、されど又伊加志矛にも、嚴矛と書れたる、伊加志と稜威と意近ければ、まぎらはしきに似たり、又伊加志に重字を用ひられたる所もあり、祝詞式には茂御世とも書り、これら猶よく考明らむべきことなり、されどそはともまれかくまれ、右の嚴は、此の伊豆と同意にして稜威とは別なり、此記に稜威をば皆伊都とかき、嚴をば皆伊豆とかき、書紀にも神代卷に、稜威は此云伊都と注し、嚴は神武卷に、此云怡途と注して、清濁分れたり、然るに世に、稜威の都をも濁りてよみ來れるは誤りなり、)又伊都久伊波布伊牟なども、本は穢惡を除去て、清明する意なれば、皆此伊豆より出たる言なり、(後には、伊都久は敬ふ方に、伊波布はことぶく方に、伊牟はきらふ方になりて、別意なるが如くなれど、本は皆一にて、古書には相通はしていへること多し、)又齋忌齋庭などの齋も伊豆と同意にて、語も本一なり、かゝれば此神は、御禊によりて、穢惡き麻賀を神直び大直びに直し清めて、直く清く明くなれる御靈なり、(伊豆は即明づな

志給比氏云々とある、是等は神議に議賜神逐に逐賜など云類の語にて、たゞ直し賜と云ことと
なり、(これらは此の神名を申せるには非ず、彼祝詞どもの前後の語をよく見てわきまふべし、思ひまがへて神名とすべからず。) 直し賜と云ことを如此言るにて、此の神名の意をも曉りてよ、又大殿祭祝詞に、漏落武事乎波、神直日命大直日命、聞直志見直志氏、平良氣久安良氣久所知食登白、こは此の二神を指て申せり、(倭姫命世記に、多賀宮一座、豊受荒魂也、伊弉那伎神所生神、名伊吹戸主、亦名曰神直日大直毘神と云り、此神の豊受大神の荒魂に坐は、いかなる由にかしらねど、伊吹戸主の此神たる由は、大祓詞に、遺罪波不在止、祓給比清給事乎云々、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏牟云々、これ此の穢を滌清むると同意にて、此神に當れり、凡てかの世記は、信べき書には非れども、かゝる事は、古傳說ありて記せるも知がたし。) ○伊豆能賣神、今本は何れにも神字無し、こは延佳が補たるぞよき、凡て此前にも後にも生ませる神てふ神に神といはぬ例なければなり、(彌都波能賣なども、書紀には神とはなれど、此記には神とあり。) 伊豆は、既に汚垢を滌祓て、明く清まりたる意にて、明津の約りたる言なり、(阿伎は伊と約る。) 前に出たる速秋津日子日女二柱はこの神なりと、傳五彼所の條下ところ〲にその由を云り、引合せて考べし、又大祓祝詞所謂、瀨織津比咩は禍津日に、氣吹戸主は直毘神にあたれば、此神の速開都咩に當ること更に明けし、(但しかの祝詞に、先速開都咩を云て、後に氣吹戸主を云るは、次序の合ぬに似たれど、彼は穢惡の歸方を云る物なる故に、氣吹戸主は後にあり、次文に、根國云々とあるを以て見よ。) さて伊豆てふ言の例は、書紀神武

然るに是を、穢を以て心の枉れるを直すこと、するは、甚く誤なり、そは麻賀流とは、たゞ物の形の枉曲をのみ云なれたる、後世の意になづみて、古言の麻賀の意をえしらず、又動れば儒佛を羨て、心法を説むとする學者の癖なり、書紀に、將矯其柱など書たまへるは、麻賀と云那富須と云語によりて、文をつゞりたまへるものなれば、字になづむべきに非ず、凡て禊秡は、身の汚垢を淸むるわざにこそあれ、心を秡ひ淸むと云は、外國の意にして、御國の古へさらにさることなし、もし心を主とせば、御心之禊とこそ云べきに、さはなくて、上段にも御身之禊と云、書紀にも盪滌身之所汚とあるはいかに、輕き方を擧て、重き方を畧くべき由なきを思へ、かにかくに心法のさだは私事なり、下文に、汝心之淸明などもありて、心の淸き穢きを云も、常のことなれど、秡をして心を淸むと云ことはなし、又須佐之男命の、我心須賀須賀斯とのたまへるも、心法の事に非ず、その由はそこにいふべし、）爲は將字の意に用ひたるなり、（其由は首卷に云り、）

〇神直毘神、大直毘神、直とは、未直からざるを直す意の御名なり、既に直れる意にはあらず、上に爲直とあるを以てさとるべし、（同言ながら、なほきなど云は、既に直れるを云、なほすは直からざるを直からしむる爲を云て、既に直きに至れる意には非ず、然るに大直毘神を、口決などに、旣に淸明時生神なりと謂るは、かなはず、）されば此二柱は、穢より淸にうつる間に成坐る神にして、直毘とは禍を直したまふ御靈の謂なり、（毘を日意とするは非ず、）御門祭、祝詞に、四方四角與利疎備荒備來武、天能麻我都比登云神乃言武惡事爾、相麻自許利相口會賜事無久云々、咎過在乎波、神直備大直備爾見直聞直坐氐云々、遷却祟神祝詞に、神直日大直日爾直

るべきならねばなり、又繁字を添たるも、別に一つの言たるべし。）萬葉四（五十四丁）に、牟具良布能穢屋戸爾とあり、（これをも今本に、ケ。ガ。シ。キ。ヤ。ド。と訓るは、ひがことなり。）繁は斯伎の借字にて、（しげきを、古言に斯伎と云り。）醜の意なり、然由は萬葉十三（十四丁）に、小屋之四忌屋爾、掻所棄破薦乎敷而、掻將折鬼之四忌手乎指易而、云々（第十六卷にも爲支屋とあり。）とよめる、鬼之四忌手は、鬼乃志許草と同じ重言なれば、四忌も醜なり、さて此歌に醜屋ともあるを以て、醜國とも云つべきことをさとるべし、又萬葉十六（二十三丁）に、世間之繁借廬爾住々而云々。（云本に繁をシ。ゲ。キ。と訓たれど、さては哥の意にかなはず。）とあるは、醜の借字に繁とかける正しき例なり、さて上には志許米岐穢國と云、こゝには其を上下にして、穢醜國と云る、たゞ同じことぞ、○汚垢は、二字を祁賀禮と訓べし、（如此よみて、垢の意は足れり、別に阿加と訓むはわろけむ。）○因字は、所到の上にある意に看て、時之汚垢とつゞけて心得べし、（此方の漢文章には、かゝることつねに多し。）文のまゝに看ては、いたくことたがへり、さて此の文をよく思ふべし、世中の諸の禍害をなしたまふ禍津日神は、もはら此夜見國の穢より成座るぞかし、あなかしこ〳〵、○之神、今本に神之とあるは誤なり、一本に因て改つ、上にも、因御刀所生之神者也とあればなり、○其禍とは、禍津日の禍にして、即穢國の汚垢を云なり、禍字麻賀と訓べし、（マ。ガ。レ。ル。ヲ。と訓むはわろし。）○爲直は、那富佐牟登志弖と訓べし、（那富須は令直なり。）直すとは、即滌ぎ清むるを云なり、（別に其事あるには非ず、されば次と云も、例の所成神に係て云言なり、さて汚穢を禍と云、清むるを直すと云よしは、下に委く云べし、

るを思ふべし、猶よりどころあり、次の禍津日神の處に云り、引合せ見よ、）○迦豆伎は、水中に入ことにて、濳字を書り、此言中卷訶志比宮段の歌、書紀神功卷哥にも見え、又萬葉などに多し、水鳥の没るをもいひ、海人の海底に入て物とるをも、体語にも云り、師云、迦豆久は、拜を額衝と云如く、水に頭を衝入てふ意の語なりと云れき、○滌は曾々岐賜と訓べし、これ即御禊なり、○所成坐、すべて他の神等には、たゞ所成とのみ書るを、今汚垢に因て成る神にしも、如此坐字を添て書ること意あり、委く首卷に云り、○八十禍津日神、大禍津日神、禍のことは次に云べし、津は助辭、日は濁る例にて、（借字なることはさらなり、）次の直毘の毘も同じ、この辭の意は、上傳三產巢日神の條下に委いへり、八十は禍の多きをいひ、大は甚しきを云にや、書紀には大禍津日は無し、又の一書に大綾津日神あり、（三代實錄三十五に、下野國綾都比神、）阿夜と麻賀と同き由、すでに上傳五御禊の段の下にいへり、遠飛鳥宮段に、八十禍津日前といふ地名あり、（倭姬命世記に、荒祭宮一座、皇大神荒魂、伊弉那伎大神所生神、名八十枉津日神也、一名瀨織津比咩神、是也と云り、此書は僞書なれども此神を皇大神の荒魂と云こと由あり、下に云べし、これらは古傳說ありてや云つらむ、又瀨織津比咩は此神の亦名といへると、右にいへる考へと、引合せて見べし、）さて世間にあらゆる凶惡事邪曲事などは、みな元は此禍津日神の御靈より起るなり、其由は下に委く云べし、○穢繁國は、伎多那伎斯伎具邇と訓べし、（今本のまゝに、祁賀良波志伎國と訓むも、事もなく聞ゆめれど、なほ熟思ばわろし、其故は、上段に穢國とあるは、伎多那伎久爾と訓て、そは書紀に訓注あればうごかず、されば、同じことの、忽こゝにて言のかは

津見神。訓上云宇閇 次上筒之男命。

上瀬下瀬は、上に云る如く、橘小門は川の落口なるべければ、其處の瀬々なり、遠飛鳥宮段の哥に、賀美都勢とも斯毛都勢とも見ゆ、萬葉などにも多し、○瀬速とは、流の急きを云なり、弱に對へて云れば、はげしき意を兼たり、○瀬弱とは、流の緩なるを云なり、さて速にも弱にも、瀬てふ言を上に置るは、古言と聞ゆれば、瀬速をも、勢婆夜斯と波を濁て一言に讀、瀬弱をもその心ばへに讀べし、さて弱を取たまはぬは、あまり流の緩處は、潔からぬ故なるべし、○詔之は能理碁知賜氏と訓べし、(のりごとしの、としを切てちと云なり、) 書紀に興言曰とあればなり、○初とは、所成坐神と云へ係れる言なり、(中瀬へ係て云には非ず、) かの次國稚云々とある次の例なり、(其由は、傳三之卷に委く云り、考合すべし、) ○中瀬、凡て物の中間を中と云は、もと此中瀬より出たる言にて、清明と云ことならむか、(阿と那と通ふはつねなり、即此段の神名の赤土命は、中筒之男なること、上にも下にも云るがごとし、) 其故は、今禊したまひて、清明くなりたまふ瀬なればなり、○隨字は降の誤なるべし、(中瀬の隨とては通えず、又上に於字を置たるも、隨字を用たる處の例に異なれば、決く誤なり、又一本に墮と作るも誤なり、降字を、隨とも墮とも、草書より誤りつべし、此記などは、昔も草には書まじく思はるれど、草の似たるより誤れる例も多く見ゆ、) 中瀬爾淤理と訓べし、書紀他田宮卷に、下泊瀬中流などあるさまなり、大祓詞に所謂る瀬織津比咩は、此の故事もて稱たる御名にて、瀬降の意なり、(今此に大神の、穢を滌き去たまはむとして、瀬に降りたまふと、彼神の大海原爾持出奈武とあると、全く同意な

葉などの如く、一音に多くの字を用ひたるはまれなり、殊にイの假字には、伊の一字をのみ用ひて、他字を書る例なし、凡て例なき字を用ひたるは、いとまれ〳〵のことなり、書紀萬葉の如く、假字を泛く心得て、みだりに改むべき書にあらず、そのうへ此は、此記カヒとつゞける言には、必甲斐とかく例にもかなへれば、誤字ならぬこと明らけし、又棹の意としては、辨羅てふ言も解難きをや、）さて左方の三神を各奥某といひ、右方の三神を各邊津某と云て、左と右とを奥と邊とにあて、又その左なるも右なるも、各疎（奥にあたる）と波限（邊にあたる、）と甲斐（間なり、）とを以三神に當たり、されば六神の御名いづれも、上に奥邊と云ると、下に疎波限甲斐と云るとは、別に離して意得べし、（もし連て見るときは、奥津那藝佐と云名など、いと意得がたくこそ、）さて前の六神（飽咋神以前、）は陸路の神、此の六柱は海路の神なり、

於是詔之上瀨者瀨速。下瀨者瀨弱而。初於中瀨隨迦豆伎而。滌時。所成坐神名。八十禍津日神。訓禍云摩賀下效此　次大禍津日神。此二神者。所到其穢繁國之時因汚垢而所成之神者也。次爲直其禍而所成神名。神直毘神。毘字以音下效此　次大直毘神。次伊豆能賣神。幷三神也。伊以下四字以音　次於水底滌時所成神名。底津綿上津見神。次底筒之男命。於中滌時所成神名。中津綿上津見神。次中筒之男命。於水上滌時所成神名。上津綿

するなり、さて右は邊なることしるし、砌も邊の意にかなへり、（又萬の事を、まづ右手して爲も、邊のこゝろばへありて、左は奧なるがごとし、）上の諸の山津見の成坐るも、左手に志藝山津見、右手に戸山津見なり、これもこゝの奧と邊とに合へり、さて淤伎と淤久とは同言なり、邊は端方なり、波志を切て比となり、比倍を切て閉となれるなり、（故海邊を宇那備、濱邊を波萬備、岡邊を乎加備、とも古哥によめり、）疎は、古書に多く放又離字などをも訓り、今言にも遠ざかると云、即其意なり、（佐加留と佐久留とは、自然ると、物を然するとの差あり、）さて今奢加留と註して、奢を濁るは、奧より言の連くゆゑなり、那藝佐は、卷末に波限と書り、下傳十七其處の下にくはしく云べし、甲斐は間なり、山間を峽と云がごとし、（甲斐國も、山間國といふことなり、）間はもと合の意にて、彼と此と合處を云るより出たり、此は疎處と波限との間の意ぞ、（祓詞に八鹽道乃鹽乃八百會と云るも、此の間の意にかなひ、合にもおのづから通へり、なほ加比と阿比と通ふ例は、花の散かふも散相なり、又心をかはす詞をかはすも、合すなり、古哥に、眞玉手之玉手指更佐宿夜など云も、指合せにて、加波之といふも又同じ言なるをおもへ、）辨は方なり、羅は下に置助辭にて、例多き中にも、萬葉十四（二十九丁）に、與許夜麻敝呂、（横山方なり、）とよめる呂と全く同じ、さて疎は、海路にて奧なれば、甲斐辨羅は、奧と波限との間方と云意の御名なり、（師は、萬葉二の長哥に、奧津加伊邊津加伊と云ることあり、奧津船の掉邊津船の掉にて、此の神名は是なり、さて掉の假字は、右の如く加伊なれば、こゝの斐字は、異の誤なりとて、改められつ、されど此説はいたくわろし、此記は凡て假字の文字すくなくして、書紀萬

三日、勅充壹岐嶋冑并手纏各二百具」などあり、和名抄には射藝具に、鞲和名多末岐、一云小手也とあり、まことに後に云小手の如くなる物と聞えたり、(射藝のみの具になれるは、後の事なり、上代には常にも著る物なりき、)又是を手結とも名しにや、萬葉三(三十四丁)に、丈夫乃手結我浦とつゞけよめり、足なるを脚帶といへば、手なるをも然も云けむ、(師云、西宮抄に手纏足纏とならべ云る、足纏はアユヒと訓べければ、手纏もタユヒと訓べきことゑるしと云れき今思に、萬葉に右の如くつゞけたるは、手纏の意なれば、手纏をもやがて多由比とせむも、物は違はず一なり、然れども名は別なるべし、もし多由比ならば、此記にも手結と書べきを纏字をかけるは多麻伎なるゆゑなり、此記の例必然り、其上萬葉十五和名抄などにも、多麻伎とあるをや、たゞ同物に二の名ありしなりけり、)又右の萬葉十五なる歌に依れば、此物にも玉を飾しなり、(但しかれは、たゞ手にまける玉と云ことにて、此手纏と云物のことにはあらぬにや、ともおぼゆ、されど手に玉を纏たる、其すなはち手纏なり、)さて書紀には爰に、此手纏のこと見えず、是下の六柱神も凡て無し、○奥疎神、これより下六柱の御名は、一に合て說べし、まづ左の御手纏に成る三神を奥と云ひ、右のに成る三神を邊と云、奥は海の奥邊は海邊にて、常にも對言なり、さて左を奥に當るは、師說に、萬葉九に、吾妹兒者久志呂爾有奈武、左手乃吾奥手爾纏而去麻師乎とある、即此意なりと云れき、(今思ふに、釧は臂にまく物なれば、臂を手の奥と云意にて、左手を奥手と云るには非るか、とも覺ゆれど、左右共にまくべき物に取分て左手としも云るは、左を奥として、殊に重くする意にてよめるなるべし、)此に依らば、左手を奥手と

にも、上古冠のことを云ることさらに見えず、(景行紀雄略紀などに衣冠と云ことあれども、そはたゞ文章のみにて、實は冠のことを云るには非ず、) 如此れば、推古御卷十二年始行冠位、とあるや、實に冠の始なりけむ、(首服なかりしといはゞ、吾御國の不足ことに人思ふべけれど、そは例のみだりに他國をうらやむひが心なり、無も有も風儀なれば、いづれをよしとか定めむ、もし心あるべき物といはゞ、他國にても、女は服ぬはいかにぞや、それも服ぬならはしなればこそさてあれ、女は必服まじき故あらむやは、なほいはゞ、御國には右の如く、髻華あり鬘ありて、玉をさへ飾れりしかば、冠なしとて、首服は何のあかぬことかあらむ、) 然有ども今こゝに、此大神の御冠を云るうへは、無といふ論は、表には立がたくなむ、(上代冠ありとせば、推古紀に始行とあるは、其階級を始て定め給ふなり、) 出雲風土記神門郡に、冠山と云を記して、大神之御冠とあり、(此大神は、大穴牟遲命を申すなり、) これらは古傳と見ゆ、(後世の書に、應神天皇の御冠の、傳はりて存しことなどあるは、證とすばかりのことにもあらず、) ○飽咋之宇斯能神、書紀には御冠のことは無て、投其褌、是謂開囓神、とあり、名義飽は、冠にまれ褌にまれ、脱たる處の口の開たる貌、咋は角杙などの久比と同じきか、(又借字ながらも、秋杙などは書ずして、飽咋開囓などかけるを思へば、久比は久知の轉れるか、又口に見成して咋ともいへるか、咋ももと口に依れる言ならむ、) 神名帳に、和泉國大鳥郡開口神社あり、○手纒、書紀仁徳卷、田道てふ人の、蝦夷と戰て死し所に、時有從者取得田道之手纒、與其妻、乃抱手纒而縊死、萬葉十五(十三丁)長哥に、和多都美能多麻伎能多麻乎云々、三代實錄に、貞觀十二年正月十

大袴志太乃波加萬、和名抄に、褌須萬之毛能、一云知比佐岐毛乃などあり、如此分て呼は後のことにて、本は袴も褌もたゞ波加麻なるべし、(字には抅るべからず、此に褌字を書たれども、必しも特鼻褌などの事とも定むべからず、かの雄略卷哥に、那々陛鳴絁とよめるを以て、表の裝束なるをも、波加麻と云ることを知べし、)○道俣神、書紀には此神なし、(船戸神を岐神と書り、又猿田彦神を衢神とあれど、そは別なり、)かの道饗祝詞にいはゆる八衢比古八衢比賣は、此神なるべし、(一神を比古比賣と分ても申し、又其二神を合せても申す例多し、此事上にいへり、)さて袴の股の分れたる所衢の如し、故此神成坐るなるべし、○御冠は美加賀布理と訓べし、此名は萬葉五(二十九丁)に、麻被引可賀布利、(俗にひつかぶると、いふことなり、)又廿(十五丁)に、美許登加我布理(命を蒙るなり、)などある如く、本は加賀布留と云用言なるを、躰言に云たるなり、字鏡には、鬘鬘同、加々保利、また幘、首服也頭巾也、比太比乃加加保利とあり、(保と布とは通音なり、)然るを和名抄に、冠又幞頭を加宇布利とあるは、音便に轉れる言なり、(かむゝりかむりなども云り、)さて皇國に上代は冠は無りしと云說あり、(漢籍にも北史に、御國のことを記して、頭亦無冠、但垂髮於兩耳上、至隋其王始制冠云々といへり、)姑く是に依て思ふに、證あることなむある、まづ上代の首の飾を考るに、髻の玉又鬘などは固りにて、宇受と云物あり、倭建命の御歌にも見えたり、書紀に髻華と書て、髻に草木の枝、又やゝ後には、金銀など以作ても刺たる物なり、もし冠あらば、さる物を髻に刺べき由なし、此を冠にも刺は、後の事にこそあらめ、本は直に髻に刺たりしこと、かの字もても知らる、又此記にも書紀

あれども、彼は表に着たまへる御袴のことなれば、妨なし、後世にも后宮名目抄に、御したも、下裳と書、是は御湯具の事にて、末々にては、おゆもじなど申し侍る云々とあり、下裳とは、女は表に着る裳ある故に、それに別むために、下と云るなるべし、）○時置師神、置字は直の誤にやあらむ、然ば登伎那富志なり、又本のまゝならば、登伎淤加志と訓べし、一本又元々集に引るには量と作り、これもいかゞ、時は解なり、置師は、立を多々志と云如く、置を延たる言なり、こは御裳を解置たまふ意の御名にや有らむ、（貫之集に、あひしりたる人の、ものへゆくに、ぬさやるとて、ゆくけふもかへらむときも、玉ぼこのひきもの神をいのれとぞ思ふ、とよめるひきもは引裳にて、此神か、）○御衣は、美曾といふも古言なれど、なほ美祁斯と訓べし、傳十一八千矛神の御歌に見えたり、彼處の條下にくはしく云べし、萬葉にも、十（三十丁）に公之御衣、又十四（三丁）に伎美我美家思などあり、○和豆良比能宇斯能神、書紀にはたゞ煩神とあり、和豆良布は、物に障り滯る意なり、萬葉五（三十八丁）に、可爾可久爾思和豆良比禰能尾志奈可由、（上に其さはることを云て、かくいへり、）又病を云も、病にさへられて清々しからぬ意なり、宇斯のことは上（傳三の始、天之御中主神の所、）にいひつ、さて此神名、御衣に由ありても聞えず、強て云ば、穢し御衣を脱棄たるは煩はしき事を脱れて、心のさはやぎたるに似たればか、（後世の哥に無名立らるゝを、濡衣着と云も、衣に譬たる意は似たり、さて今俗に、行遇神に行遇て病ふと云ことあるは、此神などにもや、此前後の神みな道路に依り、）○御褌、和名抄に、袴八賀萬とある是なり、書紀雄畧卷哥に、多倍能婆伽摩嗚那々陛嗚絁とあり、さて字鏡に、幝裩幝口

てふ言なくて、たゞ長道磐神とあれば、乳も道にて、道之長道か、萬葉廿（廿丁）に道乃長道ともあり、齒は意得がたし、（齒も磐も借字にては有べし、師云、長乳齒は、紀に長道磐と書れば、かの道饗祭の詞に、磐村之如久塞坐功ある神にて、即かの八衢比古八衢比賣を申すなり、と云れつれど、いかゞあらむ、）御名の由は、帶の狀、道の長手に似たればなるべし、（古今集に、下の帶の道はかた〴〵分るとも、行めぐりても逢むとぞ思ふ、契冲、下の帶は道の枕言にて、此の故事によれりと云り、されどこはたゞ顯昭が云る如く、帶はかなたこなたへ分れて、前にて又逢こころ以よめりと見ゆ、六帖紐の歌に、おく山のしげりに立てまよふとも、妹がむすびしひもをとかめや、契冲云、これは紐は二ツあるものなれば、道にまよへるときに解て、いづれの方にゆかむと占ふなるべしと云り、紐と帶とは同じければ、こゝに由あり、夫木抄に爲相卿、めぐりあはむ契の末は、長乳齒の神の玄るべを賴むばかりぞ、）○御裳、萬葉廿に美母とよめり、和名抄に、釋名云、上曰裙、下曰裳、和名毛とあり、抑裳は女の着る物にこそあれ、男のよそひに云ること、古書に凡て見えざれば、（禮服にあるは、漢のまねびなれば、いふべからず、）此に御裳の事を云るは、いと〳〵いぶかし、書紀には、此に御裳と御冠とのことは無し、意ありてにや、（又思ふに、和名抄に、褌和名須萬之乃毛能、一云知比佐岐毛乃、唐韻云、松小褌也、漢語抄云、松子毛乃之太乃太不佐岐とある、これに褌と松と、和名を別に擧たるを以思へば、松は褌の裏に着る物にて、今世に云下帶の如き物にて、古は其上に褌をば着しにやあらむ、若然らば、松を毛乃之太乃太布佐岐と云る、毛乃之太は褌之下の意にて、上代には褌を毛と云るにやあらむ、此次に褌は別に

り來莫と障留る處に坐神と云意なるべし、(口決纂疏などに、此紀を道祖神なりといひ、和名抄に、道祖佐倍乃加美とあり、佐倍乃加美とは、かの祝詞に、湯津磐村之如久塞坐とある意にて、塞神なり、後に幸神と云は、佐倍を訛れる語にて、幸を祈る意とするは附會なり、さて道祖と云文字は、漢國にて行神を祖と云、又その神を旅だちに祭ることをも祖と云故に、此佐倍神に當て書のみなり、神名の意はいたく異なり、字に惑ふことなかれ、又和名抄に、道神多無介乃加美とあるも、同く此神なるべし、こは旅ゆく人の手向する神なれば名くるなり、) 書紀に、經津主神以岐神爲鄕導周流、と云ことも見えたり、○御帶は美淤備と訓べし、書紀武烈卷哥に、於裒枳瀰能瀰於寐とあり、淤備は淤夫と云用語を、体語にしたる名なり、(萬葉に、帶にせると云ことを、於婆世留ともあり、さて序に見えたる如く、記中多羅志と云に、凡て帶字を書れば、此も然訓べきにやとも思へど、多羅志は於備のことには非で、帶弓箭など云帶字の意なるべし、其故は、御弓を御執と云を、オ。ホ。ム。タ。ラ。シ。ともあればなり、又正しく於備をたらしと云ることも見えず、又思ふに、右の武烈紀の歌に、おほきみのみおびの之づはたむすびたれとあれば、たらしは令垂の意にてなほおびをさも云るか、されど決めがたし、又契沖云、俗に長きことを、長たらしといひならへるは、古語のこれるにや、帶は長き物に云りと云るは、あたらぬ說なり、) ○道之長乳齒神、道字、上の道敷道反、下の道俣などの例に依らば、知と訓べけれど、此はなほ美知と訓べし、其故は萬葉に、遠き道のことを、道之長手と多くよめる、長乳は卽この長手にて、同言なればなり、(手は、繩手又物に鎰之手など云手なり、道の行手などもいへり、) 又書紀には、道之

氣吹之狹霧とあると同じ語勢なればなり、次々なるも皆同じ、棄を宇都琉と訓べき由は、下傳七の同段又、十一八千矛神の下に見、和名抄行旅具に、杖和名都惠とあり、○衝立船戶神、衝立は、人の爲意ならば、都伎多都琉と訓べけれど、こは自然る意なれば、多都と訓べし、(多知とも訓べけれど、上の塞坐の語格に因て、多都とよむ、抜十握劍倒植於地なども書紀に見ゆ、)船戶神は、書紀には、かの度事戶御詞の次に、因曰自此莫過、即投其杖、是謂岐神也、岐神此云布那斗能加微とあり、亦一書には、乃投其杖曰自此以還雷不敢來、是謂岐神とあり、(分注に、此本號曰來名戶之祖神とあるは、次に引る祝詞に依て、後人の書加たるひがことなり、本號をさし置て後號を擧べき由なきものをや、又祖神とは、佐閇乃加美と訓べくて書らば、さもあるべし、今の訓の如く、オホヂノカミならば、是もひがことなり、そは道祖の祖をあしく心得て、祖父の訓を、大路の意に借れる物と思へるにや、なほ又くなどのおほぢと連くべき由もなし、) 道饗祭祝詞に、(此祭を爲たまふ所以は、令義解に見ゆ、) 大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申弖、辭竟奉久波、根國底國與里鹿備疎備來物爾、相率相口會事無弖、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾、守奉齋奉禮止、進幣帛者云々とある、久那斗すなはち此神にて、布は經、久は來なり、さて中卷美夜受比賣の歌に、阿良多麻能、登斯賀伎布禮婆 (來經者なり) 云々、都紀波伎閇由久、(來經行なり) かく來と經とを重ても云て、同意になるなり、師說に、布那斗とは、物を衝立て、是より莫來そと留る意の御名なりとあり、(書紀に其心見えたり、) 布と久とを合せて云ば、此處を經て來莫と云意なり、戶は處なり、此よ

同言なり、すゞろともそゞろとも通はし云が如し、倭比賣命の御裳長くて穢れしを、洗給しに因て、御裳濯川と號けしを思へば、須曾具とも云しにや、右の濯字、世記には須曾と書り、○下卷哥に、美那曾々久淤美能袁登賣、この曾々久も語一なり、）今も除服などに、海川邊に出て淸まはり、又許理とて水浴ることとするは、みな禊の意ばへなり、（許理は川降の約まりたるなり、垢離字を書は、云にたらぬことなり、又月事の日數を畢て淸まはるを、伊勢にて、かりやすぎともたやすぎとも云、此も過にはあらで、禊なるべし、）波羅比は拂なり、書紀に即拂濯とも書れたり、右に引る文の滌去の去字、濯除の除字なども其義なり、又洗とも言通へり、（今俗に、物を買たる直を出すを、拂ふとも拂をするとも云は、祓除の意にあたれり、又これを濟すと云も、令淸の意にて、祓の義に通へり、）さて禊も祓も、常には體語にのみ言へども、本は用語にて、祓は本よりにて、禊も萬葉三に、天川原爾出立而、潔身而麻之乎、また六に、菅根取而之努布草解除而益乎、往水丹潔而益乎（濱松中納言物語に、こひしさをみそげど神のうけねばや、心のうちのすずしげもなし、）などよめり、書紀履中卷に令祓禊ともあり、さて美曾岐は、必水邊に出てするに限て云り、古書皆然り、禊字も其意なり、波良比は、水邊にてするをも然ぬをも廣くいふ名なり、故朱雀門前の大祓、又人に負する祓などを、美曾岐とはいはず、水邊の禊をば、波良比とも云はつねなり、○天皇皇后齋王などに禊と云、凡人に祓と云などは、後世の名目にこそさもいはめ、古の本義にはあらず、）さて如此禊祓給ひきと先云おきて、次に其事を細に云は、文法なり（源氏物語などに此格おほし、）○於投棄御杖は、那牙宇都琉御杖邇と訓べし、御誓段に、於吹棄

覺ゆ。）小門は、地名とも云べけれど、（かの青木村のあたりに、小戸と云もありと、貝原氏は云
り。）書紀に、乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於橘之小門而拂濯也ともあ
れば、たゞ小き水門にて、（水門のことは上に云り。）川の落口なりけむ、萬葉に明大門ともあ
り、書紀に小戸橘（ヲ。ド。ノと訓はわろし。）とあるも同じことなり、（小門にある橘と云地名
なり、故その小門の名を橘小門といへり。）○阿波岐原、（岐を濁るべし、淸はわろし、また之と
添て訓もわろし。）書紀に檍原とかきて、檍此云阿波岐とあり、和名抄に、說文云、檍梓之屬也、日
本紀私記云阿波木、今按又橿木一名也、見爾雅注とあれば、此樹は、今世に阿乎木と云物にはあ
らじ、なほよく尋ぬべし、（續古今集なる卜部兼直が歌に、あをきがはらとあり、されどこれも
古本にはあはきがはらとぞある。）さて是も地名にはあらで、松原檜原柳原柞原などの類に
て、たゞ此木の多く生たる地を云るなるべし、（和名抄、筑前國下座郡、又筑後國三瀦郡などに、
青木といふ鄕は見ゆ。）○到坐は伊傳萬志と訓べし、○禊祓は、美曾岐波羅比給伎と、二字共に
用語に訓べし、（上にありし禊字は、波良比と訓つ、そは御身之とあれば、美曾岐と云むは言重
ればなり、それも御手之手纒と云が如く、苦くはあらねど、彼はなほ波良比て有なむ、さてそ
の波良比やがて美曾岐なれば、事は同じ。）美曾岐は身滌なり、下文に迦豆伎而滌とあるを始
めて、書紀に、當滌去吾身之濁穢、また將盪滌身之所汚、また欲濯除其穢惡など見え、萬葉に潔身
身祓などもあるを以知べし、（つねには、沃又注字などをソ。ヽグ。と訓て、そゝぐとすゝぐと通
少し異なるが如く聞ゆめれど、浣滌濯盪浴洒などの字をも、ソ。ヽグ。ともス。ヽグ。とも訓て、たゞ

故に稱へて如此は云るなり、橘と云物も、後に外國より渡り參で來つる物なれども、此處の地名に負ると同じ。）此考に依るときは、竺紫とは、筑前筑後の域を云るにもあるべし、今一には、比牟加乃と訓て、即日向國のことなるべし、さて此國名は、書紀推古卷の大御歌に辟武伽（武は必牟の假字なり。）とあれば、古は字の如く如此唱へしなり、（和名抄に比宇伽とあるは、後に音便に頽れたるものなり、大和の多武峯をも、後には多宇乃峯と云と同じ、此外にも、中昔よりば牟を宇と云なせる言多し。）かく名けたる由は、景行紀に見えて、傳五卷肥國の條下に引るが如し如此名けたる地は、元は肥國の內にてありしかども、此はやゝ後に、一國の大名になれるうへを以て云るなり。）此考に依るときは、竺紫とは九國の總名なり、右の二の考何れよけむ決めかねたれど、書紀神功卷に、此を日向國橘小門とあるにすがりて、姑く國名の方に就て、比牟加とは訓り、（此神功卷なるも、比牟加比乃國とも訓べけれど、此はなほ國名と聞ゆればなり。）○橘小門、書紀火折尊段にも、此地名見えたり、同處なるべし、さて日向國に此地名物に見えず、古は大隅薩摩の地までかけて日向と云るを、其國々にも凡て見えず、今も聞ゆることなし、（但し日向國に、今現に此舊跡はたしかにありと云り、然れども古書に依て舊跡を設け作ること、世に多ければ、かろ〴〵しくは信がたし。）されば日向とある、日向國のことならば、後に此地名は失つるなるべし、若又日向ふ地を云るならば、九國の內にて尋ぬべし、（貝原氏の說に、筑前國糟屋郡に立花と云處あり、又席田郡にも早良郡にも、青木村と云もありて、海邊なりと云り、信に此御禊に成坐る、墨江大神又志加海神の鎭座も、みな彼國なれば、由ありて

とあり、(此は頗頑と云が、爰の凶目にあたり、凶目杵とあるが、汚字にあたれる語勢なり、されど目杵の書ざまはいかにぞや覺ゆ、)○在祁理は、其事を歎息く意ある辭なり、○御身は意富美麻と訓べし、貞觀儀式、奏御禮御卜條に、奏云、宮内省申久御禮(詞云於保美麻)御卜供奉禮留事申給牟止、神祇官姓名候止申、とある(四時祭式宮内省式にも同く見ゆ、)に依れり、身は古言に牟とも多く云れば、麻とも云しにこそ、○祓、こゝは波良比と訓べし、(其由は下に委く云、)さて波良比と云と、波良閇と云と、後には混て一に心得めれど、本は別あり、波良比は自爲を云、波良閇は令祓の約たる言(波勢を切く閇なり、此こと傳四卷、卜相は卜令合なりと云所に、既に委く云り、)にて、人に令るを云、罪咎ある人に負する祓など是なり、(これ人に祓はするなり、)書紀に、祓具此云波羅閇都母能、とある、これ須佐能男命に負せてせしむる祓具なればなり、萬葉十七に、敷等能里等其等伊比波良倍とよめるは、人に負する祓にはあらねど、人に誂て令爲る祓なるべし、(伊勢物語に、おむやうじかむなぎ召て、戀せじと云祓具してなむ行ける、と云る類なるべし、)○爲は勢那と訓て、勢牟と云に同じ、(上に委く云り、)○日向は二の義あるべし、一には比牟加比乃と訓て、日の向ふ地を云るなり、龍田風神祭詞に、吾宮者朝日乃日向處云々、萬葉十三(七丁)に、三野之國之高北之、八十一隣之宮爾、日向爾云々、などあるごとく、上代には日向ふ地を賞稱たること多し、その事なほ下傳十五、朝日之直刺國とある處にくはしくいふべし、さればこの禊したまひしも、然る地なるべし、(この時はいまだ日は無けれども、こは伊邪那岐神の詔ふ御言に非れば、妨なし、この地後にたま〱日向ふ處なる

ふ御言なり、（書紀に、不須也と、也字を添られたる、信にその意あり、姑く語を切てこゝろうべし、）○志許米は、上の志許賣と別にて、（凡て女の假字には、賣とのみ書て、米とは書ぬ、記の例にて、一も混ることなし、）この米は、憂こと辛ことに逢を、憂目を見る、辛目を見るなど云目なり、（俗に云々の目にあふとも云、）故書紀に凶目と書れたり、米の下に上と注したるは、次の米岐の米と別にて、上聲に讀となり、（目は今は平聲なれどそのかみ志許目のときは、上聲なりけむ、）志許は、志許賣の志許と一にて醜なり、萬葉に、鬼乃益卜雄、鬼乃志許草、志許霍公鳥、鬼之四忌手、之許都於吉奈（これらの鬼字を、於爾乃と訓るは非なり、こは醜字の偏を畧るか、又醜女の意を得て鬼とは書か、いづれにまれ志許なり、）など云る、皆其物を惡み罵て、志許とは云なり、此も黄泉國の穢きありさまを見給ひつるを、醜目と詔ふなり、（目は見給ふによれる言ぞ、）○志許米岐（岐は伎の誤寫か、）は、直に黄泉のありさまを指て詔ふなれば、用言にて、米の意も上と別なり、米岐は、（めかむめきめくめけと活く辭なり、）ひらめくひしめく、さゝめくなまめくなど、多く云米久の活けるにて、其貌を云辯なり、書紀に、不須也凶目汚穢、此云伊儺之居梅枳枳多儺枳とあり、（此は此記と照して思に、梅字下に、今一之居梅三字ありしが、脱たるなり、其故は、目字を、梅枳と枳をそへて用語に云べき理なきをや、此は後のなまざかしき人の同言の重りたるを、ゆくりなく衍文と心得て、三字削しか、將同文字の重れる處は、何となく誤ても脱すめり、又枳字一衍文かとも思はるれど、なほ此記と引合て思ひ定むべし、汚穢、二字を、シ。コ。メ。キ。キ。タ。ナ。キと訓つべし、）又天忍穗耳尊の天降ます處に、不須也頗傾凶目杵之國

是以伊邪那岐大神詔。吾者到於伊那志許米。上志許米岐此九字以音穢國而在祁理。此二字以音故吾者爲御身之禊而到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐此三字以音原而。禊祓也。故於投棄御杖所成神名。衝立船戸神。次於投棄御帶所成神名。道之長乳齒神。次於投棄御裳所成神名。時置師神。次於投棄御衣所成神名。和豆良比能宇斯能神。此神名以音次於投棄御褌所成神名。道俣神。次於投棄御冠所成神名。飽咋之宇斯能神。自宇以下三字以音次於投棄左御手之手纏所成神名。奧疎神。訓奧云淤伎下效此訓疎云奢加留下效此次奧津那藝佐毘古神。自那以下五字以音下效此次奧津甲斐辨羅神。自甲以下四字以音下效此次於投棄右御手之手纏所成神名。邊疎神。次邊津那藝佐毘古神。次邊津甲斐辨羅神。

右件自船戸神以下。邊津甲斐辨羅神以前。十二神者。因脫著身之物。所生神也。

是以とは、上件を廣く承て云なり、○大神、爰に始て此神を大神と申せるは、故あることにや、下に大御神ともあるに效て此も意富美迦微と訓つ、○伊那は、辭否など、同言にて、此は惡み厭

名帳に、出雲國意宇郡揖夜神社（此神、三代實錄十四廿にも出たり、風土記に伊布夜社とかけり。）あり、此處なり、齊明紀に、五年云々、是歲命出雲國造修嚴神之宮、云々、狗噬置死人手臂於言屋社、とありて、分注に、言屋此云伊浮瑘、天子崩兆とあり、此社にしも崩の兆の有けむこと、此段と思合すべし、さて此の文に二の義あり、一には、黄泉平坂と云處は、即出雲の伊布夜坂のことなりと、今人の云となり、（此に就かば、伊賦夜坂那理登伊布とよむべきなり。）今一には、此黄泉平坂のことを、今は出雲の伊布夜坂と名くとなり、（このときは、出雲國之と云るは、いかゞに聞ゆれども、京にての言なればさも有なむ、さて書紀に、或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絕之際是之謂歟とあるは、こざかしき後人の書加たる文にて、云に足ぬことなり、縱ひ撰者の言にもあれ、謂歟と疑へれば、古傳には非ず、己が推度なること明けし、然るを世の學者たちのひたすら如是る意を悅て、猶樣々と空理を說は、皆うるさき漢籍の癖なり、只此記の古傳に任て心得べし。）さて此伊賦夜坂の、黄泉平坂なることは、當時伊邪那岐神の、黄泉より還り給時、此地にぞ出給ひけむ、又出雲國風土記出雲郡宇賀鄉下云、北海濱有礒、自礒西方有窟戶、高廣各六尺許、窟內在穴、人不得入、不知深淺也、夢至此礒窟之邊者必死、故俗人自古至今號土黄泉之坂黄泉之穴也とあり、此は伊賦夜坂とは遙に隔りて、別なれど、是も黄泉に通ふ一の道なるべし、（かゝる事を、世のさかしら人等の心には、いと愚なることゝ思ふべけれど、然愚げに聞ゆる事に、返りてそこひもなき深理の有ものなり、其理はいかでか人はえしらむ。）

の御名なり、〇塞坐黄泉戸大神は、佐夜理坐黄泉戸之意富迦微と訓べし、(延佳が、黄泉戸遍塞坐と訓るは、書紀に、泉門塞大神とあるに依るなれど、神名を、逆に反て讀べく書る例なければ非なり、葺不合命は、おのづから如是書べき文字なれば、云がたし、) さて上に引塞とある塞は、佐閇と訓み、所塞は佐夜禮理斯とよみ、此の塞坐は、佐夜理坐と訓べし、其故はまづ始なるは、是を以て塞たまふ伊邪那岐神に就て云なれば、佐閇と訓べく、後の二は、其所塞石に就て云なれば佐波理とか佐夜理とか云べき格なり、同言も、人の爲と自ら然るとの差あり、さて佐波理を佐夜理とは、白檮原宮段の歌に、志藝波佐夜良受云々、久治良佐夜流、萬葉五に、奈爾可佐夜禮留、又許良爾佐夜利奴、などあるに依て訓つ、(かゝれば此言は、やいゆえとはひふへと、二行にて活く言と見ゆれば、佐爾理は、人の爲るときは佐延と活くべけれど、然書る例をいまだ見あたらねば、始の塞は佐閇と書つ、こは佐波理の活けるなり、なほ下なる船戸神の處にも云ことあり、) 式なる御門祭祝辭に、四方内外御門爾、如湯津磐村久塞坐豆云々、(此つゞきの文、下なる禍津日神の處に引を、合せ考ふべし、又祈年月次道饗などの祭の祝詞にも此文あり、) なほ下傳十五石窟神の條下にいへるを考へあはすべし、黄泉戸は、即かの比良坂をいひて、書紀に泉門とある如く、黄泉國に入門なり、〇所謂は伊波由流と訓べし、古言なり、(此言、漢籍訓にあるをのみ見馴て、古言にあらじと思ふは、中々に非なり、凡て古言の漢籍訓に遺れるも多きぞかし、伊波由流とは、所言と云ことなり、流々を由流と云は、古言の格なり、所言とは、上に云るを指て云り、又上文には言ざれども、世に言ならへるを指ていふこともあり、) 〇伊賦夜坂は、神

ろの惡事は、禍津日神のしはざなる、此神は、今この黄泉國の穢より成坐て、その本をたづぬれば、こゝの千頭絞殺むとのたまへる御言の驗なり、）生出るは伊邪那岐大神の御恩賴ぞかし、（漢國には此傳をえしらで、天命など云めるは、聖人の託言に欺れ、又空理を信ず。ひがことなり、）千五百人那母と訓む那母は、續紀の宣命などにいと多き辭にして、後世の文章に那牟と云是なり、（那牟は那母の轉れるなり、）○黄泉津大神は、豫母都意富迦微と訓べし、（津之と之を加て訓は誤なり、凡て助辭の津の下に之と云例なきこと、上にも云り、）○亦云とは、一の傳を擧たるなり、○斯伎斯は及しなり、（下の斯は、過去の意をいふ辭なり、）仁德天皇の御歌に、夜麻斯呂邇、伊斯祁登理夜麻、伊斯祁伊斯祁、阿賀波斯豆摩邇、伊斯伎阿波牟迦母、この伊斯祁は、伊は發語にて及なり、（祁と云るは仰る言、）道を追及ぶを斯久と古言に云り、（俗に追付といふ意なり、）そは後方より續て重なる意なれば、萬葉歌などに、重浪、又浪のしく〳〵など多く云ると、本同言なるべし、（今も物の劣優を云には、及ものなし、及ずなど云言殘れり、）此は伊邪那美命の、黄泉比良坂にして、男神に追及坐るを云なり、○道敷、道字常には美知とのみ訓めども、本言はたゞ知にて、美知は御を添たる言なり、（記中に味御路などあるこれなり、）必しも尊むにはあらねど、地名にも何にも、御を添る例多し、敷は借字にて、即上の及の意なり、書紀には、又投其履、是謂千敷神とあり、傳の異なるなり、○黄泉坂は豫美乃坂と訓べし、風土記に依れり、下に引り、（亦所塞の亦字は、無てありぬべく、黄泉坂の坂の上には、必比良二字ありぬべしと師はいはれしかども、共に有も無もあしからず、）○道反は、女神を塞て反し奉り、故

此交に詔ふは、たゞ多からむことを云にて、必しも千と千五百の數に限らむとには非ず、○千人は知比登、千五百人は知伊富比登と訓べし、凡て人の數を、比登理布多理美多理與多理など云、皆古言なれど、(高津宮段歌に比登理、書紀仁德卷の歌に赴駄利、又夜儴利などあり、但し三人四人などの例を以ていはゞ、一人二人をも、比登多理布多々理と云べきに、是のみ比登理布多理と云は、比登理は多を省き、布多理は、多々を約めて多と云なり、書紀神武卷に、一人を毘儴利とあるも登多を約めて儴と云るなり、さて右の駄儴などの假字に依らば、何れも登多を濁るべきかとも思はるれど、此記に比登理とあれば、此に准へて、皆常に云如く清むべきなり、さて又さきには、書紀に五婦人をイツトリノヲムナ、五人をイトリなど訓る處あり、此トリを正訓とせば、箇座の切りたる言にて、一人は一座、二人は二座、三人は三座、四人は四座にや、座と云は、神に幾座と云に由ありとも思ひしかとも、此トリてふ訓は、一人にならひて、後に設たる言にこそあらめ、)多きを云には、書紀神武卷の歌に、愛瀰詩烏毘儴利、毛々那比苔(蝦夷を一人百之人なり、)とある如く、若干比登とぞ云けむ、されば書紀に醜女八人、又垂仁卷に壹佰人、などある訓も古言なるべし、○死は志邇と訓べし、書紀雄畧卷歌に、伊能致志儺磨志とあり、(なほ萬葉にも數しらず多し、)古言なり、志爾は過去なり、須岐は志と切る、志奴留は過去るなり、(然るを、志邇は死字の音とおもふは非ず、)○生は被產なり、世に日々に死る人よりも、生るゝが多かるは、今此御言に由れり、大祓詞に、國中爾成生武天之益人等と見え、又青人草と云も此意なること、上に云るが如し、凡て人の死るは、泉神の御所爲、(抑世に人草の害はるゝ、もろも

にも、絞と云あり、周禮に罄といふも此なり、）さて今たゞ殺とあらで、絞殺とあるは、いと上代に人を殺には、もはら絞しにやあらむ、（又殺にさまぐ\ある、何も身に傷を、たゞ絞のみ傷ず、故神の殺したまふも、其跡あらはに見えねば、かくいふにや、）○爲然とは、絞殺をさす、上には爲如此と云、こゝにはかく云は、文をかへたるのみならず、凡て加久と志加とは、細く云ば差あり、加久は我につきたる事、又さし當りたる事を指て云、志加は、向ふ人又向ふ物につきたる事、又その言事などを指て云、此と其との差の如し、（文章に上を承て云にも、此けぢめあり、）されど又如是と然とを通はして云ることも、記中にもあり、（万葉四に、吾背子我如是戀禮許曾云々などのたぐひは、然と云べきを如是と云り、）○吾を阿禮波夜と訓べし、こは白檮原宮段大御歌に和禮波夜惠奴（吾者餓ぬなり、夜は助け辭、）とある語勢に似たればなり、○產屋は、末にその事見ゆ、（傳十七彼處の條下に委くいふべし、）今たゞに產むとは詔はで、立產屋としも詔へるは、上代の言に、子を生を然云ならはしけむ、榮花物語根合卷に、大將殿も、女御の御產屋四月なるに、今二月三月をすぐさせたまはずなりぬる、いみしうくちをしうおぼしなげく云々、これも御產のことを、御うぶやと云り、○上の殺をば許呂佐那、こゝの立をば多豆々那と訓べし、其は中卷忍熊王歌に、迦豆伎勢那和、（潛せむ我なり、）書紀崇神卷歌に、伊弟豆由介那、（出て行むなり、）又神功卷歌に、伊弉阿波那和例波、（いざ逢む我はなり、）萬葉一に去來結手名、（いざ結てむなり、）又二に君爾因奈名、（君に因なむなり、）又玉藻苅手名、（苅てむなり、）これら牟と云べきを那と云、（てむをてな、なむをな、といへり、）古語の一の格なり、さて如

の勢なり、さて右の書紀の建絶妻之誓を、舊く許等度和多留と訓り、されど然訓べくは、此記に、度字は下にあるべきを、上に書るは、然に非じ、此記なるをば、師は舊本の如く、許等度邇和多留と訓て、夫婦同室に住しが、離て別戸に度り往意なりと云れき、されど此の樣を思ふに、然意とも聞えがたし、たゞ書紀の字の如く、夫婦の交を絶つ證の事と思はるゝなり、万葉十九に、玉桙之道爾出立往吾者、公之事跡乎負而之將去、この歌、家持卿越中國より京に上る時、餞せし人に報し、別の歌なれば、此も事跡とは、離別の辭を云て、其を忘れず心に持てゆかむと讀るにや、若然らば、此の事戸と同じ言にやあらむ、但し此歌師說には、事跡は即ち字の如くにて、志和邪と訓べし、この餞せし人は、國の次官なれば、公が國にての政務の事跡を、京へ持ゆきて、申上むとよめるなりとあり、此說に依らば、此の事戸にはさらに由なし、されどゑわざを負て行むといふこと、いかにぞや聞ゆ、なほ考ふべし、）　また下傳十、大穴牟遲神段、天詔琴の條下に今一の考あり、併せみるべし、○言字申給久と訓べし、此段女神には、上にも白字をかき、鎭火祭詞にも男神に對て詔ふ所は、みな申給とあればなり、（末に獨詔所には、宣とかけり、）○爲如此とは、石を引塞て、事戸度し給ふを云、○汝國とは、此顯國をさすなり、抑御親生成給る國をしも、かく他げに詔ふ、生死の隔りを思へば、甚も悲哀き御言にざりける、○千頭、千人と云べきを如此詔ふは、絞につきたる言なり、同じことを次には、千人死と云るに合せて思ふべし、（書紀には、産方をも千五百頭と書れたるは、いかにぞや、たゞ文に拘て、古語をおもほさぬ故のしはざなり、）○絞は、字鏡に、縊ハ絞也經也久比留とあり、頸をしめて殺すを云、（漢國の代代の死刑の中

つ自なり、さて今美々と重てよむ、上の美は御なり、○千引石は知毘伎伊波と訓べし、(知毘伎能とよまぬぞ古言の格なる、)此を書紀に、千人所引磐石と書れたるは、稱の意を顯せるなり、万葉四(五十二丁)に、吾戀者千引乃石乎七許頸二將繋母云々、和名抄には、知比木乃以之とあり、私記も同じ、(かくあれども、石は伊波と訓ぞよき、)又記中に、五百引石と云も見ゆ、○引塞は比伎佐閇と訓べし、佐閇は令障なり、(はらせを切れば閇なり、令合を阿閇といふと同じ格なり、)下に五百引石取塞其室戸とあり、(引と取とはたゞ同じことなり、上に櫛の齒を引闕とも、取闕ともあるが如し、)如是爲て、追來坐る女神を、禦留奉給なり、○各對立而は、阿比牟伎多々志弖と訓べし、万葉八(三十二丁)に天漢相向立而、又(同丁)河向立などあり、書紀に此を、相向而立と書る、○度事戸は、許登度袁和多須と訓べし、書紀には、建絶妻之誓と書て、絶妻之誓此云許等度とあり、私記曰、按古事記曰度事戸矣、故今尋彼文而讀之、度者猶如言度云々、(今俗言に、人に受持えむべき事を言付るを、申渡すと云、よく似たり、引導を渡すと云はさらなり、)さて書紀に書れたる字にて、大意は聞えたれども、許登度てふ言の意は詳ならず、故按に、其誓の辭を指て云か、そは書紀一書に、盟之曰族離、又曰不負於族云々、これ即事戸の御辭にや、さて次に、次掃之神號泉津事解之男、(この解字、昔より佐加と訓ども、然訓べきさだかなる證も例もなければ、登祁にても有なむかし、)とあるを思ふに、事戸は事解言の約りし語にもや有む、(とけごとを二たび切れば度となる、さて碁の濁りを帶て度とは唱るなり、如此切まるは物遠きが如くなれど、許登も登も上下に重なる故に、おのづからかくも約るべき語

最後其妹伊邪那美命身自追來焉。爾千引石引塞其黃泉比良坂。其石置中。各對立而度事戸之時。伊邪那美命言。愛我那勢命。爲如此者。汝國之人草一日絞殺千頭。爾伊邪那岐命詔。愛我那邇妹命。汝爲然者。吾一日立千五百産屋。是以一日必千人死。一日必千五百人生也。故號其伊邪那美命謂黃泉津大神。亦云以其追斯伎斯此三字以音而。號道敷大神。亦所塞其黃泉坂之石者。號道反大神。亦謂塞坐黃泉戸大神。故其所謂黃泉比良坂者。今謂出雲國之伊賦夜坂也。

最後は、白檮原宮段に、伊夜佐岐陀弖流とある大御歌ノ詞に依て、伊夜波弖と訓べし、（彼御歌ノ前詞に、知立於最前とあり。）拾芥抄人名字の中に、最た　の下に出せり、なほ伊夜といふ言は、傳二十ノ彼大御歌の條下に、くはしくいふべし、大穴牟遲神段にも、最後之來とあり、（枕冊子に、さいはての車と云るは、最後之車なり、其頃は最ノ字を音にてぞ云けむ、又今言に、最前と音にて云も、本伊夜佐伎てふ言よりぞ出けむ、）波弖とは、何事にまれ物の終を云こと、今も古も同じ、〇身自は美々豆加良と訓べし、常には自ノ一字をみづからとよめども、おのづから（已自なり）てづから（手自なり）くちづから（口自なり）なども云へば、自は加良にて、みづからは身

の間に、人に逢時を指て逢勢と云、此餘も同じ横とは處なり、川の瀨など是なり、川に云は、上より下まで長き流の間に濟る處を指て勢とは云ぞ、(古歌に渡瀨とある是なり、さて川は淺き處をほりて渡るものなれば、渡瀨は必淺き處なり、故それより轉りて必渡る處ならねど、淺き處をも瀨とは云なり、又たぎつせ早瀨なども、もとはわたりぜよりぞ出つらむ、)又痛く後のことなれど、西行が歌に、此處を勢にせむと云るも、此を其處とせむと云意なり、此の苦瀨は、苦患ことに當れるを云て、縱橫にわたれり、○落は沈と同じ、凡て凶にゆくを、落とも沈とも云、吉にゆくを、上るとも浮むとも云り、○患惚の惚を、惣とも揔とも作るは、みな非なり、一本又舊事紀に外に从るぞよき、火遠理命の段に、惚苦とあるも同じ、彼も此も久留志牟と訓べし、天智紀童謠に、愛俱流之衛云々、阿例播俱流之衛とよめり、(惚は、悤の俗字とあり、字書に、惚恫、不レ得レ志也とも、不レ得レ意貌とも、又悾惚、不レ得レ志也とも注し、又倥偬とも通はし書て、窮困也迫促也苦也とも、又恫痛也呻吟也ともあり、)○可助は多須祁弖余と訓べし、上の如レ助レ吾を、此へかけて見べし、今吾を助しが如くに可助と云ことなり、桃の後世まで鬼魅を避るは、此大詔によれり、(漢籍にしも、桃のさる功能あることを、これかれに記せるを見れば、御國のみならず、外國の末までも、此大神の大詔の驗ありけることとしられていと貴し、)○意富加牟豆美は、大神之實なりと谷川氏云り、さもあるべし、(但し大神とつゞける言にはあらず、神つ實に、大てふ言を添て稱しなり、)此號は、奇功を美て、かく神とは稱へ賜ひしなり、豆美の義は、今一の考へもあり、其は傳七、卷御誓約の條下に云べし、

ありて、私記に、顯見者見在之義也とあり、かゝれは宇都は現、志伎は嬉悲の類の志伎にて辭なり、書紀神武卷に、顯齋此云于圖詩怡破毘、續紀十宣命に、于都斯久母などあり、さて人草のことを如此詔ふは、書紀大穴牟遲命の御言に、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事云々、（此幽事を上文には神事とかけり、同じことなり、）かく幽神事に對て顯露事と云るが如く、目に見えず顯ならぬ神に對て、顯たる世人と云ことぞ、（中卷末に、神習青人草習と云ことある、此も世人を神に對へて云るなり、）雄畧天皇の、葛木神の形を顯して見え奉り給ふを、宇都志意美と詔へる、又師說に、萬葉に空蟬（借字なり）宇都曾臣などあるも、みな顯しき身と云ことなりとある、又現心夢現などの現、みな同言なり、靑人草と云所以は、次の文に、千人死千五百人生とある意にて、草の彌益々に生茂はびこるに譬たる稱なり、靑としも云るに心を著べし、（私記に、貴人を木にたとへ、賤民を草にたとふ、といふ說はひがことなり、）故此稱は、神の人の利益を爲給ふことゝ、人の損害を爲給ふことゝにのみ必用ふ稱なり、（神の人を利益たまふは、千五百人生るゝ意なり、さて損害をなすは、それに逆ひ敵むなり、故共に此稱を云なり、古書どもをよく見わたして眼を着べし、予か云ことの虛からざることを、自さとりなむ、〇から國に蒼生黔首など云意とは、いたく異なり、ゆめ此文字に迷て、意をとりあやまることなかれ、書紀に蒼生と作れたるは、たゞたま〳〵似たる稱の文字を取れたるのみなり、）〇苦瀨は、久留志伎勢と訓むも然ことなれど、なほ師の宇伎勢と訓れたるぞよき、瀨は、歌に嬉勢哀勢戀勢逢勢如是有勢など賦これなり、この勢てふ言は、凡て竪にも橫にも用ふ、縱とは時なり長く經行時

ものを向ひ承るを云なり、後の物語などにも、待云云と云語おほし、）○悉は許登碁登邇と訓べし、次遠理命の大御歌に、伊毛波和須禮士余能許登碁登邇、万葉五卷に、布可多衣安里能許等其等伎曾倍騰毛などあり、○逃返、舊印本には坂返とあり、此も捨がたし、黄泉より返るを與美返と云如く、坂合より返るを、坂返と云古言の有けむも知がたければなり、○告桃子、この桃子はたゞ毛々と訓べし、（此をも實と云むは拙し、）告字能理給波久と訓べし、（こゝは都祁と訓むも惡からぬに似たれど、なほ然は訓まじきなり、）○助吾とは、即今此桃子を以、迫追來し者共を擊退けて、難をのがれ給ふ故に詔ふなり、○葦原中國は大御國の號にして、もと天神の（天照大御神天之忍穗耳命、）御代に、高天原より云る號なり、此號の事、別に國號考に委く云り（或書に葦牙に喩しより名る由云るは、上代の意に非ず、さては原と云中と云こと由なし、又中國と云を漢國の人のみづからほこりて、中華中國と云と同じさまに說なすも、彼をうらやみたるひがことなり、たゞ葦原の中なる物をや、又この葦原中國といふは、西九州をさすと云は、高天原を大和國のことぞと誤り思ふから出たる强說なり、）今此に天上ならずして夜見國にして、伊邪那岐命の如此詔へるは、彼天上にして云稱を、其まゝ此方にても云ならへる世になりて語傳へし語なり、（又天神の御代に、天上にて語傳たる語にても有なむ、）○所有は阿良由流と訓べし、伊波由流と同格の言にして、共に古言なり、（由は流に通ふ古言の格なり、此阿良由琉伊波由琉などを、たゞ漢籍讀の言とのみ思ふは誤なり、凡てからぶみよみに古言の遺れること多きぞかし、）○宇都志伎青人草、書紀に、顯見蒼生此云宇都志枳阿烏比等久佐と

も書たり、風の吹と云も振と通ふ、中卷に振風比禮といふあり、書紀に、背揮此云志理幣提爾布屨、(此屨字を、今本に侶とかけるは、いかにとも讀がたし、決くひがことなり、纂疏本に屢と作るを以て、屨の誤寫なることを知れり、此二字相誤れる所多し、)又皇極紀に揮劒ともあり、○都々は乍なり、此を爲ながら彼をも爲るを云辭なり、且且の約まりたる歟、此處は雷神と軍と迫て追來るを、防き坐御所爲なり、されど相向て防くときは、得逃給はぬに依て、逃ながら防き坐故に、後手に物し給ふなり、○黄都比良坂、書紀に、泉津平坂此云余母都比羅佐可と見え、鎭火祭祝辭には、與美津枚坂とあり、此は黄泉と顯國との堺なり、平坂と云は、平易なる意なり、(山背にも平坂といふ所、書紀崇神卷に見ゆ、)○桃子は毛々能美と訓べし、(凡ての木草に、花をもて名るもあり、實をもて名るもあり、幹をもて名るもある中に、實を以名けたる梨栗柹などは、實と云ねど實のことになりて、梨の實柹の實とは云ず、されば桃も其類とせば、實をもたゞ毛々と云べし、和名抄にも菓類に收て、桃子和名毛々と注し、其外も梨子栗子椎子などゝ出せり、然れども、桃は花をも賞る木なり、又こゝの樣を思ふに、坂本なる毛々とのみいひては、其木のことゝ聞ゆれば、なほ美と訓べきにこそ、)さて桃之實乎三取互、と師の訓れたるぞよき、(三平と云は漢文讀なり、さて師云、蒲子桃子などを投あたへたまひしは、後世の道饗祭の本なり、彼祝詞に、根國底國與利麁備疎備來物爾云々、)○待撃は、來るものを待受て打なり、中卷に倭建命の、蒜の片端を以て、足柄の坂神を待打たまふとあるに同じ、古言には待問待取待攻待戰待向など云ること多かり、(此は早く來むことを欲するを待といふとは異なり、たゞ來る

を取闕とあるを、此にはたゞ引闕とあれば、（引は取とには異なる意なし、）凡の齒の中を引闕たまふなり、又まへなるは、左の御髻なる御櫛、此なるは右のなり、○笲は、字鏡に、箇笲太加牟奈、和名抄にも、箭亦作笲和名太加無奈とあり、（後の物に多加宇奈とも云り、凡て牟を宇と云なす例多し、音便なり、）名の意は竹芽菜なり、（菜は、食に添へて喰物の凡の名なり、かゝれば笲も、菜にするときの名を、たかむなといひ、たゞには竹子と云、故に歌には竹子とのみよめり、此は拔食とあれば菜なり、）櫛の齒の狀、竹子の並立るに似たり、書紀に鹽土老翁が、玄櫛を投しかば、五百箇竹林になれりしとあるも、此たぐひなり、○且後、この且は麻多と訓べし、○其は加能と訓べし、○千五百は、たゞ多きを大方に云言なり、凡て其多さのほどに從て、八とも五十とも、八十とも百とも百八十とも、五百とも八百とも、千とも千五百とも、八千とも万とも、八十万とも八百万とも千万とも云り、さて百を富と云は、毛々の轉れるなり、毛と富と通へり、但しこは五百八百に限れり、餘は幾毛々と云り、○黄泉軍は豫母都伊久佐と訓べし、伊久佐とは軍士を云稱なり、書紀神武卷に女軍男軍、萬葉二（三十四丁）に、御軍士乎安騰毛比賜、六（二十五丁）に千萬乃軍、廿（二十七丁）に須米良美久佐（皇御軍なり）などある、皆然り、凡て、戰を伊久佐と云ることは、古書には見えず、いと後のことなり、（軍字、師字などを書も、其人衆を云故なり、然るに伊久佐は、射合箭と云ことなりと、師のいはれつるはいかゞ、戰字などを伊久佐と訓る例もなきをや、）○後手は、手を後ざまへ回して物するなり、うつぼ物語に、しりへ手にしばり云々とあり、○布伎は振なり、古言に振を布久とも云し例、萬葉に、草の山吹を山振と

飾(宇氣比の所)に見えたり、玉鬘と云は是なり、(髪にも葛にも玉かづらと云は、此の玉鬘の名をうつして呼か、又たゞほめていふにもあるべし、)穴穂宮御段に、押木玉縵と云も有て貴き寶なりしことと見ゆ、萬葉に波禰蘰と云こともあり、(蘰字は、此物艸にても糸にても造るゆゑに、設たる字にや、しか此方にて作れる字多し、縵も、本の字義にはかゝはらで、右の意もて用ゆるなるべし、○和名抄に、花鬘を伽藍具に載たれども、これももと天竺の人の頭のかざりなり、)さて此に黑とあるは、色以て云なるべけれど、何物にて何如作れりとも知がたし、(都豆良を黑葛とかけども、そは此に由なし、○此黑字久漏伎と訓はわろし、殊に其色をことわらむこと、こゝに用なく聞ゆればなり、さればクロミカヅラと訓べし、其久漏も色もて云にはあれど、如此よむときは、鬘の一種の稱となりて、古言の例にかなへばなり、)蒲子の成れるに就て思へば、此鬘のさま、蒲萄葛に似て、玉を垂たるが、彼實のなれる形にや似たりけむ、色の黑かりけむも、彼實によしあるにや、○棄は、八千矛神の御歌に、脫棄を奴岐宇弖とよみ給ひ、書紀に吹棄此云浮枳于都屢とあるに依て、宇氐と訓べし、○蒲子、書紀には蒲萄とあり、和名抄に、紫葛和名衣比加豆良蒲萄和名衣比加豆良乃美とあり、或人云、此物鬚ありて蝦に似たる蔓草なる故に然名くと云り、○摭は、字書に、拾也とも注し、取也とも注せり、さて比呂比は、比理比と古言に云り、萬葉十五(十丁)に、於伎都白玉比利比弖甲賀奈、又(十三丁)和多都美能多麻伎能多麻乎云々比里比等里、十七(七丁)に多麻母比利波牟などあり、○逃行、この行字は、伊傳坐と訓べし、そは必出坐ならねど、行給と云ことをも、然言は古言ぞ、○湯津々間櫛まへには男柱

云とあると同じ、猶彼處に言べし、○遺は都迦波志弖と訓べし、(麻陀志と訓は非なり、そは尊む所へ人して物を奉る意の所に書る遺字を、麻陀須と訓むより轉れる誤なり、麻陀須てふことは、傳十六、木花之佐久夜毘賣の段にくはしくいふべし、)○黑御鬘、すべて加豆良に三の品あり、葛(蔓も同じ)と鬘と髮となり、まづ葛は、葛かづら五味忍冬など、凡て蔓草のことなり、鬘は、頭の飾に懸る物なり、(古書に、蘰とも縵とも鬘とも書り、蘰は字書に見えず、縵は見えたれども鬘意なし、鬘は鬘のかきざまの異なるなり、)髮は、和名抄に、和名加都良、釋名云、髮少者、所以被助其髮也と有て、俗に加毛自と云物なり、かくさまざまあれども、本は一より轉れる名にて、草の葛より出たり、さて其葛の本の名は都良にて、記中に登許呂豆良都豆良、書紀万葉に、磨左棄豆羅、和名抄に千歳虆百部など云、(これらの都良を、加豆良の畧と思ふは、本末たがへり、)忍冬も、字鏡には須比豆良とあり、(拾遺集雜下に、さだめなくなるなる瓜のつら見てもとよめるは、蔓に頰を云かけたるなり、今都留と云は、都良のうつれるなり、弓の弦をも、万葉に都良ともよめり、馬具の轡䩛頭の都良も、草の蔓よりぞ出けむ、轡は手綱のことなり、)さて何にまれ蔓草を以て頭の飾にかくるを、髮葛と云、是即鬘なり、さて然鬘に用るから、立かへりて草の葛をも、加豆良とは云ならむ、又髮も髮を飾具なれば、鬘とおなじ名を負せつらむ、さて鬘は、上代には女男ともに懸る物にて、蔓草を用ひしことは、石屋戸の段に眞拆をかけしを始て、日影鬘など、又必しも蔓ならねど、花鬘菖蒲鬘柳鬘木綿鬘などあり、(これらも加豆良と云名は、蔓草より出たるなり、)又絲などを以ても作りしにや、珠をかざること、天照大御神の御

百之黄泉軍令追。爾拔所御佩之十拳劒而。於後手布伎都都（此四字以音）逃來猶追到黄泉比良（此二字以音）坂之坂本時。取在其坂本桃子三箇待擊者。悉逃返也。爾伊邪那岐命告桃子。汝如助吾。於葦原中國、所有宇都志伎（此四字以音）青人草之。落苦瀬而患惚時。可助告。賜名號意富加牟豆美命（自意至美以音）

見畏は見て畏むなり、記中所々に此詞あり、又見驚見喜見感なども有て、みな古語ぞ、加志許牟はおそる、ことなり、書紀推古巻の歌に、訶之胡彌弖とあり、字鏡に、悸を惶也と注し、加志古牟とも於曾留ともあり、（又同書に、忙怕を、於比由とも豆豆ともあり、此も美於遲弖とも訓つべし、）〇逃還、逃てふ言は、朝倉宮段の大御歌に、爾宜能煩理斯とあり、〇令見辱耻を與るを、耻見ると云は古語なり、書紀（五の八丁）にも令羞吾、又（十二の六丁）慚汝などあり、此を鎭火祭祝詞には、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給弖とあり、〇豫母都志許賣は書紀に泉津醜女とかきて、醜女此云志許賣、一云泉津日狹女とあり、私記に、或説黄泉之鬼也と云り、（但し鬼とは、儒佛の書にとく鬼の意には非ず、たゞ尋常の人の類ならで、おそろしき物を、世に鬼といふ是なり、）書紀欽明巻に、魅鬼とあるも其意なり、和名抄にはこの醜女を、鬼魅の部に載たり、さて名義は、形のおそろしく見惡きを云、下文に伊邪志許米云

雷神の、各成れる處と名の義とを當て、其由を考るに、山津見の方はことよれるが多し、されど又心得がたきもまじれゝば、姑く默止ぬ、今雷神は、何れも思ひ得がたし、(書紀の註どもに說あれど、みな强言なり、) さて書紀一書には、雷の成れること見えず、一書には八色雷公を云、されど此記と、成れる處も其名も異あり、(共に古の傳なれば、今とかく云べきならねど、猶試にいはゞ、此記には、御手も御足も、左右に別に成れりとあるを、書紀には、たゞ手又足とのみ云て、左右をいはぬはいかにぞや、手も足も名こそ一なれ、實は左右にある物なれば、必二柱づゝ成り坐べきことなり、かくいふは愚なるさだと人思ふべかめれど、たゞ理をさしおきて、實の體につきて云ぞ、いにしへの意なる、) 又雷の名は、此の八種の外にも、種々他書にも見ゆ、將雷の事を、陰陽と云物の理を以て、かにかくに論ふは、例の漢意にて、甚く古傳に背けり、凡て雷は此に見えたる如く、もと伊邪那美大神の大御身に成て、豫母都國より起る物なり、(甚く怒て死し人などの後に雷になりてむくひすること、昔も今も多きは、是故ぞ、)

於是伊邪那岐命見畏而逃還之時。其妹伊邪那美命言令見辱吾。即遣豫母都志許賣。此六字以音令追。爾伊邪那岐命取黑御鬘投棄。乃生蒲子。是撫食之間逃行。猶追。亦刺其右御美豆良之湯津津間櫛引闕而投棄。乃生筍。是拔食之間逃行。且後者。於其八雷神副千五

は即此斗呂々岐豆に當れり、(さて虫には少し似つかはしからぬ流字を書れたるは、多加留々を那我留々とも通はし云しにや、朧沸と云から、流と云にはあらじ、今俗言にも、物の甚甚多くて餘る許なるを、流ると云ことあるなり、)○大雷、雷は万葉三(十二丁)に伊加土、薬師寺佛足石の御歌に伊加豆知、これら此名の正しく見えたるなり、名意は嚴なり、豆は例の之に通ふ助辭、知は美稱なり、(式に山城國乙訓郡乙訓坐大雷神社あり、これは續紀以下の史に依に、火雷の寫誤なり、)○火雷は、諸雷の例によらば、富能と能を添て讀はあしきに似たれど、三代實錄に(十一の十一丁十四の廿六丁)保沼雷神と云あるは、即火雷神と聞ゆれば、なほ舊訓に從ふべし、さて火雷神社は、式に山城大和に處々見え、又和泉大鳥郡、上野那波郡などにも見えたり、○黒雷、此名他に見あたらず、○拆雷は、佐久か佐伎か、訓べき由定かならねば、姑く舊によれり、書紀神功御卷に、雷電霹靂して磐を裂しことと見ゆ、○若雷、宇遲能和紀郎子を、書紀には稚郎子と作れたれば、此若も和紀にて、別雷(此なると合せて思ふに、此を和祁雷と訓は非なり、)と同じかるべし、三代實錄九(二丁)に武藏國若雷神、(雷は雷のひが寫しなるべし、)式に山城國愛宕郡賀茂別雷神社、これを又は若雷とも式にあり、(此も風土記に依に、若雷の意の御名なるべし、)○土雷、書紀舒明卷に、九年二月、大星從東流西、便有音似雷、時人曰流星之音、亦曰地雷云々、○鳴雷、式に主水司坐鳴雷神社、大和國添上郡鳴雷神社、高市郡氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社二座、○伏雷、此名他に見あたらず、○幷宇、延佳本に並と作るは非なり、○八雷神は、夜久佐能伊迦豆知賀微と訓べし、上の迦具土の御身に成坐る八柱の山津見、及此の八種の

す、上にいまだ其事をもいはで、ゆくりなく此其縁也と云べき謂なし、)さる云ならはしは古くぞありけむ、其忌事に一火と云なせる名目を、本へ廻して、今こゝをも然云にも有べし、(今世にも、石見國などにては、神に供る燈を一ともすことを忌て、必二口にともし、又櫛を投ることをも忌むなりと、彼國人云りき、)書紀に豐玉姬の御子産ますときにも、火々出見尊の、以櫛燃火視之ことあり○宇士は蛆字を訓來れり、本草てふ書に、(李時珍云)蛆蠅之子也、凡物敗臭則生之とあり、和名抄には、胆を波閇乃古とありて、宇士てふ訓はなし、胆と蛆とは通ふ、字鏡には蛆を宇自とあり、(蛆の字宇士なるべき由はいかゞしらず、)今も腐爛たる物に生る小虫を、宇士とぞいふ、○多加禮、今世の語に、すべて鳥虫などの、物に多く集まるを多加留と云、(人多加理と人にも云り、又即宇士がたかるとも常に云り、)但其は良利留禮と活く辭なるを、(たからむたかりたかるたかれ、)此は禮とあれば、今世の用格とは少し異りて、(今の語の如くならば、此は多加理とあるべき格なり、)禮留留々と活く格なり、(たかれたかるたかる、)されどそは通ふ例も多し、(離れはなり、恐れおそり、亂れみだりのたぐひなり、)○斗呂々岐豆を舊印本又一本には許呂々岐豆とあり、(和名抄に、斷咽を古路々久とあれど、此に由なし、)延佳本には斗々呂岐豆とあり、されど今は一本に依つ、言は斗呂祁豆と云に同じ、盪浮鑠などの字をとらかすと訓も、とろけさすといふ言なり、(薯蕷汁を斗呂々と云も、とろけたる意なり、)さて此一句を、書紀に膿沸虫流とあり、(訓のウナのナハ或人云、古の片假字に、ミをアと作り、其アを誤てナとハ書るならむ、されば ウミなるべし、)虫流の訓は此記に依れり、上二字

まに結て、髻としたまふことあるも、假に男貌と爲たまふなり、又崇峻紀に、古俗年少兒、年十五六間束髪於額、十七八間分爲角子、今亦然之とある、此角子即美豆良なり、（十七八間とあるは、やゝ後のことなるべし、いと上代は、すべて男は然せしこと、右に云が如し、○角子をあげまきと訓るは、後の稱なり、即みづらと訓べし、）萬葉（七の二十八丁）に角髪とあり、左右にあるが角の如くなる故に、かゝる稱は有なり、後世に鬢頰と云は、此美豆良を訛れる言なり、（江次第に、幼主之時垂髪頰、）さてかの大御神の御裝の所を以て見れば、美豆良にも珠を飾しなり、萬葉廿（二十九丁）に、阿母刀自母、多麻爾母賀母夜、伊多太伎弖、美都良乃奈可爾、阿敝麻可麻久母、○刺は佐々と訓べし、○湯津々間櫛（由都之と之を添て讀は、ひがことなり、由都某といふ例皆然り、）の事は、傳九櫛名田比賣の條下にくはしくいふべし、○男柱は、書紀に雄柱とあり、（これをホトリバとよめるは、邊齒の意にて、中古の稱なるべし、二記共に柱とあれば、古言は然らじ、）共に袁婆斯羅と訓べし、新撰字鏡に、幢柄、橋梁之左右、之柱、乎止古柱とあり、（大神宮年中行事に、東男柱、西、砌云々、これは御殿の高欄の男柱にて、字鏡に云ると同じ、）是に准ふれば、櫛も左右の端の大なる齒を、男柱とぞ云けむ、さて此を取欠て火燭たまひしを思へは、上代の櫛齒は、やゝ長かりけむことゝえらる、○一火、たゞ火とても有ぬべきを、一火としも云るは、古燭は二三も、又いくつも燃す物なりけむ故に、たゞ一つともすをば、分て然云ならへるにや、又思に、書紀に、今世人夜忌一片之火、又夜忌擲櫛、此其縁也とある、此は後人の書加へたる文と見ゆれど、（其由は、一片之火と云ことは、次に擧たる又の一書にありて、此上には見え

訓べし、此語は八千矛神の御歌（傳十一）に見ゆ、（都夫佐の都夫と、都婆良の都婆とは一なり、）○黃泉神は、天神國神などの例に、豫母都迦微と訓べし、さて此神は如何なる神にか、傳なければ知べきに非ず、たゞ黃泉に坐神等なり、（此時は顯國も初の時なれば、夜見國はた、此伊邪那美神ぞ初神なるべく思はるれども、此に如此あるは、既に他神もありしなり、）○相論は阿宜都良波牟と訓べし、（相字はよまず、）書紀に然訓り、（遊仙窟にも）阿宜は言擧の如し、都良布は、引づらふ丹づらふ掛づらふなどの類にて、其貌を云辭なり、さて此は、上國に歸坐むとする事を相議りたまふを云なるべし、○莫視我は、阿袁那美多麻比曾と訓べし、鎭火祭祝詞に、夜七日晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹之命止申給比支とあり、書紀に請勿視吾矣、○殿內は登能奴知と訓べし、書紀神功卷歌に、腹內を波邏濃知とよみ、（濃はヌの假字なり、乃字は奴と切る、）國內を万葉に久奴知とよめり、○間は、阿比陀と云むも惡からねど、なほ富杼と訓べし、然訓る例万葉（十一の十二丁）にあり、○甚は、伊登と万葉に訓り、（すべて伊登てふ言には、甚字よく叶へり、最字はあたらず、）○難待は麻知迦泥多麻比伎と訓べし、待かねと云語万葉に多し、迦禰には多く不得と書り、（凡て迦泥と云は、みな此不得字の意にて、待かねは待得ざるを云、今俗に云とは、いさゝかたがひあり、）難字も意は通へり、又語も加豆と云に通へるをや、（此の難を直に加豆と訓ては惡し、）○御美豆良は、上代に男の御裝にて、髮を左右へ分て、結綰たるものなり、下に天照大御神の、解御髮纏御美豆羅たまふとあるも、書紀に息長足姬尊の、檀日浦にして、御髮を解して、海に入洗たまひて、占たまふに、御髮自分たるを、即その分れたるま

勢とあり、これは此の一義に就て書る文字なり、（夫君の字は、那勢の凡ての意にはあらず、）袁祁命は御兄を指て汝兄と詔ひ、（下卷に見ゆ、）又御弟の須佐之男命をしも、我那勢命と天照大御神は詔へり、（傳七に見ゆ、）萬葉十六（二十九丁）に名兄乃君、（今本に那阿爾と訓るは非なり、）十四（十九丁）に奈勢能古などもよめり、吾背又吾背子など云も同じ、（男どちも然呼こと、妹といふ例の如し、）○恐故は訶志許祁禮婆と訓べし、（此は故字を讀はわろし、祁禮婆といふに故の意こもれり、）○欲還は迦弊理那牟袁と訓べし、此袁てふ助辭は、古歌をよく知れらむ人は自ら味ひ知べし、○且字は、（此は字隨に加都とも麻多とも訓むは、上下の語、意に叶はず、後世の文ならば、但など云べき所なり、下の天尾羽張神の事を云る處にも似たる格あり、傳十四に出たり、併考ふべし、されど多々志と訓むは、古語のさまならず、）麻豆と訓て語、意よく叶へり、さては字義にも痛く違はじ、（今の語に、假に姑くすることを、先云々してとも、麻阿云々してとも云、この先麻阿は、苟且の意なれば、こゝの且字も、押て其意に取て語意に叶へむも、いたく强事ならじ、）○具は都婆羅迦邇となむ師の訓れし、此言は萬葉十九（十一丁）に、都婆良可爾今日者久良佐禰、又三（卅丁）に、淺茅原曲々二物念者、（此曲々を今本に、トサマカクサマと訓るは、甚く誤れり、契冲のツバラ〳〵と訓るぞよき、）又十八（十二丁）に、可治能於登乃都婆良々々爾、又一（十三丁）に委曲毛見管行武雄、（此委曲の訓も、今本は誤れり、）又九（二十二丁）に、委曲爾示賜者などあり、記中に所所ある委曲字も、如此よむべし、都麻毘良加と同言なり、書紀、舒明卷に曲擧ともあり、又此の具字、麻都夫佐邇とも

らぬを、其理なしと思とるは、神の御言を信ずして、妄に己が心を信むものなり、今の代には、神事の時、又神の坐地などにこそ、火を忌事有めれど、なべて世間には、然るわざもせぬは、火の穢を云は、愚なることゝ、さかしらがる漢意のひろごれるなり、）あなかしこ萬の禍は、火の穢るゝから起るぞかし、禍の起るは、此黄泉の穢より成坐る禍津日神の靈なり、火穢るゝときは、此神ところ得て荒ぶる故に、萬の禍おこるなり、神道に志さむ人は、由なき漢意を捨て、よく此を思ふべきことぞ、かゝれば、民を撫世を治むには、先天下の火を忌清めて、神の御心を取奉るべきものぞ、さて今此に如此申し給ふは、族離がたき御心は坐々して、又此世に還坐まほしくはおもほしめすものから、此黄泉戸喫の穢によりて、還坐こと不能るよしなり、此御言をよく味ひて、あなかしこ火の穢をなほざりにな思ひなしそ、（〇書紀に吾已湌泉之竈矣、雖然吾當寢息とあるは、竈矣の下に文の脫たるなり、試に此記に准へて補はゞ、雖然吾夫君尊、追來甚可畏、故、將還焉など云文あるべし、さて雖然吾當寢息は、此記の與黄泉神相論とあるに當れり、古本には右の如き語のありけむを、雖然と云ことの二重れるによりて、寫す時まぎれて、脫しつるものならむ、さるためしよくあることなり、今本のまゝにては、語の意つゞかず、いかにとも解べき由なし、然るを世々の註者たちは、いかに心得たるにか、疑をだにのこさぬは、いとも〳〵みだりなることなり、）〇我那勢命とは、男神の我那邇妹命と詔へるに對て、女神の男神を申したまふ稱なり、那は汝、勢は兄にて、凡ては夫婦兄弟の間のみならず、女を妹と云如く、（女を妹と云ふ例は、傳三卷に委く云り、）凡て男を尊み親てよぶ稱なり、書紀に、吾夫君此云阿我儺

し賜へることを、悔賜へる御言なり、○不速來、此受旦は、悔む意ある辭なり、萬葉三（廿丁）に速來而母見手益物乎、山背高槻村散去奚留鴨、○黄泉戸喫、書紀に、飡泉之竈此云譽母都俳遇比とあり、（此俳を、火の意に見て、古來比と訓るは誤なり、此字は皮沓反にて、ハイの音なり、ハイの音の字をヒの假字に用たる例なし、珮杯背沛などの字みな、閇の假字なるを以も知べし、哀愛をエに、開階をケに、賣昧妹をメに用ひたる同じ格なり、そのうへ竈字をかき、此記にも戸とあれば、閇と讀べきこと疑もなき物をや、又纂疏、印本に、俳を非と作るは、誤寫なり、）閇とは即竈のことなり、戸字を書は、竈を本にて民戸をも然云故なり、（漢國にて民家を戸と云故に、此方にても民家を閇と云に、此字を用るなり、さて竈を以て民家をよぶこと、今世の言にも幾竈と云、又竈が絶るなども云めり、又民戸幾烟と云も此意なり、）さて黄泉戸喫とは、黄泉國の竈にて煮炊たる物を食を云り、是なむ火を忌清むる事の本なりける、（然らば、今世にも云言の如く、黄泉の火を食と云むも、あしからじかと疑人あるべけれど、俳も戸も比とは訓がたきこと、上に云が如し、さて纂疏に、問水火是天生之物、無分染淨、而神事忌火何也、曰火雖是淨、因物而穢、故不食炊爨之物而已とある、水火は天生の物なれば穢なしと云は、妄に理をのみ思ふ漢意なり、もし物に因て穢るとせば、黄泉の物は、炊爨の具に限らず、惣て穢れたるべきを、取分て竈をしも云は、もと其火に穢の有ゆゑならずや、後に男神の御身に著る御衣服など、穢しとて投棄たまふは、黄泉の凡ての穢なり、然るに今此には、他の物をのたまはずして、たゞ戸喫をしも詔ふは、火の穢の重き故なり、さて火に淨と穢があることは、如何なる所以とも測知べきにあ

例なり、)又本のまゝにて殿騰戸か、されど騰戸てふことは例を見ず、意もおぼつかなし、左右に思定めかねつれば、姑く此一字をば遺て、三字をたゞ登能度と訓つ、さては何にまれ違ふことあらじ、(仲哀段に勝騰門比賣とある、騰の字は無き本よろし、)殿戸てふ言は、書紀崇神巻歌に、瀰和能等能度とあり、(三輪之殿戸なり、)猶又高津宮段に多く見ゆ、○出向は出迎なり、古言には迎と向とを通して書る例多し、書紀一書に即ち出迎共語とあり、○語詔之は迦多良比多麻波久と訓べし、(書紀にも、共語とも語之ともあれば、此も語字意ありてかけるなり、)萬葉十三(十五丁)に、愛妻跡不語別之來者云々、○汝字、前には那と訓つれど、此は美麻斯と訓べし、續紀九(十六丁)宣命に、美麻斯乃父止坐天皇乃群麻斯爾賜志天下之業止云々、美麻斯親王乃齢乃弱爾云々、吾子美麻斯王爾云々、(此美麻斯は、聖武天皇を指て、元正天皇の詔へるなり、)又卅一(十五丁)に美麻之大臣、(こは藤原永手公を指て、光仁天皇の詔へるなり、)などあるに依れり、○未作竟とは、下に大穴牟遲與少名毘古那二柱神相並作堅此國とたまふことある、是令妹背神の未作竟たまはぬ所ある故なり、相照して見べし、(萬葉に竟をも盡をも、波弖と訓めれば、竟は波弖とも訓べし、)○故可還は、迦閇理麻佐泥と訓べし、麻世の世を延て佐泥と云は、古言の常の格なり、(故字は讀べからず、上の未作竟を、いまだつくりをへずあればと訓る、あればに此故字の意あるなり、)○答白は、たゞ麻袁志多麻波久と訓べし、○悔哉は久夜志伎加母と訓べし、哉字、書紀に伽夜(神武巻)とも柯倭(顯宗巻)とも註あれど、なほ加母と云ぞ常なる、(加那と云ことは、奈良のころまでは見えず、)さて此は、既に黄泉戸喫

坐伎と訓べし、(追を乎比の假字とするは、後世のひがことなり、)凡て行給ことを、古言に伊傳坐と云り、故行幸をも、古くは伊傳麻志と云り、(萬葉に行幸、幸行などあるも、然訓べし、今本の美由伎とある訓は誤なり、)又記中に、天皇ならでも幸行と多く書り、此語本は、出る意に云つるにも有べけれど、必さらでも、たゞ行賜にも來賜と云にも云り、(今の俗語にも、御出なさると云を、行ことにも來ことにも用るも、同じ心ばへなり、)天智紀、童謠に、于知波志能、都梅能阿素弭爾、伊提麻栖古云々、伊提麻志能倶伊播云々、萬葉八(廿丁)に、闇夜有者、宇倍毛不來座、梅花、開月夜爾、伊而麻左自常屋、〇自殿騰戸、この騰字、舊印本又一本、又舊事紀にも如此有て、戸を騰てと訓り、されど此訓いかにぞや聞ゆ、(戸は開とのみあり、上と云ことは上代に見えず、延佳本又一本には、縢戸と作て、久美度と訓り、こは此字說文に緘也と注し、詩秦風小戎篇に、竹閉緄縢などあり、又新撰字鏡に、縢組也久彌とあれば、久美とは訓べけれど、なほ非なり、こは久美度を云べき所に非ず、久美戸のことは上に云り、)かにかくに此字は、古より誤來し物と見えたり、故くさ〴〵思ふに、脇戸か前戸か後戸かなどにもやあらむ、其故は、玉垣宮御段に掖戸あり、水垣宮御段の歌に、斯理都斗麻弊都斗あり、高津宮御段には、前殿戸後殿戸ともあり、又下文に、具與黃泉神相論とあるを見れば、此は先竊に出賜と見ゆれば、脇戸後戸などより出賜むも、由あるをや、(前戸は論なし、)又思に、書紀一書に、欲見其妹乃到殯斂之處とあると、仲哀卷に、无火殯斂此云褒那之阿餓利、とあるとを合て見れば、殯斂の意に騰と書るか、若然らば、騰殿戸を、下上に寫し誤れるなるべし、(神武段に足一騰宮、これは意は異なれど、騰字の

書に、欲見其妹乃到殯斂之處、ともあるを合せて思へば、夜見國に往と云は、實にはたゞ地下に藏すを云るにこそあらめ、別に其國のあるにはあらじか、答、そはたゞ例の漢意のさかしらなる一わたりの見にて、誰も然は思ふべきことなれども、さては此に其國にて有しくさぐの事どもを傳へたる、皆虚說となるをや、凡て神代の傳說は、みな實事にて、その然有る理は、さらに人の智のよく知べきかぎりに非れば、然るさかしら心を以て思ふべきに非ず、今女神の、初に出向へたまへりし時は、姑顯國に坐し世の御形になりて、見え賜ひしなり、書紀に、猶如生平出迎共語とある是なり、さて男神の、火してひそかに見たまへるは、夜見國の實の御形なり、かの海神宮段にも、かゝる類の事あり、思合すべし、又到殯斂之處とあるは、死人に逢むとして、夜見國に行には、其骸を藏したる處より行ことなるべし、又此記に、黄泉比良坂は、出雲之伊賦夜坂と謂とあれば、還來坐る路は、彼地のあたりへ出賜ひしなるべし、凡てみな傳說のまゝに心得べきことなり、さて是はみな神の御うへの事にこそあれ、凡人は、此世にあるほどの現身ながら、夜見國に往見ることは無ければ、なべては何れの道より往還るなどは、定め言べきに非れども、何事も神代の跡を以て、物は定むることなれば、然心得てあるべきものぞ、又世に十王經と云ものに、閻魔王國、自人間地去五百史善那、名無佛世界、亦名預彌國云々と云る、此經はもとより僞經と云中にも、此邦にて作れるものなり、預彌國と云も、神典に依て作れる名なり、然るをかへりて、神典に豫美と云る名は、此經より出たることかと、疑ふ人も有なむかと思て、今辨へおくなり、）貴きも賤きも善も惡も、死ぬればみな此夜見國に往ことぞ、○追往は淤比伊傳

久爾とも、豫美都久爾とも訓べし、與美津と云ことは、祝詞式に見ゆ、されどなほ）豫母都志許賣、又書紀に余母都比羅佐可など、例多きに依て、豫母都久爾と訓つ、たゞ黄泉とのみあるは、豫美と讀べし、さて豫美は、死し人の往て居國なり、萬葉九（三十四丁）に、遠津國黄泉乃界丹、又（三十六丁）雖生應合有哉、宍串呂黄泉爾將待跡云々などあり、源氏夕霧巻に、よみぢのいそぎとあるは、泉路なり、（泉門と注せるは誤なり、）榮花物語音樂巻に、よみづとにし侍むとあるは、黄泉にゆく裹なり、生返をよみがへると云も、黄泉より返なり、俗にも黄泉路返黄路障などいふ、）名義は、口决に夜見土とある、土字は非なれど、夜見はさも有ぬべし、下文に燭一火とあれば、暗處と見え、又夜之食國を知看月讀命の、讀てふ御名も通ひて聞ゆればなり、さて祝辭に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏とのたまひ、又欲罷妣國根之堅洲國、と、須佐之男命の詔へる（私記に、根國謂黄泉也と云、萬葉五に之多敝乃使とよめるも、泉路のことなるが、下方使と聞ゆ、出雲國風土記に、伯耆國郡内夜見島と云ことあるは、黄泉に由あることとありての名なるべし、）などを以見れば、下方に在國なりけり、さて此黄泉の事、外國より來つる儒佛の書に、人の生死の理をとり〲に云ることゞもを聞馴たる後世の人は、佛にまれ儒にまれ、己が心の引々に、強て其方に思ひ寄めれど、皆ひがことなり、然る外國の道々の書なかりし上代の心に立歸て、唯死人の往て住國と意得べし、（或人問、死にて夜見國に罷るは、此身ながら往か、はた魂のみ往か、答、此身はなきからとなりて、しるく顯國に留在れば、夜見國には魂の往なるべし、又問、男神の火を燭して見給へば、宇士多加禮云々と云ひ、書紀一

古事記傳六之巻

神代四之巻

本居宣長謹撰

於是欲相見其妹伊邪那美命。追往黄泉國。爾自殿騰戸出向之時。伊邪那岐命語詔之。愛我那邇妹命。吾與汝所作之國未作竟。故可還。爾伊邪那美命答白。悔哉不速來。吾者爲黄泉戸喫。然愛我那勢命。那勢二字以音下效此入來坐之事恐。故欲還。且具與黄泉神相論。莫視我。如此白而。還入其殿内之間。甚久難待。故刺左之御美豆良。三字以音下效此湯津津間櫛之男柱一箇取闕而。燭一火入見之時。宇士多加禮斗呂呂岐弖。此十字以音於頭者大雷居。於胸者火雷居。於腹者黒雷居。於陰者拆雷居。於左手者若雷居。於右手者土雷居。於左足者鳴雷居。於右足者伏雷居。并八雷神成居。

欲相見は、阿比美麻久淤母富志氏と訓べし、(相字は、逢の意に見べし、) ○黄泉國は、(豫美能

古事記傳五之卷終

云なり、と云おこせたり、兩兒島これならむか、されどこはなほ決めがたし、

比婆之山

澤眞風、寛政六年四月に、杵築大社に詣ける路次に、比婆之山を、委く尋ね來て、語りけらく、出雲國能義郡にて、同郡なる母理より、一里餘許西南方なり、伯耆國の堺にも遠からず、山は高き山にて、北海など、よく見渡さるゝ處なり、かくて、山上の、やゝ平なる地に、徑四五丈許と見ゆる程、冢の如く小高き處の有て、石の齋垣を造周らしたり、是なむ伊邪那美命の御陵と云り、前に拜殿もあり、近き郷々より、詣づる者常に多し、さて其御冢には、松木も幾株も生たり、小竹透間もなく、高く生茂れり、凡て此あたりは、近き里より、牛を多く野飼に放ちおく處なるを、此御冢の篠をば、其牛どもゝいさゝかも喰ことなく、又蝮蛇の此をいたく怖るゝ事など、傳に記されたるが如し、されば詣たる者、蝮蛇を防がむ料に、此篠を賜はりて、持還るとぞ、たわの内と云は、此山の麓なる村名にて、峠内と書り、此國にては、いはゆる峠を、凡て多和と云なり、又風土記抄に、日波村と云る、それも此山の麓にて、吾此度、其里より登りたり、とぞ語りける、又内山眞龍云、出雲風土記仁多郡に、備後國惠宗郡堺、比布山云々とある、比布山は、比羽山にて、備後に屬るか、此御坂山の麓山なるべし、御坂山の南は、惠宗郡湯川なり、そこに比羽村あり、上代に御坂山を、比波山と云しなるべし、御坂山には、有神御門と、風土記に云れば、なみ／＼ならぬ山なり、國堺は、古今違あることなれば、上代には此あたりも、伯耆の堺にぞありけむと云り、これもなほよく尋ね考ふべき處なり、

段書紀には、三段に斬て各神になるとも、又五段に斬て五の山祇になれりともありて、此記とやゝ異なり、○所斬之刀は、即迦具土を斬たまへる御刀なり、○天之尾羽張伊都之尾羽張の名の意は、下傳十四の此處にいふべし、

おひつぎの考

女島

筑前國のある人云おこせけらく、肥前の唐津の東北の海中に在とある姫島は、筑前國志摩郡に屬て、福岡より西北の方十里許にあり、島廣さ南北十二町餘、東西八町餘あり、姫大明神と云社あり、其處を宮山と云、此社あるによりて、姫島と云よし語傳ふ、民の家も三十戸あまりあり、此島の女、むかしより產に難なし、神のまもりと言傳ふ、この姫大明神は、即比賣碁曾社の神なるべくおぼゆ、

兩兒島

同人、今筑前國遠賀郡の北の海中に、島郷と云處あり、東西五里、南北一里なる島にて、二十村あり、その內に二島村と云ありて、其處に小島二ありて、これによりて二島村とは云なり、此二の小島いづれも、周九十間ありて、岸けはしくいづ方よりものぼりがたし、矢篦竹多く生て、大きなる蛇すめり、長門國の北の海中に、二生島ありとあるは、これを誤れるなるべし、此島、海上より見れば、長門に屬るが如くなれども、長門の島にはあらず、二生と云名もたがへり、即二子島と

しかはあれど、櫛の名はいと古ければ、此を本にて、其を刺處なる故に、髮をも頭をもいふなるべし、いかにまれ頭をいふは古語ならじ、）○正鹿は、口決に眞坂なりと云り、（萬葉に麻佐迦てふ言多けれど、彼は行末のことなどに對て、今さしあたりたることを云るなれば、別なり、俗にまさかの時などいふ、其より轉れるなり、）○胸は身根の意か、（身を、古言に牟と多くいへり、）○淤縢は下處の意か、今も下る處を淤理斗と云なり、（さてかくさまに活くラリルレは、省く例多し、師は此神名を引て、大祓詞の短山を、於登山と訓べしと云れつれど、いかゞ、）續紀十八に、出雲臣弟山と云人名も見えたり、○腹は廣の意にて、原平なども同じ義なり、○奥山は、聞えたるまゝなり、○陰は御蕃登と訓べし、○闇は前に云如く谷なり、○手は執なり、（登理を切れば知なれど、凡て第二音に切る語は、第四に轉る例多し、）○志藝山は、師說に、繁木山といふ意なりと云れき、（書紀に鐖と書れたるは借字なり、）又直に繁山にても有なむ、此卷末に、敷山主といふ神もあり、○羽山は、書紀に、麓山と書て、麓此云簸耶磨とあり、（かゝれば彼書ざまは山字剩物にて、對馬洲におなじ、）端山の意と云說よろし、又葉山にてもあるべし（靑葉山と云こともあり、）源重之歌に、筑波山は山しげ山茂けれど、思入には障ざりけり、（新古今集戀一卷に入り、）はやましげ山と並云ことも、此の神名より出て、古きことなるべし、下に羽山戸神と云もあり、○原山は字の如けむ、○戸山は、師云、門山の意にて登夜麻なり、（へやまと訓は誤なり、）と云れき、今思ふに、奥山に對て、外山の意にてもあらむ、又多和山にてもあらむか、其由は上の大戸惑子神の所にいへり、何にまれ後の歌に外山とよむはこれなり、○八神、此

、ぎつ、礪て、その用をなす物なれば、火と石と血とによれる七柱の神等みな建御雷の德を助成たまへるなり、故此八柱の中に、建御雷神ぞ後に專功を立たまへるかし、

所殺迦具土神之於頭所成神名。正鹿山上津見神。次於胸所成神名淤縢山津見神。淤縢二字以音 次於腹所成神名奥山上津見神。次於陰所成神名闇山津見神。次於左手所成神名志藝山津見神。志藝二字以音 次於右手所成神名羽山津見神。次於左足所成神名原山津見神。次於右足所成神名戸山津見神。自正鹿山津見神至戸山津見神幷八神 故所斬之刀名謂天之尾羽張。亦名謂伊都之尾羽張。伊都二字以音

所殺は許呂佐延坐斯と訓べし、(佐延は佐禮の古言なり、上に云り、) ○頭は御加志羅と訓べし、和名抄に、首加宇倍、頭訓同上、一云賀之良とあれど、又顱加之良乃加波良、髑髏比止加之良なども有て、加之良と云ぞ正しき名なる、(美久志と云訓は、凡て貴人のをば、後にも加之良とはいはで、然云めれど、久志はもと髮のことか、くしけづると云も、髮をけづるなり、さて髮をけづる具なれば、櫛をも久志とは云か、そはくしけづりと云べきを畧て然云は、たとへば庖丁がつかふ刀なれば、庖丁刀なるを、やがて其をも、庖丁とのみも云、田子の持桶なれば、田子桶なるを、田子と俗の云も同じ、さて髮のある處なるゆゑに、頭をも美久志とは云か、加宇倍も髮方なり、

和名美豆知とある美これなり、(豆は例の之に通辭、知は尊稱にて、野椎などの例のごとし、)又蛇蛟などの美も此なり、又日讀の巳を美と訓るも、此意なるべし、さて此神を、書紀に龗と書て、此云於箇美とあり、(龗は、字書を考るに、龍也とも注し、又靈字とも通ふなり、)豐後國風土記に、球珠郡球覃郷、此村有泉、昔景行天皇行幸之時、奉膳之人擬於御飯令汲泉水、即有蛇龗、(謂於箇美、)於是天皇勅云必將有臭莫令汲用、因斯名曰臭泉、因爲名、今謂球覃郷者訛也、(此文、書紀釋に引るは誤字多し、今は仙覺が萬葉抄に引るを引り、)萬葉二(十二丁)に、吾崗之、於可美爾言而、令落、雪之摧之、彼所爾塵家武、これらを思ふに、此神は、龍にて、雨を物する神なり、書紀に高龗と云もあり、そは山上なる龍神、この闇淤加美は、谷なる龍神なり、(此神に、手俣より漏出たる血の成れると、下なる闇山津見の、陰に成れるとを思ふべし、手俣も陰も、山に取ては谷のごとし、)神名帳に意加美神社處々見ゆ、○註に、下效此とは、此卷の末にも、二處此神名の出たるをいふ、○闇御津羽神、闇の意上に同じ、御津羽は、上なる彌都波能賣の如くにして、此は谷の水神なり、○上件八神、すべては因御刀所生といへども、分ていはゞ、石拆根拆石筒の三柱は石村により、甕速日樋速日の二柱は火神の火により、(亦石村にもよれり、石より火の出るは此由なり、)建御雷は御刀により、(下に伊都之尾羽張神の子とあるを思ふべし、かくて此神も亦石村にもよれり、刀の砥によりて利きは此由なり、)闇淤加美闇御津羽の二柱は血によれり、(血の成れる故に雨と水との神なり、上の彌都波能賣の、御尿になれるに同じ、さて上六神は皆石村に由あり、此二神は然らず、故着石村といはず、)さて劔は火に燒、又石に水そ

美を添るは御の意なり、(本に多能麻多と訓、又書紀に、指間を多麻々、多と訓る所もありいかゞ)那は之に同じ、手心手裏手末など云例なり、さて記中の俣字、延佳本にはすべて股と作り、こはさかしらに改つるなり、俣は字書には見えねど、此方の古書にあまねく用ひて、今も猶地名などには、此字をのみ書來れり、改むべきにあらず、(此外も、漢國になき字、又あれどもあらぬ意に用ひたるなど、古書には此類いと多し)○漏は、下にも大穴牟遲神の事を、自木俣漏逃而去といひ、少名毘古那神の事を、御祖命の、自我手俣久岐斯子也とものたまへり、萬葉十(十三丁)に、伯勞鳥之草具吉、十七(十一丁)に、保登等藝須、木際多知久吉、又(二十七丁)波流乃野能、之氣美登妣久々、鶯云々などあり、久具流と云は、此久々を延たる言なれば、久伎は久具理と云ことなり、(然らば伎を濁るべくもあれど、此字清音なり、萬葉にも清字をのみかきたり)○闇淤加美神、久良は谷のことなり、(闇と書るは借字なり)大祓詞に、高山末短山之末與理佐久那太理爾落多支都速川能云々、これ谷川の水の落來るさまにて、佐は眞に通ふ言、久那は久良に通ひて谷のこと、(式に近江國栗太郡なる佐久奈度神と云と、上の闇戸神と云とを引合せておもふべし)多理は、少くも多くも水の落るを云、(此ことは、師の冠辭考石走垂水の下に委し)谷と云名も、もと此多理の轉れるなるべし、萬葉十七(十七丁)に、鶯能奈久久良多爾とよめるも、(地名には非ず)かの久那太理と通ひて、たゞ谷のことぞ、(胯のくらも、人身にとりては、谷の如くなる處なる故の名なり)又諸國に某倉倉某と云地名の多かるも、谷よりぞ出つらむ、淤加の意はいまだ思得ず、美は龍蛇の類の稱なり、和名抄に、水神又蛟を、

らむにても、建御雷の一名とするに妨なし、）かくて寶龜八年に、此二宮の神位を授奉賜へるに、鹿嶋は正三位、香取は正四位上なり、是本一神なるを、鹿嶋にはその總ての御靈を祭る故に（神號をも建御雷命と申し傳へて、）位も高く、香取には別にかの齋主たる御靈をまつる故に、（神號をも伊波比主命と申傳へて、）位もやゝ降れるなるべし、然るを若是別神なるときは、書紀の趣、經津主は大將軍、武甕槌は副將軍の如くなるは、彼神位の尊卑に當らざるものをや、○手上は多加美と訓べし、書紀に劒頭と書て、今云柄なり、又書紀神武卷に、撫劒此云都盧耆能多伽彌屠利辟魔屢とも見え、又劔柄と書て多加比と訓る處もあり、其は美を後に比と云成るなり、（風土記に、日向國宮碕郡高日村、昔者自天降神、以御劒柄置於此地、因曰劔柄村、後人改曰高日村也とある、是は本多加美村と云るを、後に多加比と改つと云ことか、將本より多加比とは云つれど、劒頭の義なりしを、改て高日とせしと云ことか、）萬葉九（三十五丁）に燒大刀乃手預云々とある、この預字をも、（一本に頴とあるに依ば借字なり、）師は頭の誤として、多加美と訓れき、○集上に御刀の前と本とには、著血と云るに、此には言をかへて、かく集と云る故は、前と本とは直に血の著處なるを、手上は、其血の傳ひ流來て、手に塞れて集る處なればなり、さて阿都麻流と云言には、滯る意を帶めり、（あつむるをつむるとも云、俗に物のとゞこほるを、つまると云も通へり、なほ都麻流と云言の意は、傳十一神語の條下に云るをも考合すべし、○著御刀前之血、著御刀本血、集御刀之手上血、かくの如く處をかへて之字をおき、又畧きもしてかきざまをかふること、此記の常なり、）○手俣は、師の多那麻多と訓れたるに依べし、上に

を別神としたるぞ、甚異なる傳には有ける、後に高天原より此御國言向に天降し給ふ所にも、書紀には、經津主と武甕槌と二柱を云り、（遷却祟神詞も書紀に同じ、）此記には、彼所にも建御雷一柱を云て、別に經津主てふ神はなし、其は此に建御雷の亦名を、建布都とも豐布都ともあれば、彼經津主も此亦名なること著し、猶其證を云むには、彼（書紀）神武御卷高倉下の夢に、天照大神謂武甕雷神曰云々、時武甕雷神登謂高倉曰、予劒號曰韴靈云々とあり、若彼神代卷の如く、武甕雷と經津主と別神ならば、此夢にも二柱共に見え給ふべきに、然もあらず、其上此劒の名をしも韴靈と云ば、決く經津主神の劒なるべければ、其神こそ此夢には見え給ふべきに、さはあらで、武甕雷の予劒とて授給へるは、此神即經津主なる故ならずや、（かゝれば書紀は、神代卷と神武卷と相合ず、神武卷は此記の趣と合へり、經津主てふ名は、此刀より出たるなり、舊事紀に此劒の名を、布津主神魂刀ともあり、彼は信に足ぬ書なれど、此名もし據あらば取べし、）又出雲國造が神賀詞には、天夷鳥命爾布津怒志命乎副天、天降遣天とありて、建御雷の見えぬも、一神なればなるべし、さて古語拾遺には、書紀の如く是を別神として、經津主神をば、今下總國香取神是也といひ、武甕槌神をば、今常陸國鹿嶋神是也と云り、（此は書紀に、齋主神、今在乎東國檝取之地也、とあるに依れるなるべし、抑此齋主てふ神は、經津主とも武甕槌とも指て云ざれば、推て經津主とは定めがたきを、如此定めて云るは、據あるか、はた事の意をくはしくも思はで、ふと定めたるか、おぼつかなし、續後紀五、又春日祭祝詞などにも、鹿嶋をば建御賀豆智命、香取をば伊波比主命とのみ有て、經津主と有ことなし、たとひ經津主とあ

ことゝいちじるし。）火とかゝずて、樋字をしも借れるは、乾の意なればなり、出雲風土記に樋速日子命とあるは、即此神なるべし、其由傳九高志之八俣遠呂智下に云り、考合すべし、○建御雷之男神、御雷を書紀には甕槌と書り、何も借字にて、美迦は伊迦に通ふ言なり、その伊迦は、嚴矛（舒明紀に此云伊箇之保虚）重日（皇極紀に此云伊柯之比）伊賀志御世、（祝詞）又伊迦米志伊迦志（源氏葵巻、たけくいかきひたぶる心いできて、又手習巻、いかきさまを人に見せむとおもひてなどあり。）などの伊迦なり、その美迦と通ふ例は、遷却崇神祝詞に、即此神を健雷命とあり、（美迦豆知伊迦豆知通ふ故なり。）又嚴きを美迦と云る例は、書紀仁德御巻の歌に、瀰箇始報、破利摩波椰摩智云々、此瀰箇始報は、速待と云む枕詞にて、嚴しき潮の速きと云意のつゞけなり、（三日潮の説ひがことなり。）書紀に謂ゆる甕星も嚴きを云、（惡神と云先誅と云るにて、嚴きことゝ云らる。）甕栗も嚴栗なり、上の甕速日其外も、神及人名に甕といふは、皆此意と知べし、都知は上の野椎神の下に云るが如し、（雷字に付て意を思ふはひがことなり。）式に、阿波國阿波郡建布都神社あり、○建布都神、豐布都神、布都の事は、下傳十八白檮原宮御段の條下に委くいふべし、式に、阿波國阿波郡建布都神社あり、○此段書紀に異傳どもあり、一書に、劒刃垂血是爲天安河邊所在五百箇磐石也、即此經津主神之祖矣、また其甕速日神是武甕槌神之祖也と見え、又一書には、磐裂神次根裂神兒磐筒男神次磐筒女神兒經津主神（下巻本書にも、磐裂根裂神之子磐筒男磐筒女所生之子經津主神）とも見え、下巻（神代）本書に、甕速日神之子熯速日神、熯速日神子武甕槌神、など見えたり、此等の傳少しづゝの異にて、大旨は皆等き中に、經津主と武甕槌と

りと云も、能の面にさくみと云あるも、同詞なりと云り、此意なるべし、（源氏物語に、兒童のこざかしきを、さくじりおよすけたるとあるも、平穩ならぬ意にて同じ、或說に、岩根をも履裂て行なりといふはわろし、）さて此神名は、石根拆と云言を二に分て、二柱に名けたる物なれば、根も石根の意なり、○石筒之男神、筒に借字にて都知に通ひ、（上の石土毘古の所にいへり、）其都は例の之に通辭、知は男の尊稱なること、上に云り、（久々能智野椎神の下、）次の建御雷之男と云と同じさまの名なり、○御刀本、書紀には劒鐔とあり、（和名抄に、唐韻曰、鐔劒鼻也、和名都美波とあり、）今都婆と云物なり、そは即本にあれば、同じことなり、○甕速日神は美迦波夜備と訓べし、（迦下に之を添て唱るは非ぬこと、つばらに下傳七勝迚日命の條下にいふべし、備と濁べき由も、彼に云むを待てよ、）甕は借字なり、（此字に就て云說は非なり、凡て何速日てふ語は、みな用語よりつゞく例なり、）美迦の意は、次に委に云、速日の意は、勝速日命の下に云べし、○樋速日神、是も比波夜備と訓べし、（書紀に、いづれも皆熯速日と書るを、唯一熯之と書る所あるは、後の謬訓に耳なれたる人の、ふと誤て之字を加へたるにや、其故は、彼紀は神代卷の中神名の文字、凡ていづくも〳〵同じさまに書て、此と彼と異なることはをさ〳〵なきをや、姓氏錄に此神の名二所に出たる、共に之字あるは疑はし、）樋は例の借字なり、書紀に熯と作り、此字玉篇に、火盛乾也と注せる意なり、（易說卦に、燥萬物者莫熯乎火とあり、書紀に、熯干也と注せる所あるは、後人の所爲なり、又熯火也とも注したるは、比と讀につきて、ひがこゝろえして書入たるなり、前後註の重なるのみならず、意さへ互に背けるは、本注に非る

なくたゞ劒とてありぬべき所に、みな十拳劒と云れば、能といふべからず、）劒のことは下傳九都牟刈大刀の條下にいふべし、　○頸は美久毘とよむべし、和名抄に、頸久比、頭莖也とあり、（後世に、頸より斬たる首を久毘といふは、少し違へり、）久毘は久頬美なり、（頬美を切れば、毘なり、續世繼に、うなじのくぼと云ことあり、俗にもぼむのくぼといふ、）○御刀は、書紀景行御卷に、御刀此云彌波迦志、とあるに依て訓べし、倭建命段に御佩とも書り、波迦志とは、佩を延たる言なり、さて御佩賜劒と云ことを、其用言を體言に言爲て、即其物の名とすること、執御賜弓を御執と云に同じ、此格古へも今も、萬の物名に多し、○前は、書紀に鋒と書る此なり、○血は知と訓べし、（阿世と訓は非なり、血を阿世と云は、齋宮の忌詞にこそあれ、常然よむは由なし、）○湯津石村、書紀には五百箇磐石と書り、師說に、五百を約て由と云り、（今云、伊富を切れば與なれど、與と由とは殊に近通ふ音なり、自を古言に由とも與とも云たぐひなり、）湯津桂湯津爪櫛なども、枝の多く齒の繁きを云、村は群の意なりとあり、萬葉一　（十四丁）に、河上乃湯津磐村、又祝詞に、湯津磐村乃如塞坐と云語多し、○走は、多婆斯理と師の訓れたるぞよき、萬葉十（五十九丁）に、我袖爾雹手走、又廿　（十一丁）に、霜上爾安良禮多婆之理などあり、（俗にさばしりと云も、多の訛れるなり、）○石拆神、根拆神、書紀に、磐裂此云以簸娑窶、とあり、名義は、式の祝詞に、磐根木根履佐久彌氏、萬葉二　（三十九丁）に、石根左久見手名積來之　（又六卷には、五百重屯伊去割見とも、廿卷には、奈美乃間乎伊由伎佐具久美ともよめり、）などあるを、或說に、人面のたくぼくあるを、しやくみづらと云に同くて、岩の凸凹ある上を通行を云なり、馬ざく

之男神。三神次著御刀本血亦走就湯津石村所成神名。甕速日神。次樋速日神。次建御雷之男神。亦名建布都神。布都二字以音下效此亦名豐布都神。三神次集御刀之手上血。自手俣漏出所成神名。訓漏云久伎闇淤加美神。淤以下三字以音下效此次闇御津羽神。

上件自石拆神以下、闇御津羽神以前。幷八神者。因御刀所生之神者也。

所御佩は美波加勢流と訓べし、明宮段に、波加勢流多知と歌へり、立るをたゝせると云類にて、波祁流を延たる語なるが、自尊む辭と聞ゆ、（上の天浮橋に立の所に委く云り、）さてかく用言にも御と云こと、古は記中に御寢坐、萬葉に御立すなど猶多し、○十拳劒は登都迦都留岐と訓べし、八拳鬚七拳脛などの例なり、（能を添て讀はわろし、又劒は多知とも訓る例多かれど、此はなほ都留岐にてありなむ、）拳は搏にて、四指を並たる長を云、下に掬字をも書、書紀には握字を書り、上代に手して搏て、幾搏と物の長を量れるなり、然爲ことと今も遺れり、（束るも、手して物を搏集るをいふなり、）さて十拳は、劒身の長さを云なり、（纂疏は柄之量とあるは、都加と云語につきて誤給へるなり、柄を都加といふは、握處なる故なり、）書紀には九握劒八握劒と云もあり、（同ことながら、是は能を添て訓べし、十拳は大方の劒の常度と見えて、何と

神代にはちかく通て聞ゆることおほし、其は下なる傳十、木國之大屋比古神の條下にくはしくいふ、○葬は、書紀に訶久志奉と訓つ、萬葉二巻、高市皇子尊の殯宮の時、人麻呂の歌に、明日香乃眞神之原爾、久堅能、天津御門乎、懼母、定賜而、神佐扶跡、磐隱坐云々、又鎮火祭祝詞に、即此伊邪那美命の御事をも、美保止被燒弖石隱坐弖とあれば、迦久須と云も云稱なるべし、石隱と云も石構の内に葬り奉るに就て云稱なり、(又書紀崇峻巻に、淤久と訓ることあり、此記中巻倭建命段に、后弟橘比賣海に入坐て、御櫛の海邊に依しを取て、作御陵而治置也とある、書紀神代巻に奥津棄戸、萬葉に墓を淤久都紀とあまたよめるなどを思へば、淤伎奉と訓むも古語ならむか、されど崇峻巻なるも、凡人のこと、此中巻なるも、櫛に就て云るかの疑もあり、又奥津棄戸淤久都紀などは異意なれば、猶書紀のなべての訓に依つ、)又波夫流も古言なり、(波宇牟流と云は、八日を夜宇加、賜を多宇夫、など云と同じ音便なり、)されど、其は死人を送遣事を云稱にて、日代宮段に、天皇之大御葬などある葬字は、然訓べけれど、委く傳二十八の同條にいふべし、)此は葬奉たる處に就て云なれば、波夫流とは事違り、似たることながら差ある物ぞ、(然るを後には、たゞ葬字にのみ依から、混ひはてにき、凡て字の意をのみ思ては、古言に叶はぬこと、此類なり、)

於是伊邪那岐命。拔所御佩之十拳劒。斬其子迦具土神之頸。爾著其御刀前之血。走就湯津石村所成神名。石拆神次根拆神。次石筒

しらず、若帚より出たる由など有にや、(或は此伊邪那美命の事によりて、母君國なるべしと云るはいかゞ、) ○堺は坂合なることと、上に云るが如し、(坂合部てふ姓を、境部ともかけり、)
○比婆之山、婆字、舊印本延佳本及一本などには、波と作れど、今は眞福寺本又一本などに從へり、舊事紀又釋紀に引たるも、共に婆と作り、(凡此波と婆とは、互に誤れる例多し、) さて此山今詳に知れず、國人などによく尋ぬべし、(或説に、出雲國秋鹿郡佐陀神社是なりといへれど、秋鹿郡は伯耆の堺に非ず、出雲風土記鈔に、比婆山蓋是能美郡母理郷日波村山也と云り、又出雲風土記仁多郡に灰火山あり、郡家東南三十里と見えたれば、國堺に近し、これもし火灰山にはあらぬにや、又大原郡に比和社日原社あり、されど此郡は國堺にはあらず、又備中國賀夜郡に日羽てふ鄕、和名抄に見えたり、賀夜郡のありかも知ねど、備中備後伯伎出雲四國の堺あひ聯れゝば、おぼろかしおくなり、又枕冊子に山はと云中に、比波乃山と云あり、是は何國なるにか、又伯耆國人の物語に今出雲國の內、伯耆の堺に近き處の山間に、たわの內と云處あり、そこに伊邪那美命の陵なりとて冢あり、小竹など生しげれり、此冢の草などをば、牛馬も喰はず、牛馬を牽來て草を飼むとすれども、此冢のあたりへは牛馬よりつかず、退き去るなり、又此冢の竹を杖につきて行くときは、蛇のたぐひよりつかず、蛇の居る處へ此杖をつきたつれば、すくみて動くことあたはず、甚奇異きことどもなりと云り、なほたしかに聞まほしきことなり、) さて此を書紀一書には、葬於紀伊國熊野之有馬村焉とあるは、異なる一の傳なり、(或人、後に木國には改葬まつれるぞなどいふは、ひがことなり、) 又出雲と木國とは、遙に隔りながら、

自郡家以東北在天山、所名天山由者、倭在天加具山、自天天降時、二分而、以片端者天降於倭國、以片端者天降於此土、因謂天山也、(仙覺萬葉釋には、阿渡國風土記にありと此事を云り、) 萬葉に、天降付天之芳來山とある、此意なり、なほ此山をよめる歌は、萬葉にも後世にもいと多し、(山の南の麓に、今香山村と云もあり、土人は山をも村をも、具を清て呼ふなり、) ○畝尾(和名抄に畝和名宇禰、) は、師云、此山の畝尾は、西へも引、ことに東へは長く曳渡りけむ、今はその畝尾の形いさゝか殘れり、○木本、神名式に十市郡畝尾坐健土安神社、畝尾都多本神社、書紀にも、此を香山といはで、たゞに畝丘樹下所居之神とあると、右の神名式とを合て思へば、畝尾も木本も、地名に爲れるなり、(姓氏錄に畝尾連と云姓もあり、此處よりぞ出けむ、今も木本村と云あり、) さて木本を都多本とも云しにや、(書紀の註に是を、何所にまれ田畝或は丘或は樹下と云意ぞといふは、ひがことなり、) ○泣澤女神(萬葉二卷(二十六丁)に、哭澤之神社爾三輪須惠、雖禱祈、我王者、高日所知奴、(昔かく人命を此神に祈けむ由は、伊邪那美神の崩坐るを哀みたまへる御涙より成坐る神なればか、) 是は此神社と聞えたり、彼都多本社とは同きや非や、よく尋ぬべし、名義、下に須佐之男命のことに、啼伊佐知とあるを合せて思へば、泣伊佐波女の意か、又雨を佐米とも云は、此佐波米か、(佐波は佐と約、涙の落るさま、雨の降と同じことぞ、さらなの日記に、さめ〴〵となきたまふを云々とある、今の世にもいふ語なり、これも涙のおつるさまを云て、即さはめさはめなるべし、) ○出雲のことは下傳九、作須賀宮の條下に云、○伯伎は、和名抄に伯耆(波々岐、) 神名帳に、彼國川村郡に波々伎神社もあり、名義

古者謂木爲介、故今云神今食者、古謂之神今木矣、云云と云り、此訓古き傳と聞えたり、猶古に木を氣とも云し例は、書紀景行卷に、御木、木此云開、萬葉廿（二十一丁）に、眞木柱を麻氣波之良、又（二十八丁）松木を麻都能氣とよめり、（氣は必ヶの假字なり、）又近江の佐々木を、和名抄に篠筒ともあり、さて今子一人とあるべきを、かく詔ふ由は未思得ず、）私記に、蓋古以貴人喩於木、故謂神及貴人爲一柱一木矣、以賤人喩於草、故謂天下人民爲青人草也と云れど、此說可とも所思ず、なほ別意あるべきものなり、（加毛は後世に哉と云に同辭なり、）さて此御言は、愛み所思す妹命を、一人の子に替て、神避坐せつることよと、悼み惜みたまへるなり、上に詔之と有て、又謂とあること、首卷助辭論の條下に委に云るが如し、○乃字訓べからず、謂ての氏にあたれり、○御枕方御足方は、書紀に、頭邊此云摩苦羅陛、脚邊此云阿度陛とあり、萬葉三にも枕邊てふ言あり、方を幣と云は、古昔行方又某倍と云、皆此方の意なり、（前は目方、後は尻方なり、齊明紀に、後方羊蹄此云斯梨蔽之と有り、）萬葉五卷（三十丁）に、父母波枕乃可多爾、妻子等母波足乃方爾園居而云々、古今集に、枕よりあとより戀のせめ來れば云々、阿登は足所なり、○匍匐は、記中にたゞ波布と訓べき所もあれど、此は波良婆比と訓べし、書紀の訓も然り、萬葉十九（四十一丁）に、赤駒之腹婆布田爲、新撰字鏡に、匍匐匐也、波良波比由久、靈異記に匍匐波良波不などなり、○哭は、伊佐都も古語なれど、所成神名泣澤女なれば、此は那伎と訓ぞよけむ、○御涙、那美陀は泣水垂の意か、○香山は、神名式に、大和國十市郡天香山坐云々、書紀神武卷に、香山此云介遇夜摩とあり、（遇を濁れること、是を始て古書皆同じ、）伊豫國風土記に、伊豫郡、

然らずともありぬべき物をや、○例ノ字、師はこれをも列の誤ならむと云れき、

故爾伊邪那岐命詔之。愛我那邇妹命乎。那邇二字以音下效此謂易子之一木乎。乃匍匐御枕方。匍匐御足方而哭時。於御涙所成神。坐香山之畝尾木本。名泣澤女神。故其所神避之伊邪那美神者。葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也。

愛は、(波志伎とも、宇琉波志伎とも訓べけれど、) 書紀ノ齊明天皇ノ大御歌に、于都倶之枳阿餓倭柯枳古弖 (愛朕稚兒をなり、) 云々、と有に依て宇都久斯伎と訓つ、萬葉三 (五十丁) 大伴ノ旅人ノ卿ノ歌に、愛人とも妻を指て云り、又孝徳ノ御卷ノ歌にも于都倶之伊母我、萬葉廿 (三十二丁) 防人ノ歌にも、有都久之波々爾など讀り、○那邇妹は、書紀ノ履中ノ卷に、鳥往來羽田之汝妹者云々、汝妹此云儺邇毛、とあり、邇は伊と同韻を通はして云か、はた萬葉九ノ卷 (三十二丁) に、妹名根ともあれば、名根妹の禰伊を切て邇と云か、(白檮原ノ宮ノ段に那泥汝命ともあり、又萬葉十七に弟をさして奈弟乃美許等ともあり、) ○乎ノ字は夜と訓べし、傳十一須勢理毘賣の長歌に、八千矛ノ神ノ命能美許登夜云々、とある語の勢に似たればなり、この夜は呼出す辭にて、余といはむがごとし、如是る所に乎の字を用ひたる例、記中におほし、○註ノ邇ノ字、今ノ本はみな爾と作り、本文に依て改つ、○易子之一木乎は、古能比登都氣爾加閇都流加母と訓べし、玉垣ノ宮ノ段に、吾殆見欺乎乃云々、とある語勢に似たり、一木は、私記ニ曰、一兒、古事記及日本新抄並云、謂易子之一木乎、

まづ大事忍男神より悉く數れば、四十柱なり、其中に速秋津日子速秋津比賣の生坐る八柱と、大山津見野椎神の生坐る八柱と、豐宇氣比賣神と、并て十七柱を除けば、二十三柱なり、（延佳が、此數を合さむとて云ることは誤れり、まづ八島八神、六島六神と云るひがことなり、島は島にて神にあらねば、此數に入べきに非ず、若强て入れば、伊余之二名島に四神、筑紫島に四神の名あれば、八島と六島の神合て二十神なるをや、はた天鳥船より和久產巢日神まで七神と云るも違へり、其は九神にこそあれ、）故つら〳〵思ひ、くさ〴〵に數試に、凡て四十柱の中にて、石土毘古石巢比賣を一柱とし、速秋津日子速秋津比賣を一柱とし、大戶惑子大戶惑女を一柱とし、金山毘古金山毘賣を一柱とし、波邇夜須毘古波邇夜須毘賣を一柱として數れば、三十五柱なりけり、如此比古比賣と並坐をば、一柱として數ふること、故あるべし、（此比古比賣と並坐神たち、書紀にはみな一柱づゝのみなるも、此に由あり、）然數るときは、上に、自天鳥船至豐宇氣毘賣神幷八神、とあるも合り、又下段に、大年神之子云々、并十六神、とあるも此例にて其數あへり、（但大事忍男より速秋津比賣まで并十神といひ、天狹土より大戶惑女まで并八神といへるは、又右の例に合はず、此は比古比賣を分て數へつるなり、　○此記、數の字を、多く壹貳參肆伍陸漆捌玖拾佰仟と書り、此を大字と云、公式令に、凡簿帳科罪計贓過所抄膀之類、有數者、爲大字、（この大字を、印本に本字に誤れり、）民部式に、凡諸國進官雜物返抄、稱其年物者、皆作大字、とあるこれなり、こは常の一二三などの字は、畫の少くてまがひやすき故に、音も義も近き字を借て、如此書るにて、漢國よりある事なり、されど此記にしも、其を用ひたるは、何の由にか、

之御魂神といふあり、）大殿祭祝詞に屋船豐宇氣姫命、（是稻靈也、）又下なる登由宇氣神の處考合すべし、（傳十五）又神名帳に、大和國廣瀨郡廣瀨坐和加宇加賣命神社、（宇氣と宇迦と同じきこと、上に云るが如し、）廣瀨大忌祭祝詞に、御膳持須留若宇加能賣能命登御名者白氏云々、（此祝詞の文考へ見べし、又此神を大忌神と申すこと、書紀天武卷に見ゆ、）續紀に、寶龜九年六月、奉幣帛於廣瀨瀧田二社、爲風雨調和秋稼豐稔也、神名帳に、丹後國竹野郡大宇加神社奈具神社あり、（伊勢の鎭座傳記と云書に、丹後國竹野郡奈具社座豐宇賀能賣神と云り、）さて上に大宜都比賣神ありて、又此に重て此神あるは疑はし、水分神等上に有て、又彌都波能賣神あるも同じことなり、上代の傳事なれば、まがひつることも有けむかし、書紀には、然重れるをきらひて、省かれつと見えて、此記にある神の無が多かるはや、○火神は肥能加微と訓べし、これも本能と訓は訛なること、上に云るが如し、）○遂の假字は都比爾なり、記中高津宮段の歌に見ゆ、○神避坐也、この神てふ言は、神集神祝神逐神議などの神にて、凡て神の御上のことに附云言なり、迦牟阿賀理も同じ、（御魂の御身を去ことゝ思ふは誤なり、）鎭火祭祝詞に國能八十國島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比氏、麻奈弟子爾火結神生給氏、美保止被燒氏石隱坐氏云々、○註に、毘賣の毘を、比と書るは誤なり、今は一本に從ふ、○幷八神、此數合ざるに似たり、其事次に云べし、○島壹拾肆島は、志麻登袁麻理余志麻と訓べし、餘と云べきを阿を省て、麻理と云は、古言なり、例は續後紀十五に、尾張連濱主てふ人、百十三歳にて、毛々知萬利止遠乃於支奈、（百餘十之翁なり、）と自歌へる是なり、○神參拾伍神、此數誰も疑ふことなり、

(都波二字共に清音の假字なり、書紀も同じ、これを濁音に讀はわろし、又波能を能波と作る本あり、誤なり、今は延佳本又一本に依れり、) 名義、彌は水なるべし、都波は未思得ず、(前に、都波は、都夫羅なるべし、夫羅を切れば婆なり、都夫羅の意は、上の頰那藝神の所に云りといひ、又彌都は水、波は此も麻理と云意か、はた早の意か、萬葉十二に、石走垂水之水能早敷八師、これ波の一言を、早意に取てつゞけたり、などいひしは、皆よくもあらず、) 書紀一書中の亦一説に、向大樹放屎、此即化成巨川とあるは、一の傳なり、さて土と水とは、穀物の成べき基なれば、先此神たち成坐なり、又糞尿も、土を肥し、穀物を助け成物なれば、由あるをや、○和久産巢日神、和久は、書紀に稚字を書り、凡て稚を古言に和久と言る多し、武烈卷の歌に、思寐能和倶吾、(鮪若子なり、) 繼體卷の歌に、愷那能倭倶吾(毛野若子なり、) などあり、萬葉十四にも、等能乃和久期とよめり、産巢日の事は上傳三同神の條下に出たり、さてこの神は、書紀一書に、軻過突智娶埴山姫生稚産靈、此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀とあるは、異なる傳なれども、(傳九大宜都比賣の下とあはせ考ふべし、) 豐宇氣毘賣神の御親なるとあはせて思へば、すでに土と水との神たち成坐て、次に穀物の成るべき産靈の神なり、和久とは、たゞ何となく稱たるか、はた穀物に由あるか、はた高御産巢日神産巢日に對て稱たるか、○豐宇氣毘賣神、豐は稱名、宇氣は既に大宜都比賣の所に云るが如し、書紀に、葦原中國有保食神 (保食神此云宇氣母知能加微) 云々とある所、考合すべし、私記に、宇氣者食之義也、言是保持食物之神也と云り、又書紀に、伊弉諾尊又飢時生兒號倉稻魂命、こは此の神の傳の異なるなり、(此記には、須佐之男命の御子に、宇迦

す、もと神名なることを知べし、）さて此神書紀には、埴神土山姫とありて、唯一書に埴安神とあり鎮火祭祝詞にも埴山姫とあり、屎のさま山にも似たる故に、然云るにや、（又思ふに、上にある金山に准へていはゞ、埴山は痲理病と云意か、波と麻と通ふ、屎をゆばりとも云が如し、理と爾と通ふ、山城の苅羽井を、樺井と式にはあり、さて麻理は屎の出るを云、下に見えたり、此を用るときは、波邇夜須も其意にて、夜須は病なり、齋宮式忌詞に病稱夜須美、）式に、阿波國美馬郡彌都波能賣神社、波爾移麻比彌神社あり、（本彌を禰と誤）又中巻堺原宮段に、此二神と同名の男女あり、其は彼地名よりぞ出つらむ、○上件迦具土金山波邇夜須と云名、皆天香山に由縁あり、先彼山の名迦具土と同く、又此神の所殺坐る身躰に、諸の山津見神の成坐るも、山に由あり、又石屋戸段に、取天金山之鐵とあるを、書紀には天香山とあれば、香山と金山とも由あり、又波邇夜須と云地名の、倭の香山にあるも由あり、これらたま〳〵に然ることゝは聞えず、いかさまにも所以ありげなるゆゑに、驚かしおくなり、○尿、書紀に屎此云愈磨理、和名抄に、尿小便也由波利とあり、由は湯、麻理は屎麻理の麻理に同くて、其出るを云、（書紀の訓注の磨字は、婆の假字にも用ひたれば、和名抄と照して、由婆理ともよむべけれど、糞まると同きこと疑なければ、由麻理なり、ゆばりと云は、やゝ後に轉れる言なるべし、書紀に小便とあるを、ユバリマルと訓るは誤なり、ユマリスと訓べし、○俗に遺尿をよつばりといふは、夜尿なり又馬小便をばりといふ、）さて上件、吐も糞も尿も、皆病臥在などの御態なり、○彌都波能賣、書紀に、水神罔象女、罔象此云美都波、とあり、又神武御巻にも、水名爲嚴罔象女、罔象女此云瀰菟破廼迷、とあり、

抄には、歐吐(倍止都久、又太萬比、)嘔吐(豆太美、)とあり、(豆太美は乳吐なり、)〇生神は、次の屎尿に成神とある例に依て、此生をも那理麻世流と訓べし、〇金山毘古神、金山毘賣神、名義は枯惱しなり、(惱は痿病なり、)書紀に悶熱懊惱因爲吐、とある意なり、枯と云故は、中卷末に、其兄八年之間干萎病枯、とある意なり、(哀憔悴の加儢、加留留など、みな枯なり、)式に、河内國大縣郡金山孫神社、金山孫女神社、美濃國不破郡仲山金山彥神社、(今南宮と申は此なり、文德實錄二卷に、越前國金山彥神とあるは、此か別か、)〇屎、和名抄に、糞屎也、和名久曾、〇波邇夜須毘古神、波邇夜須毘賣神、名義は埴黏なり、字鏡に、埏謂作泥物也、禰也須とあり、(からぶみ尙書禹貢に、厥土赤埴墳とある埴を、古訓に禰延とあり、史記も同じ、說文に埴黏土也とあり、禰夜須は令黏なり、令肥を許夜須といふと同格なり、)

書紀神武卷(戊午年)に、宜取天香山社中土以造天平瓮八十枚云々、又(己未年)前年秋九月、潛取天香山之埴土、以造八十平瓮、躬自齋戒祭諸神、遂得安定區宇、故號取土之處曰埴安、(安を上の安定の文へ當て見るは、古の意にあらず、是も黏といふ意なり、)是にて心得べし、さて如此御名を負せたるは、屎の形狀の、埴を泥夜志たるに似たればなり、式に大和國十市郡畝尾坐健土安神社、(畝尾は香山の畝尾にて、地名となれり、)さて此神社號に依れば、此の神名は、此香山なる地名より出たるに似たれど、然には非じ、凡て此前後の神に、地名を取て名たる例なし、彼地名は、返りて此土安神の鎭坐より出けむを、右の書紀の說は、異一傳にも有べし、凡て地名の由緣は、異說ある例多し、式に畝尾坐とあるを以ても土安は地名に非

にもわたるか、さだかならず、和名抄には、陰玉莖玉門等之通稱也と有て、和名は載ず、中卷に畝火山之美富登と、山にも云り、(小腹は富登上の意か、)○見炙は、夜加延と訓ぞ古言なる、凡て被炙被炙などの類の禮と流とは、古は延と云由と云り、書紀齊明天皇大御歌に、倭須羅庾麻自珥、(忘らるまじになり、)萬葉一(二十六丁)に家之所偲由、五(十丁)に、可久由既婆、比登爾伊等波延、可久由既婆、比登爾遍久麻延、(厭れ惡れなり、)又(三十八丁)禰能尾志奈可由、七(三十三丁)に衣爾須良由奈、十五(二十丁)に伊能禰良延奴爾など、この餘も多し、○病臥在は夜美許夜世理と訓べし、臥を許夜須と云は古言なり、書紀聖德太子命の御歌に、伊比爾惠氏許夜勢屢、萬葉三(四十三丁)同命御歌に、客爾臥有此旅人、(これを布志多留と訓るは非なり、)五(五丁)に許夜斯怒禮、などなほ多し、記中に許夜流ともあり、又書紀(十四の三丁)に反側、萬葉(五の二十八丁)に宇知許伊布志提、などある許伊も、同言の活けるなり、(やいゆえよの通ひなり、)さて此に、在字を下に添たるは、右の萬葉に有字あると同くて、世理てふ辭にあて丶書るなり、(此格萬葉に多し)○多具理邇は、書紀に爲吐と書り、言の意は、髮を揚るを、萬葉(二の十六丁)に多氣婆奴禮多香根者長寸妹之髮云々又(九の三十五丁)小放爾髮多久麻庭爾などよみ、又(十四の十九丁)古麻波多具等毛又(十九の十一丁)馬太伎由吉氏、(手綱してひき上る意と聞ゆ、)などよめると同じきか、繩などをたぐると云も搔上る意ありて同じ、噦噎の久理も此久理と同じ、(俗に歐氣を世具理と云ひ、兒のよだりをも久留と云、又咳をせくと云ことを、播磨國のあたりにては、せきをたぐると云となり、)和名

とよみ給へる(萬葉にも、香切火のもゆる荒野とあり、)是なり、迦宜は影と云是なり、さて土は、都は例の助辭、知は例の尊稱なり、(此例上に委く云り、)さて右の三名の火之は、みな肥能と訓べき例なり、(本能と訓は誤なり、凡て火を本と云は木を許と云と同格にて、本末本陰木立などの如く、下に言を聯ぬるとき、火影火中火瓮火處など云、中に之を夾ても、木葉木本木芽などの如く、焰火氣など云、しかるに此は、其類に非ず、火之と姑く切る、が如くにて、下の言へ直に聯なるに非ねば、本と訓例には非ず、右の格の外に、たゞ火とのみあるをも、本とよむは誤なり又某火と下に附ときも、肥と訓例にて、本と訓は誤なり、此等も木と同格ぞ、是等の格を知らずて、妄に本と云を古言ぞと、世人の思へる故に、委く辨おくなり、)さて此神を、書紀一書に火產靈ともあり、(鎭火祭祝詞にも此名を云り、これを本能牟須備と訓もひがことなり、本牟須備と訓べし、凡て某產靈と云例、みな之てふ辭なきを思ひわたして知べく、はた古書何れにも、之字を添ず、唯舊事紀に、火之產靈とかけるは、古語をしらずして、俗訓のまゝに書るひがことなり、)神名帳に、紀伊國名草郡香都知神社、伊豆國田方郡火牟須比命神社あり、又丹波國桑田郡阿多古神社(即京西の愛宕なり、)も、此神を祭となり、(阿多古とは、御祖を燒たまひし故に仇子と云意にや、)○美蕃登は御陰なり、下に訓陰上云富登とあり、(登は清音なり、濁るはわろし、)名義は、師云、含處なり、萬葉に、保々萬留とも布保隱とも云に同じ、頰も物を含む故の名なりとあり、さて記中の例を考るに、富登とは皆女に云れは、男陰にはわたらぬ名にやあらむ、書紀武烈卷に不淨とあるも、女に云り、但し下に、此迦具土神に陰とあるも然訓べければ、男

なり。神祇官に坐、御巫の祭神八座の中の御食津神を祈年祭祝詞には、大御膳都神と云り、又文徳實錄二に、河内國恩智大御食津彦命神、恩智大御食津姫命神、（こは帳に、高安郡恩智神社二座とあるこれなり。）さて上に粟國の亦名も、此と同意以稱しなり、一神には非ず、又下に須佐之男命の食物を乞しは、（傳九同條）此なると一神なるべし、（彼を書紀に保食神とあるは、彼と一神にて、御名の傳の少し異なるなり、されど名義は同きこと、右に云が如し。）○火之夜藝速男神、夜字は迦の誤ならむか、亦名の炫迦具など、同じ類なるべければなり、迦藝のことは次に云べし、又夜藝ならば、燒の意なるべし、（濁音の藝を書る由は、下の速の波を濁るべきを其濁を上へ轉せる、上代の音便にて、上なる豐久士比泥別の處に委く云るが如し、考合すべし、然るを師は、濁音を書るは燒には非ず、かゞやぎのやぎなり、と云れつれど、かゞやぎならむには、かゞとこそ云べけれ、かゞを略て、やぎとのみは云べきに非ず、又かゞやきのキ。も、濁らむことはいかゞ、又ヤ。ケ。と訓るは、古の假字づかひを知ぬなり、又舊事紀に火燒速男とかけるは、既に假字の清濁みだれつる世の人の作れる書なれば、藝を清音に讀て、みだりに燒とせるなれば、據とするにたらず。）速は例の稱名なり、○火之炫毘古神、炫は迦賀と訓べし、靈異記に、炫を加々也計利と訓り、字書にも耀光也とも、火光也とも明也とも注せり、（然るを舊事紀に、火々燒彦とあるに依て延佳が燒字に改めつるは非なり、舊事紀は信がたし、此記諸本みな炫と作り、又師は炫を用ひて、本能氏理と訓れき、此もいかゞ。）○火之迦具土神、迦具は赫と云意、其は迦賀とも迦藝とも迦具とも迦宜とも活て、同言なり、迦藝と云る例は若櫻宮段の大御哥に、火を加藝漏肥

舟といふあり。）あるを思へば、師ノ説も捨がたし、石楠とは書紀に、素戔嗚尊曰、韓國之島是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髯散之、即成杉云々、眉毛是成櫲樟、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫲樟此兩樹者、可以爲浮寶云々とあり、（浮寶とは船を云るなり。）さて此木はいと堅くて、磐にもなる物なれば、石楠とは云るなり。○天ノ鳥船、名ノ意上の鳥に同じ、さて書紀に、蛭兒を天磐櫲樟船に載て流やるとも、又鳥磐櫲樟船を生て、其に載てとも、又別段に、高橋浮橋、及天鳥船亦將供造、などもあり、はた此の亦ノ名にも、神と云ぬなどを以見れば、是は直に船を指て神と申歟、されど次ノ生神名と云、下に天鳥船神副建御雷神而遣、ともあるを思へば、正しき神とも聞ゆ。（行過たるおしはかり言は、取にたらず。）○大宜都比賣神、宜は食、（大食と連きて濁る故に、濁音の宜ノ假字を用り、是をキと訓は非なり。）都は例の助辭なり、さて此食を、放ては宇氣と云、下なる豐宇氣毘賣神、書紀の保食神など是なり、此は大食と連く故に、宇を省て云、（凡て上に言を置て、連言とき宇を省く例、古言にいと多し、食も、大食御食など云ときこそ氣とは云、さらで只には、必宇氣宇迦といふぞ。）又宇氣を轉て宇迦とも云、（こは風を加邪、稻を伊那、酒を佐加と云と同く、第四音の第一音に轉る格なり。）下なる宇迦之御魂神、書紀神武ノ卷の稻魂女など是なり、如是れば氣宇氣宇迦みな同言にて、右の神等の御名、いづれも此食の意なり、（御膳御饌なども書て、凡て食物のことなり、書紀に倉稻など書れたるは意を得てのことぞ。）さて御食津神（津の下に之を添て唱るは、ひがことなり、凡て某津と云語に、然例なきを思へ。）と云は、正しく此と同名なり、凡て大御とも大とも御とも云、みな同意

次生神名鳥之石楠船神。亦名謂天鳥船。次生大宜都比賣神。此神名以音次生火之夜藝速男神。夜藝二字以音亦名謂火之炫毘古神。亦名謂火之迦具土神。迦具二字以音因生此子美蕃登此三字以音見炙而病臥在。多具理邇此四字以音生神名金山毘古神。訓金云迦那下效此次金山毘賣神。次於屎成神名波邇夜須毘古神。此神名以音次波邇夜須毘賣神。此神名亦以音次於尿成神名彌都波能賣神。次和久産巢日神。此神之子謂豐宇氣毘賣神。自宇以下四字以音故伊邪那美神者。因生火神。遂神避坐也。自天鳥船至豐宇氣毘賣神幷八神。

凡伊邪那岐伊邪那美二神共所生島壹拾肆島。神參拾伍神。是伊邪那美神未神避以前所生。唯意能碁呂島者非所生。亦蛭子與淡島不入子之例。

次生、こは野椎神の次にて、是より又伊邪那岐伊邪那美神の生坐るなり、○鳥之石楠船神、鳥とは行ことの疾きをかたどりて云と、口決には云、師は、水鳥の浮るさまによそへて云と云れき、此は何かよけむ、書紀に天鳩船と云あり、又其の釋に播磨國風土記を引て云るは、仁德天皇の御世に、いと大なる楠ありしを、伐て船に造りしに、其船飛が如迅し故に、速鳥と號つとあり、是らに依ば、口決の意なるべし、又萬葉十六（二十五丁）に、奧鳥鴨云船之と（から書にも鳧

(三代實錄二に、天香山大麻等野知神と云も見ゆ、)○右八柱の名義、因山野持別而生、とあるに就て考知べきなり、(上の因河海持別而生ませる神たちの名の、皆水によれると思合すべし、)又下の八柱の山津見の名合せ見べし、(又思ふに、狹土狹霧の狹は、多く詞上に加る辭、土も霧も闇も惑も、皆字の意にて、土より霧の發、その霧によりて闇く、闇きによりて惑ふと云意に名づけしか、戸は所なり、俗にどにまよふと云はこれなり、此考へやすらかに聞ゆめれど、然る意もて神名に負せ奉むことといかゞ、もしさもあらば、必風神より前にあるべきことなり、又思ふに狹土は、佐豆は、海佐知毘古山佐知毘古の佐知に同じ、そを佐豆とも云由は、彼所に委く云を見よ、知は例の尊稱にて、野山の佐知によれる名か、闇戸は座戸、戸惑は門眞門か、されどさては名の意おの〳〵はなれて、一たぐひにあらず、必さはあるまじき物ぞ、○凡て古語は、意はいとやすらかにて、こともなき物から千歳の後の世に其を解ことは、いとかたきわざになむ有ける、其故は、よろづの詞は、その體も意も、世々に移轉て、いたく變りきぬることなるに、然る流の末より、遙なる源をうかゞふわざなれば、その間いく瀬のよどかへだたりぬらむを、奈何か容易は心得らるべき、彼狹土の狹を、坂ぞと云が如きも、坂てふ言にのみ耳なれつる、流の末の人、心には、いとも物遠くて、信られぬことに思めり、こは古學をよくして、川の八十隈を經のぼりて、源に至り見む時ぞ、然ること、は覺ぬべき、然あるものを、代々の物知人の、書紀の神名などを説たるは、後の世の心詞を以て、直に當たる故に、こともなく、今人の耳には、やすらかに聞ゆめれど、源にのぼりて見れば、皆非ことにて、中々に物遠くなむ、)

紀に、天地の始に、先成坐る神を、天讓日天狹霧國禪月國狹霧尊とあり、此は後人の作りたる名と聞ゆ。〕○天之闇戸神、國之闇戸神、名義、戸は處、闇は谷のことなり、其由は下の闇淤加美の下に委云べし、式近江國栗太郡佐久奈度神社あり、久良斗と久奈度と通へり、〔神皇實錄と云物に、書紀の國狹槌尊より次々五代を、漢人の論すめる五行と云物にあてゝ、水藏戸火藏戸木藏戸など、云り、是らは凡て云に足ぬ書なれど、藏戸てふことは、古書にありしを取れるにもやあらむ。〕さて上件水分神より次々皆、天之國之と云は、たゞ二柱並坐神の名を、對て稱たるまでにて、天と國とに殊なる意はあるべからず○大戸惑子神、大戸惑女神、名義、戸麻刀は刀袁麻理處にて、山の多和美で低き處を云、玉垣宮段に、山多和とある是なり、さて多和と刀袁と通ふことは、萬葉などに、枝のたわむを、刀袁余流とも云、多和々とも等乎々とも云るにて知べし、さて刀袁を切て刀と云、〔例ば十を十、十年十握など云が如し〕麻理の理を略けり、〔らりるれと活く理を略く例ば、詔たまふをのたまふと云たぐひ常多し〕麻理は美と云に同じ、〔極みきはまり、恐みかしこまり、屈みかゞまり同きが如し〕又萬葉に山の常陰と云るも、刀袁陰にて山のたわみ低き所の陰をいふ、なほ下の戸山津見の下をも見合すべし、さて比古比賣は例の稱なるを惑子惑女としも書るは、たま〳〵語のより來たるまゝの借字のみなり、〔惑の比を、古は正しく比と呼しなり、故比古比賣にも此字を借て書るなり、然るを此類の比布を、伊字の如く呼ふるは、後世の音便にて、正しからず〕書紀に、大戸之道尊大苫邊尊、亦曰大戸摩彦尊大戸摩姫尊とあるも、此と同神の、いと異なる傳なり、式に阿波國名方郡意富門麻比賣神社あり、

云豆知下效此次國之狹土神。次天之狹霧神。次國之狹霧神。次天之闇戸神。次國之闇戸神。次大戸惑子神。訓惑云麻刀此下效此次大戸惑女神。自天之狹土神至大戸惑女神并八神。

野椎神、凡て上に某神亦名謂某神と有て、下に其神の事を云ときは、其亦名の方を擧る、此記の例なり、○二神は布多婆斯羅と訓べし、(前の二神は、上に神と云ざる故に。布多婆斯羅能迦微と訓つるを、此は上に神とあれば、然は訓ず、語の勢おのづから然り、)○山野は(常には怒夜麻とよむ例なれど、此は)夜麻怒と訓べし、(上河海の例の如し、)○天之狹土神、國之狹土神名義、狹は志那の切りたる言にて、その志那は級にて、坂路のことなり、(其由は、師の冠辭考しなてるの、又しなざかるの條に委し、)其を佐とのみ云る例は、明宮段の大御哥に、丸邇坂を和邇佐とあり、坂と云も、加は處の意にて、(ありかすみかなどのかもこれなり、)級處なり、豆は例の助辭、知は尊稱にて、山豆知野豆知の如く、坂豆知なり、さて書紀には、天地の始の處に、國常立尊の次に、國狹槌尊(一書には國狹立尊)とあり、此は例の甚異なる傳なり、○註に、訓土云豆知、こは前にも出たる字にて、訓も同じきを、此にかく注せるは、豆を濁るべきためなり、(此神名の土をば、世に誤て清て唱ることもある故なるべし、)○天之狹霧神、國之狹霧神、名義、狹は狹土の狹と同じく、伎理は限の意にて、佐疑理は境と同じ、(境は坂合にて、此方と彼方とより登る坂の合ふ所なれば、即坂の限りなり、)下にも同名神見えたり、傳十一大國主神の條に出、(舊事

波、借廬作良須、草無者、小松下乃、草平苅核、又四卷に、板葢之、黒木乃屋根者、山近之、明日取而、持將參來、黒樹取、草毛刈乍、仕目利、勤和氣登、將譽十方不在、又八卷に、波太須珠寸、尾花逆葺、黒木用、造有家者、迄萬代、これらを合て思べし、茅と云一種あるも、屋ふくに主と用る故の名なり、さて野神の御名に負給へる故は、野の主とある物は草にて、草の用は、屋葺ぞ主なりける、故草字をやがて加夜とも訓り、上代は、大御殿を始て、凡て草以葺つればなり、○野椎神は、野津持神なり、と師は謂れき、(母智の母を省るなり、)書紀天之石屋戸段の一書に、又使山雷者云々、野槌者、採五百箇野薦八十玉籤、また神武御卷に、高御産巣日命を顯齋して祭り賜所に、火名爲嚴香具雷、水名爲嚴罔象女、粮名爲嚴稻魂、薪名爲嚴山雷、草名爲嚴野椎、とあるは、皆二柱大神の生坐る神の名なれば、山雷も山津見に當れり、是を以見れば、まことに都美と都知と同意にて、知は、持なるべし、又按に、かの海つ持山つ持は、母知を切て美と云るに、其を知と云も例違ひ、且狹土迦具土御雷足名椎手名椎雷などの豆知、みな持てふ意とも聞えず、此等の例を歷く思ひわたすに、豆知の豆は例の助辭にて、知は久々能智などの智と同くて、尊む名にもあるべし、山雷野椎は、山之智野之智と云むが如し、○註に、幷四神とは、此前後の神等と一連ならず、此は伊邪那岐伊邪那美大神の生坐る神なるを、他神等の中間に擧たる故に、取分て結べるなり、上の速秋津比賣の下に、幷十神といへるも是に同じ、椎の下に神字脱たるか、(何れの本にも無し)

此大山津見神野椎神二神。因山野持別而。生神名天之狹土神。訓土

也)などなり、(俗に物の速に長る貌を、久々登と云も此意なり、)草は莖多なり、(多きを布佐と云ること、これかれ見えたり、)下に久々年神、久々紀若室葛根神あり、これらの久々も同じ、故思に、莖はもと莖木の縮れる名なるべし、智は男を尊む稱にて、前に(阿斯訶備比古遲神の處、)云り、大殿祭祝詞に、汝屋船命爾、天津奇護言乎以弖、言壽鎭白久云々、平氣久安久奉護留神御名乎白久、屋船久々遲命、(是木靈也、)屋船豐宇氣姫命登、(是稻靈也、今世產屋、以辟木束稻置於戶邊、乃以米散屋中之類也、)御名乎波奉稱利氐云々、(此祝詞に如是申すは、御殿造れる材の靈の故にはあらずて、彼辟木束稻のことによりて、其靈二神を祭賜なるべし、)○山神大山津見神、山津見は綿津見の例の如く、山津持にて、山を持坐神なりと、師說なり、奥に又種々の山津見あるは、分て持神、是は凡て持神なる故に、大と稱すか、(書紀釋曰、大山祇神、神名帳曰、伊豆國賀茂郡伊豆三島神社、)○野神、野を古は怒と云しこと、前に(豐雲野神の處、)云るが如し、○鹿屋野比賣神、(今本に、鹿上に麻字あるをば、延佳が削捨たるぞよき、是は中頃あやまりて、鹿鹿と重ね書るを、又誤て一を麻に成たるなり、同字を誤て重ぬること例多く、はた鹿を麻に誤れることも、記中書紀などに例あるをや、眞草と謂むも、語はさることながら、下三字訓を用たるに、眞一言をのみ假字に書べきに非ず、もし止ことえず然るときは、某字以音と注する例なり、其上書紀にも、たゞ草野姫とあり、釋に此記を引る所にも、麻字なし、又鹿字は無くて、麻と作る一本とあり、)書紀には草祖草野姫とあり、加夜は此卷末に、以鵜羽爲葺草とありて、訓葺草云加夜、と註せるぞ本義にて、何にもあれ、屋葺む料の草を云名なり、萬葉一卷に、吾勢子

母智神の次ならぬことを別てり、○風神志那都比古神、書紀（一書）に伊弉諾尊、曰我所生之國、唯有朝霧而薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命、（亦曰級長津彦命、）是風神也とあり、（萬葉二卷人麻呂哥に神風爾伊吹惑之とよめり、）纂疏に、級長は息長といはむが如しとあり、其由は師説に、此神は、大御神の御息より成賜へば、志那都比古とは云なり、萬葉哥に志長鳥と云は、鸊鷉のことにて、息長鳥と云むに同じ、同廿卷に、爾保杼里能於吉奈我河波、とつゞけよめるを以知べし、（此哥を沖中川と心得たるは、論にたらず、）此鳥水底に入て浮出ては、長く息づく故に、然云かけしならむ、息長川は近江國坂田郡なり、（天武紀に、近江軍戰息長横河と見え、坂田郡なることは、諸陵式に見ゆ、仙覺萬葉釋に、息長は坂田郡穴鄕の内にありといへり、和名抄に阿那、）彼廿卷なるは、河内にての哥なるを、そは近江にてよめる古哥を、河内にて宴にうたひしならむ、又河内石川郡の磯長も、もとおきながの略にてもあらむかとあり、（神名帳にかの坂田郡に、日撫神社伊夫伎神社ならびて載り、日撫志那都語ちかし、）さて科戸之風とは、此神の御名より云て、凡ての風のことなり、（西北の風をいふとは、後世のことなり、）又師説に、龍田風神祭祝詞に、此神は、比古神比賣神ならび坐こと玄るければ、古事記日本紀、たがひに一神脱たるべしと云れき、又彼龍田に坐風神を、天乃御柱命、國乃御柱命と謂す、此御名の事は、傳七三神分治の條に云べし、○木神、書紀には木祖とあり、○久々能智神、名義、久久は莖なり、和名抄木具部に、莖、和名久木とあり、（莖は、字書に草木之幹也といへり、）其を久々と云るは、萬葉十四に久君美良、（莖韮なり、）又（同卷）九久多智（和名抄に、薹久々太知、蔓菁之苗

哥どもに、美許母理神と多くよみ、清少納言冊子に、神はと云中にも、美許母理神あり、是等も水分を訛れる名か、吉野なるをも、後世には然いふなり。)○天之久比奢母智神、國之久比奢母智神、名義、久比奢母智は汲匏持なり、(美比を約めて比といひ、碁を省けり、その省ける碁の濁の、佐へうつりて、奢となれるは、語の自然の勢なり。)其由は鎮火祭祝詞に火結神生給氏、美保止被燒氏、石隱坐氏云々、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氏來奴止宣氏。返坐氏、更生子水神匏川菜埴山姬、四種物乎生給氏、此能心惡子乃心荒比曾波、水神匏埴山姬川菜乎持氏、鎮奉禮止、事教悟給支(書紀に天吉葛とあるも、此匏のことなり。)とあり、但し彼は、火神の荒ぶるを鎮めむ備に生たまふといふ一の傳なり、此は其のみならず、水分神と同じく、凡て萬に水を施して、功を成しむる神なり、和名抄木器部に、杓、和名比佐古、唐韻云、斟水器也、瓢、和名奈利比佐古、瓠也、瓠匏也、匏可爲飲器者也とあり、(奈利比佐古とは、草の蔓になりたる杓といふこゝろなり。)外宮儀式帳に、木匏廾柄 匏 廾柄とあり、○註に、自沫那藝神云々と云は、速秋津日子速秋津比賣二柱神の生坐る神等の數を總てことわれるなり、

次生風神名志那都比古神。此神名以音 次生木神名久久能智神。此神名亦以音 次生山神名大山上津見神。次生野神名鹿屋野比賣神。亦名謂野椎神。自志那都比古神至野椎幷四神。

次生、これより又伊邪那岐神伊邪那美神の生給なり、次とは、水戸神の次なり、生と云て、久比奢

ど云用言なくては、波磯にては言たらはず、）○頰那藝神、頰那美神、名義、頰は借字にて、訓は和名抄に、頰和名豆良とあるに依べし、萬葉にも狹丹頰相など、多く都良と云に借て書り、さて都良は都夫良の切りたる言なり、其は下に猨田毘古神の事を云る段に、其海水之都夫多都時名謂都夫多都御魂、其阿和佐久時名謂阿和佐久御魂とあり、都夫良は即都夫多都音にて、其貌をも云なり、沫と並びたるも彼と同きを以知べし、（萬葉十八卷に、可治能於登乃都婆良々々々爾とよめるも、楫の水にさはりて、つぶだつ音を云て、同言なり、又廿卷にゝほりえこぐ、いつくの舟の、かぢ都久米、おとしばたちぬ、みをはやみかも、此都久米の久は、夫の誤にて、都夫米なるべし、十八卷の、つばら〳〵にとよめると合せて知べし、つぶら〳〵と鳴を、つぶめと云なるべし、又つぶりと沒入と云も、物の水におちいれば、つぶだつありさまを云、）圓を都夫良と云も、其形より出たり、猶彼段傳十六猨田毘古神の下に云言どもをも引合見よ、那藝那美は上に同じ、

○天之水分神、國之水分神、名義、久麻理は分配なり、即書紀に、分を久婆留とも訓り、神名式に、大和國吉野郡吉野、宇陀郡宇太、山邊郡都祁、葛上郡葛木等に、各水分神社あり、續紀に、文武天皇二年四月、奉馬于吉野水分峯神祈雨也、（萬葉七卷に、三芳野之水分山とよめるは此なり是を美豆和氣山と訓るはひがことなり、）祈年及月次祭祝詞に、水分坐皇神等能前爾白久、吉野宇陀都祁葛木登御名者白氐云々、（水分に坐とは、水分神の坐所々を、即水分といふなり、）右の外にも、式に河内國石川郡建水分神社、攝津國住吉郡天水分豐浦命神社、三代實錄二に、安藝國水分天神など云あり、又丹後國與謝郡籠神社は、天水分神なりと云、（又古今六帖片戀題

河と海との際なるを、此神一柱は其河の方に倚坐、一柱は海の方に因坐てなり、さて何を河の方、何を海の方とせむ、かの祝詞に、比賣神を、八鹽道之鹽乃八百會に坐と云、又下の山津見野椎の例にも依て、姑く日子神は河の方に、比賣神は海の方に因坐と定むべし、河海は加波宇美と訓べし、（常には、宇美加波と云なれたる故に、河海と書るをも然訓ことなれど此は河方の比古神は上に、海方の比賣神は下にあり又常に何となく宇美加波といふとも少異なればなり、）○持別而とは、同水戸の内を、河に因れる方と、海によれる方と二柱神の別て持坐を云なり、さて持別而生とつゞきたれども、持別は此神たちの凡の上を云るにて、生にかゝれることには非ず、○沫那藝神、沫那美神、名義沫は字の如く水の沫なり、（假字は阿和なり、阿波とかくはひがことぞ、）那藝と那美と對言こと、既に伊邪那岐伊邪那美の御名の所に云り、此は其意にてはかなはぬに似たれど、彼御名の例に依て稱しにもあらむか、但し岐と藝と異なる假字を用へるも、故あるべきにや、（此記は、同音の假字にも差別あること前に云り、）故思に書紀一書に、國常立尊云云、天萬尊生沫蕩尊、（沫蕩此云阿和那伎、）沫蕩尊生伊弉諾尊とある、是はいと異なる一傳なり、かくて那伎に蕩字を書れたるは、平の義を取て、（詩に魯道有蕩などいふ蕩字のこゝろなり、）水上の和たる意なるべし、（或人も然云き、）さて此に那美と對たるは、那美は水上の騷ぐを云言にて、波と云名もそれより出たるなるべし、（下なる八千矛神の御哥に、幣都那美曾とある、此那美も海のさわぐさまを云て、即波のうちよする意なれば、波よする礒と云むが如し、もし那美を常に云波の意とするときは、寄るな

和名抄には、湊和名三奈止とあり、俗にも此字を用ふ、〕○速秋津日子神、速秋津比賣神、書紀には速秋津日命とて一柱なり、さて秋津日と赤土と語通て、淸明き意なり、黃泉の穢を速に祓すて、淸らかに明けきをいふ名なり、〔續紀宣命に、明支淸支直支誠之心以而云々、すべて淸きをあかきといふこと、赤心など古言に例多し、〕明津神といふも、意は少異なれど語は同じ、〔又かの一書には、磐土底土赤土とならびたれは、赤土は中筒にあたるべし、但し中てふ言も、本は明より轉れる物か、其由はかの大神上瀨下瀨をすて、中瀨に祓ひ淸まはり坐しかば、其處を明瀨と云しより起て、萬の物の、上と下との閒を那加とはいふか、〕又伊豆能賣にあつる故は、阿伎を切れば伊にて、その伊豆も、阿伎豆と同意なること傳六御禊の段の條下に委くいふを合せ見よ、〔大綿津見と下の三柱の綿津見とを別に見ば、是も別神とすべし、倭比賣命世記に伊勢瀧原宮は、此日子神、並宮は此比賣神なりといへり、〕○註、至下に速字脫しにや、

此速秋津日子速秋津比賣二神。因河海持別而。生神名沫那藝神。那藝二字以音下效此**次沫那美神。**那美二字以音下效此**次頰那藝神。次頰那美神。次天之水分神。**訓分云久麻理下效此**次國之水分神。次天之久比奢母智神。**自久以下五字以音下效此**次國之久比奢母智神。**自沫那藝神至國之久比奢母智神幷八神。

二神は布多婆斯羅能迦微と訓べし、○因河海とは、まづ水戸は、河水の海へ落る所の戸口にて、

の言を以知べしとあり、（書紀に保食神あり、この母知の例をも思ふべし、又此記に、久比奢母智神又佐比持神など云もあり、又師説に、綿津海など書る、綿も海も借字にて意なし、又わたづみを只海のことに云は、此神の名より轉れるなり、故いと上代には、神名の外にわたづみてふことは見えず、海をも然云は、大津飛鳥などの御代のころよりや始りけむ、又和多都宇美と云はいよゝ後のひがことなり、延喜式などまでも、たゞ和多都美とのみあり、多を濁るもひがことなり、綿字を借、又假字もみな清音を書り、津は音便にて濁ることゝ、山津見などの例に同じとあり、今云、これらの津は清て讀べし、假字に清音を用ひ、又例も清ぞ多き、）此説に依べし、津見の意は今一の考へもあり、そはなほ傳七卷御誓約の條下に委く云べし、山津見の津見も同じ、さて上の諸神の例によれば、此神下なる三柱の綿津見にあたれり、又生海神とあるより、改て別に見ときは、下の三柱は分れたる神、此神は總たる神なり、大山津見ありて下に又くさぐさの山津見あるが如し、○水戸神、水戸は（水門と書るも同じことなり、）美那斗と訓べし、（古く美斗と云訓も有て、今はたさる地名もあるなれば、然讀むも惡きにはあらず、土左日記に、あはのみとを渡るとあり、）書紀武烈卷の大御歌の之裒世を、一本に彌儺斗と有と分注あり、又齊明卷の大御歌にも、彌儺斗と云ことゝあり、萬葉歌にも多し、（美斗とよめるは見えず、）即水之門の意にて、門は海の出入る戸口なり、（島門河門なども云、）書紀神代卷に、神乃往見粟門及速吸名門、然此二門云々、仲哀卷に、自穴門至向津野大濟爲東門、以名籠屋大濟爲西門などあり、那は之に通ふ辭なり、（右の速吸名門の名を、神武卷には、之と作るにて知べし、猶例多し

といふあり、(但此社は姓氏錄に、伊我香色乎命男氣津別命と云あり、是などを祭れるか、いかにもあれ、氣都和氣てふ語の據なり、) 姑く此考に依て、加邪宜都和氣と訓つ、なほも考ふべし、さて此神を速佐須良比咩にあつることも、たしかにはあらねど、持佐須良比失氏波、罪止云罪波不在止とあると、上に科戸之風乃吹放事之如久、吹拂事之如と譬て、遺罪波不在止祓給比云々とあると、同じことなれば、風にさすらひ失ふ意あり、さて書紀に、曰我所生之國、唯有朝霧而薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命、是風神也とありて、風は神の氣なれば、風氣とも云べし、(氣は、此字の音かとも聞ゆれども、なほ此方の言にて、古火氣潮氣など云り、凡て皇國言と漢字音とたま〳〵に同じきもまゝあり、死る剝茂き馬洲阿母など、此外にもあり、これらは自然に相似たるにて、がの文錢などのたぐひとは異なり、玄かるを此たぐひをも、皆字音とのみおもふは、深く考へざるなり、) 木ば借字、津は助辭なり、さて下に別に風神はあれども、右に云る如く、此は別なる一の傳のまがひ入し物なる故に、重れるなり、又底筒之男にあつるゆゑは曾許豆と、邪宜津と、語の近ければなり、こはいともものどほけれど、せめて云なり、○海神は和多能加微と訓べし、(宇美乃加微とも訓べし) 師說に、海を和多と云は、渡ると云ことなり、古書に、山には越といひ、海には渡るといへり、(今云、書紀齊明天皇の大御歌に、山こえて海わたるともなどあり、) 萬葉一卷に、對馬乃渡渡中爾などよめるを思へとあり、此外の說はひがことなり、○大綿津見神、名義師說に、綿は海、津は例の助辭、見は毛知の約りたるにて、海津持てふ意なり、これ海を持神なればなり、下文に、因河海持別而云々、因山野持別而云々とある、持別

夜ともよむべし、)津は例の助辭なれば、固り省きても云べし、さて此綾は禍の意にて、(あやまつ、人をあやむるなどのあや、又さはることのあるを、俗にあやのあると云、又わやく者など云、これ禍のこゝろなり、)語もかよへり、下に木國の大屋毘古神といふも坐す、なほ傳十同條の下に委しくいふべし、〇風木津別之忍男神、こは訓も名意もいと〳〵心得がたし、其由は次に云、〇註に訓風云加邪、舊印本又一本には、加字脫たり、今は延佳本又一本に依れり、〇訓木以音、こはいと心得ず、字の誤あるべし、(凡て註に以音といふは、假字なることを知せたる物なる故に、何も此某字以音、幾字以音などある例なり、然るに今訓木以音とあるは、例もなく理もなし、もし訓木ならば、云云々とこそ有べけれ、此註左右に誤あること疑なし、)故思に、以音二字は、云宜の誤ならむか、宜を音字に誤れるから、云字をばさかしらに以に改つらむ、(又思に、加字無き本もあれば、もと訓風云訶邪、木字以音とありけむを、訶邪二字亂て下上になれるを見て後人の訶は訓字の誤なるべしとて改め、字字は衍字と見て削れるかとも思へど、木字音を取て假字に用たること、此記はさらにも云ず、書紀などにも例なし、又木字は、本文ごめに本米太などの字の誤かとも云べけれど、風の假字に訶を用ること、此記の例に違へり、みな加是とのみ書り、されば此彼この考は用ひがたし、又以音は云古の誤かとも思へど、記中に木の假字には、許を用る例にて、古字書ることなし、)さて木を氣と云ことは、下の子之一木の所にくはしく云べし、宜字を書るは、風木とつゞく音便に濁る故なり、(音便の濁のまゝに注する例、此下に訓土云豆知、中卷に土雲の注に、云具毛などあり、)さて式に、大和國高市郡氣都和既神社

云々（又伊弉諾尊神功既畢云々、又功既至矣德亦大矣ともあり、）とあれば、夫婦離賜ふと、既に大なる事業の成竟し故なれば、此の名は、其方に就て、大事と稱しならむ、されば此二名、いひもてゆけば一意にあたれり、忍男は例の稱なり、（忍の義、上に云るが如し、）萬葉二十信濃國埴科郡の防人に、神人部子忍男と云名もあり、）○石土毘古神、石巣比賣神、此二柱の上筒之男にあたる故は宇波と伊波と通ひ豆都と都知と通へばなり、書紀に鹽土老翁を鹽筒ともあり、（土をも都々とも訓べけれど、もし都々ならば、筒とかく此記例なり、）巣も都々と近し、神名帳に、土左國長岡郡石土神社あり、顯宗天皇の御名、袁祁之石巣別命と申せり、さて二柱を一柱にあつる由は、此記と書紀とを合せ見るに、此には二柱なるが、彼には一柱なるたぐひ多し、（次なる速秋津日子速秋津比賣、金山毘古金山毘賣なども、書紀にはみな一柱づゝなり、又磐筒男命、一曰磐筒男命及磐筒女命などもあり、）名の義は傳六御禊の段上筒之男の條下にいふべし、○註、訓石云伊波とは、伊志とも訓字なる故なり、○大戸日別神、此神の大直毘にあたる所以は、那富を縮れば能となり、能と登とは横通音なればなり、（能に通ふ登は、多く濁る例なれば、戸字濁て讀も可けむ、若戸を濁らば、日は清べし、）又戸は、名字などの誤にはあらじか、然らばいよよ近し、（中卷堺原宮段に、意富那毘てふ人の名もあり、）○天之吹男神、此神の氣吹戸主にあたる故は、かの祝辭に、根國底之國に氣吹放てむとあればなり、山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社と云も式に見ゆ、○大屋毘古神、此神の大綾津日にあたる由は、大綾の阿を省て大屋と云は、古語の常なり、繼體天皇の皇女若屋郎女を、書紀には稚綾姬とかけり、（大綾をも即意富

神、又入吹生赤土命、出吹生大地海原之諸神矣、とあると、大祓祝詞に、科戸之風乃、天之八重雲乎、吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如云云、遺罪波不在止、祓給比清給事乎、高山末短山之末與理、佐久那太理爾落多支津速川能瀬坐須、瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃、八鹽道之鹽乃、八百會爾座須、速開都比咩止云神持哥呑氐牟、如此久哥呑氐波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氐牟、如此氣吹放氐波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氐牟、如此久失氐波、自今日始氐、罪止云布罪波不在止、云々とあるとを引合て說べし、まづ此大事忍男は、かの事解之男にあたり、石土毘古石巣比賣は、上筒之男命又磐土命に、大戸日別は、大直日神に、天之吹男は、氣吹戸主に、大屋毘古は、大綾津日神又大禍津日神に、風木津別は、底筒之男命又底土命又速佐須良比咩に、大綿津見は三柱の綿津見神に、速秋津日子速秋津比賣は、伊豆能賣神又赤土命に、(祝詞にはやがて速開都比咩とあり、)あたれり、如是れば此十柱神は、もとかの御祓の時に成坐る神たちの、一傳なりしが、亂て此記には彼所と此所とに重りし物なり、(故書紀には、此記の趣を載たる一書にも、右の內の上七柱は見えず、是雜重りつることを考て、除れつるにや、)右に引る一書の終に、吹生大地海原之諸神とあるも、此の次に、因河海持別而生神たち、(かの海原の諸神とあるにあたる、)因山野持別而生神たち(大地の諸神にあたる、)にあたりて、其次第も彼と合へり、○大事忍男神、此神の事解之男にあたれると云故は、まづ事解之男とは、女神男神族離たまふ方に就て、負せ奉し名なるを其處の御言に、右に引るが如く、吾與汝已生國矣

經營成固むるまでをかけて詔へるにて、都久流といふは廣くして、產たまふことも其中に存るなり、かの男神の御言に、所作之國とあるは、即所生之國といふに同じきを以てしるべし、二柱大神の國土を經營成たまへることは見えざれば、此作は、正しく產生たまふことなるをや、(若又生とあるも、實はたゞ經營のことなりとなほいはゞ、かの御身の成不合處成餘處を尋て、麻具波比したまへることなどを、委曲にいへるは、何の要ぞや、これら經營にはさしも關係るべきことならず、且書紀には、及至產時、先以淡路島爲胞と云ひ、雙生隱岐洲與佐度洲など云るも、みな人の子を產如くに、生たまへる故なるをや、)

既生國竟更生神。故生神名大事忍男神。次生石土毘古神。訓石云伊波亦毘古二字以音下效此 次生石巢比賣神。次生大戶日別神。次生天之吹上男神。次生大屋毘古神。次生風木津別之忍男神。訓風云加邪訓木以音 次生海神名大綿津見神。次生水戶神名速秋津日子神。次妹速秋津比賣神。自大事忍男神至秋比賣神幷十神。

大事忍男神、これより速秋津比賣神まで十柱のこと、下の阿波岐原の御禊の段、又書紀一書に、次掃之神號泉津事解之男云々、曰吾與汝已生國矣、奈何更求生乎云々、故還向於橘之小門而拂濯也、于時入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、又入吹生底土命、出吹生大綾津日

とぞ思ふ、(六島みな西國なり、凡て神代の故事は、多く西國になむありける、)さて書紀には、大八洲の外に、別に生賜へる島は無くて、處々小島皆是潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也とあり、(此傳に依るときは、大八島の外の島々は、二柱神の生たまへるには非るなり、さて處々小島とあるは、必しも小き島のみには限るべからず、大八島の外なるを、皆凡て如此は云るなれば、其中には大なるも多くあるぞかし、されば皇國に屬る島々のみならず、諸の外國をも、大きなる小きを云ず、皆此内とすべきなり、)○此八島六島の亦名どもを、其の國御魂神の名と謂は、ひがことなり、此はたゞに其島國を指て云る名なり、さて其名の女男ある所以は、いまだ知ず、(國のみならず、山にも女男ありて、古倭國なる三山の妻爭ひのこと、播磨風土記萬葉一卷などに見ゆ、)○或人問けらく、二柱大神の、人の兒を產如くに、國土を生たまふといふこと甚疑はし、此は其國々の神を生たまふをいふか、又實は國々を巡りて、經營たまふを、如此言なせるにもあるべし、其故は、初天神の大命にも、修理固成是多陀用幣流之國とこそ事依したまひつれ、國土を產成せとは詔はず、いかゞ、答此を疑ふは例のなまさかしらなる漢意にして、神の御所爲の奇く靈くして、測りがたきをしらざるものなれば、論ふまでもあらず、但しかの天神の大命のことは論あり、其はまづ夜見段に男神の御言に、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國、未作竟とあるは、既に產生はしたまひつれども、いまだうるはしく經營成竟たまはざるを詔へるなり、(經營成竟たまふは、大汝少名毘古那神のときなり、)又初の天神の大命は、漂蕩へる潮を固めて、先國土產べき基(淤能碁呂島なり、)を成より始めて、國土を產生て、うるはしく

されたる島々は、明石よりははるかに西南の方にあり、いまだよくかのあたりを見ずして、おしはかりに申されけるにやと云り、今按に、神名式によるに、家島揖保郡なれば、兩兒島も、明石よりは遙に西なりとも、なほ播磨國にてはあるべし、されど次第を思ふに、此の兩兒島は其には非じ、なほ西方筑紫の邊にぞ在べき、今肥前國長崎の西南方、祝島と云島近き海路に、二子島とて、小き島二ならびてありと云ども、其などには非じ、又或人、長門國の北の海中に、二生島と云はありと云り、抑上の八島、東より西へ、西より北へ、東へ生もておはしつれば此の六島も、東より西へ、西より北へ折て、東へめぐり給ふべければ、此在所も由あり、さて伊邪那美大神は、出雲と伯伎の堺なる比婆山に葬まつるとあれば、其あたりの國にして神ざり坐つと見ゆ、是も右の巡にかなへり、猶此島のこと、西海路を往來船人などに問て、よく尋ぬべし、）若くは書紀に、隱伎島と佐渡島とを雙生たまふとある傳を誤りて、別に一島の名と傳へたるものか、はた書紀に雙生とあるは、此島の名の傳の異しか、若然らば此島、二ある島にて、雙生たまへる故に、兩兒とは名けしにやあらむ、○天兩屋、天字、上の一柱一根の例を以阿米と訓べし、屋の義いまだ思ひ得ず、（延佳曰、細注天兩屋島、當作兩兒島乎、といへるはわろし、如是る所に亦名を以て云ることと、下にも例あり、そは自志那都比古神、至野椎幷四神、とある是なり、野椎も鹿屋野比賣神の亦名なるをや、）○上件六島の序、在所さだかならぬもあれど、先は東より生つゝ西へ幸せり、さて四海に島はしも甚多なるに、八島に次て只此六島を擧たるは、故あることなるべし、又上代に殊に名高きかぎりを擧たるにもあらむか、二柱大神の所生坐る、必此六には限らじ

按風土記云、更勅云、此島雖遠猶見如近、可謂近島、因曰値嘉島、或有一百餘近島、或有八十餘近島と云り、(此勅は、何の御世にか有けむ、) 聖武紀に、松浦郡値嘉島とあり、さて三代實錄に、貞觀十八年三月、參議太宰權帥在原朝臣行平起請、分肥前國松浦郡庇羅値嘉兩鄉、更建二郡、號上近下近、置値嘉島、件二鄉地勢曠遠、戶口殷阜、又土產所出物多奇異、加之地居海中、境隣異俗、大唐新羅人來者本朝入唐使等、莫不經歷此島、去年或人民等申云、唐人等必先到件島、多採香藥、以加貨物、又其海濱多奇石、或鍛練得銀、或琢磨似玉云々、公卿奏議曰、分兩鄉號一島事、苟謂利公、豈期膠柱、請隨其所陳、將以改置、謹錄事狀、聽天裁、奏可、(今は文を畧て引り、さて此後は、又いかゞ有けむ、) 和名抄にはなほ松浦郡鄉名に載たり、按に此島は、今の五島平戶などの島々を總稱なるべし、(或人、今筑前肥前の堺あたりより北の海中に、ちかの島と云ありといへども、それには非ず、) 其故は、此島歷史にも見えて、三代實錄の趣も大なる島と聞え、在所もよく叶ひ、風土記に數多くあるよし云るも、よく叶へればなり、五島平戶は、肥前國の西北方の海より、西方へ遙に聯なりて、多くの島々あり、今も松浦郡に屬り、(後に平戶と云は、かの庇羅鄉より出たる名なるべし、三代實錄の文によるに、庇羅は此島にある鄉なり、) ○天之忍男、名義忍は上の忍許呂別の忍に同じ、式に陸奧國行方郡押雄神社あり、こは忍男の例なり、○兩兒島は、此より外に古書には見えたることなし、在處も詳ならず、(古今集ほのぼのと明石浦の云々の歌の顯注云、明石のおきに、はるかにちりぢりなる島ども見え侍り、ふたご島みなほし島たれか島くらかけ島家島などうちちりたるやうに侍る云々、此趣袖中抄にもあり、餘材抄云、顯昭の申

流は泥の誤にもあらむか、記中泥を流に誤れる例あり、泥は稱名なり、玉留産靈と云神名あれども、其は留をルと訓は非なり。）○女島は日女島なるを、日字の脱たるなり、（舊事紀に、まづ姫島と擧ながら、次には女嶋とあれば、此記の本、彼書に取りし時より、日字脱てぞありけむ、又日女嶋と云はや、後にて、本は女嶋なりしにやとも思へど、然には非ず、又今筑前の山鹿岬の北の海にも、肥前の五嶋の南の遙なる海中にも、男嶋女嶋と云ありといへども、其らにはあらず。）さて此は今筑前の海中玄海嶋と、肥前の名兒屋との間の海路にて、同國の唐津より、今道二里許、東北方にありと云姫嶋なるべし、又豐後國直入郡の東北の海にも、姫嶋あれども、其には非じ、攝津國風土記に、比賣嶋松原者、昔輕嶋豐阿伎羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫來、暫住筑紫國伊岐比賣嶋、乃曰、此嶋者猶不是遠、若居此嶋、男神尋來、乃更遷來停此嶋、故取本所住之地名以爲嶋號とある、（こは難波の比賣碁曾社の神の故事にて、傳卅四明宮段天之日矛の條下と考へ合すべし、比賣嶋松原といふは、津國にありて、其はなほ傳卅七高津宮段にも見えたり、あはせ考ふべし。）この伊岐比賣嶋と云る、即彼筑前のなり、（伊岐とは、彼女神新羅より來て、まづ伊岐嶋に着、伊岐より直に此島に來着坐る故に云か、其は豐後又津國などの姫嶋と別むために、如此いひしにやあらむ、）名義は、彼女神の來て暫住たまひし由緒なるべし、（さて豐後津國の姫島も、其次々に移住たまひし故の名なるべし、又出雲國嶋根郡にも、比賣嶋と云あり、風土記に見ゆ。）○天一根は、上の天一柱の名義と同じかるべし、根は稱名の泥か、又島根と云こともあり、○知訶島、書紀敏達天武の御卷などに、血鹿島と作り、釋曰、肥前國也、

周防國大島郡是か、此郡は離れたる島にて、今八代島と云り、上ノ關の東、安藝の嚴島の西南にあり、(長さ今道八九里ばかり、横五六里ばかりなる島なり、)萬葉十五(十五丁)に、過大島鳴門而云云、巨禮也巳能、名爾於布奈流門能、宇頭之保爾、多麻毛可流登布、安麻乎等女杼毛とよみ、(此鳴門今もあり、大畑迫戸と云て、周防の地と大島との間の迫門なり、潮滿たる時は、鳴響いと高くて舟人のおそるゝ處なりとぞ、)國造本紀に大島國造とあるは、(阿岐の次、周防の前に載たれば、)皆此大島なり、後撰集戀一に、人しれず思ふ心は、大島のなるとはなしに歎くころかな、同四に、大島の水を運びし早船の云々、これらも同じ、(此後撰集なる大島を、備前とするは誤なり、)又筑前國宗像郡神湊より、今道三里北の海中にも大島あり、是か、胷形中津宮と申すは此島なり、(傳七に出)源氏物語玉鬘卷に、船人も誰を戀とか、大島のうらがなしげに聲の聞ゆる(河海抄に、大嶋筑前國なり、鐘御崎の近邊とあり、鐘岬の西方にあたれり、)とあるも、此大嶋なり、又肥前國松浦郡平戸の東北の方にも大嶋あり、(肥前の北、壹岐嶋の南なり、)是か、此外猶國々に大嶋と云は多くあれども、(餘はみな非じ、)此なるは右の三の内なるべし、書紀雄略卷に、吉備臣田狹が子弟君てふ人、集聚百濟所貢今來才伎於大嶋中、託稱候風淹留と見え、繼體卷にも、加羅國に遣し、御使物部伊勢連父根、云々の用にて却還大嶋とあるは、右の肥前のか筑前のか、二の内なるべし、又書紀に越洲次生大島とあるも、此なると同じかるべし、(然るを伊豆の大島なりと云は、西の國々の大島どもをしらぬ者の、ひがことなり、)さて書紀にては、此島も大八洲の一なり、〇大多麻流別、名義未思得ず、(若くは多麻は玉にて

黍より出たるなるべし、(和名抄に、黍は木美とあれども、美と備は古常に通はしいへり、)兒嶋は、高津宮段にも見ゆ、吉備國に兒の如く附る故の名なるべし、(或說に、昔百濟國の人兄弟三人、いまだ兒なりしとき、吾朝に來り、吉備國にして、一の嶋にとゞまれり、其旗幟にみな兒と云字をしるしたる故に、その島を兒島と名く、其兄弟其後三宅を姓とし、宇喜多ともなのれり、これ此國の宇喜多家の先祖なりと云るは、凡て信られぬことなり、)萬葉六卷に歌あり、後に備前國の郡になれり、書紀欽明卷に備前兒島郡とあり、和名抄に兒島、(古之末)郡是なり、さて書紀には、此島大八洲の一に入れり、○建日方別、此名日子刺肩別命と申す例あれば、建日を讀、方別と讀べきか、(然らば日を濁り、方を淸べし、)されど又姓氏錄に久斯比賀多命、(櫛日方命とも書り、)是を書紀崇神卷には、天日方奇日方命とあり、(此命は、大神君鴨君の遠祖なり、然るに神名式に、備前國邑久郡に美和神社、上道郡に大神神社あり、赤坂郡津高郡兒島郡に皆鴨神社あり、これらも由あることにや、)これに依ば日方なり、(日方の意は、傳二十三水垣宮段櫛御方命の條下にいふを考へ見べし、)また日方といふ風もあり、萬葉七(三十一丁)に、天霧相日方吹羅之云々、○小豆島は、備前と讚岐との間の海中に、讚岐の方によりて在り、(淡路島の西、兒島東なり、)續紀卅八には、備前國兒島郡小豆島とあり、今は讚岐(寒川郡)に屬り、此島、書紀應神卷の大御歌に見えて、上(伊余二名島の下)に引るが如し、彼時淡道より吉備へ幸行すとて、此島に遊坐しことも見えたり、名義未思得ず、字も正字か借字か、定めがたし、○大野手比賣、名意未思得ず、若くは鐸か、(手下なる上字、一本には野下にあり、)○大島は、

る嶋々はある物を、先八嶋を限て、國號とせるはいかにぞ、答ふ、上の八嶋は、次第に生廻て、旋り竟て、本の淤能碁呂嶋の方へ復りたまふまで、一周に生坐る故なり、其旨次の語に、還坐之時とあるにていちじるし、）

然後還坐之時。生吉備兒島。亦名謂建日方別。次生小豆島。亦名謂大野手上比賣。次生大島。亦名謂大多麻上流別。自多至流以音次生女島亦名謂天一根。訓天如天次生知訶島。亦名謂天之忍男。次生兩兒島。亦名謂天兩屋。自吉備兒嶋至天兩屋嶋幷六嶋。

還坐之時は、迦幣理麻斯志時爾と訓べし、こは上の八嶋を生廻りて、本の淤能碁呂嶋の方へ還り賜しを云なり、さて次の吉備兒嶋より次々は、みな淤能碁呂嶋より西にありて、今還り給へる路にはあらねば、其は既還り坐て、又更に西方へ生つゝ幸行なり、（故上の八嶋は、限りて國號にもなり、此より次なる嶋々は、別物となれるなり、）〇吉備兒島、吉備は後に三國に分る、和名抄に、備前（岐比乃美知乃久知、）備中（吉備乃美知乃奈加、）備後（吉備乃美知乃之利、）とある是なり、吉備中國書紀仁德卷に見ゆ、（此はそのかみ既に三に分れてありしにや、但此後も多く吉備國とのみあり、天武上卷に、吉備國守なる人見えたるは、三國を統たる守にや、又同卷に吉備太宰と云職も見ゆ、）又和銅六年に備前國の六郡を分て、美作國とせられたり、名は

口決、一本に、達日別ともあるは、後の寫しあやまりなり、）さて書紀には、雙生隱岐洲與佐渡洲とあり、○大倭豐秋津島、これらの號のことは、別に國號考に委曲に云へれば、此には略きつ、○天御虛空豐秋津根別、萬葉五（三十一丁）に、久堅能阿麻能見虛喩、十（六十丁）に、天三空などあり、天は右の五卷なるに依て阿麻能と訓つ、さて此名は、天照大御神の所知看高天原になずらへて、天皇の大坐京師をも天とする故に、（萬葉十三卷に、久堅之二都とよめるも此意なり、）其意もて稱しにやあらむ、（大倭も秋津島も、京方を本として云る名なればなり、）又彼虛空見倭と云古語の由などにもやあらむ、豐秋津は秋津島に依れり、根は例の尊稱なり、○上件八島を生坐る序次、まづ游能碁呂島にして御合坐て、生始たまへる淡島は、彼島の近隣なり、次に淡路島、又その隣なり、さて西へ幸て、伊豫之二名島、つぎに筑紫島と生まし、北へ折て伊伎島津島を生坐、東に廻て佐度島を生坐、南へかへりて大倭島を生坐るなり、かくの如く其序みだりならざるに、たゞ隱伎嶋のみ亂て筑紫の前にあるこそ、いとも〳〵いぶかしけれ、故書紀と合せて考るに、八嶋の次第、彼紀は六の異說あれども、隱伎は何れも佐度の前にあり、此記も必然あるべき物をや、（舊事紀の八嶋の次第は、全此記を取てかける物なるに、對馬洲次隱岐洲次佐渡洲とあるは、よくかなへり、されど、下に又別に亦名どもをつらねたる次第は、此記のまゝに伊余の次にあれば、上なるは私に改めつる物と見ゆ、）さて書紀の傳々は、凡て次第も州々も各異ありて、皆此記と同じからず、○故因此八嶋先所生、こは故此八嶋叙先生坐流國那琉爾因互と訓べし、○大八島國、この號のことも國號考にいへり、（或人問けらく、次にもなほ生坐

檜垧宮段に、訓石如石などもあり○津島、名義は萬葉十五(二十六丁)に、毛母布禰乃波都流對馬とよめる如く、韓國の往還の舟の泊る津なる島なり、(魏志と云から書に、此島のことを對馬國とあり、こは此方にて古へより如此書るを見て取れるかとも思へど、さには非ず、彼書のいできつるは晉の世なり、そのかみ御國にかゝる假字のつかひざまあるべくもあらず、たゞ津島と云を、彼國にて聞傳へ誤て、かくは書る物なり、さて書紀にやがて此文字を假字に取用て、對馬島とかゝれたり、津島の假字に對馬とかゝむは、さる例あれば、さも有りなむを、島字を添られたることそ、いと心得ね、島島と重ねて云名はあるべきことかは、淡海の海など云例とは異るをや、敏達御卷には、津島とかゝれたるところあり、是古の書ざまなり、)○天之狹手依比賣名義思ひ得ず、狹手彦など云人もあれば、名に負よしある言と聞ゆ(和名抄魚取具に纚てふ物もあり、萬葉の哥にも見ゆ、)○伊伎津島の二島、書記には大八洲の内に入らず、是潮沫凝成者矣とあり、一書の中には、八洲の内に入れるもあり、○佐渡島、國義は狹門か、此島へ舟入るゝ水門のせばきにや、(凡て海に島門水門迫門など云ること多し、)なほ國形をよく尋て定むべし、此國天平十五年二月には、越後國に併され、勝寶四年十一月に、又一國とせらる、續紀に見えたり、さて此島のみ亦名のなきは、古へより脱たるなるべし、(口決また元々集などに、建日別とあれど、是は舊事紀に、次熊襲國謂建日別、一云佐渡島とあるを取て云るひが言なれば、依るに足らず、舊事紀は、此記に佐度島に亦名の無を疑、又熊曾國と云は、後の九國に無き名なれば、此を佐度のことかとも思て、おしあてに、一云佐渡島と云るなれば、例の妄り言なるをや、又

此なり、其由はなほ傳十七高千穗山陵條下に委云り、されば是又古は薩摩までをかけて日向と云し證なれば、尚古日向てふ名の無りし以前は、熊曾國と云ぞ、薩摩までかけたる大名なりしことを知べし、）○建日別、此も猛きよくの名なり、○伊伎島は、万葉十五（二十五丁二十六丁）に由吉能之麻と見え、和名抄にも壹岐島由岐とあるに因て、由伎を古訓と思人あれど、書紀繼體巻の歌に以祇とよみ、此記にも、伊字をかき、壹字も由の假字にあらねば、本は伊伎なること明けし、然れども懷風藻に、伊支連と云姓を、目錄には雪連とかき、又かの萬葉に由吉とあるなどを以て思に、必由伎とも通はし云べき故ある名義と見えたり、（行も、通はして伊伎とも云り、これも同じ例なり、）故思に書紀天武巻に、齋忌此云踰既とある、齋忌は伊牟伊波布由麻波留由々志由豆伊豆など、さま〴〵に云言にて、伊と由と通へり、かゝれば齋忌も、古は伊伎とも云べし、さて（若くは息長帶比賣命の、辛國を征に幸行しをりなどにもや、）此島にして神祭り坐とて、齋忌のことありけむ故の名にもやあらむ、（齋忌古は大嘗に限るべからず、）又は辛國へ渡るに、先此に舟とめて息む故に、息の島か、（されど國所名は、凡て昔いさゝかの因縁を以てつけそめしが多かれば、後世の空考は、理こそさもあらめ、實には當れりやあらずや、定めがたくなむ、さりとてはたひたぶるに不可知とて有べきにもあらねば、人も我も心のかぎり推量言はするなり、）○天比登都柱とは、海中に離て一ある島なればなるべし、萬葉三巻に、淡路島中爾立置而とよめるも、柱と云つべき由あり、神代巻に、以磤馭盧島為國中之柱ともあり、○註に訓天如天とは、阿米乃阿麻乃などはいはず、直に阿米某と云を、如是は註せり、下巻

仲哀御巻神依の言に、彼國のことを、膂之空國とあり、是より其の名にもなりつと見えて、神代巻に膂肉空國自頓丘云々とあり、此膂より出たるかとも思へど、景行の御世に既に熊曾建の名あれば然にはあらず、）さて筑紫島を四として、其一を熊曾國と云るは、後の日向の南方半國ばかりより、大隅薩摩の地までをすべて云し、上代の大名なり、（かの景行紀に、襲國とあるもこれなり、但し續紀に、和銅六年四月乙未、割日向國肝坏贈於大隅姶羅四郡、始置大隅國と見え、又書紀に日向襲とあれば、大隅國の地は、古は日向國内にて、曾と云も日向の内なるに、別に熊曾を一國とせるは如何、と思ふ人も有べけれど、其はなほ精しからず、其故は、日向と云名は上に引る如く、景行天皇の十七年に始まりて、そのときはなほ肥國の内の地名にこそ有けめ、一國の大名とも聞えず、襲國と云熊襲と云る名は同天皇の十二年に既に見えたれば、上代よりの名にして、今の日向の南半より、大隅國薩摩國までをかけたる大名なりしを、やゝ後に至て、其大名は廢て、隣國の日向と云名ぞ、其あたりまでの大名にはなれりける、故本の曾國てふ名はわづかに殘りて、其も日向の中に入て、後に一郡の名になりてありしを、和銅六年に、そのあたりの四郡を割て、一國と建られしなれば、大隅國も、本は熊曾國内なりしが、中ごろ日向の内には入てありしなり、さて薩摩は、もとは隼人國と云り、其事は傳十六火照命の下に云り、されど此には其國を別に擧ざれば、是も上代には熊曾の中にこもり、やゝ後には日向の内に入れりしなり、續紀大寶二年の所に、筑紫七國とあるも、日向に大隅薩摩はこもれる故なり、又書紀に瓊々杵尊の御陵を、日向可愛之山陵とある、此可愛は、和名抄に薩摩國頴娃郡頴娃郷あり、

字に書るなり、木國を紀伊と書に同じ、此例なほあまたあり、民部式に、凡諸國部內郡里等名、並用二字、必取嘉名とある如く、其より以前にも此制ありしなるべし、筑前肥後などの風土記にも、球磨噌唹とかけり、）國名となりてありしことは、書紀景行卷に、十二年十二月、議討熊襲、於是天皇詔群卿曰、朕聞之襲國有厚鹿文迮鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉云々、又十三年五月、悉平襲國などあり、是を以て襲國即熊曾なることをも知べし、肥後國球麻郡と云は別なり、思ひまがふべからず、又文德實錄九卷に、肥後國曾男神と云あり、是も別か、はた彼噌唹は肥後の堺にも近くて、同所を肥後ともあるにや、さる類も古は多し、なほこれらは、國形を知ねば定めがたし、）彼梟帥どものいと建かりし故に、熊曾とは云なり、熊鰐熊鷲熊鷹なども皆、猛きを云稱なり、（熊は獸中に猛き物なれば、其に准へて猛き物をも云か、はた久麻と云は、本より猛きを云言なるを、熊も名に負るか、本末はしらず、）さて曾と云名義は、古語拾遺に、天鈿女命、古語天乃於須女、其神強悍、猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志、此緣也と見え、源氏物語帚木卷に、かくおぞましくは、いみしき契深くとも、絕て又見じと見え、俗語にもおぞきおそろしきなど云、されば曾は此於曾の約りたるにて、是も猛き意なるべし、書紀に襲と云字をしも用ひられたるも、本言於曾なる故なるべし、（書紀釋に、山襲重之義也とあるは、高千穗峰のことに依て、此襲字の意を以て說る、ひがことなり、襲は借字にて、其意を取れるに非、）又思ふに、曾は勇男のつゞまりたるか、佐乎をつゞむれば曾にて、伊を畧くは常なり、書紀に渠帥をもイサヲと訓り、又功をも伊曾と云を思ふべし、（書紀

へども、若然もあらむには、其由を註にもしるさるべきに、然もあらず、又後に寫し誤れる物とも見えず、古本のまゝと見ゆるをや、）日向國の無き方ぞ古本なるべき、然るに右の如く、日向國の加はりたる本は、舊事紀に依て、後人のさかしらに改めたる物とこそ思はるれ、（舊事紀に右の如くあるなり、其は此記を取て記すとて、日向の無きを疑ひて、かの日向日とある亦名を其とて、下の日字を國に改め、その下に謂字を補ひて、豐久士比泥別を、其日向國の亦名とし、又然爲るときは、肥國の亦名、建一字になりて足ざる故に、次の熊曾國の亦名に效ひて、日別二字を加へ、又さては熊曾のと全同しき故に、建を速に改めつる物なり、凡て彼書は、かくさまのさかしらいと多し、されど上の有面四とあるには心つかで、其をば改めずて、僞の顯れたるぞをかしき、然るを後人、此舊事紀のさかしらなることを得曉らで、日向國の有を宜なりとして、遂に此記をさへに然改めつる、其本の世には流布れるなりけり、但し速字は、舊事紀舊印本には建と作れば、此字は此記の古本のまゝに取れりしを、さては熊曾國の亦名と同じき故に、後人の速に改めつるにもあらむか、書紀口決又元々集などに、晝日別とあるも、晝は建と字形似たれば、其を誤れりと見えたり、若くは又此記の古本、此字はもとより速なりしを、後に建とは誤れるにもあらむ、若然らば速日向とは、早き朝日に向ふ意なるべし、日向國に速日峰と云もありと云り、）抑日向國の此に入らざることは、上代に其地は、なほ肥國と熊曾國との内にありて、未別に一國には立ざりしなどの傳なるべし、〇熊曾國は曾國なり、曾と云は、もと書紀神代卷に、日向襲とある地にして、和名抄に、大隅國囎唹郡ある是なり、（唹は囎の韻を添て二

云、龍田風神祭詞に、朝日の日向處などあり、又垂仁紀に人名にも、倭日向武日向彥とあり、久士比は奇靈なり、(比は靈の意なること、產巢日神の下にいへるが如し、)又比は夫流と活く辭にてもあるべし、書紀に、日向高千穗槵觸之峰、又此を日向槵日高千穗之峰ともあればなり、(さて此の亦名も、即此峰名に依れるにやあらむ、されど此峰の在處、かにかくに論ひあれば、定がたし、其論は傳十五天孫降臨の條にあり、考へ見べし、)さて士比の清濁のこと、士を清比を濁て、志備と讀べき言なるに、士比と書るは、(士は濁音、比は清音の假字なり、)彼槵觸之峰をも、此記には久士布流多氣と書るを合せて思ふに、奇を久志備とも久志夫流ともいふときは、古へは音便にて清濁互に變りて、久士比久士布流と云しなるべし、かゝる例他にもあり、朝倉宮段の哥に日影るを云賀氣流とよみ、萬葉十九に、夜降にを夜具多知爾とよみ、馬多藝行てを馬太伎由吉弖(太は濁る假字なり、)とよめるなど是なり、後世の心を以てみだりに疑ふことなかれ、さて肥國と云より十三字、今は眞福寺本及一本に依れり、此處舊印本及延佳本又一本などには、肥國謂速日別、日向國謂豐久士比泥別と作り、されど如此ては、上に有面四云々とある數に合ざれば、(若如此日向國あるときは、必有面五とあるべきことなり、抑記中神たちの數を都言るなどにも、其數の違へるに似たることは、これかれ例もあれども、此處は指を屈て計ふるまでもあらず、五なることまぎるべくもあらざれば、然違ふべきことに非ず、又此記はもと彼阿禮が口に誦し語をうつせる物なれば、物の數などは具に空にはうかべがたくて、誦違もありけむを、安萬侶朝臣はた其語を重みし守て、私には正し改められざりしにやとも思

れ、詔く崇神天皇の御世に始りしなりけり、さて此も二國に分れたり、和名抄に、肥前（比万美知万久知）肥後（比万美知万之利）とあり、わかれたるは何の時とも知れず、書紀神功巻に火前國と見ゆ、後に火と云ことを忌て肥字には改しなるべし、（和銅六年五月の詔に、諸國郡郷名著好字とあり、此時改まりしか、されど此記に既に肥字を書れば、彼より前に改まるか、但中巻に火君とあれば、本はこゝも火字なりけむを、後人の肥に改しにや、其例外にも見ゆ、〇上に筑紫島を有面四と云て、肥國を其一に取れり、然るに國圖を考るに、肥前と肥後とは海の隔りて、地接かず、正しく二に分れたれば、面一には取がたき國形なり、故考るに、右に引る書紀又風土記などの、火國の故事は、地名に依るに、皆肥後國の地なり、然れば肥國と云しは、初はたゞ肥後方のみにて、肥前の地は、本は筑紫國の内なりしが、やゝ後に肥國には屬しにやあらむ、肥前は、筑前筑後と地接きて、此三國は面一にも取つべき國形にて、肥後とは稍く離れたればなり、されど此らは上代のことも、さだかには辨へがたし、たゞこゝろみに驚かしおくのみなり、）さて日向の域も、北方半國ばかりは、もとは此肥國の内なりけむを、（肥後と日向とは、面一に取つべき地形なり、）やゝ後に分れて一國にはなれるなり、（其事は次にいへり、）〇建日向日豐久士比泥別、名義、日向日とは、（下の日は、向ふ向ひと活く也なり、）書紀景行巻に、十七年三月、幸子湯縣、遊于丹裳小野、時東望之謂左右曰、是國也、直向於日出方、故號其國曰日向也とある、此意を以て稱へたるなるべし、（此は日向國名の本なるを、子湯縣は其北方によりてある處なれば、上代には其地も肥國の域内なりしなり、）萬葉十三（七丁）に日向爾云

不知著岸、遙視火光、天皇詔挾杪者曰、直指火處、因指火往之、即得著岸、天皇問其火光處曰何謂邑也、國人對曰是八代縣豐村、亦尋其火是誰人之火也、然不得主、茲知非人火、故名其國曰火國とあり、(此火の事、國人の說に云、肥後國の海に、松ばせの澳と云ところに、龍燈と云て今もあり、年每の七月の末より、八月ごろまで見ゆるうちに、八月朔日の夜は殊に多し、宇土のあたりの山よりよく見わたさるゝなり、そのさま世に挑燈と云物の大さに見ゆる火、初には一二あらはれて、其やうやくに分れて、數多くなりゆきて、さかりなるほどは、幾千萬ともしられず、大かた海上堅橫三四里がほど、おしなべてみな火になるなり、風ふけば火すくなく、雨ふる夜は見えず、さて其火のもゆる時に、其海を往來船を、遠く見渡せば、火中を行と見ゆるを、船にてはさらに火見ゆることなく、たゞつねの如くなりとぞ、) 又肥後風土記には、肥後國者本與肥前國合為一國、昔崇神天皇之世、益城郡朝來名峯有土蜘蛛、名曰打猴頸猴二人、率徒衆百八十餘人、蔭於峯頂、常逆皇命不肯降服、天皇勅肥君等祖健緒組、遣誅彼賊衆、健緒組奉勅到來、皆悉誅夷、便巡國裏、兼察消息、乃到八代郡白髮山、日曉止宿、其夜虛空有火自然而燎稍々降下著燒此山、健緒組見之大懷驚恠、行事既畢、參上朝庭、陳行狀奏言云々、天皇下詔曰、剪拂賊徒、頗無西眷、海上之勳誰人比之、又火從空下燒山亦恠、火下之國、可名火國とありて、次にかの景行天皇の故事を擧たり、そは書紀と同じ、但し國人の對奏せる語は、此是火國八代郡火邑、但未審火由とありて、于時詔群臣曰、燎之火非俗火也、火國之由、知所以然とあり、(火邑は、和名抄に、肥後國八代郡肥伊、是なるべし、) 是等を合て思ふに、火てふ名は、國にまれ邑にま

向津國、萬葉に向峰などあり、かの向津國は韓國のことにて、海の向に遙に見さくる意と聞ゆれば、此も其意の名にや、繼體卷歌に、武哿左屨樓以祇能和駄唎（壹伎之渡なり）とあるも同意なり、かの向津媛てふ御名に天疎と置るも、遙に向ふ意につゞけたるなり、又思ふに、師云、向津媛てふ名は、古は愛みて見ま欲きことを向しきと云ば、其意にて負たるなりといはれたる、（萬葉十八卷に、白玉之五百つ集ひを手にむすび、おこせる海人は牟賀思久母あるか、）此名も其意にて稱へたるにもあらむか、若然らば筑紫てふ名も、宇都玖志なるべし、（古然る所由有て名づけつらむ、）是等思よれるまゝに記しつれど、易く改めがたければ、なほ本の如くてはあるなり、然て白は斯漏とも訓べけれど、これはた定め難ければ、姑く舊によりて斯良と訓べし、日は濁る例ぞ、（書紀の口決には自日別とあり、誤なるべし、）○豊國は登與久邇と訓べし、何書にも皆然有り、（登與乃久爾とはいはず、）是も後に二國に分れて、和名鈔に、豊前（止與久邇乃美知乃久知、）豊後（止與久爾乃美知乃之利、）とあり、分れしは何時ともしれず、さて書紀景行卷十二年下に、遂幸筑紫、到豊前國長峽縣、興行宮而居、故號其處曰京也、冬十月到碩田國、其地形廣大亦麗、因名碩田也とあり、風土記にも此事あり、されば其國の大名を豊國と云も、此意なるべし、（豊はゆたけく大きなる意なり、豊後國風土記の、豊國の名の説はいかゞ、）碩田は後に郡となれり、（和名抄に、豊後國大分郡これなり、又大隅國桑原郡にも大分豊國てふ二郷ならびてあり、是は別ながら由あることなるべし、）○豊日別、名義國名に同じかるべし、○肥國、書紀景行卷十八年下に、五月從葦北發船、到火國、於是日沒也、夜冥

に、都久之乃之麻とあり、これも伊余の如く、もと一國の名より出て、四國（筑紫豐國肥熊曾）の總名にはなれるなり、此嶋後に西海道（北山抄云西之道）と云、九國となる、（俗に九州と云）○有面四とは、筑紫國と豐國と肥國と熊曾國と四なり、○筑紫國、萬葉五（二十三丁）に都久紫能君仁とあり、後に二國に分れたり、和名鈔に、筑前（筑紫乃三知乃久知）筑後（筑紫乃三知乃之里）とある是なり、風土記に、筑後國者本與筑前國合爲一國と云り、道口道後のことは、傳二十一の黒田宮段にくはしくいふべし、さて如是二に分れしは、何御代とも知れず、書紀景行卷十八年下に、筑紫後國とあれば、其より前か、はた分しは後なれど、前へも及してかくは書るか、都久志と云名義は、筑後風土記に、三說ある中の一に、昔この前と後との堺なる山に、荒ぶる神ありて、往來人多に取殺されき、故其神を人命盡神となむ云ける、後に祝祭て筑紫神と申すとあり、此說さもありぬべく聞ゆ、今二の說も、共に盡の意なれど、ひがことゝきこゆ又書紀私記に、國形の本兎に似たる故とあるを、世々の物知人も用たれど、此もひがことゝきこゆ、）式に筑前國御笠郡筑紫神社あり、此神なるべし、（又近世に貝原某が釋名てふ物に、古異國より寇來を防むがために、筑前の北方の海濱に、石垣を多く築せ賜ひし故に、築石の意ならむと云る、是も由ありて思ゆれど、異國の賊を防がれしことは上代には無き事なり、）○白日別は、名義思ひ得ざるを、（萬葉に白縫筑紫と連けしは、由ありげに聞ゆれど、其は猶不知火ならむと、師も云れき、）强て思に、下に大年神の御子白日神あり、其は向日の誤ならむと思しき故あれば、此も向日別ならむか、書紀神功卷に天疎向津媛命、又仲哀卷に向津野大濟、又

名と聞ゆ、(依は、上の飯依比古の依に同じ)神名帳、安藝郡に多氣神社あり、さて此記を始て古書どもに、多祁といふに建字を用るは、健字の偏を省けるなり、古は偏を省きて書る例多し、下呉公の下(傳十葦原色許男の條)に委云べし、書紀には凡て武字を書り、○四國を擧たる序、後世の定に異なり、伊余は大名になれる故に先擧るか、さて次第に右へめぐれり、然て次なる島々の例によらば、此四國も某國亦名謂某とあるべきを、是は一島の中にて分れたる國なる故に文を異て、亦名とは云ぬなるべし、筑紫島の國々も此例なり、○隱伎之三子島、下には淤岐島と書り、名義は、海原の奥中にある島と云なり(書紀口決に、奥也、西北之隅謂之奥とあるに、似たることながら、漢書にかゝれる故に、事違へり、纂疏の説も同じ、三子島とは、或人、此國三嶋ある故に云と云り、今國圖を考るに、まづ此國四島に分れたる、其中に東北方に在て大なるを、俗に島後と云、其西南方に、(今道五里ばかり離れて)天之島向之島知夫島とて三あり、此三島を統て島前と云なり、(島後に比ぶればいづれも小し)三子とはまことに此を以て云なるべし、○亦名の下に謂字脱たるか、次の例みな此字あり、されど無てもありなむ、○天之忍許呂別、名義、忍は大の約りたるなり、神代紀一書の熊野忍隅命を、又一書に熊野大隅命とあり、これ通ふ例なり、又凡河内を大河内ともあり、これ大をおほしと云例なり、許呂は未思得ず、(上文の許袁呂許袁呂、又は慇懃慇懃、許呂臥など云語あれど、ことよりても聞えず、書紀に發稜威之嘖讓、々々此云擧廬毘、この意などにや、凡て建きさまを以て稱るは、古の名の常ぞ、)大神宮儀式帳に鴨神社一處、稱大水上兒石己呂和居命、こは許呂別の例なり、○筑紫嶋、萬葉廿(二十八丁)

ある、是に因て思ふに、竿調國か、(乃都は奴と切り、乎を省るなり、)○飯依比古、隣の粟國を大宜都比賣といへば、飯もそれに由あるか、鵜足郡に飯神社あり、式に見ゆ、依のことは、傳十七の玉依毘賣命の下に委云ふを見べし、比古は男を美ていふ稱にて、比は上にいへるが如し、古は子なり、○粟國、即阿波國なり、粟は、書紀神代卷にも粟田と云、神武卷の大御哥にも阿波布をよみ賜ひて、(萬葉三卷にも春日之野邊粟種益乎、)古に殊に多く作し物なり、故粟のよく出來る國なる故の名なるべし、(和名抄に、唐韻云、粟禾子也、和名阿波とあるは、粟字につきたる義なり、漢國にては、たなつ物を凡て粟と云こともある故なり、されど皇國にて粟と云は、一種の名にて、總てにはわたらぬを、禾子也と云注を引ながら、和名阿波とせしは、順の誤なり、)古語拾遺に、求肥饒地遣阿波國云々、こは穀麻を殖むためなれど、肥地ならば粟もよくみのるべし伯耆風土記に、相見郡郡家之西北有粟島、少日子命蒔粟、秀實離々云々、故云粟島也、これも粟の、島の名となれる思合べし、○大宜都比賣、(宜ハゲの假字なり、ギと訓はひがことぞ、)此名も粟によれるなるべし、この名の意は、此卷の下に同名の神の見えたる、其處にいふべし、○土左國、和名鈔土佐郡土佐郷あれば、其より出たる國名なるべし、(此土左郷に土左大神社あり、此神は葛木一言主神なるを、雄略天皇御世に、故ありて此國へ移され給へること、續紀廿五、又此國の風土記などに見ゆ、委は彼朝倉宮段にいふべし、然其神自言離之神葛木之一言主之大神と名告たまへり、此御名に因て思に、土左は許土左久の略たる名にもやあらむとも思へど國名彼御世より先にこそあらめ、)○建依別(建を、舊事紀には速とあり、)は、何となき稱

がことし、）萬葉二（四十一丁）に、讃岐國者云々、天地、日月與共、滿將行、神乃御面とよめるは、此處を思へるなり、（昔はかくかりそめにも、古の傳言を物しけるに、後世は只漢意をのみ思て、古の雅をわすれたることそあさましけれ、）〇伊豫國、中卷下卷には伊余と書り、此は伊豫郡より出たる名なるべし、（其例多し、）神名帳に、彼郡に伊豫神社もあり、同郡に伊豫豆比子神社と云もあり、（こは地名より出たる神名なるべし、）名義思ひ得ず、〇愛比賣は、兄弟の女子を兄比賣弟比賣と云例多かれば、此國は女子の始の意にて、兄比賣か、（書紀皇極卷に長女ともあり、伊世國多氣郡には、兄國弟國てふ村の名もあり、）又伊豫を元よりの大名にして見れば、彼大御哥の如く、彌二並宜島々の意にて、愛は宜き意か、（吉を愛といふ例多し、上文の愛袁登賣のたぐひなり、）比賣は、比古に對て、女を美て云稱にて、比は、產巢日などの日の意なり、上（傳三產巢日神の條）に云るが如し、賣は女なり、（書紀には、凡て比古に彥字、比賣に姬又媛字を用ひられたり、そは大抵皇胤の女には姬字、他姓の女には媛字を書れたり、さて此記比古比賣の假字、凡て清濁いと嚴にて、清には必比を用ひ、濁には必毘を用ひたり、みだりに讀べからず、又此清濁、世に訛りて讀ならひ來つるが多きをも、此記に依て正すべし、少名毘古那神猨田毘古神などの毘を清、倭比賣命などの比を濁るなど、みな誤なり、此類なほ多し、）〇讃岐國（岐は古は濁ていひしなり）和名抄に佐奴岐、この名義未思ひ得ず、強ていはゞ、古語拾遺神武天皇御世の事どもを云る所に、又手置帆負命之孫造矛竿、其裔今分在讃岐國、每年調庸之外貢八百竿、是其事等證也と見え、臨時祭式に、凡桙木千二百四十四竿、讃岐國十一月以前差綱丁進納と

白浪乎伊與爾回之とあるも、四國を總て云りと聞ゆ、是本は一國の名なるが、大名になれることと、筑紫のごとし、二名は本より大名なるべし、此名義は、名は借字にて二並なり、書紀應神卷の大御歌に、阿波旋辭摩、異椰敷多那羅弭阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅弭、豫呂辭枳辭摩之魔、これは淡道と小豆嶋と並べるをよみ給へるにて、此の二名嶋のことにはあらねど、二並てふ言の證なり、萬葉九（二十二丁）に、二並筑波乃山ともあり、さて此嶋は、飯依比古と愛比賣と女男並び、建依別と大宜都比賣と又並べるを、二並と云か、（此島、東より見れば、讃岐の飯依比古と粟の大宜都比賣と二並なり、西より見るも、土左の建依別と伊余の愛比賣と二並なり、北より見るも、南より見るも同じ、故に男女の名を負せて二並島とは云ならむ、又萬葉六卷に、土左國へゆくことを、刺並之國爾出坐とよめるは、別意か、若又これも二並の意にてもあらむか、今俗に、二人相對ふをさしむかひと云、又二人してすることをさしと云を思ふべし、）又伊豫をも本よりの大名とせば、彌の意にて、（いやをいよ、ともいふ、）彼御哥の語の如く、彌二並島なるべし、（今伊余の海中に大二島と云あり、大二島大明神の社もそこにあり、二名島はこれなりと國人は云ども、信られず、其は越智郡なる大野神社などを、唱へ誤れるにはあらぬか、）○此島者身一而とは、四國一島なるを云、○有面四とは、四に分れたるを云、そはたゞ國名の分れたるのみにはあらで、本より島の形の、四に分れたる勢あるなるべし、（さてこそ四國には分れけめ、）さて如此人に准へて、身と云面と云は、次に三子島兩兒島なども云、又山にも頂腹御富登（中卷に見）なども云類なり、面は淤母と訓べし、（淤母豆と云は、後を宇志呂豆と云

故因此八島先所生。謂大八島國。

反降は、天神の御所より返て、淤能碁呂嶋に降賜ふなり、此言倭建命段にも、還下坐とあり、若櫻宮段にもあり、○更往廻云々は、佐良爾迦能阿米能御柱袁、佐伎能碁登由伎米具理賜比伎と訓べし、(如先を、文のまゝに下に讀むは、此方の語のふりに非ず、漢文なり、凡て此方の語と漢文とは言の上下になりかはること多し、心得おくべし、) ○御合は美阿比坐弖と訓べし、即上にある美斗能麻具波比なり、續紀十に、伊波乃比賣命皇后止御相坐而とあり、(美阿波世と訓は、古語しらぬひがことなり、俗語に美阿波須と云ことあれど、それは子を親の令逢なれば、自ら逢とは異なり、) ○淡道之穗之狹別、淡道は南海道の淡路國なり、和名抄に阿波知、書紀應神天皇の大御歌に阿波旎辭摩とあり、(後に國となりても、なほ淡路嶋とのみ云ならへり、隱伎佐度も然り、) 名義は、阿波國へ渡る海道にある嶋なる由なり、(京路山跡路など云は常なる中にも、萬葉に筑紫路土左道ともよみ、又山跡道之嶋ともよめれば、阿波道之嶋うたがひなし、又津嶋の名の意も似たるをおもへ、) さて次の國々の例によらば、生子淡道嶋亦名謂穗之狹別とあるべきを此嶋のみは、古より亦名をも引連て唱來しなるべし、穗之狹の意未思ひ得ず、(されど強ていはゞ、始に生坐る嶋なれば、稻穗の先出そめたるによそへて、穗之早の意歟、早は、早蕨早穗などの早なり、) 別は、皇子たちなどの御名に多し、其事は日代宮段 (傳廿六の和氣の條) に云べし、式に出雲國出雲郡比古佐和氣神社あり、こは狹別の例なり、○伊豫之二名嶋、こは阿波讃岐伊余土左の四國を總たる名なり、(後世四國と云、) 萬葉三 (三十九丁) に、

古事記傳五之卷

本居宣長謹撰

神代三之卷

故爾反降。更往廻其天之御柱如先。於是伊邪那岐命。先言阿那邇夜志愛袁登賣袁。後妹伊邪那美命。言阿那邇夜志愛袁登古袁。如此言竟而。御合。生子淡道之穗之狹別島。訓別云和氣。下效此次生伊豫之二名嶋。此島者身一而有面四。每面有名。故伊豫國謂愛上比賣。此三字以音。下效此也讚岐國謂飯依比古。粟國謂大宜都比賣。此四字以音土左國謂建依別。次生隱伎之三子島。亦名天之忍許呂別。許呂二字以音次生筑紫島。此島亦身一而有面四。每面有名。故筑紫國謂白日別。豐國謂豐日別。肥國謂建日向日豐久士比泥別。自久至泥以音熊曾國謂建日別。曾字以音次生伊伎島。亦名謂天比登都柱。自比至都以音。訓天如天次生津島。亦名謂天之狹手依比賣。次生佐度島。次生大倭豐秋津島。亦名謂天御虛空豐秋津根別。

をさへなほ敬みて、天神に白したまふほどならば、其初に甚く不良ことを知ながら、即御合坐るは又いかにぞや、重く敬むべきことをば敬まで、さしもあらぬことを敬みたまふこと、あるべくもあらず、凡て敬も事にこそよれ、近代神道者などことぐ〱しく稱るもよく、漫に敬といふことを、道の旨といひなすは、例の儒に諂へる私言なり、又或人の説に、其初不良をば之りながら御合坐るは、御過なり、されど其を速けく改めたまへるぞ、大神には坐けると云も、亦儒書にへつらへるなり、

古事記傳四之巻終

ぶかしさに、天神の御許に參上て、其狀を申したまひ、不良子の生れつるは、如何なる故にかなほ如何爲て吉からむと、命を請賜へるに、天神たちも猶、御心とは定め賜はず、布斗麻邇にしもト相たまひてぞ、其故とは知られたりける、(凡て神の御上の趣は、何事も、漢文の佛聖人など云物とは、いたく異なる物なるを、世間漢意なる賢人たちの說には、女先言るは、陰陽の理に違へる故に、不良子生賜しなりと事もなげに云めれど、凡て陰陽の說は信られぬこと、首卷の書紀論に云るが如し、そのうへ然さとりやすきことならむには、此大神のいかでかさとりたまはざらむ、書紀一書に、陰神乃先唱曰云々、陽神後和曰云々、遂爲夫婦先生蛭兒とあるは、此唱和の、女男の理に違へることにすら御心つかざりし趣なり、かくて不良御子生ませる由緒は、天神たちの御心にすら、たやすくは定め不得て、卜へたまへるものをや、其故と知られて後こそ、女先言しが不良と、御子の不良と、貫て一なれ、いまだ其由緒の知られぬ前は、彼は彼是は是にて、二なれば、彼不良をば、所知めしながらも、是不良御子生坐むとは、おもほしかけずて、御合坐しなり、然るを凡て事の跡を見、或は其所以知られて後に、その吉凶につきて、固然あるべき理を、まだきより知りがほにいふは、漢人のくせにて、いとをこなるわざぞかし、後にいへば、理はいかさまにも云はるゝものなるをや、又或人の說に、不良子の生坐しは、女神先言たまひし、故と云ことは、本より覺りたまへれども、なほ天神の命を請たまふは、事を敬みたまへるなりと云るは、儒者意なり、若自是をさとり賜ふほどならば、初より理に違へることを知りながら御合坐るはいかにぞや、當時即言改めたまふべきことなり、又惡きを改めむは、善ことなるを、其

に見べきなり）書紀には、天神の御所に參上て、大命を承たまふ事なし、直に即改旋たまへり、一書に此事あり、○因女先言而不良、上に伊邪那岐命の、女人先言不良と詔へるは、女の言先ことの宜らぬなるを、此は生賜へる御子の宜からぬを指て詔ふなれば、（因とあるを以辨ふべし）同語ながら指事異なり、思ひ混ふべからず、（書紀の、此記の趣の如くなる一書に、上の伊邪那岐命の詔へる此語はなくて、たゞ此に至て、天神云々乃教曰、婦人之辭其已先揚乎、宜更還去とあり、）○改言は阿良多米伊幣と訓べし、（俗言にいひなほせと云ことなり、）不祥御子を生坐るは、もはらかの唱和の次第の亂に因てなれば、御言の罪なり、故如此詔へるなり、言とあることを心を着べし、上なる亦は、又再の意にて、言と云へ係れり、○此段の大かたの趣を取總て、なほ委曲に云むには、まづ初に二柱神天之御柱を行廻り賜し時に、女神の言先だち賜ひしは、女男の理に背ける故に、男神惡まして、不良と詔へり、女男の理とは、そのかみ宇比地邇神須比地邇神より始て、次々女男並坐神、皆男神先成坐て、女神は次に成坐る、是天地の始より、女は男に後れて、從ふべき理にて、今に至るまでおのづから然なり、さるは甚々深き故あることなるべけれど、人の得測り知ことにはあらず、さて然女男の理に違へるを、不良とはおもほしめしながら、其故に惡き御子生坐むまでは、思ほしも懸ずして、即御合坐しに、水蛭子と淡島を生賜き、此御子御心に叶はざりし故に、惡みて、不良と詔へり、（上の不良は、女神の先言たまひしを惡みて詔ひ、此不良は、御子の惡きを詔ふにて、本より異事なり、言の同じきに依て、思混ふべからず。）されど是は彼女神の先言たまひし故に如此ぞとまでは、猶得さとり賜はず、い

るを阿伎那布、荷を爾那布と云類にて、卜を爲るを云なり、此外行ふ養ふ咒ふなど、那布てふことを添て、云言多し、皆同じ意なり、さて右の宇良布と宇良那布と、事は同じかれど、言の本は別なり、思ひ混ふべからず、此も宇卜那比弖と訓むも惡からねど、相字を加たるも、阿閇の意なり、右の萬葉の占相の相は、同じ借字の中にも、殊に輕く用ひたる物にて、彼集の常なり、此の相字は、借字ながら阿閇の意を取て書れば、彼とは少し異なり、又僧尼令に、卜相吉凶とあるは、義解に、灼龜曰卜、視地曰相と有て、その意異なり、さて又卜をして、兆に見はれ出たるを、宇良阿布と云、漢文に是を良食と云、此方にも此食字を借て書り、猶此食字のことは論あり、垂仁段に云べし、さて上の宇良布は、此方より合ん事をするを云、是は彼方より合なり、此令合と合との別をよく弁ふべし、さて其宇良阿布に又、食卜と卜食との別あり、凡て此卜てふ言の活用多くて、古書の訓まぎらはしく、誤れることも多き故に、見む人のうるさかるらむも思はで、長々といふなり、）さて卜相の樣は、傳八天石屋の段の下にいふべし、そも〳〵中ごろよりは、（萬事漢樣になれるから、）卜はたゞ神事にのみ用ることになれゝど、上代には、萬の政にも、己がさかしらを用ひず、定めがたきことをば皆卜て、神の御教を受て、行ひ賜しこと、記中書紀其外にも多く見えたり、今天神すら如此くなるをや、（抑異神の卜問は、天神の御教を受賜ふなるべければ、謂れたるを、今此天神の卜へ賜ふは、何神の御教を受賜ふぞと、疑ふ人も有なめど、其は漢籍意にて、古の意ばへに違へり、是を彼に此にいはゞ、神代の事は皆がら、疑はしきことのみならむ、凡て是等の事、人の測知べきならねば、中々なるさかしら心をもたらで、ただ古の傳のまゝ

の占字は、唯其事に當て書賜へる物にて、正しく麻邇は占なりと云にはあらず、凡て書紀の文字は、語に中らねど、意を得て書るが多きなり、又から文にては、卜と占と別なれど、此方には通し用て別なし、然るを字に就て差別を云説は、甚ひがことなり。）そも〳〵布斗麻邇は、上代の一種の卜にて、諸卜の中に殊に重く主とせし卜と聞えたり、下の爾は辭なり、○註の上字は、上聲を附たるなり、○卜相而は宇良閇弖と訓べし、萬葉十四（七丁）に、武藏野爾宇良敝可多也伎とあり、宇良閇は宇良阿閇にて、（阿を省く例常多し、殊に是は良に阿韵あればさらなり。）その阿閇は、令合の約りたるなり、例は朝倉宮段の大御歌に、麻那婆志良袁由岐阿閇（尾行合せなり。）とあるこれなり、猶此格は、從はせてを從へて、違はせてを違へて、集はせてを集へてと云類多し、されば宇良閇弖は、卜令合而と云事なり、書紀にも、卜合と合字を添て書れたり、（凡て古書に卜とある、其所の便樣に因て、言の活き變るなり、まづ宇良と云は、其事の體言なるを、其宇良を爲を、用言に活すときに、宇良布と云、是宇良阿波須てふことなるが、阿を省き、波須を約て布となれるなり、さて其本の言の合すは、合さむ合せなど、活く故に、約まりたる布も活きて、宇良波牟宇良閇なども云なり、又其用言の宇良閇を居て、體言に爲たるもあり、萬葉十五に、保都手乃宇良敝乎可多夜伎弖とある是なり、こは乎とあれば、體言なり、此例は、歌てふ體言を活して、歌ふとも云を、又それを居て、謠と體言にも云が如し、さて此宇良敝の敝を濁て、卜部と心得るは誤なり、卜部は卜を業とする人の部を云て別なり、思ひ混ふべからず、又宇良那布と云も、一の活し格なり、萬葉十一に、玉桙路往占占相云々、こは賂をするを麻比那布、商をす

上。請天神之命。爾天神之命以。布斗麻邇爾上。此五字以音卜相而詔之。因女先言而不良。亦還降改言。

天神は、上件に天神諸とありしと同く、初の五柱、天神なり、○御所は美母刀と訓べし、○白は、何れも麻袁須と訓べし、高津宮段の哥に、母能麻袁須、朝倉宮段の大御哥に、意富麻幣爾麻袁須など、此外萬葉などにも多く然あり、(萬葉に麻宇須ともあれど、そは乎を宇に寫し誤れるか、いかにまれ、宇と云は、音便に頽たるなり、)○參上は麻韋能煩理弖と訓べし、凡て參を古は麻韋と云り、參入を麻韋琉、(麻韋伊琉の約りたるなり、後世の假字に麻伊琉と書は誤なり、)參出を麻韋傳、參來を麻韋久と云類なり、(此麻韋を、後には多くは麻宇といへり、參出を詣といひ、參上をも麻宇能煩琉と云類なり、みな例の音便に頽れたるなり、)○請天神之命とは、上件の狀を云々と天神に白賜て、(書紀に具奏其狀とあり、)是如何なる故ぞ、なほ如何し侍むと、伺ひて、其詔賜ふ命を請たまふなり、抑萬の事に、いさゝかも己が私を用ひずて、唯天神の命の隨に行ひ賜ふことは、道の大義なり、此二柱大神すら猶如此りけるものを、況て後世の凡人として、努己が私心もてさかしら莫爲そ、○天神之命以は、上に天神諸命以とありしと同語にて、仰にてと云むが如し、○布斗麻邇は、玉垣宮御段にも、布斗摩邇々占相而と云ことあり、書紀に太占此云布刀麻爾、又天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉などあり、布斗は、布刀詔戸布刀玉などの布刀にて、稱辭なり、麻邇は、如何なる意にか未思ひ得ず、(書紀

御歌又萬葉の歌どもにて、阿波志摩と讀ことを明らけし、）さて此島は、今吾所生之子不良、（次段見ゆ、）と詔へるを以思に、源氏物語帚木巻に、爪彈をして、云む方なしと、式部を阿波米惡て）少し宜しからむことを申せと、責賜へど云々、（阿波米てふ詞）なほ明石巻處女巻角總巻宿木巻、又紫式部日記などにも見えたり、あはむとも、あはむるとも活用く言なり、）この阿波米惡みを、河海抄に淡惡と釋れたる、（後の註に、拒なりと云、又波を濁りてよむ、みな非なり、）其意にて、御親神の淡め惡み賜し故に、淡島とは名しなるべし、書紀に、先以淡路洲為胞、意所不快、故、名之曰淡路洲とあるは、此淡島と名の似たるから、まがひつる傳なり、（舊事記に、これを吾恥の意とせるは、似たることながら、古の意に非ず、淡路てふ名義は次巻に云、）○是亦不入子之例、（不入は、伊良受とも、伊禮受とも、訓べし、）かの水蛭子は、流去賜ひつれば、本より御子の數に入ざること知れたり、故淡島を是亦と云り、許禮母を許母と云は古言なり、さて例字は訶受と訓べし、書紀に此亦不以充兒數、とあるに依れり、（此例字を師は、列字の誤なるべしと云れたり、これもさることなり、欽明紀に、入榮班貴盛之例、とある例も、列の誤と聞えたり、然れども又雄略紀に、莫預群臣之例、また天武紀に、入不赦之例、また入官治之例、などある例は、誤には非れば、此なるも、これらの類とすべし、）是等を御子の數に入ぬは、不良とて淡め惡み賜へる故なり、

於是二柱神議云。今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。即共參

の傳に甚く異にして、月神の生坐る次にありて、遙に後なり、(舊事紀に、初と終とに、二の蛭兒を生坐と云るは、此記と書紀との傳を、一に合せて記したる、例のひがことなり、) 一書は此記と同じ、又一書には、先淡路島、次に蛭兒なり、(天慶六年日本紀竟宴、得伊弉諾尊、大江朝綱、哥に、賀曾伊呂婆、阿婆禮度美須夜、毘留能古婆、美斗勢爾那理奴、阿枳多々須志天、) ○葦船は阿斯夫泥と訓べし、(凡て某船と云例みな然なり、阿斯能とは讀ぬことぞ、) 此船を書紀纂疏には、以葦一葉爲船也とあり、さも有なむ、又葦を多く集て、からみ作りたるにてもあるべし、かの間無堅間之小船など思ひ合すべし、書紀本書には、載之於天磐櫲樟船而順風放棄とあり、和名抄に、舟船和名布禰とあり、さて此御子を此如流去賜へるは、たゞ水蛭子なるゆゑに、惡まして棄たまへるなり、○淡島は、前に引る高津宮段の大御歌に、阿波志摩とある島なり、又萬葉三卷に、武庫浦乎、榜轉小舟、粟島矣、背爾見乍、乏小舟、又四(十六丁、丹比笠麻呂筑紫國へ下る時の長歌)に、淡路乎過粟島乎背爾見管云々、又七(十九丁)に、粟島爾、許枳將渡等、思鞆、赤石門浪、未佐和來、(十二卷の歌にも見ゆ、) これらに依に、淡路の西北の方に在島と見えたり、仙覺抄に、讃岐國屋島北去百歩許有島、名曰阿波島とあり、なほよくたづぬべし、九卷(十三丁)に粟小島とよめるも、これなるべし、(十五卷、歌に安波之麻とよめる、二首あれど、其は別にて、周防の海に有かと聞ゆ、又書紀に、少名毘古那神の、淡島に至て粟莖に彈れて、常世郷にいでませると有は、風土記に依に、伯耆國相見郡に在なり、又出雲風土記に、彼國の意宇郡にも粟島あり、さて此の淡島を、志摩國紀國など云も、東の安房國なりと云も、皆誤なり、又阿波能志摩と訓も惡し、彼大

なり、）此は女男交合することを如此言るなり、須佐之男命の段にも、其櫛名田比賣以久美度邇起而所生神命、謂八島士奴美神とあり、此を書紀には、於奇御戸爲起而生兒云々と書れたり、（凡て書紀は、勤て漢文に書るものなれども間には其格に違ひ、此方の上古の物書格なることもなきにあらず、其は古記にありし隨に書れたるものと見えたり、今此爲起の爲字の用格も、漢文の方に取ては甚物遠し、是も古記の淤許志の志に當て書るを、其隨と見えたり、古書には爲起とかける類、此記などにも多し、奇御戸も借字にて、古書のかきざまなり、）さて交合のことを如此しも云る、語のこゝろは、先凡て事の始まりを起りといひ、始むるを起すと云、されば此は、御子を生たまはむ事を、久美度にして始め賜ふ謂なり、（女男交合するは、子を生べきことの起りなればなり、）さる故に此言は、かならず御子を生坐ことの端にのみ云て、たゞに交合することのみには云る例なし、心をつけて辨べし、（久美度に於て其事を始て、御子を生坐と云むが如し、）書紀一書に、陰神先唱曰云云、便握陽神之手、遂爲夫婦、生淡路洲、次蛭兒とあるは異なる傳なり、又一書には、遂將合交而不知其術、時有鶺鴒飛來搖其首尾、二神見而學之、即後交道ともあり、○水蛭子は、上代に水蛭に似たる兒をいひし稱なり、（子を濁て讀べし、）此御子の名と心得るはひがことなり、さて彼虫に似たるを如此云に就て、二の意あるべし、其は手足なども無て、見る形の似たるを云か、又書紀に雖已三歳脚猶不立、とあるに依ば、手足などもあれど、弱て凡て萎々とあるが似たるを云にも有べし、水蛭は和名抄に、本草云、水蛭和名比流とあり、（契沖云）蛭は、痺虫なれば名づけたるか、）さて此御子の生坐ること、書紀

佐倍之爾行とは、幸を得むとして行なりと、師說なり、布佐倍と云は、布佐波勢の約りたるなり、)さて右の三をならべて今一度考るに、なほ布佐波受と訓ぞまさりて聞ゆる、さて此詔を書紀には、陽神不悅曰、吾是男子、理當先唱、如何婦人反先言乎、事既不祥、宜以改旋とあり、○告は能理多麻比伎と訓べし、此字記中に多く詔字と通はして書り、凡て古は多くは能琉と訓しなり、萬葉などにても、多くは能琉に用ひたり、(然るを今本は、古語に昧くて、都具と訓誤れる處のみ多し、○雖然は斯加禮杼母と訓べし、此語萬葉にも多くありて、假字にも之可禮杼毛など所所(十五の五丁、十六の十四丁、十八の廿丁、十九の廿五丁、)に見えたり、○久美度は、夫婦隱り寢る處を云(物語文などに、貴人の寢たまふことを、大殿隱と云り、)久美は、訪母理の約りたる言なること師の說に見えて、すでに傳三豐雲野神の條下にも委くいへり、朝倉宮段の大御歌に、伊久美陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波韋泥受、能知母久美泥牟、云々、この伊久美波泥受は、隱者不寢にて、(伊は發語、)久美泥牟も隱將寢なり、又書紀武烈御卷歌に、耶陛能矩彌瀰哿枳といふも、隱垣なり、都麻碁微爾夜弊賀岐都久流の碁微も、久美と通ふ語なり、是等にて知べし、さて度は處なることも、又夫婦隱り寢る所をしも別て云ことも、上に說つるが如し、又萬葉廿卷防人が歌に、阿之可伎能、久麻刀爾多知弖、和藝毛古我、蘇弖毛志保々爾、奈伎志曾母波由、この久麻刀は隈處にて、即久美度と言は同じきなり、(なほ久美久麻許母理相通ふこと、師の冠辭考さす竹條に委し、)○與而は淤許斯弖と訓べし、(多弖々とも、多知弖とも訓は、ひがこと

是によくかなへり、其は元より自然に然有ことを云言なり、佐賀那伎は其反にて、自然然有べきさまに背き違へるを云て、是も古語と見ゆ、（後の物語に、言多て人を惡く云なすを、さがなしと云は、用樣の移れるなり、又夢の祥などの祥を佐賀と訓るは、本より佐賀てふ言もあるに、不祥を佐賀那志と訓ば、其反ぞと心得たる、後人のひがことなるべし、不祥は佐賀那志と云に叶へども、祥は佐賀に叶はず、然るに性を佐賀と云を思ひて、某がいはゆる性善の意に叶へりと思ふは、漢心にて、古の意にあらず、凡て同字にても、用ひざまに從て、此方の言はかはるを、書紀の訓は、その別なく、同字にだにあれば、此も彼も同じ言に訓て、語は古語ながら、其所に叶はぬこと多し、後世になりては、その本の用ひざまを知ねば、何れか正しく、何れかひがことゝもえわきまへぬことも多くなれり、）かくて不良を佐賀那志と訓るは、書紀垂仁御卷に、夫君王陵墓埋立生人是不良、推古御卷に、其大國客等聞之亦不良、これらなり、又一には、布佐波受とも訓べし、其は八千矛神の御歌に、云々許禮波布佐波受、云々許母布佐波受、云々許斯與呂志とありて、布佐波受は、宜しの反にて宜しからずといふなり、彼御歌を考へて知べし、傳十一同條の下に委く云り、さて源氏物語などに、布佐波志加良受と云ことゝところ〴〵にある中に、花宴卷に見えたる、河海抄の釋に、不祥日本紀とあり、かゝればかの書紀の不祥を、然訓る本昔有つと見えたりさて彼物語の布佐波志加良受も、心にかなはぬことを云て、彼御歌なると同じ意なり（又今世の語に、物の人に合應て幸あるを、布佐布といひ、否を布佐波奴と云、是又不祥の意にも合ば、かの河海抄に引れたる、よくかなひたり、又萬葉十八卷に、等理我奈久安豆麻乎佐之天、布

の哀に當れり、歟は字書に、語末之辭とも、語之餘也ともあり、）さて古今集序に、此歌天地の開始りける時よりいできにけり、古註に、天浮橋の下にて婦神夫神と成賜へるを云る歌なりと有は、此の唱和せし御言を云り、信に歌の始にぞありける、又師は如此詔ひ交せるは、いと上ツ代の交合の初の禮なるべしと云れき、○女人は哀美那哀と訓べし、（書紀にはこれを婦人と書れたるを、タ。ヲ。ヤ。メ。と訓れど、其は女の弱くはかなき方を云ときの稱にて、記中書紀萬葉などを見に、多く其意なる所に云り、なほ手弱女のことは、傳八の始に云り又哀登賣といふも、上に云る如く、若きをいふ稱なり、記中所々女人と書る例を考に何も多哀夜賣哀登賣など訓ては惡し、）哀美那といへるは、明宮段又朝倉宮段などの大御歌、又萬葉廿卷家持歌などに見えたり、（これを今ヲ。ン。ナ。といふは、音便に頽れたるなり、）下に哀を添て讀は、語の調を助むとなり、愛哀登古哀の哀に同じ、○先言は許登佐伎陀知豆と訓べし、（上に先言とあると、字は同じけれど、訓は同じかるべからず、）書紀にも先言とありて、然訓り、萬葉十ノ卷に、春去者、先鳴鳥乃、鶯之事先立之、君乎之將待、（事は借字にて言なり、）とあり、古語なり、○不良、この訓は近き海に釣する海人のうけならねど、思定かねて、種種云なり、先一ツには、余訶良受とも訓べし、其は即字の隨にもあり、又聖武紀宣命に、天下君坐而、年緒長久皇后不坐事母、一豆乃善有良努行爾在ともあれば、古語にてもあり、又書紀に此を不祥と作れたるを、私記に、案古事記云余訶良受とあれば、昔も然訓しならむ、垂仁御卷に非良ともあり、又一ツには、佐賀那志とも訓べし、書紀の不祥を然訓、惡字をも然訓ることあり、又性を佐賀と訓り、是古語にて、後哥に憂世之佐賀など云も、

（少は若きを云）などあり、萬葉にも壯士など、書て、若く壯なる男を云り。（老たる若きを云ず、男をすべて袁登古と云は、後のことなり、又於の假字を書も非なり）○袁登賣は、袁登古に對て、若く盛なる女を云稱なり、（萬葉には、處女未通女など書れば、未夫嫁ぬを云に似たれど然らず、既に嫁たるをも云、倭建命の御哥に、袁登賣能登許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知云々とある、此袁登賣は美夜受比賣にて、既に御合坐而、御刀を其許に置賜しことなり、又輕太子の、輕大郎女に姧て後の御哥にも、加流乃袁登賣とよみ賜へり、是等嫁て後をいへり）又童なるをも云ること多し、（袁登古とは童なるをば云はず、中昔にも、元服するを、壯士になると云るにても知べし、然るに女は童なるをも袁登賣と云は、女はひたすらに少きを賞る故にやあらむ）○終の袁は余と云に通ひて、袁登古余、袁登賣余と云むが如し、此例古へ多し、其八重垣袁などの袁も、（其八重垣袁作ると、上へ廻る袁にはあらず）八重垣余の意なり、倭建命の御哥の末を續たる哥に、比邇波登袁加袁の袁、又若櫻宮段の大御哥に、大坂爾、遇夜嬢子袁道問者の袁など皆同じ、此外も多し、○さて此二句づゝの唱和の御言を、書紀には、憙哉遇可美少男焉、一書には、姸哉可愛少男歟、一書には、美哉善少男と書り、此記と見合せて、右何れも阿那邇惠夜愛袁登古袁と訓べし、袁登賣袁の方も同じ、五言二句づゝの御言なり、（今本にア。ナ。ウ。レ。シ。ヤ。ウ。マ。シ。ヲ。ト。コ。ニ。ア。ヒ。ヌ。などあるは、古を知らぬ者の訓なり、此は唱和の御言にて、哥の始とも爲なるを、如此さまに訓ては、調もとゝのはず、凡の言と等しきをや、遇字は、凡ての御言の意を得て加られたるものなり、決て讀べからず、一書どもには此字を無を以知るべし、焉字歟字は、末

ゆるを、阿那云々と云、書紀、神武卷に、大醜此云鞅奈彌偏句とあり、萬葉には多く痛と書り、又伊勢物語に、鬼早一口に咋てけり、阿那夜と云けれど、雷鳴さわぎに得聞ざりけり、なども云り、(後には轉て、阿良とも云なり、) ○遖夜志は、遖てふ言に、夜志てふ辭を添たるなり、此を書紀には、憙哉また美哉など書き、一書には、妍哉と書て此云阿那而意夜と見え、又神武御卷には、妍哉此云鞅奈珥夜とあり、(字書に、憙悦也とも好也とも注し、妍は麗也とも美好也とも注せり、)是等の字を以て、遖てふ言の意を解べし、(書紀の憙夜は、此記の夜志の如し、憙を妍字に當て心得るは誤なり、神武卷には、憙を省るにても知べし、さて憙哉も美哉も、妍哉の訓註に從ひて、みなアナニヱヤと訓べし、字をいろ〳〵に作れたるは、漢文のみにて、本の言は同じかるべければなりさて何れも、憙夜の意も、阿那の意も、哉字にこもれゝば、妍美憙字ぞ、正しく遖てふ言には當れる、) 夜志は、波斯祁夜斯、縱憙夜師などの夜志にて、歎の夜に志を添たる辭なり、(師は、遖をも歎く辭なりと云れつれど、遖は然らざることを、上に云るにてしるべし、) 又書紀武烈卷繼體卷などの歌に、誰人を陀黎耶始比登とあり、○愛は、書紀一書に可愛と作て、此云哀と見え、本書には可美、又一書には善とあり、是等の字にて其意顯なり、白檮原宮段の大御哥に延袁斯麻加牟とある延も、可愛少女と云ことなり、又朝倉宮段の大御哥に、吉野を延斯怒と讀せ賜ひ、前に引る善けむを曳鷄武とある、又住吉日吉の類、古余伎を延と云ること多し、今も然も云なり、(書紀の可愛は字の意を取れゝども、此記の愛は、只假字にて、意なし、勿おもひまがへそ、)
○袁登古は、古は袁登賣と對ふ稱にて、下に訓壯夫云袁等古と見え、書紀には少男此云烏等孤

云字諸本みな之と作を、云の誤ならむと延佳が云る、實にさることなり（記中に之と云を、相に寫誤れる所多かり）故今も然定めて改めつ、期は知岐理弖と訓べし、蜻蛉日記に、かくいひちぎりつれば、思ひかへるべきにもあらず、○自右廻逢、自左廻逢、右は、師の云く、後世には美岐といへども、美岐理なるべし、今も遠江などにては然云なりと云れき、伊勢が亭子院歌合日記に、かむだちべは、階のひだりみぎりに、みな分て侍ひたまふとあり、美岐理と訓べ、（こは比陀理に對へる稱なれば、まことに美岐理と云べきことなり、故古き證はいまだ見あたらざれども、姑く此伊勢が文を據として、師説に從ひつ今も遠江のみならず、餘國にも然云處々もあるなり）さてかく廻りの右左を定賜は、故あることなるべし、されば其傳はなければ、度知べきにあらず、（然るを妄に漢籍の陰陽と云ことを以て解くは、都て信られぬことなり、又是を月日の廻坐ことに取なすも強言なり、又書紀に同會一面とあるを、東北方なるべしと、纂疏にあるも、甚うけられず、何方より廻そめて、何方にて行逢賜ふといふことも、傳なければ、此も知べきことにあらず）○約竟以、この約は、上の三段の約を總て云なり、三段とは、初に以此吾身成餘處云々然善とあると、次に吾與汝行廻逢云々とあると、次に汝者自右云々とあると是なり、知岐流は、行さきを懸て云々せむと、互に云固むるなり、竟は、只輕く見ても有なむ、又極め盡す意にもあるべし、萬葉十九に、春裏之樂終者、梅花手折毛致都追遊爾可有、この終も、春の中の樂き事の至極を云り、祝詞どもに稱辭竟奉とあるも、極め盡すを云り、○阿那は、上件阿夜訶志古泥神下にもかつ〴〵云り、古語拾遺に、事之甚切皆稱阿那とあり、何事にまれ、さし當て切に思

麻は宇麻なり、宇を省例多し、凡て何事にても可美物爲を、宇麻云々と云ること多し、書紀繼體御卷歌に、女男うまく寢ることを、于魔伊禰とある類なり、(宇麻の註は、初段葦牙比古遲神の下にあり、) 具波比は、麻より連く故に具と濁れども、古頭を濁例なければ、本は久波比にて、久比阿比の約りたる言なり、(比阿は波と切まる、) 凡物二が一に合を久比阿布と云、萬葉十六卷に、尺度氏娘子が、美き貴人のよばふをば聽ずて、なほ〳〵しき醜男に逢と聞して、兒部女王の、美麗物、何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮兩、四具比相爾計六、とあるこれなり、(是も四より連故に具と濁る、此と同じ、) 今世語に、物を作り合すを、志久波須と云も、即此志具比阿波須の約りたるなり、又俗に物の具波比の善き惡きと云も、久比阿比の善惡なり、(具と濁るは、是も本は志具波比とか何とか、上に連語のありけむを、後にそは省きしならむ、) 又伊勢物語、歌に、世をうみのあまとし人を見るからに、目久波世與とも賴る、哉、(後々の歌にもあり、) 此目久波須も、久比阿波須の約たるにて、彼方此方目を見合すを云なり、是等にて其意を知べし、(楚辭九歌に、美人忽獨與余兮目成、) 彼不成合處と成餘處と、宇麻久久比阿布を、麻具波比とは云なり、(俗に嫁を一つに爲と云も、此意ばへならむ、) さて記中に目合と云ることところ〴〵にあり、是も右の意以て見るに、麻具波比と訓べきなり、其につきて彼目久波須と思ひ合すに、麻は目の意にもあらむか、もし然らば、具波比も目を合すことになりて、右の考とは、語の本合す物異なり、されど目を合すは心を交すにて、其を即交合のことに云なしつれば、末は一に落るぞ、なほ傳十大穴牟遲命の段目合の條下にいふと、考あはせて擇びとりね、○如此云期、

代に、志幾大縣主が舍に、堅魚木を上て作れりしことなど、思ひ合すべし、されば後世の心御柱と大黑柱とは、本は一物なるべくおもはる、かゝれば今二柱神の廻賜も、彼八尋殿の御柱どもの中にも、その中央に立る御柱なりけむかし、（伊勢神宮の記等に、心御柱の一名を、天之御柱と云るは、此の故事より自に傳はりしことか、若玄かならば、多の中にも、行廻賜ひし柱を、殊に天之御柱と負せて傳へしならむ、されど後人の引合せて云るも知りがたし、彼まれ此まれひがことには非じ、）行廻逢は、由伎米具理阿比と訓べし、此を分て解ば、行は左右へ分れて行歩なり、廻は御柱を廻るなり、逢は前にて行會なり、佛足石贊歌に、由伎米具利、萬葉十七（三十四丁）に伊由伎米具禮流などあり、（さて行を、古への歌には、多く發語を置て伊由伎とよめれば、此も然訓べきかともおぼしけれど、歌こそあれ、たゞの詞に然云る例はなければ、然は訓べからず、凡て歌と文とのけぢめあることをよく考ふべし、凡てこのたぐひ、今人は辨へなくみだりなり、）

○美斗能麻具波比、（具を清波を濁て訓は、ひがことなり、卜部兼倶など此清濁の說あれど、云にたらぬ妄言なり、）美斗は御所なり、所を斗と云こと、上の傳三、意富斗能地神の條下に既に說り、其が中にも、夫婦隱り寢る所をも、分て所と云けむ、下に大穴牟遲神の、八上比賣に美刀阿多波志都とある美刀とおなじ、なほ傳十同條の下と考へあはすべし、　また久美度邇興とある度も是なり、（久美度のことは次に云べし、此の美斗を、即久美度と同言とするは、委しからず、其實は同じことなれども、言は本より別なり、）床の斗、嫁の斗なども是か、（嫁は所に就か、具と濁るは、黃牛などの格に、下を音便に濁るもあるぞ、）戸も彼所に立隔るから出し名にや、

柱はその中間に立て、上下を固め持つ物なれは、夫婦の間を固め持つ理にやあらむ、鶺鴒の一名を麻那婆斯羅と云も、學柱にて、柱を交合の意にとりて名けたるにやあらむ、さて又思ふに、柱と云名義は、波斯は間なるべし、間を波斯と云例多し、間人又萬葉の歌に、相競端爾と云るも、端は借字にて間にの意なり、又木にもあらず草にもあらぬ竹のよの波斯に吾身はなりぬべらなりと云歌も、竹を木と草との間と云るなり、かくて柱は、屋と地との間に立る物なればなり、又橋も同意か、此岸と彼岸との間にわたせばなり、又今俗言に、妻どひの最初に、言を通はしそむる媒を、波斯加氣と云も、橋懸の意にて、右の柱の事にもおのづから通へり、又箸と云名も、此物は必二相對ひより合て其用をなす物なれば、夫婦の意に似たり、又事の初を端といふも、此の御柱廻りの事に由あるなり、）さて然廻りける柱は、女男隱寢る身屋（後に母屋と云）の中央の柱にぞ有けむ、其故は、後世まで神の御殿造奉るに、其中央に心御柱と云を建て、殊に齋ひかしづくは、（其説どもこそ後人の設つる言なれ、然する事は、）上代よりの傳へなるべく、（心御柱てふ稱は後のことか、若上代よりの名ならば、心は中心の意にて、中央に立故の名ならむ、是を人心のことに取成ていふは、例の妄言なり、）又今人の屋にも、中央の柱を大黒柱と云て重くすめる、（大黒の稱は、後世人の、漢籍なる太極てふことより云出しさかしらごとならむか、）名こそ信られね、是も神代より夫婦のかたらひの始に廻る柱なる故に、重く崇へける、上代よりの傳はり事の遺れるなるべければなり、（上古は貴き賤きけぢめこそあれ、神宮人家とて、造りざまかはれることなし、今の古き神宮作は、即上代の人の家のさまなり、雄略天皇の御

例あり、又萬葉十六卷に、隱耳、戀者辛苦、山葉從、出來月之、顯者如何とあり、これ此と語勢よく似たり、○註に訓生云宇牟、こゝの生は、宇美と訓なるを、如此云るは如何、と疑人有む、凡かく活用く言の字の訓注の例、天之常立神下に、訓立云多知、また神集々而、訓集云都度比、これらは其處の訓樣のまゝに注せるなり、又伊都之男建、訓建云多祁夫、こは多祁備と訓所なれども、其に拘らず、言の居たる方を以て注せるなり、こゝも是例なり、且此生は、次々に多かる言にて、下效此とあれば、其が中には、左右に活して訓所あれば、其等をも總ねて、如此注すべきことなり、○然善は斯訶余祁牟と訓べし、(師は宇倍那理とよまれき、是も意はさることなれども、あまり宇に遠し、) 男神の詔へる事を諾ひたる御答なり、然は、吾も然思といふ意にて、然也と云むが如し、(然也を、然とばかりいへること、後の物語などにも多かり、又志訶理と云は、然有の約まりたる語なり、) 善と一つゞきの語にはあらず、讀切る心ばへに有べし、余祁牟は、善加良牟と云に同じ古言なり、天智紀の童謠に、多拖尼之曳鷄武、(曳は即余なり、同時の歌に、御吉野を美曳之弩とあるにてしるべし、) 萬葉などにも多かり、○行迴逢是天之御柱而、凡そ夫婦遘合の初に、先柱を行迴ること、上代の大禮と見えたり、此は其男女遘合の始にして、先此禮を行ひ賜ふことは、甚々深きことわり有ことなるべし、(書紀に此柱を、國中之柱とも、國柱とも云るをも思ふべし國土の生れる本元を、此柱に負せたる名ぞかし、) されど其理は、傳無ければ、凡人の如何とも測知べきにあらず、(されどこゝろみに強ていはゞ、まづ女男交合の狀、男は上に在て天の如く、舍にては、屋の覆ふが如し、女は下に在て地の載るが如く、舍にては床の如くなるを、

詔賜比志爾また勅豆良久云々止負賜宣賜志などあるに依れり、都良久と云る例は、記中須佐之男命の御言にも、白都良久とあり、さて此所の御言の終に登詔賜者と云ことを再讀添べし、是も彼大命どもに依れり、古語のさだまりなり、此事も訓法條に委く論へるが如し、○成餘處とは、ふくれ出て身の外に贅るが如くなるを詔へり、書紀には、陽神曰、吾身亦有雄元之處とあり、又一書には、陽神曰、吾身亦具成而有稱陽元者一處ともあり、○以字は、處袁の袁に當て讀べし、○刺は挿入るなり、塞に屬たる輕き辭にはあらず、○塞は布多岐と訓べし、(和名抄に、或以閇字爲男陰、といふこともある、此にいさゝか由ありげなり、)○國土は久邇と訓べし、(下に國土皆震とあるなどは、久邇都知と訓べけれど、又訶志比宮段に不見國土とあるなどは、久邇とのみ訓べければなり、其さまによるべし、)○生成は、唯生ことなり、其を成とも添て詔ふは、竹取物語に、己が成ぬ子なれば、心にも從へずと見え、うつぼ藤原君巻に、此春子一人なしてかくれましにきとあり、これら生を那須と云り今世言にも、まゝ親子を、成ぬ中と云り、又大祓の詞に、國中爾成出武天之益人等とあるも、生出るを云り、○爲は、淤母布波と訓べし遍々藝命の、佐久夜毘賣に、吾欲目合汝、奈何と詔へると、語も意も似たればなり、記中に淤母布といふに、以爲と書る例往々にあり、又爲一字を書る例も、一二あるなり、(眞福寺本には以爲とあり、こは例多ければ、殊にたしかなれど、其餘の本どもには皆、以字無ければ、今は其に從つ、かにかくに淤母布と訓べきところなり、なべての例によりて、生成むと爲と訓ては、下なる奈何語切て惡し、爲はと訓むも惡し、)○奈何は伊加爾と訓べし、語の終にかく奈何と云こと、記中にも

汝命なども、皆那を本としたる稱なり、(那牟遲も、那を本として、牟遲は、大穴牟遲などの牟遲なり、物語文には伎牟遲と云稱も有、伎は君の意なり、)か丶れば汝は、那と云ぞ本なりける、さて又是を伊麻斯と云るは、萬葉十一(十四丁)に、伊麻思毛吾毛事應成、又十四(五丁)に、伊麻思乎多能美云々、續紀高野天皇大命に、朕我天先帝乃御命以天朕仁勅之久、天下方朕子伊末之仁授給云々、是等なり、(萬葉十四また後、物語などに、麻之ともあり、)又續紀の宣命どもに、(九の十六丁十七丁、卅一の十五丁、)美麻斯ともあり、さて那も伊麻斯も、後には下ざまの人にのみいへども、いと上代には然らず、其本は尊む人にもいへる稱なり、(汝字を當しを思へば、其頃になりては、早く尊む方には云ざりしにや、漢にても上古は爾汝など云稱に、上下の別ちはなかりしかども、御國へ文字の渡參出來し頃は後なれば然らず、)己が夫を汝と云ること、沼河毘賣の歌、又須勢理毘賣の歌などに見え、建内宿禰の歌には、天皇をしも那賀美古(汝之御子なり)と申せり、又某之と云を某賀と云も、後には賤む方に取ど、上代には是も上下別ぬ辭にて、之と云に同じ、○如何成は伊迦爾那禮流と訓べし、女神の大御身の成と丶のひたる形狀を、如何なるぞと男神の問賜ふなり、○成とは、初生そめしより漸々に成て、成畢れるを云なり、(書紀に具成而と書るが如し、)戀々而行々而などの格の言なり、○不成合處とは、缺て滿はぬ如くなる處を詔へり、即御番登なり、書紀には、對曰吾身有一雌元之處とあり、一書には、對曰吾身具成而有稱陰元者一處とあり、○問曰答曰などの訓格は、初卷訓法條に云るが如し、○伊邪那岐命詔、この詔は能理多麻比都良久と訓べし、續紀の詔に、詔賜都良久云々止、負賜

の廣さの度を云るにて、八は必しも七八と數る八にはあらず、彌の約まりたる言なり、凡て八重八雲、又八十八百八千、其外八某と云ことゝ古の常なり、皆同じことにて、唯重なり多きを云り、(然るを神道には八數を尊むなど云て、此數に就て種々云なすは、皆例の漢書言にて、都て古の意にあらず、物を八に齊るも後の態なり、) 尋は兩手を伸たる長さを云、今人も然して一尋と定るなり、其は手を廣げて度る故に、一廣げ二廣げの意なるべし、(漢國にても、舒肘知尋などあれば、上代には然有けむを、八尺と定しは、稍後のことならむ、御國には今も猶八尺をば云ず、況神代は思ひやるべし、且八尋矛と云も有を以、八八六丈四尺にあらぬを悟べし、) 和名抄に、殿和名止乃とあり、さて先此殿を見立賜は、女男共に住て御合し賜む料なり、そも〳〵其殿立賜ことまでは、云でも有ぬべきを、先如此云は、古妻問するには、先其屋を建しことゝ見えて、須佐之男命の須賀の宮作も、都麻碁微爾夜弊賀岐都久流と詠しゝを見れば、專妻を籠居む爲なること知られ、又萬葉三卷勝鹿眞間娘子墓を見て赤人歌に、知昔、有家武人之、倭文幡乃、帶解替而、盧屋立妻問爲家武云々、(是は契冲又師の考は異なれど、此に由あることゝも思はるる故に引つ、人好む方を取れ、) 是も古賤者も、盧屋を立て妻問すといふ、云ならはしの有故に、かく續てよまれしと見ゆ、かゝれば此の八尋殿も、徒に云るには非ず、由あることぞ、書紀にも、同宮共住而生兒ともあるをや、○汝身は那賀美と訓べし、汝は、(此字常に漢文にては那牟遲と訓、古書には伊麻斯と訓たり、是らも惡しきにはあらねど猶) 上代の歌どもにも多く那と詠、又那禮 (吾を吾禮、己を己禮と云如く、汝を汝禮と云なり、) 那兄那泥汝妹汝者 (允恭紀に見ゆ、)

矛衝立此嶋爲國柱也、即其矛化爲小山也と云る、是も一の傳なるべし、舊事紀にも然いへり、さて、此御柱のことを、後人の種々言痛きことゞも以て、故あるさまにいひなせど、皆例の妄言なり、○見立は、見は見送るなど云見にて、俗言にも、兒を見育つ、先途を見屆くなど云、これらの見は、たゞに眼して視るのみを云にはあらず、其事を身に受て、己が任として、知行ふを云り、されば此も、此御柱を立、殿を造ることに、御親與り所知看義なり、(俗に人の首途を見立ると云も、みづから其處に臨て、發せ遣るを云て、同じ意なり、)すなはち所知看などの看も、此見と同じ、(此看は、即字の如くにて、見るといふ言なり、見るを古言に美須と云、聞を伎許須と云と同じ、さてその美須を、通音にて賣須とも云り、これら萬葉の哥などに常多きことなり、さてそは目に見ることのみならず、何事にまれ、身に受入る、意に多く云り、天下所知看、政所聞看などの如し、尙此言の意は、傳七、三神分治の條に委云り、さて此見立を、先には、御寢坐御合坐などの類にて、御立の意にもあらむ、と云りしはわろし、若其意ならば、たゞに御字を書べきことなり、又書紀に、化作化竪など書れたる、化字はいと心得ず、決て此字の意にはあらず、訓は此記に依れるなり、又みたつは生立なりと云る說なども、ひがことなり、)○八尋殿は夜比呂杼能と訓べし、之と添てよむはわろかるべし、(書紀には之字を加て書れたれども、彼は凡て漢文章を旨とせられたれば、かくさまの證には依りがたし、)さて此名、下木花之佐久夜毘賣の段にも、作無戶八尋殿云々、書紀神代卷にも、於秀起波穗之上起八尋殿而云々などあり、又履中紀山城風土記などに、八尋屋と云こともあり、(倭姬命世記には、八尋機屋と云もあり、)八尋は、殿

に立賜には非ず、源氏物語明石巻哥に、宮柱めぐりあひける云々とあるは、蛭子をよめる哥の答にて、こゝの天の御柱のことなるを、宮柱とよめる、作者の心は知らねども、自ら實にかなへり、）和名抄に、柱和名波之良とあり、凡て殿を造ることを云とて、先柱を云は、底津石根に宮柱布刀斯理など、古の常なり、大殿祭の祝詞に、天皇の御殿造奉ることを云るにも、奥山の大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氏、本末乎波山神爾祭氏、中間乎持出來氏、齋鉏乎以齋柱立氏、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止、造奉仕禮流瑞之御殿云々、かく專柱のことをとりわきて云り、且此處は、下に柱を行廻たまふ大禮を申す段なる故に、初に其を立賜ることを、先云置るなり、書紀一書に、化作八尋之殿、又化竪天柱とあるは、此柱を又別に立賜ふ如く聞ゆれど、さにはあらず、是を其始を先云置とて、猶たしかに又字をさへ加賜へる物ならむ、さて天之と云は天なる殿舍の柱のさまに作立たまふ故に添て云こと、天沼矛の所に說るが如し、（書紀に國柱とあると對ては見べからず、）さて書紀に、以磤馭盧島爲國中之柱（柱此云美簸旨邏）とあるは、趣異なるが如くなれども、彼島の成れるは、此殿の柱を立べき基の成れるにて、其基も即柱なれば、たゞ同じことなり、）屋を支へ持物は柱にして、其柱の本を支へ持物は地なれば、地も柱なり、風をしも天御柱國御柱と申にても覺べし、其事は傳七、三神分治の條下にも云べし、さて此の柱を、國中之柱とも國柱とも云ゆゑは、まづ國土を生成むとて遘合したまふ、其初に先此御柱を廻りたまふ、然れば此御柱は、國土の生るべき本元なるがゆゑなり、かの風を云る國御柱とは、名の意は異なり、又私記に古說とて、天神所賜瓊矛、既探得磤馭盧嶋畢、即以其

具波比。此七字以音如此云期。乃詔汝者自右廻逢。我者自左廻逢。約竟以廻時。伊邪那美命先言阿那邇夜志愛上袁登古袁。此十字以音下效此後伊邪那岐命言阿那邇夜志愛上袁登賣袁。各言竟之後。告其妹曰女人先言不良。雖然久美度邇此四字以音興而。生子水蛭子。此子者入葦船而流去。次生淡島。是亦不入子之例。

天降坐而は阿母理麻志弖と訓べし、萬葉二卷(二十四丁)に、和射見我原乃、行宮爾、安母理座而、天下、治賜云々、又三卷(十六丁)に、天降付、天之芳來山、又十三卷(三丁)に、葦原乃、水穗之國丹、手向爲跡、天降座兼云々、又十九卷(三十九丁)に、安母理麻之云々、など有に依れり、(阿麻久陀理と訓もあしくはあらず、其は十八に、葦原能、美豆保國乎、安麻久太利、之良志賣之家流、などもあればなり、)安母理は阿麻淤理(天下なり)の約りたる古言なり、抑此二柱大神は、高天原に生坐る神には非れば、今初て天降坐にはあらず、初天神の大命を承り賜ふとして、參上り坐るが、降りたまふなり、(然るにその參上り坐しことを初に云ざるに、其事はさしも要なければ、省て語り傳たるなるべし、書紀の傳には、天神の大命を承りたまへることをさへに、省きたるをや、或人疑て云く、若初に高天原に參上り賜へるが降たまふならば、下文にも反降とある如く、此も反降と云べきにあらずや、答、初に參上り坐し時は、いまだ淤能碁呂嶋は無き時なれば、於其嶋反とは云べきにあらず、)○天之御柱は、即次に見えたる八尋殿の柱なり、(別

と云、口決には、在淡路西北隅小嶋と云り、西北西南いづれを實ならむ、(或說に、後世哥によむ淡路の繪嶋これなり、日本紀に、以磤馭盧嶋爲胞、とあるより出て、もとは胞嶋の意なりと云り、又或說に、淡路の西北隅にある胞嶋これなり、今も胞嶋と云、又おのころ嶋てふ名も存せり、さて其地方に、鶺鴒嶋と云もあり、磐樟神社と云もあり、式に石屋神社とあるこれなり、岩窟の內に、二柱大神に蛭兒を合せ祭る、其東南方の山に、天地大神宮といふあり、國常立尊伊弉諾尊伊弉冉尊三座なり、其攝社に八十万神ありと云り、又荒木田瓠形云、おのれさきに西國へまかりしとき、おのごろ嶋のあたりを經行たり、淡路の津名郡石屋神社の東の小嶋なりと云りき、又或說に、淡路と紀伊國の境、由理驛の西方なる小嶋なりと云り、こは違へるが如し、)さて此嶋の先成堅まりしは、大八嶋國の成べき基なり、其故は、二柱神國土を生成賜むとて、殿造して共住て、其柱を廻逢て御合坐に、此嶋は、其殿の柱を立べき基の、先成堅れる物なればなり、猶其事は、次々に見えたるを考て知べし、

於其島天降坐而。見立天之御柱。見立八尋殿。於是問其妹伊邪那美命曰。汝身者如何成。答曰吾身者成成不成合處一處在。爾伊邪那岐命詔。我身者成成而成餘處一處在。故以此吾身成餘處。刺塞汝身不成合處而。爲生成國土奈何。訓生云宇牟下效此伊邪那美命答曰。然善。爾伊邪那岐命。詔然者吾與汝行廻逢是天之御柱而。爲美斗能麻

字鏡にも、欽保己乃佐支とあればなり、(國栖等が、大雀命の御刀を見てよめる哥に、波加勢流多知、母登都流藝、須惠布由云々とあれば、須惠と訓むも誤ならねど、なほ多き方によるべし、)○垂落は斯多陀流と訓べし、書紀の訓も然なり、又劒刀垂血などもあり、斯多陀流の斯多は、醴といふと同じ、○落の下なる之字、諸本に鹽字下にあるは誤なり、如此下上に寫誤れる例往々にあり、今は一本に從つ、書紀にも滴瀝之潮、また垂落之潮とあり、且記中の之字を置る例も、然ればなり、○累積は都母理豆と訓べし、○淤能碁呂島は、(碁字、諸本みな基と作れども、此島名、下にも又高津宮段の御哥にも、共に碁とあれば、今は其に依つ、碁呂の碁を淸て讀は誤なり、書紀にも濁音の馭字を用られたり、又島の志は、彼大御哥に淸音の志字を書れば、淸べきなり、)私記に、自凝之嶋也、猶如言自凝也とあり、彼許袁呂許袁呂にかき成賜へる潮の滴りの積て成れる故の名なり、(即許袁呂を切れば許呂なり、さて此嶋は、國土の成れる初なれば、地と云名は、泥の聯接て成れる由にて、都豆比遲の約まれるなるべし、)自と云所以は、他の嶋國は皆二柱神の生成賜へるに、此嶋のみは然らず、自然に成れゝばなり、故下に唯意能碁呂嶋者、非所生とあり、(是嶋を御國の本名として、丈夫嶋の意なりと云は、古語知ぬ者のひが言なり、袁能古の袁は音異なり、自は淤能の音にして、よく叶へり、後世に自の假字に袁を用るは誤なり、其餘も說共多けれど、皆云に足ず、)さて此嶋の在所は、高津宮段に、天皇の淡道嶋に大坐ましての大御歌に、陀波志摩、淤能碁呂志摩、阿遲摩佐能志麻母美由云々、とあるに因ば、淡嶋の並と聞えたり、(淡嶋のことは、下に委くいふ、)私記に、今見在淡路嶋西南角小嶋是也、云、俗猶存其名也

らむ、古は凡て如此さまに書りしなり、然れども其は、同字は重れるを、省書とてのうちさけわざにこそあれ、正しき書典などには、然は書まじきことなり、故今は延佳本に從ひて、正しく書つ、此餘も此書格みな同じことなり、）彼矛以て迦伎賜ふに、隨ひて、潮の漸々に凝ゆく狀なり、即許袁呂と凝と言も通へり、そは下卷朝倉宮段に、大御盞に落葉の浮るを、三重の婇が歌に、美豆多麻宇伎爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂許袁呂爾云々、とあると同じ、さて此の狀を物に譬ていはゞ、膏などを煮かたむるに、始のほどは水の如くなるを匕もて迦伎めぐらせば、漸々に凝もてゆくが如し、（但し膏を煮むはさることなれど、潮は如何かきめぐらせばとても凝むことといかが、と云疑も有ぬべけれど、此は產巢日神の產靈によりて、國土の初まるべき、神の御爲なれば、今尋常の小理を以て、左に右に測云べきにあらず、今はたゞ其狀をたとへていへるのみなり、）〇畫鳴は、彼浮脂の如漂へる物を迦伎て稍凝たる物に成なり、鳴は借字にして、成の意なり、即書紀には畫成探成など書り、（然らば直に成字を書べきに、物遠き字を借れるは、今は如何ぞや思はるれども、古は例の只何心なく書來し字を、やがてそのまゝに書るなり、さて古は、琴を張鳴を比伎那須、笛を吹鳴を布伎那須、鼓を打鳴を宇知那須など、凡て鳴を那須といひし故に、成に此字を借れるなり、）〇舊印本註には、訓鳴云那志々、とあるを、師は此を用ひてナシ。。。ヽテと訓れき、そは見たまふをみしたまふと云格の語と見られたるにや、されど那志々とあるは、誤なるべし、）〇引上は、彼矛をなり、〇其矛末、末は佐伎と訓べし、下に著其御刀前之血云々、以御刀之前云々、跌坐其劍前云々など、皆佐伎と云、書紀欽明卷に鉾末、新撰

る、以字は、佐志淤呂志豆の豆に當て訓べし、字のまゝに訓は漢文語なり、○書者、書字は、書紀一書にも、書滄海とも、又書成磤馭盧島とも、ありて、似たることながら、猶此字の意にはあらねば、借字なり、式祈年祭祝詞にも、泥書寄豆と書り、これら古より、書來し字を、そのまゝ用たる物なり、此迦久は、攪字などの意にして、俗語に迦伎麻波須と云が如し、書紀本書に、以天之瓊矛指下而探之とあり、彼一書の書をも、口決に以矛探海也と解たる、よく當れり、(書字に就て云る註は、なか〳〵に惡し、)さて其を迦久と云るは、凡て手末して爲るわざを、迦伎云々と云、(迦伎上ぐ、迦伎因す、迦伎亂すなどのごとし、)又必しも手して爲ねども、其狀の同じきは、物もて爲る事をも然云なり、(痒を搔、字繪などを書、木葉などをかくの類なり、)此は彼空中に漂へる物(潮に泥の和れる一沌の物なり、)を固めむ爲に矛以て攪探り賜ふなり、(彼書紀の探は、上下の語を思ふに、探求る意なり、此記の迦久は、求る意には非ず、若是を然る意とせば、許袁呂許袁呂邇畫成とあるに叶はず、且天神の、是有漂國と指て詔へば、漂有國は著明なれば、尋求賜べきにあらず、)○鹽は潮なり、(鹽と潮と字は異なれども、斯富てふ名は一なり、)和名抄に、潮、和名宇之保、齊明紀の大御哥に、于之裒とあり、又これを斯富とのみ云るもつねのことなり、○許袁呂許袁呂邇は、(これを諸本に許々袁々呂々邇と作るは、古の書法なり、下の大穴牟遲神の段に、鼠の外者須夫須夫と云るをも、須々夫々とかき、又神武紀の、伊莽波豫、伊莽波豫、阿々時夜塢、伊莽儾而毛阿誤豫、伊莽儾而毛阿誤豫と云歌を、舊事紀には、伊々莽々波々豫々、阿々時夜塢伊々莽々儾々而々毛々阿々誤々豫々と書るなど、書紀の古本には、然有しを寫せしな

見えたり、さて此橋のこと、後人の例の漢書心の、なま賢き説どもは云に足ねば論はず、丹後國風土記曰、與謝郡郡家東北隅方有速石里、此里之海有長大石前、長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上廿丈以下、先名天梯立、後名久志濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行而、梯作立、故云天梯立、神御寢坐間仆伏云々、此に因ば、此浮橋もと此神の作り坐しなり、さて天に通ふ橋なれば、梯階にて、立て有しを、神の御寢坐る間に仆れ横たはりて、丹後國の海に遺れるなり、こは倭の天香山、美濃の喪山などの故事の類にて、神代にはかゝることいと多し、後人儒者心もて勿あやしみそ、又播磨國風土記曰、賀古郡益氣里有石橋、傳云、上古之時此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋、これも天に往來し一の橋と見ゆ、神代には天に昇降る橋、此所彼所にぞありけむ、是を以て思へば、彼御孫命の降りたまふ時立しゝは、此處天浮橋と一にはあらで、別浮橋にぞ有けむ、さて此を書紀一書には、二神立于天霧之中曰云々ともあるは、異なる傳なり、○註に、訓立云多々志、下には天忍穗耳命於天浮橋多々志而とも書り、書紀欽明卷歌に、基能倍爾陀々志、(城之上立なり、)又推古卷歌に、異泥多々須(出立なり、)など、其外つね多き古語なり、是は依を與佐須と云に同くて、延たる言なり、行を由迦須、取を登羅須、持を毛多須、守を毛羅須、待を麻多須など、凡て如此樣に延て云、常のことなり、そは先は尊みて云語の如く聞ゆ、然れども又賤き者の上にも然云ること、あまた見えたり、○指下は、かの虛空中に如浮脂たゞよへる、一屯の物の中へ指下したまふなり、書紀一書に、伊弉諾伊弉冉二神相謂曰、有物若浮膏、其中盖有國乎、乃以天瓊矛探成一島、名曰磤馭盧嶋、とあるを以て知べし、○矛の下な

書る所もあり、若言の意ならば、御言依とあるべきに、何の書にも御と云るはなし、依は、因とも寄とも所寄とも書て、即字の如く與須なるを延て云言なり、佐須を切れば、即須なり、凡て古語は延ても縮ても云こと多し、(其例は、次の立の所にいふが如し、) 然らば與世を延ては與佐世と云べきを、與佐斯と訓はいかにと云に、古は與世を與斯とも云るなり、書紀神代卷の歌に、妹虚豫嗣爾、豫嗣豫利據禰 (此哥、上は網のことを序に云て、その網の目を引依れば依くる如く依り來よと詠るなり、註ども痛く誤れり、) とある、は、目依に依々來ねと云ことなり、又萬葉十四 (十九丁) に、都麻余之許西禰とよめるも、妻依令來ねなり、此外もあり、さて與佐斯と訓たしかなる證は、聖武紀詔に、吾孫將知食國天下止、與佐斯奉志麻爾麻爾とあり、佐を清て誦べきことは、與須の延たる言なるを以て知べし、(今人多く濁るはひがことなり、) さて與佐須とは、任字をも書て、事を其人に依任て、執行はしむる意なり、光仁天皇の、藤原永手大臣の薨れしを悼坐る大命に、大政官之政乎波、誰任之加母罷伊麻須、と詔へるも、誰に任せ罷て身罷坐ぞとなり、又封字を訓も、其國の政を其人に依任す意なり、言依てふ語は、此卷の下にも、續日本紀宣命式祝詞などにも、あまた見えて、皆同じ意なり、書紀には勅任ともあり、又應神御卷に、任大山守命、令掌山川林野などもあり、賜は、上の賜とは異りて、たゞ尊みて申す附辭なり、○天浮橋は、天と地との間を、神たちの昇降り通ひ賜ふ路にかゝれる橋なり、空に懸れる故に、浮橋とはいふならむ、(和名抄に、魏略五行志云、洛水浮橋、和名宇岐波之とあるは、水上に浮たるなれば異なり、) 天忍穗耳命番能邇々藝命などの、天降り坐むとせし時も、天浮橋に立しこと、下に

の例ならむか、(瓊字はさらに玉に由なければ、和を咊とも書ごとき例に、璽字などを邇と書るを誤れるか、)かくて瓊を書紀に常に邇と訓めば、それを通音に奴とも云しなるべし、矛は和名抄に、楊雄方言云、戟或謂之干、或謂之戈、和名保古、また釋名云、手戟曰矛、人所持也、字亦作鉾、和名天保古とあり、(此方の古書には、戟矛など字にはかゝはらず、みな通はし書り、桙とも多く書たり、矛を天保古と云るは、古名にはあらじ、手戟と云るにつきてのことなるべし、)上代には殊に常に用ひし兵器にて、古書に多く見えたり、(日矛、茅纏之矟、廣矛、八尋矛などいふ稱見えたり、)沼矛は、玉桙と云如く、玉以て飾れる矛なるべし、古はかゝる物にも玉をかざれる、常のことなり、さて萬の物に天之某と、天てふ言を上に添て呼ことは、御孫命の天降坐し時、大御身に服御物、また御從の神等のとり〴〵に持しゝ物など、凡て天より降來し物多し、其時に此國の物と別ちて、天物をば天之某々と呼しなり、さて後には、此國にて作る物も、彼天物の制ざまにならへるをば、然云けらし、さて又轉ては、何となく唯美稱て云りと思はるゝもあるなり、(それはた天物は美しかりしよりのことなり、)さて此類の天は、後にはみな阿麻能とのみ訓ど、倭建命の御歌に、阿米能迦具夜麻、書紀仁德御卷歌に、阿梅箇儺麼多なども有ば、阿米能某阿米某など訓べきもあるべし、されど定かなる證の見えぬは、姑く舊訓に從ひつ、さて今國を作固めよとして、此矛を賜へること、如何なる所以とも知べからず、穴畏後の世の心もておしはかり言な爲そ、(又此矛に、例の種々の說あれど、皆云にたらず、或は今伊勢の瀧祭宮の地底に藏るなど云も、いと〳〵信難きことなりかし、)〇言依賜也、言は借字にて事なり、即事と

云ことなり、是もかの大穴牟遲神の段に、國難成などあり、書紀にも成不成の論あり、さて作堅と成とは、似たることをかく重て云は古語なり、○詔は能理碁知弖と訓べし、能流とは、人に物を云聞すことなり、己が名を人に云聞すを、名告と云にて知べし、又法を能理と云も、上より云々せよと定て、云聞せたるにより出たり、告また謂などの字をも、能留と訓ること、記中又萬葉などに數多あり、(此等の字を、今本には誤て、異さまに訓る所多し、古語に昧き故なり、よく考へて正すべし、) さて此詔字、美許登能理とも能理賜布とも云り、(美許登能理は御言詔なり、能理多麻布は詔賜なり、常に能多麻布と云は、此理を省けるなり、) 記中にても其所(言のつゞきに因て、訓さまいさゝか異るべし、されど能留てふ言はいづくにても離れぬなり、本それより樣々に用ひ分たる故なり、能理碁都は、書紀崇神卷に、令諸國などあり、哥物語に、獨碁都、所聞碁都、政碁都、など云ると同じ格にて、詔言爲を約めたる言なり、(應神紀に、令有司とあり、) 源氏物語東屋卷に、帝の御口づから碁弖たまへるなりとあるは、能理碁知賜を後にいひなれて、能理を省ける語なるべし、○天沼矛、書紀に天之瓊矛と書て、瓊此云努、(書紀にて是を登富許と訓來れるは、云に足ぬ俗訓なり、努字一本に貳とありしよし私記に見ゆ、) とあれば、沼は借字にて玉なり、玉を奴と云るは、書紀に、瓊響瑲々此云奴儺等母母由羅爾とある、(今本瓊響二字脱たり、又奴上に乎字あるも衍なり、又其說ども、皆誤れり、此記と合せて考るときは、自ら明らけし、) 奴儺等は即瓊の響なり、(能を那と云も、淤を畧くも、例多し、) 又天武天皇の夫人に大蕤娘あり、舊事紀に天蕤檜と云あり、此二を合せて思ふに、是も玉を奴と云る一

だに違ねば、文字の義には拘らず、左に右に借て書るは、古の常なり、（此字に目を付て、その意をおもふべきにあらず、）さて書紀には、この美許登を、尊字と命字とに書別て、至貴曰尊、自餘曰命、並訓美擧登、と注されたり、これ君と臣と稱の同じきを惡て、強て別むために、文字を書かへ賜ふ、撰者の所爲なり、さてその尊は、字の意を取て書れたれば正字なり、命は、古より書來しを其隨なれば、猶借字なり、（然るを尊に對て、この命字をも、臣は君の命令を承る意ぞなどいふは、甚強言なり、もし強て云ば、命令を出す人を命と云むは、猶ことわり有に似たるを、其を承る人を然云むは、甚く事たがへるをや、）○是多陀用幣流之國とは、正しく初段に、國稚如浮脂而、とある物を指て詔へるなり、彼處にも久羅下那洲多陀用幣琉とあると、言の同じきを以てさとるべし、又下に引る書紀一書に、有物若浮膏云々とあるをも思ふべし、されば上にも云る如く、天之御中主神より此二柱神までは、さしつゞきて次第々々に同時に成坐て、此時も即かの國稚如浮脂而漂蕩る時なり、さて彼處にも云る如く、未國と云物はなき時なれども、出來て後の名を以て、其初をも如此國とは語り傳しなり、（實は此時は、たゞ潮のかつ〴〵凝なむとして、たゞよへるのみぞ、）○修理固成、（修字、脩と作るは正しからず、）修理は、たゞ作と書と同じことなり、玉垣宮御段に、修理我宮などゝも書り、さて國を修理固と云語は、神產巢日神の、少名毘古那神の事を、大穴牟遲神に、與汝葦原色許男命爲兄弟而、作堅其國、と詔しゝこと下に見え、又其二柱神相並作堅此國ともあり、（文德實錄七に、佛毛平爾奉造固などもあり、和名抄に、修理職をば、乎佐女豆久留豆加佐とあり、）修理固と三字引つゞけて訓べし、成とは成し竟よと

處に、その傍なる他の人共を指て云ゆゑに、迦多閇能人とは訓るなれば、固其意異なるを辨ず、諸字をば凡て然訓は妄なり、又是を舊印本にも、元々集と云ものに引たるにも、誥と作るは、寫誤れるなり。）〇命以、命は御言なり、式の祝詞に、天津神能御言以弖、更量給弖云々、などある例以て知べし、（即命字の意なり。）是を神の御名に某命と申す命の意に見るは誤なり、以は母知弖と訓べし、（其由は、初卷の訓法條に云るが如し、又命袁と袁を添ずて、直に美許登母知弖と訓べきことを、かの式の例、また彼訓法のところに引る哥どもなどの例をもて知べし。）さて此命以は、國司など云母知とは意異なり、彼は命を承はりて負持こゝろなり、此は命爾弖と云むが如くにして、以は輕き辭なり、〇伊邪那岐命、伊邪那美命、上段には神とあるを、此よりしては命と申せり、（こは殊なる意はあるべからず、上は他神等みな某神と申すゆゑに、それと等く神とは申せるなり。）下に至ては、大神とも申せる處もあり、さて凡て某命と、御名の下に命てふことを添て申すは、尊む稱なり、御名のみならず、天皇命、神命、御祖命、皇子命、父命、母命、那勢命、那邇妹命、妻命、妹命、汝命など、も云る、記中又萬葉などに多かり、さてこの美許登てふ言の意は、未思ひ得ず、（昔より人の云は、字に就て思へる説なれば信がたく、且ことわりも叶はず、さて許を濁て誦人もあれど、記中にも書紀萬葉などにも、假字に清音の字をのみ書つれば、清て誦べし、濁音に書るは、唯漢籍に、天皇を主明樂美御德と書るのみなり、こは好字の限を擇集めたる物と見ゆれば、淸濁の定までにはわたるまじければ、據とするにたらず。）命字を書は、本御言と云に此字を書るを、言の同じきまゝに、尊稱の美許登にも借て用ひたるなり、凡て言

本居宣長謹撰

神代二之卷

於是天神諸命以。詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神。修理固成是多陀用幣流之國。賜天沼矛而。言依賜也。故二柱神立(訓立云多多志)天浮橋而。指下其沼矛以畫者。鹽許袁呂許袁呂邇(此七字以音)畫鳴(訓鳴云那志)而。引上時。自其矛末垂落之鹽。累積成島。是淤能碁呂島。(自淤以下四字以音)

天神諸天神は、初段に見えたる五柱天神なり、(下に至ては何事にも、高御產巢日神之命以云々とあるを、此にのみは、彼大神を分ては擧ずして、かく天神諸と、凡てを擧たること、所以あるにや、)諸とは、五柱をあつめて申せるにて、天神に屬たる言なり、天石屋の段に、八百万神諸咲、中卷倭建命の段に、后等及御子等諸下到而云々、孝謙紀皇大后の宣命に、汝知多諸者吾近姪奈利、稱德紀の宣命に、天下能人民諸乎慈賜云々などある、是等と同じ例にて、古語の用ざまなり、又諸とばかりも云ること多し、萬葉廿卷にも、母呂母呂波佐祁久等麻乎須、また藥師寺佛足石歌に、都止米毛呂毛呂などある是なり、(此諸字を、迦多閇能と訓るはひがことなり、此は眞字伊勢物語に諸之人と見え、又漢書にも然訓ることなり、其は誰にまれ一人のことを云

國土に坐まし丶かば、天神とは申さず、然れども又此を地神と申せることは、更に物に見えず、國土には生坐れども、天神御正統に坐が故に、皇孫とも、又漢文には天孫とも申すなり、かゝれば天神七代地神五代と申すは、返々當らぬ妄稱と知べし、又此七代五代を、天七星地五行に象るといひ、或は易の八卦と云物に配當て說たぐひは、耳に觸聞も穢はしくなむ、さて此七代の神、書紀は異ありて、國常立尊の次に國狹槌尊と申す一代ありて、角杙神活杙神、一代無し、又一書には、此一代はありて、意富斗能地神大斗之辨神、一代無し、さて世字と代字とを書ること、異なる意あるに非ず、神代七世と易て書たらむも、只同じことなり、書紀にも、卷首には神代と標しながら、此處には此記と同く、神世七代と書れたり、上代より如此書傳たる隨なりけむかし、○上二柱云々の註は、十二柱にして七代なる由を云るなり、○各とは、己々と云ことなり、(己の假字淤能なれば、各も然なり、袁を用るは誤なり、) 稱德紀の詔には、於乃毛於乃毛とあり、(毛は辭なり、) ○十神二神は、登婆斯良布多婆斯良と訓べし、(其由は、初卷訓法條に云るが如し、)

古事記傳卷三終

書紀に此に、乾坤之道相參而化、所以成此男女とあるは、例の撰者の漢意のかざりにして、痛く古意に背けることと、初巻に論へるが如し、又後世に、此七代を天神七代と申し、後五代を地神五代と申すなるは、いかなるをこの者の云初つることにか、更に事の由をも考へず、たゞに強て天と地とに配むとての漫說なるを、世に普く云なれて、そのいみしき非なることを辨へたる人もをさ〳〵聞えぬは、いかにぞや、先此七代を天神と申せることと、古書に見えたることなし、只姓氏錄に、角凝魂命と申すは、此七代の中の角杙神なるべく思はるゝに、其後胤を天神部に收られたれども、此は正しく角杙神とあるにも非ず、名の異なれば、たゞ名に就て、高御魂神などの例として、天神部には入られたる物なるべければ、證とすばかりのことにも非ずかし、既に天之常立神の下に、上件五柱を天神と申すよしことわりたれば、其次々は天神と申すに非ずること明し、天位を知看を天神と申すなど云說は、近世の漢意の例の私言なり、天に坐神をこそ天神とは申すなれ、然るに伊邪那岐伊邪那美神の御事を記せるさまを考るにも、天に坐神とは見えず、此地に坐神とこそ見えたれ、然ればかにかくに此七代は、並此國土に就坐る神たちにぞ有ける、然はあれども、又正しく是を地神と稱せることも物に見えざるなり、地神とは後五代に至て、此國土なる神を、天神に對て申す稱にぞありける、さて又地神五代と申すも、甚く違へることなり、まづ天照大御神は、高天原を知看て、今も眼當天に坐々は、天神なること更なり、次に天之忍穗耳命日子番能邇々藝命も、高天原に成坐つれば、天神なり、故是以穗々手見命より以神を、天神御子と申すなり、さて此穗々手見命鵜葺草葺不合命は、此國土に生坐て、此

には、當代をしも讃奉て、神の御代とよめり、）然れども事を分て云ときは、鵜葺草葺不合命までを神代とし、（書紀に此までの二卷を、神代上下と標されたり、姓氏錄にも、此までの御子孫を神別とし、神武天皇より以來のを皇別とせらる、）白檮原朝より以來を人代とす、信に此朝御時より、世間のありさま新なりしかば、然も云つべきものなり、然るを此に、伊邪那美神までを神世と云るは、後五代の神代に言りし稱の遺れるなり、其は人代となりて後に、鵜葺草葺不合命の御時までを申す如くに、五代の神代の時には、又此七代を神代と申せるなり、信に此七代は、天地の初發の時にして、神の狀も世のさまも、又甚く異なりしぞかし、七代は那々余と訓べし、萬葉十九（四十丁）橘大臣を壽げる歌に、古昔爾、君之三代經、仕家利、吾大王波七世申禰（又父子相續もてゆくを、幾都岐といへば、那々都岐とも訓べし、續後紀十五尾張連濱主、歌に、那々都岐乃美與爾とよめり、されどなほ那々余と訓むぞ勝るべき、）さて此は十二柱、神のうち、初二柱は獨神、成坐し、次十柱は、女男二柱づゝ、耦坐れば、たゞ十二柱、神世と申しては、其趣分り難き故に、後の世嗣の例に准へて、假に七代とは申せるなり、（されば此は、父子相嗣如く、前の神の御代過て、次神の御代とつゞけるには非ず、上にも云る如く、此七代の神たちは、追次ひて生、坐て、伊邪那岐伊邪那美神までも、なほ天地の初の時なり、猶其證は次卷に見えたり、然るを書紀一書に、國常立尊生天鏡尊、天鏡尊生天萬尊、天萬尊生沫蕩尊、沫蕩尊生伊弉諾尊、また一書に、此二神、青橿城根尊之子也とある、此等は甚く異なる傳にて、いと心得ぬことなり、されば私記にも、或說云、是後代之見代々相嗣、而假謂之生、未必事實也といへり、さもあるべきことなり、

を辨ふ、諸は奴各反なれば、呉音那久なるを、久を岐に轉して用ひたるなり、久韻を岐に用ひたる例、多し、さて冉は、今本どもに多く冊と作れども、冊は測革反にて、佐久音なれば、那美には甚遠し、又冊とも作れども、此も冊と同音なり、又再とも作れども、再は作代反にて、佐伊音なれば、此も甚遠し、又冉を、集韻に所晏反音訕ともあれども、此も遠し、されば右の字どもは皆寫誤なり、或説に、南字を誤れるならむと云る、音はさることなれども、南字は用ひらるべくも思はれず、故思に、聃字、集韻に乃甘反、正韻に那含反音南とあれば、此ならむかとも思へど、なほ史記管蔡世家に、武王同母兄弟十人の中に、冉季載と云あるを、正義に、冉作丹、音奴甘反、或作郍、音同とあれば、此冉字なるべし、史記は古へよりあまねく見る書にて、殊に人名なるも由あれば、取用ひられたるなるべし、奴甘反なれば。呉音那牟なるを、牟を美に轉し用ひたること、諸の例に同じ、是又さる例多きことなり、）○以下以前などは、漢文にして、此間の言に非ず、故以下をば志母、以前をば麻傳と訓べし、○幷字、延佳本に並と作るは非なり、此のみならず、下にも處々ある、皆准へて知るべし、何れも、餘の本どもには、幷と作る其よろし、○神世七代、神世とは、人代（人代といふこと、古今集序に見ゆ、）と別て云稱なり、其はいと上代の人は、凡て皆神なりし故に然言り、さて何時までの人は神にて、何時より以來の人は神ならずと云、きはやかなる差はなき故に、萬葉の歌どもなどにも、たゞ古へを廣く神代と云り、（六卷に、日本國者、皇祖乃、神之御代自、敷座流、國爾之有者、とは、神武天皇の御代を申し、同卷に、自神代、芳野宮爾、蟻通、高所知者、これも人代になりての事なり、十八卷に、皇神祖能、可見能大御世と、垂仁天皇の御世をよめり、又一卷

佐邪岐阿藝、又忍熊王の歌に伊奢阿藝、(共に吾君の意なり、)などあるが如し、又女君を切むれば美となるなり、(或説に、岐は比古の倒反、美は比賣の倒反なりといへれど、其はたま〳〵合へるにこそあれ、然ることにはあらじ、)又思ふに、此は遘合せむとしたまふ時に、交に伊邪汝と誘ひ賜へる御言を以、即御名に負せ奉りにて、那は汝にもあるべし、(かの伊奢阿藝、又此記萬葉などに、去來子等などある類なり、さて岐と美とは上の意にて、此は御名に稱申せるものなるべし、此も共に其時の互の御言ともすべけれど、なほ然には非じ、又己前に思ひしは、伊邪は誘言、那岐は汝君伊、那美は汝妹伊なり、伊は余と云が如し、繼躰紀の歌に、愷那能倭倶吾伊云々、萬葉十二に、家有妹伊云々、續紀詔に、藤原朝臣麻呂等伊云々、又百濟王敬福伊云々、又國王伊云々、なほ多き辭なり、さて岐伊は、岐に伊の韻ある故に、岐とのみ云、汝妹伊は、爾を省き、毛伊を切むれば美なり、如此思ひつれど、かくては神漏岐神漏美の例に叶ひ難ければ、此考へは廢べきなり、)さて伊邪てふ言、先右の如く聞ゆれども、伊奢沙和氣神、伊邪能眞若命、伊邪本別命など申す御名、又去來之眞名井、又地名にも伊邪河など、上代に多くあれば、他心にもあらむか、精考ふべきなり、岐と美と相對へる例は、神漏岐神漏美、(此稱事、傳十三神集々而の下に云べし、)那藝と那美と偶へる例は、沫那藝神沫那美神、頬那藝神頬那美神これなり、(但し此那藝那美は、異意にもあらむか、其事は傳五卷彼神の下に云べし、)さて此御名書紀には、伊弉諾尊伊弉冉尊と書れたり、(書紀は、神名地名などの文字、凡て新に撰て書れたりと見えて、他の古書に例なき書ざま多き中にも、此二柱の御名の字などは、殊にまぎらはしくて疑ふ人あり、故今此

に配り當て負せ奉りしものなり、其は豊雲野、宇比地邇須比智邇、意富斗能地大斗乃辨と申すは、國土の始のさま、角杙活杙、意母陀琉阿夜訶志古泥と申すは、神の始まりのさまなり、(但し國土も神も、其神の生坐し時の形狀の、各其御名の如くなりしには非ず、必しも其時の形狀にはかゝはらず、たゞ大凡を以て、次第〳〵に御名に配當たるのみなり、されば此御名御名を以て、各其時の形狀と當ては見べからず、此をよく辨へずは、疑ありなむものぞ、實は神は、初天之御中主よりして、何れの神もみな、既に御形は滿足坐り、面足神に至て初て足ひ坐りとには非ず、又國土は、伊邪那岐伊邪那美神の時すら、未浮脂の如く漂蕩へるのみなりしを以て曉るべし)然らば須比地邇の次に意富斗能地と續き、活杙の次に意母陀琉と續くべきに、然は非ずて、國土の初と、神の初と御名の次第の參差たるは如何と云に、未國處は成ざる前に、國之常立神よりして、次第〳〵に神等は生坐る(天之常立神以前五柱は、天神にて別なる故に、此に云ず、此は國土の初に就て云故に、國之常立神より云々とは云り、)故に、意富斗能地神の先なる神を、角杙活杙と名け奉り、さて御面の足はせるを見て可畏むは、既に國處も成り、人物も生ての上の事なる故に、大斗乃辨神の次なる神を、淤母陀琉阿夜訶志古泥と名け奉りしにぞあらむ、(書紀には沙土煑の次大戸之道とつゞき、又一書には、活橛の次面足と續けり、)○伊邪那岐神、伊邪那美神、御名の義、書紀の口決に、伊弉は誘語といひ、師も、伊邪那比君、伊邪那比女君てふことなりと云れき、(那比の比を省きたるぞ、)信に此二柱神、遘合して國土を生成さむとして、互に誘ひ催し賜へる意、(其事次段に見ゆ、)然もあるべし、君を岐とのみ云る例、明宮段の大御言に、

阿那も阿夜と通へり、(阿那たふと、阿那こひしなどの阿那なり、書紀應神卷に、吳織穴織とあるを、雄略卷には、漢織吳織とあり、是阿夜阿那同じき證なり、)同證可畏は、阿夜可畏と全同じ、訶志古は、古書に、畏可畏恐惶懼などの字を書て、(畏志畏伎と活用きて、其伎は加伎久祁と活く言なり、)恐るゝ意なり、(又賢をも、智あるをも云は、然る人は畏るべき故に、轉りていふなり、)さて阿夜爾可畏しと云ときは、猶ゆるやかなるを、阿夜可畏と云は、其可畏きに觸て、直に歎く言なれば、いよゝ切なり、泥は、男をも女をも尊む稱なり、其は名兄の約りたる言なるべし、(兄は女男にわたる稱なり、同く兄字を書ども、勢と云は男に限れり、思ひ混ふべからず、)那泥伊呂泥(那泥の事は、白檮原宮段に、伊呂泥の事は、浮穴宮段にいへり、)宿禰などの泥も是なり、又天津日子根命其外も、某根てふ名の多かる、皆同じ、さて此御名は、神の御面の滿足せる(淤母陀琉、神の御名是なり、)を以て、其を望めば、可畏み敬はるゝ意以て負せ奉りしなり、書紀には惶根尊とありて、亦曰吾屋惶根尊、亦曰吾忌橿城尊、(今本には吾字を脫せり、類聚國史に此字有に依て補ふべし、阿由は阿夜と通ひ、訶志紀は訶志古と通へり、)亦曰青橿城根尊、(阿乎も阿夜と通ふ、)亦曰吾屋橿城尊とあり、さて夜夜に上聲を附たるは、訶志古と引續て一に讀べきためなり、一續けに讀めば、上聲になるなり、)打任せては、阿夜と訶志古とを、いさゝか離して讀べきが如し、然離してよむときは、本の平聲なるを、然は讀ずして、一に合せてよむ、其は猿樂の謠物の中に、阿夜訶志の着と云ことのある、其阿夜訶志の讀聲の如し、然讀ば阿夜上聲なり、)○豐雲野神より訶志古泥神まで九柱の御名は、國土の初と神の初との形狀を、次第

ばなり、此も淤母陀琉と申すが御名なるを、神とも尊とも申すは、別に添て稱すなれば、必之と云ずはあるべからず、かの荒ぶる神天降る神など云類とは、御名は異なるをや、又天照大御神なども、照之とは申さねども、此も天照と申すが御名には非れば、異なり、なほ御名のときは、用言なるをも之と讀べき例をいはゞ、孝元天皇の御名、日子國玖琉命と申す、玖琉は書紀に牽と書れたれば、用言なるべきを之を附ずにはよみがたし、必之命之天皇とこそよむべけれ、又神武段なる贄持之子石押分之子などは、之字あれば、殊に論なし、これらをも師は、持を母知、分を和氣と訓れつれども、必母都和久と訓べきこと、彼段に云るが如し、）神祇官坐御巫祭八神中の足産日神と申すは、此神なるべし、（此七代十二柱神の中に、たゞ活杙神と此淤母陀琉神とをのみ、取分て彼八神の列に收て祭たまふことは、彼八神は、もはら天皇の大御身を御守護のためなれば、活と申し足と申す神靈の由縁を以てなるべし、）○阿夜訶志古泥神、阿夜は驚て歎聲なり、皇極紀に、咄嗟（今本には、咄を吐に誤れり、）を夜阿とも阿夜とも訓り、（凡そ阿夜阿波禮波夜阿々などみな、本は同く歎聲にて、少しづゝの異あるなり、抑歎くとは、中昔よりしては、たゞ悲み愁ふることにのみ云へども、然にあらず、那宜伎は、長息の約まりたる言にて、凡て何事にまれ、心に深く思はるゝことあれば、長き息をつく、是即那宜伎なり、されば喜きことにも何にも、歎はすることなり、さてその歎きは、阿夜とも阿波禮とも波夜とも聲の出れば、歎聲とはいへり、）又阿夜と言て歎くべき事を、阿夜爾云々とも云り、（阿夜爾かしこし、阿夜爾戀し、阿夜爾悲しなどの類なり、）又奇し危しなども、歎て阿夜と云る、より出たる言なり、又

紀に姥と書れたるは、老女の意なり)かゝれば此二柱の御名は、彼地と成べき物の凝成て、國處の成れる由にて、其に女男の尊稱を附たるなり、書紀には、大戸之道尊大苫邊尊、一云大戸之邊、亦曰大戸摩彦尊大戸摩姫尊、亦曰大富道尊大富邊尊とあり、(こは女神の御名、大戸之邊とあるを正しとすべし、大苫邊大戸摩彦大戸摩姫はみな、此記の別段なる大戸惑子神大戸惑女神と、御名の傳の亂ひつるなり、富は斗乃の轉れるなり)○淤母陀琉神、書紀に面足尊と書れたり、此字の意の御名なり、萬葉二(四十一丁)に、天地日月與共滿將行、神乃御面跡云々、九(三十四丁)に、望月之滿有面輪二云々(此二の滿字、今本の訓は誤れるを、師の冠辭考に此面足てふ神名の例を引て、多理多禮流と訓れたるぞよき)とありて、面の足と云は、不足處なく具りとゝのへるを云、(面を云て、手足其餘も皆凡て滿足ることはこもれる御名なり、○此神の御名を、師は、凡ての例の如く之神とは讀ずて、淤母陀流迦微と訓れき、其は躰言よりつゞくと、用言よりつゞくとの異なり、某之神とよむは、躰言のときなり、又用言ながら常立角具比など云類は、躰言になる例なり、此らも常多都角具布などいへば、本の用言なり、此も淤母陀理といへば、躰言になる故に、之神と訓べきを、陀琉なる故に、本の用言なれば、之とはつゞかぬ、古語の格なればなり、石拆神根拆神、奥疎神邊疎神なども此例なり、かくて己も初は然のみ心得てありつるを、後になほよく思へば、然には非ず、其故は、先淤母陀琉など云ときは、用言なることも、又用言の下は之とは承ざることも、論なけれども、神名人名などは、なべての語の例とは異なれば、なほ用言なるをも、之神とよむべきなり、其は用言ながらも、既に名となりては、躰言なれ

(又物の集り凝る意をも兼たり、凡て物は、物の集凝て成ものなれば、おのづから意は一に通へり、) 芽具牟涙具牟などの具牟に同じ、(具牟は、具美とも活用く言なり、) されば都奴具比とは、神の御形の生初たまへる由なり、葦などの生初るを、角具牟と云は、此神名と全同じ、(角杙を角ぐむなりとは、或人もいひき、) さて姓氏錄に、角凝魂命、角凝命、(許理と久比と通ふ、) 神名式に、出雲國神門郡神魂子角魂神社などあるは、此神なるべし、活杙は、生活動き初る由の御名なり、神祇官坐御巫祭八神中の生產日神 (姓氏錄に伊久魂神とあり、) は、此神なるべし、さて書紀には此二柱無し、(一書にはあり、) ○註に二柱とあるは、此二柱雙坐て一世なり、と知せたるなり、(前後の四世には此注なくして、たゞ此にのみあるは如何と云に、前後なるはみな、此二神名以音と云注あるを、此にはたま〳〵然る注なき故なり) ○意富斗能地神、大斗乃辨神、意富は稱辭なり、(女神の方の大字も、本は意富なりけむを、後にふと寫誤れるものなるべし、此二神名亦以音と注せれば、大字にはあるまじきことなり、) 斗と處なり、凡そ處を斗と云例多し、立處伏處寢處 (萬葉、陸奥歌に禰度とあり、) 祓處などの如し、弘仁私記序に、古語謂居住、爲止とあるも、處の意より出たり、能は之てふ辭なり、地は、上に出たる比古遲の遲に同じ、辨は男神の地に對て、女を尊む稱なり、老女をいふも、尊むより出たるなるべし、百師本伊呂辨、(明宮段) 八坂振天某邊、(書紀崇神卷) など云名の辨も是なり、又級長戸邊、荒河刀邊、苅幡刀辨、(此外も某刀辨といふ名多し、) など云刀辨の辨も同じ、又其刀辨を賣に通はして度賣とも云り、伊斯許理度賣などの如し、(此賣は、たゞ女の意には非ず、辨に通ふ稱なり、此度賣を書

き人をばいはざりし稱にこそ、）然るをや、後には、女どちの間にても稱こと、なれりき、（姊妹の間にて妹を云はさらにて、他人にても、萬葉四吹黄刀自が歌、又紀女郎が友に贈歌、又十九に、家持の妹の、其妻の許に贈歌、其答歌などに、皆妹と云り、）さて妹字をしも書は、此稱に正しく當れる字のなき故に、姑兄弟の間の伊毛に就て當たるものなり、ゆめ此字に泥みて、言の本義を勿誤りそ、（然るを後世人は、ひたすら字を主として思ふ故に、伊毛と云は、本兄弟の妹より出たるが轉て、妻をも然云ぞと心得誤るめり、）さて是より淤母陀琉訶志古泥神までは、たゞ女男雙坐るを以、女神をば妹と申すなり、嫁の事は未始まらざる時なれば、妻の謂には非ず、さて男神御名の邇下なる上字は、邇を上聲に誦めとなり、女神御名の邇下なる去字は、下聲に誦となり、此事初卷古言の聲云々の處に云つ、書紀私記に、問、此二神御名負同字也、何故有變聲之讀哉、答、是據古事記、上負字讀上聲、下負字讀去聲、其由雖未詳、如此之神名、皆以上古口傳所注置也と云り、（斯れば當時は、日本紀を讀にも、此記の旨を守りて、かばかりの讀聲をも、漫にはせざりしことを知べし、近世にたゞ理說をのみ主とする學者も、かゝることを少しはおもへかし、）

○角杙神、活杙神、角は都怒と訓べし、（古は凡て都奴と云しこと、上の豐雲野の野訓下に云るが如し、）角臣を此記に都奴臣と作るなどを以知べし、（其餘も皆然り、）さて御名意、凡て物のわづかに生初て、たとへば尾頭手足などの分ちは未生ざる形を、都怒と云、（獸の角も此意にて、其形を以て云名なるべし、）杙は借字にて、久比は（こゝは連便にて濁て讀べし、）上の豐雲野の下に云る如く、彼久毛又久牟久美許理など、皆通ひて、物の初て芽し生意の言なり、

埴と云、赤土を赭と云、青き土を青丹と云類多し。）比地邇を埿土とも見べし、抑書紀の字と師説と比地の意異なり、書紀には土と作れたれば、土形築墻などの比地にて、土の總名に取れるなり、師説にては、土と水と和りたるにて、泥字の意にて、和名抄に、泥和名比知利古、一云古比千と見え、（後歌に多く戀路をいひかけたり。）俗言に杼呂と云物なり、此二説、今一方に思定め難し、次妹とは、此より五世の神等は、各女男雙坐れども、男神は先ち、女神はやゝ後れて生坐る故に、次と云なり、妹は伊毛と訓べし、（和名抄に伊毛宇止とあるは、妹人の義にて、後のことなり。）伊毛とは、古夫婦にまれ兄弟にまれ他人どちにまれ、男と女と雙ぶときに、其女を指て云稱なり、（故に記中の例、兄弟を擧るに、兄と妹となれば、妹をば妹某といひ、姉と妹となれば、弟某と云て、妹とはいはず、阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命といひ、姉石長比賣、其弟木花之佐久夜毘賣、と云るが如し、心を着べし、古の定まりと見えたり、然れば女と女との間にては、伊毛と云ことは、上古には無かりしなり、又書紀仁賢巻に、古者不言兄弟長幼、女以男稱兄、男以女稱妹とある如く、男よりは、姉をも妹と云しなり、さて又夫婦の間にて、妻を妹と云ることは、世人もよく知れることなり、然るを書紀に、雄略天皇の、皇后を指て吾妹と詔へるを註して、稱妻爲妹、蓋古之俗乎、とあるはいかにぞや、此は今京になりてまでも、常に云ることにて、奈良のころはさらなるを、如此よそ〴〵しげに、蓋古俗乎などゝは、強て萬を漢籍めかさむとての文なり、さて又他人どちの間にても、男の女を指て妹と云ることも、萬葉などに甚多し、但し十二巻に、妹といへばなめしかしこし、しかすがにかけまく欲き言にあるかも、とよめるを思へば、敬ふべ

宇比地邇神、次妹須比智邇神、書紀に、埿土煑尊沙土煑尊と書て、埿土此云于毘尼、沙土此云須毘尼と注されたり、(書紀には、毘は清音の假字にも多く用ひられたり、此訓注に依て、比を濁音によむは非なり、凡て連便によりて、下言の頭を濁るは、常多けれども、其言に濁音あれば、其頭は必濁らざる例なり、此も比地の地濁音なれば、比は濁るまじき例なるをや、) 此に依らば宇は泥なり、(埿字、泥也と注せり、) 後世の歌などに、泥を宇伎と云ることもあり是なり、(宇とは宇伎の伎の省かりたるか、又宇を本にて宇伎ともいふか、) 須は、土の水と分れたるを云、されば埿土とは、かの如浮脂物の、潮と土と混淆て、未分れざるを云、(水と土と和りたるは泥なり、) 沙土とは、其潮と土と漸分れたるを云、(沙字を書れたるは、此字、水旁之地、と注せる意を取れたるなるべし、詩大雅に鳧鷖在沙など云る是なり、洲も其意の名にて、本同言なり、但しこれらは、水を離れて乾ける土を云を、此の沙土は、猶潮の中に在ながらに分れたるを云なるべし、和名抄に、聲類云、砂水中細礫也、和名須奈古とある、これ水中ながらに分れたるをも砂と云り、砂と沙と同じ、又須奈古の須は、即須比智の須と同じ、) 邇は、豐雲野の野と通ひて沼なり、(沙土は、既に潮と分れたる土なれども、なほ潮中にある故に、なべてのさまは此も沼なり、) 又書紀に、二柱共に煑を根とも申すとあり、(根なれば、訶志古泥の泥と同じ、) さて又師の說には、宇は浮なり、須は沈なり、(斯豆は須と約まる、) 比地は泥なり、と云れつる、此も然るべし、(此はかの一に沌れたる泥の漸に分れて、浮み沈むを云り、浮む泥は、浮散て海となり、沈む泥は、凝り堅まりて國土となるなり、) 此時は、邇をば土の意として、(邇は土の惣名なり、故黏たる土を

の久美にて、稻のふさやかにこもりかなる意なり、然れども、此段に成坐る神御名稻を以て負せ奉るべきに非ず、其は次々の神たちの御名の類に非れば、此考は用ひがたし。）雲字の下なる上字のことは、傳の初卷古言の聲の上り下りの事を云る處に委く云り、○獨神云々、書紀は、獨神成坐ると女男神偶て成坐るとを分て、此までを一段とせられたるを、（こゝに、凡三神矣乾道獨化所以成此純男とあるは、古傳の本書には、此記の如く、たゞ此三柱神者獨神成坐也、なぞありけむを、例の撰者の强て漢めかさむために、如此潤色を加へて書れたるなり、いとうるさき語なりかし。）此記は、神世七代と云を一段として、此處をば下へ續けたり、

次成神名宇比地邇上神。次妹須比智邇去神。此二神名以音 次角杙神。次妹活杙神。二柱 次意富斗能地神。次妹大斗乃辨神。此二神名亦以音 次淤母陀琉神。次妹阿夜上訶志古泥神。此二神名皆以音 次伊邪那岐神。次妹伊邪那美神。此二神名亦以音如上

上件自國之常立神以下。伊邪那美神以前。幷稱神世七代。上二柱。獨神各云一代。次雙十神。各合二神云一代也。

らば此御名の國、即久毛又久牟など、通ふなり、〇此御名に依て思ふに、凡て國土と云名は、久毛爾にて、雲野てふ神名と同意にもやあらむ、）亦曰豐組野尊、（久美は、久毛久牟など、通なり、）亦曰豐香節野尊、亦曰浮經野比買尊、（布斯は比と切まれば、香節と買と同じ、さて加比は久比と通ひ、久比は久美と通へり、猶此事下なる角杙神の下に云べし、されば此御名も、雲野と同意なり、さて浮經野は、浮は彼、如浮脂物の、空中に浮たゞよへる意、又は後世の歌に、泥を宇伎といへば、其意にてもあるべし、經は含にて、彼物の中に、地となるべき物の含まりたる由なり、花の未開ぬを、ふゝまると云と同じ、次の葉木國と合考べし、野は雲野の野と同じ、）亦曰豐國野尊、（豐國主に同じ、）亦曰豐齧野尊、（久比は加比久美など、通ふこと、上に云るが如し、）亦曰葉木國野尊、（葉木は富と約まりて、含まる意なり、含まるを富々まるとも云、布富ごもりなども云り、又波具久牟波基久牟などいふ言をも思ふべし、）亦曰御野尊（こは久美怒の久の省かりたるか、又御沼にてもあるべし、）とある、此等の御名と此彼引合せて、其義をさとるべし、又師の冠辭考刺竹條に、籠りと久美と通ふ由を委く云れたり、開き見べし、信に許母理も久麻も、集り凝る意あり、雲も其意にて、本同じ言なるべし、又角久牟芽久牟涙久牟などの久牟も、初て芽す意にて、凝る意を帶たれば、同言なり、猶下なる角杙神の下と考合すべし、（〇彼書紀一書に出たる御名どものうち、豐香節豐買葉木國などにつきては、稻に依れる御名かとも思はるゝ由あり、其は香節は、八千矛神の御歌に、やまとの、一本薄うなかぶし、とある如く、稻の靡き垂たる意、豐買は豐穎、葉木國は、稻のはびこりこもりかなる意にて、雲野なども、かの久美竹

天之常立國之常立と明らかに分れたれば、國之常立神以下は、必地と成るべき物に因て生坐べきこと、ぞ思はる、）故此事は、一方に定めがたくてなむ、姑く二むきに解る、○豊雲野神、御名義、豊は、物の多にして足ひ饒なる意の言にて、稱辭なり、豊布都神豊石窓神豊玉毘賣命、又豊木入日子命豊鉏入日賣命などの例の如し、又人名ならでも、豊葦原中國豊明豊榮上豊壽などども云り、雲野は、字は借字にて、久毛は、久牟久美久比許理など、通ひて、（其由は次に云） 物の集り凝る意と、初芽す意とを兼たる言にて、此二意又おのづから相通へり、物集り凝て、物の形は成ものなればなり、野は怒と訓て、（凡て野をば、古は怒と云り、能と云はや、後のことなり、師の云く、野角篠忍陵樂などの能は、古はみな怒と云り、故古書に此等の假字には、能乃などをば用ること無くして、みな奴怒農濃などを用ひたり、農濃などはヌの假字なり、ノに非ず、凡て右の言どもを能と云ことは、奈良の末つかたよりかつ〴〵始れり、と云れたるがごとし、）沼の意なるべし、されば久毛とは、彼如浮脂物の沌凝り生て、國土となるべき初芽なる由を以いひ、怒とは其物を指て云、彼國土になるべき物は、潮に泥の滑りたる物なればなり、凡て水の渟れる處を沼と云り、又書紀一書の御名に依に、野は主の意にてもあらむか、（其由は次に云）かくて此神御名、書紀には豊斟渟尊、（斟は久美とも訓べけれど、一書に組ともあれば、此は久牟なるべし、）一書には豊國主尊とありて、（こは雲野斟渟と合せて思ふに、國は久毛爾又久牟爾の約まりたるにて、其爾は宇比地邇の邇と同くて、彼野渟と通ふ言なるべし、さて主は別に添て尊める稱なり、さて此御名に依ときは、又雲野などの野も、主の意にてもあらむか、若然

言ずはあるべからず、さて國之常立神の處に言ざるは、既に上に云る故なり、上に云ることを再言たらむは、語拙かるべし、更に云ざれども、時と云は、廣く下まで及ぶ言なれば、おのづからそれと聞ゆることとなり、天之常立神にて其段をばとぢめながら、次成神と云るは、なほ上を承て連く意なるをや、）然れども又ひたぶるに如是くにも定め難き所以あり、其は書紀に、天地之中生一物狀如葦牙、便化爲神、號國常立神、次國狹槌尊、次豐斟渟尊、また一書に、國中生物狀如葦牙之抽出也、因此有化生之神號、可美葦牙彥舅尊、次國常立尊、次國狹槌尊、また一書に、其中生一物如葦牙之初生泥中也、便化爲人、號國常立尊とある、此等に依ときは、此記の趣も、葦牙の如くなる物に因て成坐と云は、國之常立神へも係るにやあらむ、（然るに此神の號に、たゞ次とのみはあらずして、次成神名と、更めて云るは、たゞ天神と段を分てる故のみなり、）若然らば、伊邪那美神まで十二柱、みな葦牙の如くなる物に因て生坐るなり、其故は書紀に、豐斟渟尊も、同く此物に因て成坐とありて、此記も豐雲野神の下に界無く、下へ續ければなり、（獨神成坐云々と云界あれども、此は男女並生神との堺のみなり、若此を堺として、此より下は葦牙の如くなる物に因らずと云はゞ、國常立神も、其上に堺あれば、如葦牙物に因れりと云がたし、）但し如此く定むるときは、國之常立神より、伊邪那美神まで十二柱も、共に天神なるべきに、（彼如葦牙物は、天と成れる物なればなり、）然らざるは疑はし、（若くは同じ一の物に因て生坐ながら、初二柱は、其上方に生坐て、天神なるを、次の十二柱は、其下方に因て生坐る故に、天神に非るか、然れども此段は、正しく天地の分れたる初を語りて、成坐神も二方に分れて、其御名も、

名を、之を署きて、久爾登許多知と申すは非なり、(書紀に之字を署きて書れたるは、彼紀の例として、箇字にせるものにて之は多くは讀附べく書れたり、然るを後世には、古言をば尋むものとも思はず、たゞ文字と理とのさだをのみ旨とするから、如此き讀法も、漫になれるなり、抑神御名などは、殊に謹て、いさゝかも訛なく讀奉るべきわざなるをや、此記に、訓注を加へ、誦聲の上り下りをさへに、懇に示したるを思ふべし、さて又此神を、天之御中主神と一神なりなど云なすなどは、例の牽強なる中にも、殊に甚しきものぞ、其餘此神の御事は、例の漢意以てさま〴〵言痛きことゞもをいひあへる、みな論ふにも足らずなむ、) さて書紀には、國常立尊次國狹槌尊次豐斟渟尊とあり、此記の傳と異なり、(此記には國之狹土神は、後に別段にあり、) さて此國之常立神より、伊邪那美神まで、十二柱の成坐る由緣は如何と云に、先上なる阿斯訶備比古遲天之常立二柱神は、天の始なる葦牙の如くなる物に因て成坐て、天神なり、(其由は既に上に云るが如し、) 次に國之常立より以下の神たちは、彼如浮脂物の中の、(天と成るべき物は、既に萠騰去て、あとにのこり留まりて、) 地と成るべき物に因て成坐るなり、其由は上に引る如く、書紀一書に、又有物若浮膏生於空中、因此化神號國常立尊と見え、天之常立に對て國之常立と申す御名も、地に依れゝばなり、かくて上に如浮脂而多陀用幣琉之時とあるは、廣く伊邪那美神の成坐までに係れる語なれば、國之常立神より次々、皆此物に因て成坐ることおのづから然聞えたり、(然らば如浮脂而云々と云ことをば、國之常立神の處に云べきを、上に云るは如何と云に、かの葦牙の如くなる物も、此物の中より分れて萠騰りつれば、此物を先

に成坐て、彼天神たちとは、凡て等しからず、異に坐故に、其差をたて、、別天神とは申すかとも思はるれど、なほ上の意に決むべし、又師は、別字をコ。ト。ぐ。ニ。と訓れつれどわろし、又ワ。ケ。と訓るもわろし、○舊事紀に、別天八下尊、別高皇產靈尊など云る別、此の別と其意相似たるが如くなれども、別某神と申す御名、古書に例なし、何に據て書るにか、彼紀は眞書ならねば信み難し、）天神は阿麻都迦微と訓べし、文武紀の詔詞に天都神、聖武紀の大御歌に阿麻豆可未、大祓詞に天津神などあるを以證とすべし、猶此餘にも多し、（然るを世に、天神地祇と並べ云ときの天神をのみ、ア。マ。ツ。カ。ミ。と唱て、其餘のをばア。メ。ノ。カ。ミ。と訓は非なり、何れをも皆ア。マ。ツ。カ。ミ。と申すことにて、ア。メ。ノ。カ。ミ。と申せることは古は無し、右に出せる例ども、何れも地祇と並べ云る處には非るぞかし、但此記の例は、凡て阿麻都と云には、津字を加へて書れども、此は古より常に天神と書なれて、ア。マ。ツ。カ。ミ。と唱ふることは、當時誰もよくしれりし故に、津字は加へざるなり、）さて上に於高天原成神とあるは、上件五柱にわたれる言なり、此に如此天神とあるを以知べし、又此に如此ことわれるうへは、此次國之常立神より、七代の神等は、天神とは申さざることをも知べし、猶此事は下（神世七代とある下）に委くいふべし、

次成神名國之常立神。訓常立亦如上 次豐雲上野神。此二柱神亦獨神成坐而。隱身也。

國之常立神、御名義、天之常立に准へて知べし、（常立の字に就て解る説は皆かなはず、）此御

子命の十七條憲法の中の第一條のことなり、)とある、此訓古言なり、さて大和物語に、かむのくだり啓せさせけりなどあり、(此も加美乃久陀理と云古言の遺りたるなるを、カ。ミ。を、カ。ン。と云るは、中昔より音便に頽れたる言なり、書紀欽明巻に上件色人とある、此も加美乃久陀理能と訓べきを、例の頽れたる音便のまゝに訓るなり、凡て中昔よりして、件之云々と云語多し、此みな上件之と云べきを、上を畧き、りを音便にン。と云にて、正しからざる言なり、正しくはク。ダ。り。と云べきなり、)宇治拾遺物語には、ありのくだりの事を申してけりとも云り、(後世にはたゞ行字をのみク。ダ。り。とは訓ことゝ心得めれど、然らず、彼書紀なる初章にて心得べし、某章某段某條などの類、皆ク。ダ。り。と云べし、又諸文書の終に、如件と書も、如上件と云ことなり、)

○別天神、別は許登と訓べし、其由は先書紀の傳々に、多く國之常立神を以て最初の神として、此五柱天神を擧ざるは、たゞ此國土の方に成坐る神をのみ申傳て、天上に成坐るをば、別なる神として、畧きたる物なり、(如何と云に、彼紀本書には、初には高御産巣日神を擧ずして、末に至ては擧たり、若此神無しとして、初に擧ざるならば、末にも擧まじきを、末に擧て初に擧ざるは、畧るに非ずや、)又一書に、先國之常立神などを擧て、次に又曰とて、天上なる神等を擧たるも天上なるをば別なる神とせるなり、(天上なるを先には擧ずして、後にしも擧たるは、別にせる意なり、又曰と云は、一曰と云とは異にして、異説には非ず、同書の内に又別に如此言りといふ意なり、)されば別と云るも其意にして、天上に成坐るをば、別なる神として、分たるものなり、(又天照大御神より以下の神たちをも、天上なるをば天神と申すを、此五柱は天地の初

極、遠鷄跡裳、九に、天雲乃退部乃限、(これらの遠隔退部、今本は訓を誤れり、次に引る歌にて知べし、) 十七に、山河乃曾伎敝乎登保美、十九に、天雲能曾伎敝能伎波美、(敝は方なり、) 又三に、天雲乃曾久敝能極ともあり、又塞を曾許と訓も、境域の極界の地なるを謂ふ、又常世國と云も、(字は借字にて、) 常は底にて、右の意に同じ、(此事は少名毘古那神段、傳十二常世國云々の下に委く云を見べし、) 立は都知と通ひて同じ、その例は、書記に國狹槌尊を、亦曰國狹立尊とある是なり、凡て神名に、某豆知と云多し、其義は野椎神の下 (傳の五) に云を見るべし、然れば此御名は、常立は借字にて、天之底都知なり、(抑天は下より上へ萠騰りて成しかば、阿斯訶備比古遲神は下に生坐れども先なり、其始葦牙の如くなりし時なるが故なり、さて天之常立神は其物の漸に騰て、騰り極れるところに生坐けむ故に、上に成坐れども後なり、されば此二柱神の成坐る次第、おのづから如此くなるべきものぞ、然るを書紀には、此次第の反さまなるは、上に成坐るを以て先に擧げ、下に成坐るを後に擧たる傳へなるべし、) 〇註に、訓常云登許とは、若誤りて都泥なども讀むことを思ひてなり、此は借字なれども、古より書なれたる字を、其隨に用ひたる故に、かゝる訓註あるなり、(借字に訓を注したることは、神武段に土蜘蛛を土雲と作るなどに其例あり、) 〇此二柱神亦云々、舊印本又一本に、神の下に足字あるは衍なり、今は延佳本又一本などに無きに從ひつ、(元々集に引るにも無し、師は是字を誤れるならむと云れしかど、上に此とあれば、又是と云べくもあらず、又上の例に依に、もしは並字を誤れるかとも思へど、然にも非じ、) 〇上件は加美能久陀理と訓べし、書紀推古卷に初章 (聖德皇

七に佐夜麻太乃乎治、）などの遲も是なり、さて比古遲袁遲など云ときは濁れども、本は淸言にて、明宮段の國栖人の歌に、麻呂賀知とある知、又父の知なども是なり、さて又八千矛神をも火遠理命をも、比古遲と申せる事あり、彼處（傳十一の須勢理毘賣命の下）に云べし、さて此神は、葦牙の如くなる物に因て成坐る故に、如此御名つけ奉れるなり、（此御名の讀ざま、宇麻志と讀て、阿斯訶備比古遲を一に引連けて、葦牙之比古遲といふ意ばへに讀べきなり、）○天之常立神、姓氏錄（伊勢朝臣條）に神底立尊とあり、又國之常立神を書紀一書に、國底立尊とあり、かゝれば御名義登許は曾許と通ひて同じ、（今世にも、底を登許と云ことあり、）さて底とは下の極を云ば、國之底とは云べけれど、天之底と云むことはいかゞ、と思ふ人あるべけれども、凡て底とは、上にまれ下にまれ横にまれ、至り極まる處を、何方にても云り、萬葉十五に、安米都知乃曾許比能宇良爾（宇良は內といふに同じ、）とあるを以て、天にも云べきことを知べし、（紫式部日記に、そこひも知らず淸らなると云るも、限もなくと云に同じ、源氏物語などにも此詞あり、）又六（藤原宇合卿、西海道節度使に罷らるゝときの、高橋連蟲萬呂の長歌）に、筑紫爾至、山乃曾伎、野之衣寸見世常、伴部乎班遣之、とある曾伎も極みを云て同じことなり、（細く云ときは、曾伎は曾久を體言に云るにて、曾久とは離放る意なり、離居遠ぞく退などの曾久なり、かくて其を體言に曾伎と云は、曾伎たる處を云言なり、又曾許と云ときは、許は彼處此處などの處にて、曾伎處の意なり、故曾伎と意は全同じきなり、さて曾伎も曾許も離放れる處を云て、おのづから其離放りたる至極の處の稱にも、通はしいふなり、）又四に、天雲乃、遠隔乃

因て生坐る神は、次なる二柱なるべし、其故は、上に引る如く書紀一書に、有物若葦牙生於空中、因此化神號天常立尊、次可美葦牙彦舅尊、又有物云々と見えて、國常立尊の生坐るは別なり、又此記の趣も、此二柱以上を天神として、段を結め、(若國之常立神などをも此如葦牙物に因て成坐とせば、此物は天なれば、彼神等も共に天神たるべきに、然らずして、天神は天之常立神までなればなり、) 天之常立國之常立と申す御名も、天と地とに分れたればなり、如葦牙物は、天の始にこそあれ、地の始には非れば、國之常立神は、此物に因ては成坐まじきものなり、) しかれども又、ひたぶるには如此くにも定め難きことありて、伊邪那美神までも、并共に此如葦牙物に因て生坐るかとも思はるゝなり、其所以は國之常立神の下に云べし、○宇麻志阿斯訶備比古遲神、書紀に、可美葦牙彦舅尊、可美此云于麻時、彦舅此云比古尼とあり、宇麻志は美稱なり、(阿斯訶備のみに屬たる稱にはあらず、惣てへかゝれり、) 其は心にも目にも耳にも口にも美きをば、皆讃て云言にして、(今世にはたゞ、物の味の口に美きをのみいへど、古は然のみならず、) 書紀に、可怜小汀、(可怜此云于麻師、) 可怜御路、可怜國などもあり、人美稱には、白檮原宮段に宇摩志麻遲命、堺原宮段に味師内宿禰、書紀、崇神卷に甘美韓日狹など云あり、(萬葉三に見えたる吉野人味稻と云を、懷風藻には美稻と作り、宇麻志てふ言には、美字よく當れり、) 阿斯訶備は、上の葦牙の下に云るが如し、比古は男を稱美て云稱、(比は產巢日の日と同意、古は子なり、) 遲は男を尊みて云稱なり、老人を云も、尊むより出たるなるべし、意富斗能地神、書紀の鹽土老翁、(老翁此云鳥膩とあり、) 皇極紀の歌に歌麻之々能鳥膩、萬葉十一に山田守翁、十

賜へる者にして、いと〳〵さかしだちうるさし、かゝる類の漢籍の說は、みな後人の臆度の妄說にして、古傳に背けること、初卷に委く論へるがごとし、ゆめ〳〵惑ふことなかれ、）さてかく浮脂の如くなる物の生初めしも、其が分れて天地と成れるも又此次々の神等の成坐るも、悉に皆二柱の產巢日大神の產靈によらずと云ことなし、書紀顯宗卷に、三年春二月、阿閉臣事代使于任那、月神謂人曰、我神高皇產靈、有預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻、我當福慶、事代由是還京具奏、奉以歌荒巢田、（歌荒巢田在山背國葛野郡、）壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠云々、夏四月、日神着人謂阿閉臣事代曰、以磐余田獻我祖高皇產靈、事代便奏、依神乞獻田四十町、對馬下縣直侍祠、とあるを思ふべし、（預鎔造とは、伊邪那岐伊邪那美大神の、國土を生成たまへる事あるに因て、預とは云るなり、さて此時の由緣と見えて、山城國葛野郡に、葛野坐月讀神社、名神大、月次新嘗、木島坐天照御魂神社、名神大、月次相嘗新嘗、大和國十市郡に、目原坐高御魂神社二座、並大、月次新嘗、磐余は十市郡なり、對馬下縣郡に、高御魂神社、名神大、阿麻氐留神社など、式に見えたり、抑如此後世まで、其處々に重く祭祠り給ふを以て、彼神著の詔言の、おほろけならざりしほどをも、產巢日神の御功の大きなるほどをも、思ひはかるべし、故今此事を委く擧つ、）○因は、從と云と同意にて、此萌騰る物より生出坐すなり、（されば此物の即神となるには非ず、書紀に狀如葦牙、便化爲神とあるは、いさゝか傳の異なるなり、○此因字は、如字の上にある意なり、されど此記はさることにかゝはらず、たゞ讀に便よき處に字をば置り、漢文に目なれたる人、勿あやしみそ、）○成神、此如葦牙物に

て殊に著明く聞えたり、或人問けらく、此一書はまことに天と地との初分明しきを、彼浮脂の如くなる物一を以て、天地の初とするは、いさゝか疑はし、もし彼物天地の初を兼有たらむには首に天地稚などこそあるべきに、天をば云ずして、たゞ國稚とあれば、彼物はたゞ地になるべき物にして、天になる葦牙の如くなる物は、此一書の如く、本より別に生しにやあらむ、いかが、答、此疑ひ一わたりはさることなれども、上に引る如く、書紀の傳どもにも、多くは葦牙の如くなる物は、浮脂の如くなる物の中より生ると見え、此記もさだかに然は云ざれども、彼物の中より萠上りたるさまに聞ゆれば、なほ初には、天になるべき物をも、共に浮脂の如くなる物の中に包有りしなり、然るに天をば云ずして、たゞ國稚と云るは、凡て何事も、此國土にして語り傳へたるものなれば、國を主として云るなり、書紀の傳々に、初天神五柱をば畧きて、唯國之常立神よりを始としたるも、此意ばへにて、國土を主としたるなり、又天となる物は上り去て、たゞ地となるべき物のみ、本のまゝにのこり留まりて、地と成れる、後より見れば、上へ去ぬる物は客の如くにて、のこりとゞまれる物ぞ主の如くなれば、其初よりを專地の方に取て、國と云むことさもあるべし、故彼一書に、本より二方に分云るにも、如浮膏物をば、地の方に取れるぞかし、)然るを此ぞ天の初め、此ぞ地の初めなど、きはやかにさかしくは言ずして、只其時神の成坐る由縁につけて、如此なだらかに語り傳へたるは、まことにのどやかなる上代の傳説にて、いとも〳〵貴くなむありける、(然るを書紀の首に、古天地未剖、陰陽不分云云、淸陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地云々、天先成而地後定とあるは、漢籍の文を取て、かざりに書加へ

萠騰りしぞと云に、彼虛空中に漂蕩へる浮脂の如くなる物の中より出たるなり、彼書紀一書に一物在於虛中、狀貌難言、其中自有化生之神云々、(其中とあるを思ふべし、)一書に、于時國中生物、狀如葦牙之抽出也、因此有化生之神、號可美葦牙彥舅尊云々、(國中とは、すなはち猶浮膏而漂蕩と云物の中なり、)一書に、譬猶海上浮雲無所根係、其中生一物、如葦牙之初生埿中也、などあるを以知べし、さて此は天の始にて如此萠騰りて終に天とは成れるなり、(是に就て思ふに、阿米てふ名は、葦萠の切まりたるにて、斯の省かりたるにやあらむ、葦はたゞ譬に云る物なれども成坐る神の御名にも負たまへればなり、又吾友橫井千秋云く、阿米とは、靑所見の哀を省き、美延を約めたるならむか、其は此國土よりは、たゞ蒼々と見ゆる、其隨を以て名けたるなるべし、古より此間にも他國にも、天をば蒼き物に云ること多し、又阿哀と云色の名も、本天より出たるにやあらむと云り、此考も然ることなり、)抑彼浮脂の如くなる物は、天と地と未分れずして、たゞ先一沌に成れるにて、其中に天となるべき物は、今萠騰りて天となり、地となるべき物は、遺り留りて、後に地となれるなれば、(地の成るは、女男大神の段なり、)是正しく天地の分れたるなり、書紀一書に、有物若葦牙生於空中、因此化神、號國常立尊、次可美葦牙彥舅尊、又有物若浮膏生於空中、因此化神、號天常立尊〆ある、此に葦牙の如くなる物に因て成坐る神は天常立、浮膏の如くなる物に因て成坐る神は國常立と申すを以て、天地と分れたることを知べし、(但し此には浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れるさまに云るは、いさゝか異なる傳なり、されど天と地との分れたることは、此傳に

に違へり、又問、然らば其未分れざりしほど、天となるべき物は何物なりしぞ、答、天になるべき物は如何なる物なりけむ、傳說なければ知がたし、又問、地となるべき物は何物なりしぞ、答、潮に涅の滓りて濁れる物なりき、此は下に女男大神指下沼矛以畫者、鹽許々袁々呂々邇云々と見え、書紀にも、以天之瓊矛指下而探之、是獲滄溟、とあるを以て知べし、猶委き事は彼御段に云べし、）○註に、以音とあるは、其字の意をば取らず、唯音のみを借用るをいふ、即假字なり、以は用の意なり、母知布と訓べし、記中なる皆同じ、○如葦牙、葦は、和名抄に、蘆葦、兼名苑云、葭一名葦、爾雅注云、一名蘆、和名阿之と見ゆ、葦牙は阿斯訶備と訓べし、（書紀にも然訓り、但し備を淸て伊の如く讀はわろし、又訶を濁るもわろし、成坐る神御名の訶備にて淸濁炳焉し、）葦のかつ〴〵生初たるを云名なり、牙字は芽と通へり、和名抄に、玉篇云、蘆菼也、菼蘆之初生也、和名阿之豆乃とある、（葦の初生るを角具牟と云故に、葦角とも云なり、）是葦牙なり、さて如とは、此は其物の形の葦牙に似たるなり、只萌騰るさまの似たるのみには非ず、（故書紀にも、形如葦牙、とも、有物若葦牙とも、あり、彼浮脂の、唯に漂蕩へる狀のみを譬へたるとは、いさゝか異なり、）此に因て成坐る神の御名にしも負せ奉しを以て、其いとよく似たりけむほどを知べし、○萌騰之物は、母延阿賀流母能と訓べし、（之字讀べからず）萬葉十（八丁）に、春楊者目生來鳴、又此河楊波毛延爾家留可聞などよめり、（木草の莖又葉のはつかに出初たるを、芽と云も、母延の約まりたる名なるべし、又米具牟も、母延具牟なるべし、）阿賀流てふ言は、書紀神武卷に、一柱騰宮、此云阿斯毘苔徒鞅餓離能宮などあり、物は天と成べき物なり、さて此物は、何處より

引るごとく書紀に、虚中とも空中ともあるを見て知べし、(然るを如浮脂といひ、久羅下那洲などもあるに就て、此物海上に漂へりと心得むは、いたく非なり、此は未天地成らざる時にて、海も無ければ、たゞ虚空に漂へるなり、かくて海になるべき物も、此漂へる物の中に具れるぞかし。)書紀に、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也云々、一書曰、天地初判、一物在於虚中、狀貌難言云々、一書曰、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩云々、一書曰、天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係云々とある、此等と引合せて、其時の形狀をこまかに辨へ知べし、(開闢之初、また天地初判などあるは、此記の首に、天地初發之時とあると同じくて、先たゞ大らかに、此世の初と云出たるものなり、天地未生之時と云るは、いさゝかくはしく云るなり、さて洲壤云々は、此記の國稚にあたり猶游魚云々、また狀貌難言、また猶海上浮雲云々などは、如浮脂と云にあたれり、されば傳々各いさゝか異なるが如くなれども、よく考ふれば、其形狀は皆同じことなり。)さて此浮脂の如く漂蕩へりし物は、何物ぞと云に、是即天地に成るべき物にして、其天に成べき物と、地に成べき物と、未分れず、一に淆りて沌かれたるなり、書紀一書に、天地混成之時とある是なり、(混とは、未分れずして、淆りて一沌なることにて、即此浮脂の如くなる物の、始めて生出たるを、混成とは云るなり、或人問けらく、天に成べき物と云こと心得ず、天は實形なければ、其初より物あるべくもあらず、いかゞ、答ふ、天は即高天原なれば、實形あること云もさらなり、仰き望て見えざるは、たゞ遠き故に、眼の力の及ばざるにこそあれ、然るを天はたゞ氣のみと云ひ、或は理のうへを以て云などは、みな外國のおしはかりの説にして、甚く古傳の趣

枕詞なり、(こは如浮脂物の漂蕩へる狀を譬へて云る言には非ず、其は既に如浮脂と云へればなり、若如浮脂物とあらば、浮脂は其形を譬へ、久羅下は其漂蕩へるさまを譬へたりとも云べけれど、然る文のさまにはあらず、)久羅下は、和名抄に、崔禹錫食經云、海月一名水母、貌似月在海中、故以名之、和名久良介とあり、此物海中を漂蕩ひ行く物にて、其形晝晴たる天に月の白く見ゆるに甚よく似て、信に海月と名けつべきさましたる物なりとぞ、那洲は如くと云意にて、吾徒稻掛大平が、似すなるべしと云る、さもあるべし、(那と爾とは通音なるうへに、那須を能須とも云ふ例あると、和名抄備中の鄕名に、近似知加乃里と見え、又似を漢籍にてノレリと訓など、を合せて思へば、似すを那須と云つべきものぞ、)此辭、倭建命の御言に、吾足成當藝斯形と詔ひ、輕太子の御歌に、加賀美那須阿賀母布都麻と見え、萬葉には三(五十九丁)に、五月蠅成騷舍人、五(三十八丁)に、五月蠅奈周佐和久兒等、二(三十五丁)に、鶉成伊波比廻、三(五十四丁)に、哭兒成慕來座而などあり、猶多し、又歌ならぬたゞの詞に、枕詞を置る例は、書紀神代卷に、眞髮觸奇稻田媛、神功卷に、幡荻穗出吾也、又天疎向津媛命、履中卷に、鳥往來羽田之汝妹、三代實錄に、薦枕高御產巢日神など、古は多かり、〇多陀用幣琉は、書紀に漂蕩とある、此字の如し、(書紀には久羅下那洲と云ことを畧かれたり、是にても枕詞なることを知べし、私記に、此漂蕩二字を、クラゲナスタヾヨヘりと訓べき由のさだあり、上宮記大倭本紀など云古書にも、此クラゲナスと云言ありと云り、)萬葉にも此字を書り、琉下なる之字讀べからず、(よむはひがことなり、)さて此物の如此漂ひたるは、如何なる處にかと云に、虛空中なり、次に

れしが如し、又之を省きて、イ。シ。ト。キ。と云ても、なほ協はず、若うひしてふ意ならば、國イ。シ。ク。地
イ。シ。キ。時とぞ訓べき、されど此言他に見えず、又書紀にても、稚字は和訶と云にのみ用ひて、異
訓は此外に見えず、かにかくに彼訓はおほつかなくなむ、）和訶志とは、凡て物の未成りと、
のはざるを云て、書紀などに幼字をも訓み、中昔の物語書などにも、人の幼稚きを云ること多
く、萬葉に三日月を若月とも書き、（月の形のいまだ滿と、のはざる意を以て、若てふ字をば
書るなり、）推古紀には肝稚と云ことも見えたり、（又物の壯に美麗き方に云こともあり、美
稱に若某と云類なり、此は未成と、のはぬを云とは、甚く異なる如くなれども、本は一意なり、）
さて國土は、伊邪那岐伊邪那美大神の始めて生成賜へれば、此時には未然物は無きを。如此言
るは、成れる後の名を假て、其始の狀を談れるなり、○浮脂は宇伎阿夫良と訓べし、浮雲浮草な
ど云類の稱にて、物の脂の水に浮べるを、古に如此稱しなり、（ウ。カ。ベ。ル。ア。ブ。ラ。と訓るはわろ
し、）脂は、和名抄に、（形躰部、肌肉類）脂膏和名阿布良、また（燈火具に）油、四聲字苑云、油迮
麻取脂也、和名阿布良とあり、さて脂に譬へたる例は、朝倉宮段に、大御盞に槻の葉の落浮べる
を、三重婇が歌に、宇伎志阿夫良とよめり、（御盞なる御酒のうへに、木葉の浮べりけむ形狀を
以て、今此の狀を思ひ合すべし、）抑此段は、天地の成る初發を云るにて、先其初に、此物の一叢
生出たるなり、（此を如浮脂と譬へたるは、たゞ其漂蕩へるありさまの似たるなり、其物を脂
の如くなる物と謂には非ず、書紀の傳には、魚にも雲にも譬へたるにて知べし、一書には、其狀
貌難言ともある如く、正しき其物の形は、言がたきなるべし、）○久羅下那洲は、多陀用幣琉の

り、天は虚空をいふにあらず、なほ天と虚空とは別なること、傳十七の綿津見宮の段虚空津日高の下にいへり、）於高天原成としも云るは、後に天地成ては、其成坐りし處、高天原になりて、後まで其高天原に坐々神なるがゆゑなり、（元來高天原ありて、其處に成坐と云にはあらず、）書紀一書曰、天地初判、始有倶生之神、云々、又曰、高天原所生神名、曰天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊、

次國稚如浮脂而。久羅下那洲多陀用幣琉之時。（琉字以上十字以音）**如葦芽因萠騰之物而成神名。宇麻志阿斯訶備比古遲神。**（此神名以音）**次天之常立神。**（訓常云登許、訓立云多知）**此二柱神亦獨神成坐而。隱身也。**

上件五柱神者別天神。

次は、下の成神へ係れり、（國稚云々へ係て云には非ず、）次成神名國之常立神などあると同じ、其餘も前後みな次某神とある例なるを、此は其成坐る由縁より云故に、文の隔れるなり、〇國稚、稚は和訶久と訓べし、（書紀に、和訶にみな此字を用ひられたり、但し此記には、凡て和訶には、若字を用ひて、稚を書る例なければ、此は和訶久には非じかとも思へど、他に訓べき言を未思ひ得ず、書紀一書に、國稚地稚之時とあるをば、クニイシツチイシノトキと訓るを、忌部正通口決に、宇比志なりと解たり、宇比を切むれば伊となれば、然もあるべし、されどイシノトキと云ては、言の連きざま協はず、凡てかゝる用言より之とつゞくことは古へ無しと、師の云

樹の並たるを見れば、家人の我を見送るとて立りしが如し、と云ことなり、）とあり、（私記に蓋古以貴人喩於木、故爲一柱一木矣、以賤人喩於草、故謂青人草也、といへる、此說はわろし、）○並は美那と訓べし、（字書に、皆也とも、偕也とも、併也とも、比也とも注せり、是を那良毘爾と訓は、古の語ざまにあらず、）○獨神とは、次々の女男耦て成坐る神たちと別ちて、唯一柱づゝ成坐て、配坐神無きを申すなり、並兄弟のなき子を、獨子と云が如し、（神の下に登てふ辭を添て讀はわろし、）○隱身也とは、御身の隱りて、所見顯れ給はぬを云なり、（御形體の無きを如此言と心得るは、後世のなまさかしらなり、少名毘古那神の事を、神產巢日命の、自我手俣久伎斯子也、と詔へるを思ふべし、御身無くて、御手はあるべきかは、此手俣のこと、世人の心には、如何思ふらむ、凡て神代の故事を、假の寓言の如く見るは、例の漢意の癖にして、甚く古の傳への意に背けり、）○上件三柱神は、如何なる理ありて、何の產靈によりて成坐りと云こと、其傳無ければ知がたし、然るは甚も甚も奇しく靈しく妙なることわりによりてぞ成坐けむ、されど其はさらに心も詞も及ぶべきならねば、固り傳のなきぞ諾なりける、（凡て古の傳なき事を、己が心以て其理を考へて、おしあてに說くは、外國のならひにて、いと妄なるわざなり、）又此神たちは、天地よりも先だちて成坐つれば、天地の成ることは、此次にあれば、此神たちの成坐るは、其より前なること知べし、）たゞ虛空中にぞ成坐しけむを、（書紀一書に、天地初判、一物在於虛中、又一書に、天地初判、有物若葦牙生於空中、などあるを以て准へ知べし、いまだ天も地も無き以前は、いづくも〳〵みなむなしき大虛空なりき、○虛空を即天とするは、漢籍のさだな

記に、久世郡水渡社、名天照高彌牟須比命、和多都彌豐玉比賣命、(神名式に水度神社三座とあり。)三代實錄(十二)に、大和國神皇産靈神など見えたり。〇三柱、凡て古は、神をも人をも數へては、幾柱と云り。神は本よりのことにて、皇子等などをも然云る。記中常のことなりや、後には、三代實錄(十一)清和天皇の大命に、太政大臣一柱と詔ひ、うつぼの物語(藤原君巻)に、大將なる人の女等の事を云に、今一柱はと云り。皆貴人のうへの[illegible]となり、(書紀に、佛像一軀二軀などあるをも、一はしら二はしらと訓り。おちくぼの物語にも、佛一はしら、佛九はしらなどあり。又文粹前中書王の文に、白檀觀世音菩薩一柱とあり。漢文にはめづらし。さて又稱德紀の宣命には、二所乃天皇とあり。中昔の哥物語などにも、貴人をばみな幾所と云り。今世の俗言に、御一方御二方と云が如し。)さてかく柱としも云所以は、詳ならねど、まつ上代には、宮造ることを云に、底津石根に宮柱布刀斯理と稱へ、或は柱は高太くなどもいひ、大殿祭詞などにも、柱の事をのみ旨といひ、又書紀の袁祁御子の室壽の御詞にも、築立柱者此家長御心鎭也と先詔ひ、其外神代の始に、女男大神天之御柱を行廻り坐しを始て、柱を云ることゝ多く、後には神宮に心御柱など云こともあり。かくて其柱は、あまた並立る物なるが故に、もと皇子たちなどを、數多立並坐を賀て、幾柱と譬へ申せるにやあらむ。賀譬へし例は、萬葉二(卅丁)に、眞木柱太心者と、大にして不動心をたとへ、二十(二十一丁)に、麻氣波之良、賓米豆豆久禮留等乃能其等、己麻勢波々刀自於米加波利勢受などあり。又あまた立並ぶを木に譬へたるは、同廿(二十八丁)に、麻都能氣乃奈美多流美禮婆、伊波妣等乃和例乎美於久流等、多々理之母巳呂(松

ばさしもさだせざるは、たゞ書紀をのみ據として、此記などをよくも見ず、ことの意を深く考へざる失なり、上代より此神をこそ、朝廷にも殊に崇祠り給へ、彼國常立神は、ことに祭り給ひし事も聞えず、諸國の神社どもの中にも、をさ〳〵見えたまへることなきをや。）さて此大御神は、如此二柱坐を、記中に其御事を記せるには、二柱並出給へる處はなくして、或時は高御産巣日神、或時は神産巣日御祖命、とかた〴〵一柱のみ出給へる、其御名は異れども、唯同神の如聞えたり、抑かく二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差の髣髴しきは、いと深き所以あることにぞあるべき、さて古語拾遺などには、高御産巣日神を神魯伎命、神産巣日神を神魯美命とせり、又和名抄には、産靈と標て、无須比乃加美とあり、（或書に此二柱の産巣日神を、天之御中主神の御子とするは、例のおしあての漫言なり、）書紀神武御卷に、天皇大御身づから顯齋して、高皇産靈尊を祭り賜ひ、又鳥見山中に祭庭を構て、皇祖天神を祭り賜ひしこと見えたり、神名帳に、神祇官坐御巫祭神八座（並大、月次新嘗、）の首に、神産日神高御産日神とあり、此八座の神等を祭給ふことは、神倭伊波禮毘古天皇の御世より始まりつる事、古語拾遺に見ゆ、此餘にも此神を祭れる社は、神名帳に、山城國乙訓郡羽束師坐高御産日神社、（大月次新嘗、）大和國添上郡宇奈太理坐高御魂神社、（大、月次相嘗新嘗、持統紀に、新羅調を奉りたまへる五社の中に、菟名足とあるは、此社なり、又三代實錄に、法華寺薦枕高御産栖日神とありて、正三位また從二位を授奉りたまひしも、此社なり、）十市郡目原坐高御魂神社二座、（並大、月次新嘗、）對馬下縣郡高御魂神社、（名神大、書紀顯宗卷十五葉考合すべし、）山城國風土

も事業も成るはみな此神の産靈の御德なることを考へ知べし、凡て世間にある事の趣は、神代にありし跡を以て考へ知べきなり、古より今に至るまで、世中の善惡き、移りもて來しさまなどを驗むるに、みな神代の趣に違へることなし、今ゆくさき萬代までも、思ひはかりつべし、さて又右に擧たる事どもを、なほよく考るに、天照大御神に此神相並坐て大御詔仰せて、事ども成り、大穴牟遲命に少名毘古那神相並坐て、國成り、忍穗耳命に豊秋津師日女命相配坐て、御孫命生坐り、是ら何れも相並坐神有て、此神の産靈の御功の成れることの同じさまなるも、深き理あることとなるべし、又書紀に、此神の御兒千五百座ありつとある、千五百は、たゞ數の限りなく多きをいふ例なれば、あらゆる神たちを、みな此神の御兒なりといはむも違はず、神も人もみな此神の産靈より生出ればなり、拾遺集の歌に、君見ればむすぶの神ぞ恨しきつれなき人を何造りけむとよめるは、そのころまではなほ、世人も古意をよく知れりしなり、狹衣物語に、いとかくしも造りおききこえさせけむむすぶの神さへ恨めしければといへるは、彼拾遺集歌に依ていへるなり、）されば世に神はしも多に坐ども、此神は殊に尊く坐々て、産靈の御德申すも更なれば、有が中にも仰ぎ奉るべく、崇き奉るべき神になむ坐ける、（然るを書紀の初に、此神をしも擧られざるは、甚く事足はぬさまなり、一書は一書にて、本書とは別ことなるに、本書には、末に至てゆくりなく出給へるも、いかにぞやきこゆ、此神は、餘神のつらに然ゆくりなく擧奉るべき神には坐ねば、必此記の如く、初に擧奉りおかるべきことなりかし、又代々の物知人たちも、たゞ國常立神をのみ、上なき神のごと、言痛まで言擧て、此産巣日神の御德を

の大御哥に、子産を古牟とよませたまへり、さて又産巣を生の意とはせずして、産を生の意とし巣日を連けて見べきかと思ふ由も、あり、其考は七之卷誓約の段に出せり、）日は、書紀に産靈と書れたる、靈字よく當れり、凡て物の靈異なるを比と云、（久志毘の毘も是なり、）高天原に坐々天照大御神を、此地より瞻望奉りて、日と申すも、天地間に比類もなく、最靈異に坐が故の御名なり、比古比賣などの比も、靈異なるよしの美稱なり、又禍津日直毘などの毘も此意なり、されば産靈とは、凡て物を生成すことの靈異なる神靈を申すなり、（さきに此毘を、神佐備荒備などの備と同くて、夫流とも活用て、米久と云に似たり、されば牟須毘とは、生むとする狀を云なり、と思へりしは非ず、彼夫流と活用く備とは異なり、故假字も彼は備を書き、此は皆毘を書り、）此外に、火産靈、和久産巣日、玉留産日、生産日、足産日、角凝魂など申す御名もあり、牟須毘の意皆同じ、さて世間に有とあることは、此天地を始めて、萬の物も事業も悉に皆、此二柱の産巣日大御神の産靈に資て成出るものなり、（いで其事の、顯れて物に見えたる跡を以て、一つ二ついはゞ、まづ伊邪那岐神伊邪那美神の、國土萬物をも、神等をも生成賜へる其初は、天神の詔命に由れる、其天神と申すは、此に見えたる五柱の神たちなり、又天照大御神の、天石屋に刺隱坐し時も、御孫命の天降坐むとするによりて、此國平つべき神を遣す時も、其事思慮給ひし思金神は、此神の御子なり、又此國を造固め給ひし少名毘古那神も、此神の御子なり、又忍穗耳命の御合坐て、御孫命を生奉給ひし豐秋津師比賣命も、此神の御女なり、又此國の荒ぶる神等を言向しも、御孫命の天降坐しも、皆此神の詔命に由れり、大かた是らを以て、世に諸の物類

がふること勿れ、)○高御產巣日神、神產巣日神、高御產巣日神は、書紀に、高皇產靈尊、皇產靈此云美武須毘、古語拾遺に、古語多賀美武須比、新撰姓氏錄に、高彌牟須比命、などあるを以て訓を知べし、(タカンムスビなど唱るは、音便に頽れたる後世の訛りなり、)御名義、高は美稱なるべし、別御名をも高木神と申せり、(下に見ゆ、)御も美稱なり、神產巣日神は、書紀には神皇產靈尊とありて、皇てふ一言多し、まことに高御產巣日と並びたる御名なれば、此も必神御とあるべきことなり、然るに延喜式出雲國造神賀詞にも高御魂神魂命、また祈年祭詞にも神魂高御魂、また御巫祭神八座の中なるも、神產日神高御產日神(三代實錄二卷に出たるも是に同じ、)とある、此等に此二柱を並擧たるに、何れも神魂の方には御字無し、姓氏錄にはあまた處に出たる中に、神御魂ともあれども、多くは神魂とあり、故考るに、凡て古言に同音の二つ重なるをば約めて一つに云例此彼とあれば、(倭迹々日てふ皇女の御名を、夜麻登々ともあり、又旅人を多毘登とある類なり、)これも神御と美の重なる故に、多く約めて申しならへるなり、されば神の微に御は具れり、神字迦微と訓べし、(迦微美を切めても、迦牟美を切めても、共に迦微となればなり、迦牟と訓ては、御てふ言具らず、但し書紀などの如く、神皇とあるは、神を迦牟と訓べきなり、又神皇御ともに、二字を迦微と訓も可けむ、)御名義、神御は高御と並びたる稱辭なり、產巣日は、字は皆借字にて、產巣は生なり、其は男子女子、又苦の牟須(萬葉に草武佐受などもあり、)など云牟須にて、物の成出るを云、(されば產字は正字と見ても可し、書紀にも產靈と書れ、又產日とも書ることあれば也、さて牟に此字を書は、宇牟てふ言なり、仁德天皇

世に此四の讀を相誤ることある故に、(阿米能迦具夜麻を誤て、阿麻能迦久夜麻と云類なり、)かゝる註あり、その例、阿米能と訓べきをば註さず、阿米某と直に連けて、之と訓まじきをば、訓天如天と註し、阿麻能と訓べきをば、此所の如く註せり、(阿麻某と訓べき註は見えず、其はたまゝ記中に然註すべき處はなきにやあらむ、)さて阿麻は、高天とつゞく時は、高の加に阿韻ある故に、おのづから多加麻と讀る、なり、(或人これを疑ひて、常の如く多加麻と訓べくば、云麻とこそ註すべきに、云阿麻とあるは、多加阿麻乃原と訓べきためならむかと云るは、中々にわろし、高天とつゞけては、麻となれども、註は天一字を離していふゆゑに阿麻なり、其例は下に、八咫鏡の註に、訓咫云阿多とあれども、なほ夜多と訓これなり、是も八に阿の韻ありて、此と同じければなり、)高下とは、天之御中主の天字もある故に、分て云るなり、下效此とは、高天原とあるをば、何處にても如此訓めとなり、○次都藝は、都具といふ用語の、體語になれるなり、(凡て言に體用の別あり、體とは動かぬをいふ、用とは活くを云、其體語に、本より體なると用の體になれるとあり、いと上代には、用語多くて、體語すくなかりしを世々に人の言語の多くなりもてゆくまゝに、用語の分れて、體語にもなれるがいと多きなり、)都具は都豆久と、もと同言なれば、都藝も都豆伎と云に同じ、さて其に縱横の別あり、縱は、假令ば父の後を子の嗣たぐひなり、横は、兄の次に弟の生る、類なり、記中に次とあるは、皆此横の意なり。されば今此なるを始めて、下に次妹伊邪那美神とある次まで、皆同時にして、指續き次第に成坐ること、兄弟の次序の如し、(父子の次第の如く、前神の御世過て、次に後神とつゞくには非ず、おもひま

切れるなり、(宇斯を主人と書ることも見えたり、書紀に、繼體天皇の大御父彦主人王、又續紀に、阿倍朝臣御主人など是なり、これら今は訓をあやまれり、) 故古に宇斯は、必某之宇斯と之を加へたるに云奴斯は某主ど直に連て、之を加へぬに云り、飽咋之宇斯能神、大背飯之三熊之大人、大國主神、大物主神、事代主神、經津主神などの如し、又書紀に、齋主神號齋之大人と見え、(此は齋主神と云は、其神號、齋之大人と云は、其時祭につきての職號の如くなるものなるを、其の職號を即其神名として、齋主神と云なり、然れば職號は前にて、神號となれるは後なるを、此文はなほ後より云る故に、本末まぎらはしく聞ゆめり、) 又丹波美知能宇斯王を、書紀には道主王とある、是らを以知べし、(奴斯にも之を添て某之主といひ、又たゞ主とばかり首に云などは、みな後のことなり、萬葉十八天平勝寶元年の歌に、たゞ奴之とあり、そのころよりぞさる言もありけむ、又主字を宇斯にあてずして、奴斯にあてたるは、能宇斯と云よりも、約めて奴斯と云し言の、古より多かりし故なるべし、されど本を正していはゞ、主字ばかりは宇斯と訓べきことわりなり、) さて宇斯波久と云も、其處の主として、領居ることなり、(宇斯波久の事は、傳十四に委いふ、) されば此神は、天眞中に坐々て、世中の宇斯たる神と申す意の御名なるべし、(或は此神を、人臣の祖なりと云ひ、或は國常立尊の配合にて皇后なりなど云は、心にまかせたる妄說なり、大方近きころは、かゝる邪說いと多し、ゆめ惑はさるゝこと勿れ、) ○註に、訓高下天云阿麻、下效此とは、高天原を多加麻能波良と訓べきことを示したるなり、凡て天某とあるに、四の訓あり、一には阿米能某、二には阿麻能某、三には阿米某、四には阿麻某なり、然るを

道と云ことにこそあれ、其道のさまを迦微と云ことはなし、もし迦微なる道といはゞ、漢國の意の如くなるべけれど、其もなほ直に其道をさして云にこそなれ、其さまを云にはならず、書紀に神劍神龜などある神字も、漢文の意に其德をさして云るにて、あやしきたち、あやしきかめと云ことなれば、迦微とは訓べからず、もしカ。ミ。ダ。チ。カ。ミ。ガ。メ。などよむときは、たゞに劍をさし龜をさして、迦微と名くるになるなり、凡て皇國言の意と漢字の義と、全くは合がたきも多かるを、かたへに合ざる處あるをも、大方の合へるを取て、當たるものなれば、その合ざる所のあることを、よく心得分べきなり、又漢籍に、陰陽不測之謂神、あるは氣之伸者爲神、屈者爲鬼など云るたぐひを以て、迦微を思ふべからず、かくさまにさかしだちて物を說くは、かの國人の癖なりかし、）名と云言のよしは、遠飛鳥宮段の、氏々名々とある下に云べし、（傳卅九）○天之御中主神、御中は眞中と云むが如し、凡て眞と御とは本通ふ辭なるを、やゝ後には分て、御は尊む方、（御字を書も此意なり、但し此字は漢國にては、王のうへに限りて云を、此方にて美といふは、天皇の御うへに限らず、凡人にも何にもいふ辭なり、）眞は美稱ると、甚しく云と、全きことゝに用ふ、されど古への言の遺れるはなほ通はして、眞熊野とも三熊野とも云る類多く、又眞と云べきを御と云るも、御空御雪御路など多かり、御中も此類なり、天のみならず、國之御中里之御中なども萬葉歌にあり、（俗言にマ。ン。中といふも、眞中なり、凡て眞をなほ甚しく云ときマ。ン。と撥ね又マ。ッ。とつむるは、俗言のつねなり、）又毛那加と云も眞中の轉れるにて、天武紀に天中央とあり、（此字を以て、此の御中の意をも知べし、）主は大人と同言にて、能宇斯の

以て向ふには、可畏きこと無しと思ふは、高きいやしき威力の、いたく差ひあることを、わきまへざるひがことなり。）大かた一むきに定めては論ひがたき物になむありける、（然るを世人の、外國にいはゆる佛菩薩聖人などと、同じたぐひ、物のごと心得て、當然き理と云ことを以て、神のうへをはかるは、いみじきひがことなり、惡く邪なる神は、何事も理にたがへるしわざのみ多く、又善神ならむからに、其ほどにしたがひては、正しき理のまゝにのみもえあらぬ事あるべく、事にふれて怒り坐る時などは、荒びたまふ事あり、惡き神も、悅ばゞ心なごみて、物幸はふることも、絕て無きにしもあらざるべし、又人は然はへ知らねども、そのしわざの、さしあたりては惡しと思はるゝ事も、まことには吉く、善しと思はるゝ事も、まことには凶き理のあるなどもあるべし、凡て人の智は限りありて、まことの理はえしらぬものなれば、かにかくに神のうへは、みだりに測り論ふべきものにあらず。）まして善きも、惡きも、いと尊くすぐれたる神たちの御うへに至りては、いとも〳〵妙に靈く奇しくなむ坐ませば、さらに人の小き智以て其理など、ちへのひとへも、測り知らるべきわざに非ず、たゞ其尊きをたふとみ、可畏きを畏みてぞあるべき、（迦微に神字をあてたる、よくあたれり、但し迦微と云は、躰言なれば、たゞに其物を指て云のみにして、其事其德などをさして云ことは無きを、漢國にて神とは、物をさして云のみならず、其事其德などをさしても云て、躰にも用にも用ひたり、たとへば彼國書に神道と云るは、測りがたくあやしき道と云ことにて、其道のさまをさして神とは云るにて、道の外に神と云物あるには非ず、然るを皇國にて迦微之道と云へば、神の始めたまひ行ひたまふ

て次々にも神なる人、古も今もあることなり、又天下にうけばりてこそあらね、一國一里一家の内につきても、ほど〳〵に神なる人あるぞかし、さて神代の神たちも、多くは其代の人にして、其代の人は皆神なりし故に、神代とは云なり、又人ならぬ物には、雷は常にも鳴神神鳴など云ばさらにもいはず、龍樹靈狐などのたぐひも、すぐれてあやしき物にて、可畏ければ神なり、木靈とは、俗にいはゆる天狗にて、漢籍に魑魅など云たぐひの物ぞ、書紀舒明巻に見えたる天狗は、異物なり、又源氏物語などに、天狗こたまと云ることあれば、天狗とは別なるがごと聞ゆめれど、そは當時世に天狗ともいひ木靈とも云るを、何となくつらね云るにて、實は一つ物なり、又今俗にこたまと云物は、古山彦と云り、これらは此に要なきことゞもなれども、木靈の因に云のみなり、又虎をも狼をも神と云ること、書紀萬葉などに見え、又桃子に意富加牟都美命と云名を賜ひ、御頸玉を御倉板擧神と申せしたぐひ、又磐根木株艸葉のよく言論したぐひなども皆神なり、さて又海山などを神と云ふことも多し、そは其御靈の神を云に非ずて、直に其海をも山をもさして云り、此らもいとかしこき物なるがゆゑなり、）抑迦微は如此く種々にて、貴きもあり賤きもあり、強きもあり、弱きもあり、善きもあり惡きもありて、心も行もそのさまく〳〵に隨ひて、とり〳〵にしあれば、（貴き賤きにも、段々多くして、最賤き神の中には、徳すくなくて、凡人にも負るさへあり、かの狐など、怪きわざをなすことは、いかにかしこく巧なる人も、かけて及ぶべきに非ず、まことに神なれども、常に狗などにすら制せらるばかりの、微き獸なるをや、されど然るたぐひの、いと賤き神のうへをのみ見て、いかなる神といへども、理を

あるは、撰者の何心もなく書れたるか、いかにもあれ、たゞ此一をもてなべてを疑ふべきにはあらず、多きに就て決むべきものぞ、）これらの餘、此國土より云るところになむ、高天原とはある、凡て古文は、かゝることのいと正しきなり、○成は那理麻世流と訓べき由、首卷（訓法の條）に云るが如し、さて那流と云言に三の別あり、一には、無りし物の生り出るを云、（八の産生を云も是なり、）神の成坐と云は其意なり、二には、此物のかはりて彼物に變化を云、豐玉比賣命産坐時化八尋和邇、たまひし類なり、三には、作事の成終るを云、國難成とある、成の類なり、（此三の差によりて、漢字は生成變化など、異あれども、皇國の古書には、訓の同じきをば通用ひて、字にはさしもかゝはらざること多し、此の成も、成字の意とはいさゝか異にして、書紀に所生神とある字の意なり、○木草の實の那流、又産業を萬葉哥などに那流と云る、これらは上件の三とは、本より別なる言か、はた三の中より出たる言か、未考へず、）○神名は迦微能美那波と訓べきことも、首卷に云り、迦微と申す名義は未思得ず、（舊く説ることども皆あたらず、）さて凡て迦微とは、古御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐御靈をも申し、又人はさらにも云ず、鳥獸木草のたぐひ海山など、其餘何にまれ、尋常ならずすぐれたる德のありて、可畏き物を迦微とは云なり、（すぐれたるとは、尊きこと善きこと、功しきことなどの、優れたるのみを云に非ず、惡きもの奇しきものなども、よにすぐれて可畏きをば、神と云なり、さて人の中の神は先かけまくもかしこき天皇は、御世々々皆神に坐こと、申すもさらなり、其は遠き神とも申して、凡人とは遙に遠く、尊く可畏く坐ますが故なり、かく

原としも云は其天にして有る事を語るときの稱なり、(然るを萬葉哥などに、天原ふりさけ見れば、とよめるなどは、やゝ後のことなるべし、如此さまにたゞ打見たるのみの天などを、天原とも云るが如きは、神代の御典などには見えぬことなり、)さて然稱ふ由は、高とは、是も天を云稱にて、たゞに高き意に云るとはいさゝか異なり、(然れば此高は躰言なり、)日の枕詞に高光と云も、天照と同意、高御座も天の御座と云ことにて、是等の高も同じ、又高行や隼別などは、(高津宮段の歌にあり、)虚空を高と云るなり、(此も高く行と云には非ず、抑天と虚空とは別なれば、精くは分て云ることもあれども、共に上方にあれは、此國土よりは、天をそらとも虚空を天とも、通はし云も常にて、天つそらなども云り、されば高と云も、天と空虚を通はしたる名なり、共に高き方にあればなり、)今世にも、天つ虚空を然言ことあり、(物の虚空に高く上るを、高へ上るなど云めり、但此は天下にあまねく云ことには非るか知らず、此伊勢國などにては、をり〱然云を聞くなり、古言のゝこれるなるべし、)原とは、廣く平らなる處を云、海原野原河原葦原などの如し、萬葉哥には國原ともあり、かゝれば天をも天原とは云なり、(之原と云例も、海之原など、そのほかもあり、)さて其に高てふ言を添て、高天原とは、此國土より云ことなり、(凡て天を高とも云は、高きを以云稱なればなり、)されば天照大御神の天石屋に隱坐る處の御言、(天原自闇云々、)又書紀の須佐之男命の天に上坐時、又御誓の處天照大御神の御言、(必當奪我天原云々令治天原也云々、)などには、皆たゞ天原とあり、其は天にして詔ふ御言なるが故なり、(然るに書紀神代下卷に、同大御神の吾高天原と詔へる處の一ッ

の意なり、(字書に發は起也と注せり、)事の初を起りとも云、又俗に初發と云も、古より波日米と云に、此二字を用ひなれたるより出たるなるべし、(初發を、ハジメテヒラクルと訓るはひがことなり、其はいはゆる開闢の意に思ひ混へつる物ぞ、抑天地のひらくと云は、漢籍言にして、此間の古言に非ず、上代には、戶などをこそひらくとはいへ、其餘は花などもさくとのみ云て、上代にはひらくとは云ざりき、されば萬葉の哥などにも、天地のわかれし時とよめるはあれども、ひらけし時とよめるは、一つも無きをや、)さて如此天地之初發と云るは、たゞ先此世(佛書に世界と云て、俗人も常に然いふなり、)の初を、おほかたに云る文にして、此處は必しも天と地との成れるを指て云るには非ず、天と地との成れる初は、次の文にあればなり、○高天原は、すなはち天なり、(然るを、天皇の京を云など云る說は、いみしく古傳にそむける私說なり、凡て世の物知人みな漢籍意に泥み溺れて、神の御上の奇靈きを疑て、虛空の上に高天原あることを信ざるは、いと愚なり、)かくてたゞ天と云と、高天原と云との差別は、如何ぞと云に、まづ天は、天神の坐ます御國なるが故に、山川木草のたぐひ、宮殿そのほか萬の物も事も、全御孫命の所知看此御國土の如くにして、なほすぐれたる處にしあれば、(かゝることどもは、漢籍にいはゆる天とは、甚く異なる物ぞ、ゆめ彼國書の說に惑ひて、正しき神代の傳を勿說曲そ、凡て外國には、正しき古傳說の無き故に、天の實のさまをば得知らずて、たゞおしはかりの空理をのみいふなり、)大方のありさまも、神たちの御上の萬の事も、此國土に有る事の如くになむあるを、(此は此記及書紀神代卷を見て知べし、みな正しき神代の傳說なり、)高天

夜を分ちしろしめすなるを、須佐之男命の天に上りたまふ時に、欲奪我國と天照大御神の詔ひ、月讀命は所知夜食國と皇祖神の詔ひ、又須佐之男命は所知海原とありて、次に不治所命之國とも皇祖神の詔ひ、又萬葉二の人麻呂の挽哥にも、天皇之敷座國等、天原石門乎開、神上上座奴とよめるなど、みな限りて所知めす處を、天にても國と云り、これらにて、久爾は本は天に對へ云べき名に非ることを知べし、さて天神地祇、又神名などにも、天某國某と對へ云るたぐひは地のかぎりおつる處なく、みな御孫命のしろしめす御國なるが故に、おのづから天に對へる地をも、久爾とも云ことになれりしなり、凡て天神國神と云、又神名なども、御孫命の此國しろしめす御世になりて名け奉れるが多ければなり、然れども廣く天にむかへて連ね云にはなほ都知とのみ云て、阿米久爾とは云ざりしなりとあり、彼考の文の中には、いかにぞや聞ゆることどもゝまじれるをばおきて、今は宜しと思はるゝかぎりをえり出て引り、さて正しく阿米都知と云言の、物に見えたるは、萬葉廿（三十二丁）防人哥に、阿米都之乃、以都例乃可美乎云々、又（四十一丁）阿米都之乃、可美爾奴佐於伎、（師云、古東人はさかしらなる心を添ずて言傳へたる言のまゝにうち云めれば京の物知人の哥よりも、返りて古言の據とすべき物ぞと云れき、都知を東言に都之とは云るなるべし、）又五（七丁）に、阿米弊由迦婆、奈何麻爾麻爾、都智奈良婆、大王伊麻周などあり、〇初發之時は、波自米能登伎と訓べし、萬葉二（二十七丁）に、天地之初時之云々、十（三十二丁）に、乾坤之初時從云々、書紀孝德御卷に、與天地之初云々などある、これら天地の波自米と云る古言の據なり、此に發字を連ねて書るも、たゞ初

ず、考への及ばむかぎり、試には云べし、其中に正しく當れるも、稀には有べきなり、故今も如此にもやあらむ、とおもひよれることはある、其は下に云べし、さて天は虛空の上に在て、天神たちの坐ます御國なり、(此外に理を以こちたく說成し、或は其形などをも、さま〲〵おしはかりに云などは、皆外國のさだにて、古傳にかなはざれば、凡て取にたらず、)地は都知なり、名義は、是も思ひよれることあり、下に云べし、さて都知とは、もと泥土の堅まりて、國土と成れるより云る名なる故に、小くも大きにも言り、小くはたゞ一撮の土をも云、又廣く海に對へて陸地をも云を、天に對へて天地と云ときは、なほ大きにして、海をも包たり、(姓氏錄に、海神の子孫の氏々をも、地祇部に收られたる、是土には海をも包たる故なり、○己前に思へりしは、阿米都知と云は、古言に非じ、其故は古書どもを見るに、凡て阿米に對へては、必久爾とのみ云て、都知とは云ず、天神地祇、天社國社、又神名にも、天某神國某神と對ひ、又天邇岐志國邇岐志云々など申す御名、又書紀に、扇天扇國と云ひ、雄畧卷吉備臣尾代が哥にも、阿每[illegible]こそ聞えずあらめ、矩爾には聞えてなど作るなど、皆久爾をもて阿米には對へたれば、阿米久爾と云むぞ古言なるべければ、古書に天地とあるをも、みな然訓べきなり、と思へりしを、後に師の久爾都知の考を見れば、なほ阿米都知ぞ古言なりける、彼考に云く、久爾と云名は限の意なり、東國にて垣を久禮と云にて知べし、さて都知とは、皇祖神の天沼矛以てかきなし賜へりし始を以名けたるなり、かゝれば地は天と等しく廣く、國は限あれば狹きに似たり、故阿米都知とは云ど、阿米久爾とは上代には云ざりしなるべし、さて久爾は限の意ぞと云由は、天照大御神月讀命は、天の日

本居宣長謹撰

天地初發之時。於高天原成神名。天之御中主神。訓高下天云阿麻下效此 次高御産巣日神。次神産巣日神。此三柱神者。並獨神成坐而。隱身也。

神代一之巻

天地は、阿米都知の漢字にして、天は阿米なり、かくて阿米てふ名義は、未思得ず、抑諸の言の、然云本の心を釋は、甚難きわざなるを、強て解むとすれば、必僻める説の出來るものなり、（古へも今も、世人の釋る説ども、十に八九は當らぬことのみなり、凡て皇國の古言は、たゞに其物其事のあるかたちのまゝに、やすく云初名づけ初たることにして、さらに深き理などを思ひて言る物には非れば、そのこゝろばへを以釋べきわざなるに、世々の識者、其上代の言語の本づけるこゝろばへをば、よくも考へずて、ひたぶるに漢意にならひて釋ゆゑに、すべて當りがたし、彼漢國も、上代の言の本は、さしもこちたくはあらざりけむを、彼國俗として、何事にもたゞ理と云物を先にたてゝ、言の意を釋にも、たゞその理を旨とせる故に、皆強説なるをや、かくて近きころ古學始まりては、漢意を以釋ことの惡きをば、曉れる人も有て、古意もて釋とはすゝめれど、其將說得ることは、猶稀になむありける） さりとてはたひたぶるに釋ずて止べきにも非

春日王
大俣王
右四柱御母春日中若子之女老女子郎女
坐岡本宮治天下之天皇　後御謚舒明天皇
中津王
多良王
右三柱御母田村王亦名糠代比賣命
智奴王
桑田王
右二柱御母漢王之妹大俣王
山代王
笠縫王
右二柱御母櫻井玄王

古事記傳卷之二一終

竹田王、亦名小貝王
小治田王
葛城王
宇毛理王
小張王
多米王
櫻井玄王
右八柱御母豐御食炊屋比賣命
布斗比賣命
寶王、亦名糠代比賣命又曰田村王日子人太子之妃
右二柱御母伊勢大鹿首之女小熊子郎女
忍坂日子人太子
亦御名麻呂古王
坂騰王
宇遲王
右三柱御母息長眞手王之女比呂比賣命
難波王
桑田王

葛城王

間人穴太部王、橘之豐日天皇之后

三枝部穴太部王、亦名須賣伊呂杼

○長谷部若雀命、後御謚崇峻天皇　治天下推古天皇之前坐倉椅柴垣宮治天下也

御陵在倉椅岡上

右五柱御母岐多志比賣命之姨小兄比賣

多米王

御母稻目宿禰大臣之女意富藝多志比賣

上宮之廐戸豐聰耳命

久米王

植栗王

茨田王

右四柱御母間人穴太部王

當麻王

須賀志呂古郎女

右二柱御母當麻之倉首比呂之女飯女之子

靜貝王、亦名貝鮹王

橘之豐日命━後御謚用明天皇
坐池邊宮治天下也　御陵在石村掖上後遷科長中陵
━石垌王
━足取王
━豐御食炊屋比賣命、後御謚推古天皇　治天下崇峻天皇之後沼名倉太玉敷天皇之大后　坐小治田宮治天下也　御陵在大野岡後遷科長大陵
━麻呂古王
━大宅王
━伊美賀古王
━山代王
━大伴王
━櫻井之玄王
━麻奴王
━橘本之若子王
━杼泥王
右十三柱御母宗賀之稻目宿禰大臣之女岐多斯比賣
━馬木王

赤比賣郎女
右四柱御母三尾君加多夫之妹倭比賣

若屋郎女

都夫良郎女

阿豆王
右三柱御母阿倍之波延比賣

八田王

沼名倉太玉敷命
後御謚敏達天皇
坐他田宮治天下也　御陵在川内科長

笠縫王
右三柱御母檜坰天皇之御女石比賣命

石上王
御母同天皇之御女小石比賣命

春日山田郎女

麻呂王

宗賀之倉王
右三柱御母春日之日爪臣女糠子郎女

右三柱御母意富祁天皇之御女橘之中比賣命

火穗王　志比陀君之祖

惠波王　韋那君多治比君等之祖

右二柱御母川内之若子比賣

○

天國押波流岐廣庭命　後御謚欽明天皇

坐師木島大宮治天下也　御陵書紀曰檜隈坂合

御母意富祁天皇之御女手白髮命

佐佐宜郎女、拜伊勢神宮

御母息長眞手王之女麻組郎女

神前郎女

茨田郎女

白坂活日郎女

小野郎女、亦名長目比賣

右四柱御母坂田大俣王之女黑比賣

大郎女

丸高王

耳王

見御母未詳今據書紀云

春日山田郎女
御母丸邇臣日爪之女糠若子郎女

○袁本杼命　後御謚繼體天皇
坐伊波禮之玉穗宮治天下也　御年四十三　御陵在三島之藍
御母書紀曰活目天皇七世孫振媛上宮記同之乎波智君之女

大郎子

出雲郎女
右二柱御母三尾君之祖若比賣

○廣國押建金日命、後御謚安閑天皇
坐勾之金箸宮治天下也　御年書紀曰七十　御陵在河内古市高屋村

○建小廣國押楯命　後御謚宣化天皇
坐檜坰之廬入野宮治天下也　御年書紀曰七十三　御陵書紀曰身狹桃紀鳥坂上
右二柱御母尾張連之祖凡連之妹目子郎女

石比賣命、天國押波流伎廣庭天皇之后

小石比賣命、同天皇之妃

倉之若江王

青海郎女、又曰忍海郎女亦御名飯豐王坐葛城忍海之高木角刺宮也

右三柱御母葦田宿禰之女黒比賣命

○

意富祁命　後御謚仁賢天皇　治天下顯宗天皇之後

坐石上廣高宮治天下也　御陵書紀曰埴生坂本

○

袁祁之石巣別命、後御謚顯宗天皇　治天下仁賢天皇之前　坐近飛鳥宮治天下也

御年三十八　御陵在片岡之石坏岡上

右二柱御母書紀曰蟻臣女荑媛

○

高木郎女

財郎女

久須毘郎女

手白髮郎女、袁本杼天皇之大后

橘之中比賣命、建小廣國押楯天皇之后

小長谷若雀命、後御謚武烈天皇

坐長谷之列木宮治天下也　御陵在片岡之石坏岡

眞若王

右七柱御母大長谷天皇之御女春日大郎女但橘之中比賣命記不見至檜坰宮段始

橘大郎女
酒見郎女
右九柱御母意富本杼王之妹忍坂之大中津比賣命
白髮大倭根子命、後御謚淸寧天皇
坐伊波禮之甕栗宮治天下也　御陵書紀曰河內坂門原
若帶比賣命
右二柱御母都夫良意富美之女韓比賣
春日大郎女、　意富祁天皇之后
御母書紀曰春日和珥臣深目女童女君
甲斐郎女
都夫良郎女
右二柱御母丸邇之許碁登臣之女都怒郎女
財王
多訶辨郎女
右二柱御母同臣之女弟比賣
市邊之忍齒王
御馬王

坐多治比之柴垣宮治天下也　御年六十　御陵在毛受野

―男淺津間若子宿禰命　後御謚允恭天皇

坐遠飛鳥宮治天下也　御年七十八　御陵在河內之惠賀長枝

右四柱御母葛城之曾都毘古之女石之比賣命

―波多毘能大郎子　亦名大日下王

―波多毘能若郎女、亦名長日比賣命亦名若日下命　大長谷天皇之大后

右二柱御母日向之諸縣君牛諸之女髮長比賣

―目弱王、母男淺津間若子宿禰天皇之御女長田大郎女

―木梨之輕王

―長田大郎女

―境之黑日子王

―穴穗命、後御下安康天皇

坐石上之穴穗宮治天下也　御年五十六　御陵在菅原之伏見岡

―輕大郎女、亦名衣通郎女

―八瓜之白日子王

―大長谷若建命　後御謚雄畧天皇

坐長谷朝倉宮治天下也　御年百廿四　御陵在河內之多治比高鸇

田井之中比賣

田宮之中比賣

藤原之琴節郎女

取賣王

沙禰王

右七柱母咋俣長日子王之女百師木伊呂辨亦名弟日賣眞若比賣命

宇非王　一書曰私斐王

母中斯和命

汙斯王　書紀曰彥主人王（ヒコウシノミコ）

母牟義都國造伊自牟良君之女久留比賣命

○右宇非王汙斯王者記不載之今以書紀釋所引上宮記補焉

○

大江之伊邪本和氣命　後御諡履中天皇

坐伊波禮之若櫻宮治天下也　御年六十四　御陵在毛受

墨江之中津王

○

蝮之水齒別命　後御諡反正天皇

御母櫻井田部連之祖島垂根之女糸井比賣
大羽江王
小羽江王
幡日之若郎女
右三柱御母日向之泉長比賣
川原田郎女
玉郎女
忍坂大中比賣
登富志郎女
迦多遲王
右五柱御母迦具漏比賣
伊奢之麻和迦王
御母葛城之野伊呂賣
大郎子　亦名意富富杼王
三國君波多君息長君坂田君酒人君山道君筑紫之米多君布勢君等之祖
忍坂之大中津比賣命、　男淺津間若子宿禰天皇之后

中日子王
伊和島王
右二柱母三腹郎女
阿倍郎女
阿具知能三腹郎女
木之菟野郎女
三野郎女
右四柱御母品陀眞若王之女弟日賣命
宇遲能和紀郎子
八田若郎女、大雀天皇之妃
女鳥王
右三柱御母丸邇之比布禮能意富美之女宮主矢河枝比賣
宇遲之若郎女、大雀天皇之妃
御母矢河枝比賣之弟袁那辨郎女
若沼毛二俣王
御母咋俣長日子王之女息長眞若中比賣
速總別命

右二柱御母大江王之女大中津比賣命

品夜和氣命

品陀和氣命　後御諡應神天皇

亦御名大鞆和氣命　坐輕島之明宮治天下也　御年百三十　御陵在川內惠賀之裳伏岡

右二柱御母息長帶比賣命

額田大中日子命

大山守命

伊奢之眞若命

大原郎女

高目郎女

右五柱御母品陀眞若王之女高木之入日賣命

木之荒田郎女

大雀命　後御諡仁德天皇

坐難波之高津宮治天下也　御年八十三　御陵在毛受之耳原

根鳥命

右三柱御母品陀眞若王之女中日賣命

須賣伊呂大中日子王　母飯野眞黒比賣

迦具漏比賣命、母淡海之柴野入杵之女柴野比賣　大帶日子天皇之妃

稻依別王、犬上君建部君等之祖

御母近淡海之安國造之祖意富多牟和氣之女布多遲比賣

建貝兒王、讃岐綾君伊勢之別登袁之別麻佐首宮首之別等之祖

御母吉備臣建日子之妹大吉備建比賣

足鏡別王、鎌倉之別小津石代之別漁田之別等之祖

御母山代之玖玖麻毛理比賣

息長田別王

御母一妻

杙俣長日子王

飯野眞黒比賣

息長眞若中比賣、品陀天皇之妃

弟比賣、又曰百師木伊呂辨　亦名弟日賣眞若比賣命

香坂王

忍熊王

御母日向之美波迦斯毘賣

眞若王

日子人之大兄王

右二柱御母伊那毘能大郎女之弟伊那毘能若郎女

大枝王

御母倭建命之曾孫須賣伊呂大中日子王之女訶具漏比賣

大名方王

大中津比賣命、帶中津日子天皇之妃

右二柱母父王之庶妹銀王

押黒之兄日子王、母神大根王之女兄比賣三野之宇泥須別之祖

押黒弟日子王、母同王之女弟比賣牟宜都君之祖

○

帶中津日子命

後御謚仲哀天皇

坐穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮治天下也　御年五十二　御陵在河内惠賀之長江

御母伊玖米天皇御女布多遲能伊理毘賣命

若建王

御母弟橘比賣命

品陀眞若王 母尾張連之祖建伊那陀宿禰之女志理都紀斗賣

高木之入日賣命、品陀天皇之妃

中日賣命、同天皇之后

弟日賣命、同天皇之妃

和訶奴氣王

御母穗積臣祖建忍山垂根之女弟財郎女

豐戸別王

沼代郎女

右二柱御母妾

沼名木郎女

香余理比賣命

若木之入日子王

吉備之兄日子王

高木比賣命

弟比賣命

右六柱御母妾

豐國別王、日向國造之祖

伊登志別王
右三柱御母山代大國之淵之女苅羽田刀辨
石衝別王、羽咋君三尾君等之祖
石衝毘賣命、亦名布多遲能伊理毘賣命倭建命之后
右二柱御母大國之淵之女弟苅羽田刀辨
櫛角別王、茨田下連之祖
大碓命　守君大田君島田君等之祖
小碓命　亦御名倭男具那命　亦稱倭建命
倭根子命
神櫛王、木國之酒部阿比古宇陀酒部等之祖
右五柱御母若建吉備津日子命之女針間之伊那毘之大郎女
若帶日子命　後御謚成務天皇
坐近淡海之志賀高穴穗宮治天下也　御年九十五　御陵在沙紀之多他那美
五百木之入日子命
押別命
五百木之入日賣命
右四柱御母八尺入日子命之女八坂之入日賣命

○

—大帶日子淤斯呂和氣命 —後御謚景行天皇

坐纏向之日代宮治天下也　御年百三十七　御陵在山邊之道上

—大中津日子命、　山邊之別三枝之別稻木之別阿太之別尾張國之別三野之別吉備之

石无之別許呂母之別高巢鹿之別飛鳥君牟禮之別等之祖

—倭比賣命、　拜祭伊勢大神宮

—若木入日子命

右五柱御母日波比古多多須美知能宇斯王之女氷羽洲比賣命

—沼帶別命

—伊賀帶日子命

右二柱御母氷羽洲比賣命之弟沼羽田之入毘賣命

—伊許波夜和氣命、　沙本穴太部之別之祖

—阿邪美都比賣命、　嫁稻瀨毘古王

右二柱御母沼羽田之入日賣命之弟阿邪美能伊理毘賣命

—袁邪辨王

御母大筒木垂根王之女迦具夜比賣命

—落別王、　小月之山君三川之衣君等之祖

—五十日帶日子王、　春日山君高志池君春日部君等之祖

大入杵命、能登臣之祖

八坂之入日子命

沼名木之入日賣命

十市之入日賣命

右四柱御母尾張連之祖意富阿麻比賣

八坂之入日賣命、大帶日子淤斯呂和氣天皇之后

伊玖米入日子伊沙知命

後御謚垂仁天皇

坐師木玉垣宮治天下也　御年百五十三　御陵在菅原之御立野中

伊邪能眞若命

國片比賣命

千千都久和比賣命

伊賀比賣命

倭日子命

右六柱御母大毘古命之女御眞津比賣命

本牟智和氣命

御母沙本毘古命之妹佐波遲比賣命

印色之入日子命

山代之大筒木眞若王

比古意須王

伊理泥王

右三柱母袁祁都比賣命

泥能阿治佐波毘賣

迦邇米雷王

母泥能阿治佐波毘賣

息長宿禰王

母丹波之遠津臣之河高材比賣

息長帶比賣命、後御謚神功皇后、帶中津日子天皇之大后

虛空津比賣命

息長日子王、吉備品遲君針間阿宗君等之祖

右三柱御母葛城之高額比賣

大多牟坂王、多遲摩國造之祖

母河俣稻依毘賣

豐木入日子命、上毛野君下毛野君等之祖

豐鉏入日賣命、拜祭伊勢大神之宮

右二柱御母木國造荒河刀辨之女遠津年魚目目微比賣

御井津比賣
右五柱母天之御影神女息長水依比賣

兄比賣
弟比賣

比婆須比賣命、伊久米天皇之大后
眞砥野比賣命
弟比賣命
朝廷別王、三川之穗別之祖
右四柱母丹波之河上之摩須郎女
○丹波美知能宇斯王之女伊邪河宮段所擧三柱如上也然玉垣宮段擧四女或二女或三女而其名亦各有異同不合如書紀則五女而其中亦有異者故玉垣宮段所擧與此異其名者今皆別左出焉
沼羽田之入毘賣命、伊久米天皇之妃
阿邪美能伊理毘賣命、同天皇之妃
兄比賣
歌凝比賣命
○右四柱玉垣宮段散出而與伊邪河宮段其名異者也

建豐波豆羅和氣王、道守臣忍海部造御名部造稻羽忌海部丹波之竹野別依網之
阿毘古等之祖　御母葛城之垂見宿禰之女鸇比賣

大俣王

小俣王、當麻勾君之祖

志夫美宿禰王、佐佐君之祖

右三柱母山代之荏名津比賣亦名苅幡戸辨

曙立王、伊勢之品遲部君伊勢之佐那造等之祖

菟上王、比賣陀君之祖

沙本毘古王、日下部連甲斐國造等之祖

袁邪本王、葛野之別近淡海蚊野之別等之祖

沙本毘賣命、亦御名佐波遲比賣伊久米天皇之大后

室毘古王、若狹之耳別之祖

右四柱母春日建國勝戸賣之女沙本大闇見戸賣

丹波比古多多須美知能宇斯王

水穗之眞若王、近淡海之安直之祖

神大根王　亦名八瓜入日子王　三野國造本　巣國造長幡部連等之祖

水穗五百依比賣

建沼河別命、阿倍臣之祖

比古伊那許志別命、膳臣之祖

御眞津比賣命、御眞木入日子印惠天皇之大后

比古由牟須美命

御母旦波之大縣主由碁理之女竹野比賣

大筒木垂根王

讃岐垂根王

此二王之女五柱坐也

迦具夜比賣命、伊久米天皇之妃

○

御眞木入日子印惠命

後御謚崇神天皇

坐師木水垣宮治天下也　御年百六十八　御陵在山邊道勾之岡上

御眞津比賣命

右二柱御母伊賀迦色許賣命

日子坐王

御母丸邇臣之祖日子國意祁都命之妹意祁都比賣命

建波邇夜須毘古命
御母河内青玉之女波邇夜須毘賣

味師内宿禰、母尾張連祖意富那毘之妹葛城之高千那毘賣　山代内臣之祖

建内宿禰
母木國造之祖宇豆比古之妹山下影日賣

波多八代宿禰、波多臣林臣波美臣星川臣淡海臣長谷部君等之祖

許勢小柄宿禰、許勢臣雀部臣輕部臣等之祖

蘇我石川宿禰、蘇我臣川邊臣田中臣高向臣小治田臣櫻井臣岸田臣等之祖

平群都久宿禰、平群臣佐和良臣馬御樴連等之祖

木角宿禰、木臣都奴臣坂本臣等之祖

久米能摩伊刀比賣

怒能伊呂比賣

葛城長江曾都毘古
玉手臣的臣生江臣阿藝那臣等之祖

若子宿禰、江野間臣之祖

石之日賣命、大雀天皇之大后

葦田宿禰

黑比賣命、大江之伊邪本和氣天皇之妃

夜麻登登母母曾毘賣命

日子刺肩別命、高志之利波臣豐國之國前臣五百原君角鹿海直等之祖

比古伊佐勢理毘古命、亦名大吉備津日子命　吉備上道臣之祖

倭飛羽矢若屋比賣命

右四柱御母意富夜麻登久邇阿禮比賣命

日子寤間命、針間牛鹿臣之祖

若日子建吉備津日子命　吉備下道臣笠臣等之祖

右二柱御母蠅伊呂杼

伊邪毘能大郎女、大帶日子淤斯呂和氣天皇之妃

伊那毘能若郎女、同天皇之妃

大毘古命

少名日子建猪心命

若倭根子日子大毘毘命　後御謚開化天皇

坐春日之伊邪河宮治天下也　御年六十三　御陵在伊邪河之坂上

右三柱御母穗積臣等之祖内色許男命妹内色許賣命

比古布都押之信命

御母内色許男命之女伊賀迦色許賣命

―多藝志比古命、血沼之別多遲麻之竹別葦井之稻置等之祖

右二柱御母師木縣主之祖賦登麻和訶比賣命亦名飯日比賣命

―天押帶日子命、春日臣大宅臣粟田臣小野臣柿本臣壹比韋臣大坂臣阿那臣多紀臣羽栗臣知多臣牟邪臣都怒山臣伊勢飯高君壹師君近淡海國造等之祖

○―大倭帶日子國押人命　後御謚孝安天皇

坐葛城室之秋津嶋宮治天下也　御年百二十三　御陵在玉手岡上

右二柱御母尾張連之祖奥津余曾之妹余曾多本毘賣命

―大吉備諸進命

○―大倭根子日子賦斗邇命　後御謚孝靈天皇

坐黑田廬戸宮治天下也　御年百六　御陵在片岡馬坂上

右二柱御母大御父天皇之御姪忍鹿比賣命

○―大倭根子日子國玖琉命　後御謚孝元天皇

坐輕之堺原宮治天下也　御年五十七　御陵在劒池之中岡上

御母十市縣主之祖大目之女細比賣命

―千千速比賣命

御母春日之千千速眞若比賣命

又稱建沼河耳命　坐葛城高岡宮治天下也　御年四十五　御陵在衝田岡

右三柱御母美和之大物主神女比賣多多良伊須氣余理比賣命

○

師木津日子玉手見命　後御諡安寧天皇

坐片鹽浮穴宮治天下也　御年四十九　御陵在畝火山之美富登、御母師木縣主之祖河俣毘賣

常根津日子伊呂泥命

○

大倭日子鉏友命　後御諡懿德天皇

坐輕之境岡宮治天下也　御年四十五御陵在在畝火山之眞名子谷上

師木津日子命

右三柱御母河俣毘賣之兄縣主殿延之女阿久斗比賣

某命、伊賀須知之稻置那婆理之稻置三野之稻置等之祖

和知都美命　坐淡道之御井宮

蠅伊呂泥、亦名意富夜麻登久邇阿禮比賣命大倭根子日子賦斗邇天皇之妃

蠅伊呂杼、同天皇之妃

○

御眞津日子訶惠志泥命　後御諡孝昭天皇

坐葛城掖上宮治天下也　御年九十三　御陵在掖上博多山上

○火遠理命　亦御名天津日高日子穗穗手見命　御母同上

○天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命　御母綿津見神女豐玉毘賣命

五瀬命、御母綿津見神女玉依毘賣命

稻氷命、御母同上

御毛沼神、御母同上

○神倭伊波禮毘古命　後御謚神武天皇

亦御名若御毛沼命亦御名豐御毛沼命　御母同上　坐畝火之白檮原宮治天下也

御年百三十七、御陵在畝火山之北方白檮尾上

多藝志美美命

岐須美美命

右二柱御母阿多之小椅君妹阿比良比賣

日子八井命、茨田連手島連之祖

神八井耳命、意富臣小子部連坂合部連火君大分君阿蘇君筑紫三家連雀部臣雀部

造小長谷造都祁直伊余國造科野國造道奥石城國造常道仲國造長狹國造伊勢船

木直尾張丹羽臣島田臣等之祖

○神沼河耳命　後御謚綏靖天皇

布忍富鳥鳴海神　母敷山主神女青沼馬沼押比賣

天日腹大科度美神　母若晝女神

遠津山岬多良斯神、母天狹霧神女遠津待根神

○

正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命

天之菩卑命

天津日子根命、凡川内國造額田部湯坐連木國造倭田中直山代國造馬來田國造道尻岐閇國造周芳國造倭淹知造高市縣主蒲生稻寸三枝部造等之祖

活津日子根命

熊野久須毘命

右五柱者與速須佐之男命宇氣比坐時所成坐神也

建比良鳥命、出雲國造无邪志國造上菟上國造下菟上國造伊自牟國造津島縣直遠江國造等之祖

天火明命、御母高木神御女萬幡豐秋津師比賣命

○

天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命　御母同上

火照命、御母大山津見神女神阿多都比賣亦名木花之佐久夜毘賣　隼人阿多君之祖

火須勢理命、御母同上

多岐都比賣命、坐胸形之邊津宮

右三柱者與天照大御神誓坐時所生坐神也

八嶋士奴美神　母足名椎神女櫛名田比賣

大年神　母大山津見神女神大市比賣

宇迦之御魂神、母同上

須勢理毘賣命、大國主神之嫡妻

大國御魂神、母神活須毘神女伊怒比賣

韓神、母同上

曾富理神、母同上

白日神、母同上

聖神、母同上

大香山戸臣神、母香用比賣

御年神、母同上

奥津日子神、母天知迦流美豆比賣

奥津比賣神、亦名大戸比賣神　母同上竈神也

大山咋神、亦名山末之大主神　母同上　坐近淡海國日枝山亦坐葛野松尾

庭津日神、母同上

大直毘神
伊豆能賣神
右三柱者將直禍而所成神也
底津綿津見神
底筒之男命
中津綿津見神
中筒之男命
上津綿津見神
上筒之男命
右三柱綿津見神者阿曇連等之祖神也底筒之男中筒之男上筒之男三柱者墨江三前
大神也
○
天照大御神
月讀命
建速須佐之男命
上件十四柱神者因滌御身所生坐神也
多紀理毘賣命、亦名奧津嶋比賣命坐胸形之奧津宮
市寸嶋比賣命、亦名狹依毘賣命坐胸形之中津宮

―衝立船戸神
―道之長乳齒神
―時置師神
―和豆良比能宇斯能神
―道俣神
―飽咋之宇斯能神
―奥疎神
―奥津那藝佐毘古神
―奥津甲斐辨羅神
―邊疎神
―邊津那藝佐毘古神
―邊津甲斐辨羅神
右十二柱者因脱著御身之物所生神也
―八十禍津日神
―大禍津日神
右二柱者因夜見國之汚垢而所成神也
―神直毘神

─根拆神

─石筒之男神

─甕速日神

─樋速日神

─建御雷之男神、亦名建布都神亦名豊布都神、下曰伊都之尾羽張神之子

─闇淤加美神

─闇御津羽神

右八柱者斬迦具土神因御刀所生神也

─大雷

─火雷

─黒雷

─拆雷

─若雷

─土雷

─鳴雷

─伏雷

右八柱神者於伊邪那美神之神避坐御體所成也

闇山津見神
志藝山津見神
羽山津見神
原山津見神
戸山津見神
右八柱者於所殺迦具土神之體所成神
金山毘古神
金山毘賣神
波邇夜須毘古神
波邇夜須毘賣神
彌都波能賣神
和久產巢日神
豐宇氣毘賣神
上件伊邪那美神未神避坐以前所共生坐也
泣澤女神、坐香山之畝尾木本
右於御淚所成神也
石析神

大山津見神　山神也
鹿屋野比賣神　亦名野椎神、野神也
天之狹土神
國之狹土神
天之狹霧神
國之狹霧神
天之闇戸神
國之闇戸神
大戸惑子神
大戸惑女神
右八柱者大山津見神野椎神二柱因山野持別而生神
鳥之石楠船神、亦名天鳥船神
大宜都比賣神
火之夜藝速男神　亦名火之炫毘古神亦名火之迦具土神、火神也
正鹿山津見神
淤縢山津見神
奥山津見神

天之吹男神
大屋毘古神
風木津別之忍男神
大綿津見神、海神也
速秋津日子神　水戸神也
速秋津比賣神　同上
沫那藝神
沫那美神
頰那藝神
頰那美神
天之水分神
國之水分神
天之久比奢母智神
國之久比奢母智神

右八柱者速秋津日子神速秋津比賣神二柱因河海持分而生神

志那都比古神、風神也
久久能智神、木神也

―伊岐島、亦名天比登都柱
―津島、亦名天之狹手依比賣
―佐度島
―大倭豐秋津島、亦名天御虛空豐秋津根別
右八島合云大八島國
―吉備兒島、亦名建日方別
―小豆島、亦名大野手比賣
―大島、亦名大多麻流別
―女島、亦名天一根
―知訶島、亦名天之忍男
―兩兒島、亦名天兩屋
右六島
上件島合十四島
―大事忍男神
―石土毘古神
―石巢比賣神
―大戶日別神

○意富斗能地神
大斗乃辨神
○淤母陀琉神
阿夜訶志古泥神
○伊邪那岐神
伊邪那美神
上件自國之常立神以下伊邪那美神以前幷稱神世七代、上二柱獨神各云一代次雙十柱各合二柱云一代也

水蛭子
淡島
右不入御子之例
淡道之穗之狹別島
伊豫之二名島、此島者身一而有面四每面有名伊豫國謂愛比賣讃岐國謂飯依比古粟國謂大宜都比賣土左國謂建依別
隱伎之三子島、亦名天之忍許呂別
筑紫島、此島亦身一而有面四每面有名筑紫國謂白日別豐國謂豐日別肥國謂建日向日豐久士比泥別熊曾國謂建日別

大御代之繼繼御世御世之御子等

○天之御中主神

○高御產巢日神、別名高木神

○神產巢日神

此三柱神者並獨神成坐而隱身也

○宇麻志阿斯訶備比古遲神

○天之常立神

此二柱神亦獨神成坐而隱身也

上件五柱神者別天神

○國之常立神

○豐雲野神

此二柱神亦獨神成坐而隱身也

○
- 宇比地邇神
- 須比智邇神

○
- 角杙神
- 活杙神

誠に安麻呂朝臣にもあらむか〕舊印本には、謹上二字はなし、

勳五等とは、尋常の位階のほかに、勳位とて一等より十二等までありて、官位令に見えたり、義解によるに、五等は正五位に相當れり、(勳位は武功によりてたまふことなり、) 太朝臣は、白檮原宮御宇天皇の御子神八井耳命の御末なり、委き事は彼御段に云べし、安萬侶朝臣は、誰子といふことしられず、(書紀天武卷に、多臣品治てふ人見えたり、壬申年の役に、いたく功ありし人にて、位は小錦下とありて、持統卷に、十年八月庚午朔甲午、以直廣壹授多臣品治、并賜物、褒美元從之功、與堅守關事とあり、此品治朝臣の子なるべくぞ思はるゝ、さて此氏、天武卷に朝臣となりて後は、多朝臣品治と見えたるに、持統卷にしも、臣とあるはいかゞ、直廣壹は、天武御世に定められたる四十八階の第十に當る位なり、) 續紀三卷に、慶雲元年正月丁亥朔癸巳、正六位下太朝臣安麻呂、授從五位下、(此人此に始て見えたり、) 五卷に、和銅四年四月丙子朔壬午、正五位下太朝臣安麻侶、授正五位上、(正五位下に叙られしことは、此前に見えず、漏たるなるべし、) 六卷に、靈龜元年正月甲申朔癸巳、叙從四位下、七卷に、同二年九月乙未、爲氏長、九卷に、養老七年七月庚午、民部卿從四位下太朝臣安麻呂卒、(民部卿に任られしことも、前に見えず、もれたるなるべし、) 享年見えず、さて弘仁私記序、三統理平延喜六年日本紀竟宴歌序、橘直幹天慶六年同竟宴歌序、又忌部正通口決などに、書紀を、舍人親王と二人詔を奉りて撰べりといへり、(續紀には、親王一柱の撰と見えて、安麻呂朝臣のことはなし、○神名帳に、大和國十市郡小杜神命神社あり、或云、此神社在多社東南、今稱木下社、傳云、祟安麻呂といへり、今按に、彼社等四社の下に、已上四神、大社皇子神と、式にしるされたれば、多氏の人を祀れることは決し、

とを對せるなり、）さて品陀ノ御世までを中卷とし、大雀ノ御世よりを下卷とせるはおのづから思へば、少しは同じほどのけぢめなるをや、）さて小治田ノ御世までにしてとぢめたるゆゑは、此ノ御撰錄は、阿禮が誦習ひつるまゝを錄されたる、其はもと淸御原ノ宮ノ天皇の勅語なれば、小治田（推古）の御次岡本ノ宮ノ天皇（舒明）は、彼ノ天皇の大御考ノ命に坐が故に、憚て其御世までは及ぼし賜はざりけるなるべし、さることゝろばへ記中にも見えたり、（他田ノ宮ノ御段に、御子たちをあげたる中にも、此ノ御子のみは御名をば諱て、坐ニ岡本ノ宮ニ治ニ天ノ下ヲ之天皇とあることれなり、）抑此ノ記の、いさゝかも撰者の新ナル爲を加へず、たゞかの阿禮が誦習へるかぎりなりけるほど、是等にても志られたり、

より來つるまゝにて、殊なる意はあるべからず、（中卷は長く、下卷は短きを以ニ思へば、少しは意あるかとも見ゆめれども、然にはあらじ、品陀ノ御世を下卷にいるれば、又下卷長くなりて、同

幷テ錄シ二三卷ヲ一、謹テ以テ獻ル上ヲ、臣安萬侶、誠惶誠恐、頓首頓首、

三卷とせることは、たゞほどよきに從へるなり、

和銅五年、正月二十八日、

去年の九月十八日に、詔命を奉りてより、たゞ四箇月餘にして業を終たる、いとかく速なりしも、たゞかの阿禮が語のまゝを錄せるのみにして、新ナル爲を加ふることのなかりしがゆゑなるべし、

正-五-位-上勳-五-等、太ノ朝臣安萬-侶　謹上

命に尊字を書ることゝめづらし、(此記には、美許登には、尊卑きおしなべて、命字をのみ用ひたり、他の古書どもにも、天皇などの大御名にも、多くは命字を書り、かくて書紀には、尊字と命字とを分用て、至貴曰尊、自餘曰命と、自注あれば、尊字は、彼撰者の新に用初められたること、思はれ、又日子日女に彦姫字を書も、書紀より始まれりと見えて、此記などには一もなきことなり、これらを以思に、今此文に尊字を書るは、疑ひなきにあらず、故此序をなべて疑ひて、後人の僞作れる物ぞと云人もあれど、其は中々にひがこゝろえなり、つら〱思ふに、大雀を、舊印本に大鷦鷯と作るも、書紀に目なれたる後人のひがことなれば、此尊字も其類にて、書紀なるを見なれて、ふと寫誤れるか、眞福寺本には、命字を作り、是や正しからむ、又思に次文に、伊波禮毘古には天皇、品陀には御世、大雀には皇帝、小治田には大宮と、各異に申せる如く、此もたゞ色々にかへて書るにて、必しもたしかに美許登と云に此字を用ひたるにも非るにやあらむ、)但し近きほど見得たりといふ、上野國多胡郡の古き碑文の寫しを見るにも、石上麻呂公を石上尊、藤原史公を藤原尊と書り、彼碑は此同じ和銅四年に建つるなり、然ればそのかみ既く、尊人をば、如此稱ことは、かつ〲ありけむかし、(さて然稱が、おのづから美許登といふに當れるから、書紀には即て是を取て、正しく美許登に用ひて、至貴きに書れたるなるべし、然るを彼碑なる尊を、朝臣の意にソムの音を取れるなりとしもいふは、いみしきゑひごとなり、)

神倭伊波禮毘古天皇以下、品陀御世以前、爲中卷、大雀皇帝以下、小治田大宮以前、爲下卷、

天皇御世皇帝大宮は、文をかへてあやとせるなり、(此中に、天皇と皇帝とを對し、御世と大宮

亦於姓日下謂玖沙訶、於名帶字謂多羅斯、如此之類、隨本不改、

此文は、於姓玖沙訶謂日下、於名多羅斯謂帶とあるべきことなり、其故は、玖沙訶に日下、多羅斯に帶と、本より書來れるまゝに今も改めず、其字もて記すぞと云義なればなり、如此之類とは、まづは長谷春日飛鳥三枝などなり、なほこのたぐひのみならず、地名神名など、多くは古來書ならへる字のまゝに記せり、(然るに書紀は神及人名地名姓氏などの文字、又假字なども、凡て古來のをば用ひずして、ことさらに改めて、伊邪那岐命を伊弉諾尊、須佐之男命を素盞嗚尊など書れたり、志かるを後世人は、たゞ書紀にのみ目なれたれば、是をうちまかせたる字づかひと心得て、此記の如く伊邪那岐命須佐之男命など書をば、かへりて異さまなる如く思ふめるは、ひがことなり、餘の古書どもをくらべ見よ、何れも大かた此記の字に似たるを、たゞ書紀のみぞいたく異なる、此記又餘の古書どもにも出たる、久米川俣など云地名をも、書紀にのみは來目川派など書れたり、これらの地名、今世にも此彼にあるを、古より今に當地々にて書來れる字も、みな此記などと同じことなり、いさゝかなることなれど、これらにても、書の實と餝あることの差を思ひわたすべし、)

大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世、

こは全部の始終をいへり、次々は卷々の始終をいふ、

故天御中主神以下、日子波限建鵜草胥不合尊以前、爲上卷、

神代を以て一卷とせるは、もとよりさるべきものなり、胥字、延佳本に葺と作り、同じことなり、

はずして其古語は人皆知て、訓誤ることあるまじきと、又借字にて、意は違へども、世にあまねく書なれて、人皆辨へつれば、字には惑ふまじきと、これらは、假字書は長き故に、簡約なる眞字書の方を用ふるなり、一事といひ一句といへるは、たゞ文をかへたるのみなり、

即辭理叵見、以注明意、

理は意にて、即明意とある意これなり、叵字は、不可也と注して、難と同じく用ひたり、(書紀釋に引るには難と作り) さて記中に種々の注ある中に、辭理を明したるはいと〳〵まれにして、只訓べきさまを教へたるのみ常に多かれば、此は文のまゝに心得ては少し違ふべし、たゞ大概にこゝろえてあるべきなり、(また訓ざまを教へたるが殊に多きにつきて、此の文を助けていはゞ、辭とは字をいひ、理また意とは、訓を云と心得てもあるべきか、訓はすなはち其字の意なればなり、假令ば訓立云多々志とあるたぐひ、訓を教へたるなれども、多々志はすなはち立字の意なれば、明意とも云つべし、されど又多く某々字以音とあるは、假字なることを注したるなれば、明意とは云がたかるべし、かにかくに當りがたき文なり)

況易解更非注、

況字はことに意なし、たゞ輕く見べし、(字書に發語之辭とも注せり) 非字は不の意に用ひたるなり、此例本文又書紀などにもおほし、さて全篇對句なれば、此も然るべきさまなるに、意は上と對して、字の對せざるは、易字の上に二字、更字の上か下かに一字ありしが、共に脱たるにやあらむ、

然らば、述字は、ノブレバと訓べく、心は撰者の意なり、さて文の義は、悉くに訓に因て述むとすれば、古語を違へじと思ふ心のまゝには、文のゆきとゞきがたきと云るなり、如此もあらむかとも思ひよれるゆゑは、若上にいへる意ならむには、記中に借字をば書まじきことわりなるに、なほ借字多ければなり、然れども借字を多く用るは、古のおしなべての世のならひにて、殊に神名地名など、あまねく書ならひたらむを、正字の知られざらむ物から、中々に改めむは、あぢきなきわざにしあれば、ことゞゝにはえ去あふまじきことわりなれば、妨なし）

全以音連者、事趣更長、

音とは、字音を假て書るにて、即假字なり、事趣は、連ねたる文面をいふなり、然言こゝろは、全く假字のみを以書るは、字數のこよなく多くなりて、かの因訓述たるに比ぶれば、其文更に長しとなり、（又かの後にこゝろみに云つる意にては、此も連者をツラヌレバと訓て、撰者の思ひ度れるなり。）

是以今或一句之中、交用音訓、

こは上文にある如く、悉く訓に因て眞字書にせるは、中に借字多くて、語の意さとりがたく、さりとてはた全く假字書にしたるは、文こよなく長くなりて煩はし、故是以今は宜しきほどをはかりて、二つをまじへ用ふとなり、

或一事之内、全以訓錄、

全く眞字書にても、古語と言も意も違ことなきと、又字のまゝに訓めば、語は違へども、意は違

ふ、文は漢文なればなり、（後世の如く假字文ならむには、いかなる古言も、書取がたきことなけれども、當時はいまだ假字のみを以て事を記す例はあらざりき、）上代のことなれば、意も言も共にいと古くして、當時のとは異なるが多かるべければ、漢文にはかき取がたかりけむこと宜なり、（上古のは、言のみならず、意も朴なりとあるをよく思ふべし、奥ありげに、理めきたるすぢはさらになかりしなり、然るにかの漢文は、意にも虚りかざりのみ多くて其旨いたく異なるぞかし、）此の文をよく味ひて、撰者のいかで上代の意言を違へじ誤らじと、勤しみ愼まれけるほどをおしはかるべく、はた書紀などの如漢文をいたくかざりたるは、上代の意言に疎かるべきことをもさとりつべし、（此記のごと、かざることなくてすら、書移しがたしとある物を、況や漢文をいたくかざりたらむには、いかでか正實のまゝには書取るべき、）

己因訓述者、詞不逮心、

己は盡の意なり、（書紀、神代卷に鋭既破碎、繼躰卷に全壞、萬葉十七に、天下須泥爾於保比底布流雪乃、出雲風土記に既磯、これらのすでにもみな、盡の意なり、）因訓述とは、字の訓を取用ひて古語を記せるをいふ、いはゆる眞字なり、詞は、その因訓述たる文なり、心は古語の意なり、（意字をかゝずして、心としも云るは、上文の近き處に、意字ある故にさけたるなり、凡て此序文、同字を用ることを嫌へり、）然言こゝろは、世間にある舊記どもの例を見るに、悉く字の訓を以て記せるには、中にいはゆる借字なるが多くて、其は其字の義異なるがゆゑに、語の意までは得及び至らずとなり、（又思に、こゝは此記ゑるすべきさまを思ひ度れるにてもあらむか、若

舊辭を諷誦坐て、其を阿禮に聽取しめて、諷誦坐大御言のまゝを、誦うつし習はしめ賜へるにもあるべし、(若然らずば、此處には殊に勅語のことわるべきにあらねばなり、されば餘の古書どもにも、勅語とはたゞ大御口づから詔ひつくるを云る例なれば、上には唯其意に注しおきつるなり、) もし然るにては、此記は本彼淸御原宮御宇天皇の、可畏くも大御親撰びたまひ定め賜ひ、誦たまひ唱へ賜へる古語にしあれば、世にたぐひもなく、いとも貴き御典にぞありける、然るは御世かはりて後、彼御志紹坐御擧のなからましかば、さばかり貴き古語も、阿禮が命ともろともに亡はてなましを、歎きかもおむかしきかも、天神國神の靈幸ひ賜て、和銅の大御代に此御撰錄ありて、今の現に此御典の傳はり來つることよ、物學びせむ人頂に捧持て、天神國神、又二御代の天皇尊、(天武元明) 又稗田老翁、太朝臣の恩賴を莫忘そね、(記の本を起し賜ひし天武天皇の元年、申年なりしに、其撰錄れし元明天皇の和銅元年も、申年なり、かくておほけなく宣長此傳を著し初むる今の大御代の明和元年しも、又申年にあたれることをなむ、竊に奇しみ思ふ。)

謹隨詔旨、子細採摭、

此より、安萬侶朝臣撰錄のさまを演られたり、

然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字卽難、

上古之時云々、此文を以見れば、阿禮が誦る語のいと古かりけむほど知られて貴し、敷文と構句とは、二にはあらず、共にたゞ文にかきうつすを云なり、於字卽難とは、文に書取がたきをい

可謂名高文命、徳冠天乙矣、

文命は夏禹、天乙は殷湯にて、並戎國の古への名高き王どもなり、此までは當代をほめ奉れる文にて、例の次の事を申さむ料なり、

於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、

これよりつぎ〳〵、正しく此記を撰錄しめ賜ひし事を演たる中に、此一節はまづ其大御志をいへり、謬字、繆と作る本もあり、同じことなり、

以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、

こゝの文のさまを思ふに、阿禮此時なほ存在りと見えたり、(此人、上文に廿八歲とありしは、かの清御原御世の何れの年なりけむ知られねば、今和銅四年には齡いくらばかりにか有らむ、さだかには知がたけれど、姑く彼を元年として數ふれば、六十八歲にあたれり、されどそのかみ所思看し立しこと、いまだとげ行はれぬほどに、天皇崩ましゝを思へば、御世の末つかたの事にこそありけめ、もし崩の年のことゝせば、五十三歲なり、)かくて彼清御原朝御世に、誦習ひおきつる帝紀舊辭は、此人の口にのこれるを、今安萬侶朝臣に詔命仰せて、撰錄しめ賜ふなり、さて此には舊辭とのみ云て、帝紀をいはざるは、舊辭にこめて文を省けるなり、(又こゝは口に誦習へる語をいふなれば、帝紀も其語の內にあれば、別には云まじきこともとよりなり、)帝紀をばおきて、舊辭のかぎりと謂にはあらず、又此にしもかく勅語のとあるを以思へば、もと此勅語は、唯に此事を詔ひ屬しのみにはあらずて、彼天皇(天武)の大御口づから、此

亭之毒之といへるより出たり、註に毒今作育といへり、○亭字を、舊印本に亨と作るは誤なり、）

さて此より又例の漢語どもを多く引出て贊申せり、

御紫宸而德被馬蹄之所極、坐玄扈而化照船頭之所逮、

紫宸も玄扈も、天皇の御處をいふ、玄扈は、黃帝が洛水の上なる玄扈といふ石室に坐たりし時に、鳳凰圖を含來て授けつと云ことあるよりいへり、（舊印本に、宸を震に、船を舩に誤りたり、）

日浮重暉、雲散非烟、

浮は出るなり、重暉とは、光暉の明らけきをいふ、雲云とは、雲の如くにして雲にあらず、烟の如くにして烟にあらず、虛空に見ゆるをいふ、いはゆる慶雲なり、

連柯幷穗之瑞史不絕書、列烽重譯之貢府無空月、

連柯はいはゆる連理の樹なり、幷は、莖は異にして穗の一にあひたる稻にて、いはゆる嘉禾なり、下二句は、外國よりまゐる貢使の、月々に絕間なきを云て、列烽は、常に烽を列ね構へおきて、防をする國々、重譯は、譯を重ねずては、言語の通えぬ遠き國々なり、さて然る國々も今皆朝貢すとなり、府はその貢物を納る、府倉なり、（列烽と云ること、其貢使の來つる時にあたりて烽をあぐるごとく聞えて、まぎらはしきいひざまなれど、こゝは文選なる顏延年曲水詩序に、賴莖素毳、幷柯共穗之瑞、史不絕書、棧山航海、踰沙軼漠之貢、府無空月、列燧千城、通驛萬里、穹居之君、內首稟朔、卉服之酋、廻面受吏といへる文を、すこしかへて書るなれば、此文にて心得べきなり、凡て文選中の文を取れる處ぞいと多かる、）

勅語は、天皇の大御口づから詔ひ屬るなり、（有司をして傳へ宣しめ、又は書にかけるなどをも、たゞ勅とはいへども、そは勅語とはいはず。）かくて此はなほ殊なる意も有べきか、其は下にいふべし、令誦習とは、舊記の本をはなれて、そらに誦うかべて、其語をしば〳〵口なれしむるをいふなり、抑直に書には撰錄しめずして、先かく人の口に移して、つら〳〵誦習はしめ賜ふは、語を重みしたまふが故なり、此事既に一の卷に云るが如し、書紀纂疏に弘仁私記序に、天皇勅阿禮使習帝王本紀及先代舊事紀とあるは、此の文を見誤りて、舊辭を舊事紀としも云るなり、（ゆめ今世にある舊事紀のことゝな思ひまがへそ、彼題號は、此私記の文を取てぞつけつらむ。）

然運移世異、未行其事矣、

天皇崩坐て御世かはりにければ、撰錄の事果し行はれずして、討覈ありし帝紀舊辭は、いたづらに阿禮が口にのこれりしなり、

伏惟皇帝陛下、得一光宅、通三亭育、

皇帝は撰者の當代、那良宮御宇天津御代豐國成姬天皇（後御諡元明）を申せり、得一とは、老子に、天得一以清、地得一以寧、王侯得一以爲天下貞と云るよりいふことなり、光宅とは、天下を凡て家とする意にて、オホキニヲルとも、ミチヲル（光充也といふ註もあり。）とも訓り、（古文尚書堯典に、光宅天下と云るより出たる字なり。）通三とは、天地人の三才に通なり、亭育とは、本は亭毒と云るを、通はして如此も云ならへり、民を化育することなり、（是も始は老子に

ゆきて、今幾ほどもなく正實の旨は滅びうせなむ物ぞと、かしこく愁坐るなり、(然るに後世人の學問は、正實の處をばなほざりにして、たゞ漢めきたる虚僞の文をのみ重くすめるはいかにぞや、)

斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、

經緯とは、國を知しめすに、なくてえあらぬ物なることを、織の經緯の絲にたとへて云なり、鴻は大なり、

故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、

是まで詔命なり、討覈は、深く實を尋ねて考へ究むることなり、此一句殊に古學の要とあることぞ、おほになく看過しそ、後葉は後世なり、(欲字は、撰錄の上に在べき文意なり、)

時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心、

稗田姓、姓氏錄に見えず、(延佳本に弘仁私記序を引たるに、天鈿女命之後也と云り、) 書紀天武上御卷に、如此云地名見えたり、大倭國と聞えたり、(今添上郡に稗田村あり、是なるべし、)彼地より出たる姓なるべし、度目誦口とは、一たび見たる書をば、やがて空にうかべて、よく諷誦をいふ、拂耳勒心も、一たび聞たることをば、忘るゝことなきをいふ、(廿字、延佳本には二十と二字に作り、それも同じことなれども、此あたり多くは一句四字なれば、此句も然るべし、故今は舊本によれり、)

即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、

なり、浩瀚は廣大貌、煒煌は光明貌なり、さて此までは、此天皇の凡ての御うへを申て、次の事を申さむ料なり、

於是天皇詔之、朕聞、諸家之所賷、帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、

詔之の之字、延佳本には云と作り、それもよし、賷は齎の俗字なりと云り、延佳本には齎と作り、帝紀は、下文に帝皇日繼とあると同じく、御々代々の天津日嗣を記し奉れる書なり、書紀、天武御卷の、川嶋皇子等の修撰の處にも、帝紀とあり、推古御卷の、皇太子の修撰の處、又皇極御卷の、蘇我蝦夷が燒ける處などには、天皇記とあり、國史などいはずして、かく帝紀天皇記といへるぞ古の稱なるべき、本辭は、下文に先代舊辭とあると同じ、かの蝦夷が燒し處に、國記といひ、聖德太子の修撰の處に、國記臣連伴造國造百八十部幷公民等本記と云るなど、是にあたるべきか、川嶋皇子等の修撰のところに、上古諸事とあるは、正しくこれなり、然るに今は舊事といはずして、本辭舊辭と云る、辭字に眼をつけて、天皇の此事おもほしめし立し大御意は、もはら古語に在けることをさとるべし、さて此よりつぎ〳〵、未行其事矣といふまでは、此記の本の起りを演たるなれば、慇懃に見べし、上件のかざりのみに書たる文とは異なるものぞ、

當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、

其失とは、かの多加虛僞とある是なり、其旨は正實の旨なり、當時虛僞多くなれりといへども、なほ正實も全く滅びたるにあらざれば、天皇の海のごと廣き御智、鏡のごと明けき御心もて辨へたまへば、いとよく分るゝ故に、今是時に改め正しおかすば、いよゝ虛僞おほくなりもて

りけむ、書紀などにも然あり、漢籍にも例ありや、なほ尋ぬべし、）

歳次大梁、月踵夾鐘、清原大宮、昇即天位、

初旬は酉年をいふ、大梁は、十二次の内の昴宿の次にて、昴は二十八宿の中の西方の星、酉は西方なればなり、次句は二月をいふ、夾鍾は、十二律の中の二月の律なればなり、踵は鍾に同じ、通はし書る例あり、さて書紀を考るに、此天皇癸酉年二月癸未（二十七日）に御位に即ませり、

道軼軒后、德跨周王、

軒后は漢國の黄帝といふ王、周王は文王武王をいふ、

握乾符而摠六合、得天統而包八荒、

乾符は天の吉端なり、六合は上下四方なり、天統は天より授くる帝統なり、八荒は八方の遠き國々なり、

乘二氣之正、齊五行之序、

二氣は陰陽をいふ、君の政よろしければ、陰陽五行のはこび正しくて、四時の氣候みだれずといふ、漢人の常の談なり、

設神理以奬俗、敷英風以弘國、

神理は神妙の道理なり、奬俗とは、勸め導きて風俗をよくなすをいふ、英風は英聖の風敎なり、

重加智海浩瀚、潭探上古、心鏡煒煌、明覩先代、

智海とは、御智の廣く大なるを海にたとへ、心鏡とは、御心の明らけきを鏡にたとへて申せる

す、

皇輿忽駕、凌渡山川、六師雷震、三軍電逝、

凌は歷也と註せり、(汎海凌山など云り、延佳本に淩と作るは誤なり、)六師は六軍なり、下二句は、皇軍のさかりなるさまをいへり、(漢國にて天子は六軍大國は三軍といへれども、此はたゞ數字を對にせるのみにして、六と三とに意はなし、

杖矛擧威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦解、

上三句は御方の軍のさかりなるさま、下二句は淡海の軍の敗れしさまなり、

未移浹辰、氣沴自清、

是は仇速に亡びて、天下治まりしを云るなり、浹辰は、子より亥まで一周の日數(十二日)にて、其を移さずとは、ほどもなくすみやかなる意なり、沴は妖氣なり、此惡き氣去て、清らかになれりとなり、さて此沴字、諸本並に誤て彌と作り、今は延佳が考によりて改めつ、

乃放牛息馬、愷悌歸於華夏、卷旌戢戈、儛詠停於都邑、

放牛息馬とは、から國の周武王が紂に勝て後に、馬を華山の南に歸し、牛を桃林の野に放て、再服はぬことをしらせし故事なり、愷悌は軍勝たる時の樂なり、書紀にイクサトケテと訓り、(今按に、悌字心得ず、其故は、愷こそ愷樂とも云て、軍勝之樂なれ、悌字には其義あることを聞ず、愷悌と連ねいへることは多かれども、其は義の異なることなり、然るに今愷樂を愷悌といへるは、愷字にひかれて、彼愷悌と一に思ひ混へつるにや、但し此は世になべて誤れることにやあ

猷は風敎道德なり、さてかくいへること、必しも上に擧たる事ども、悉には當らねども、只漢人の常にいふなる趣を、文のかざりに書るのみなり、さて如此言て下文の本を起せるものぞ、

曁飛鳥淸原大宮御大八洲天皇御世、

此より下、此天皇（後謚天武）の御事を申せる文なり、洲字州と作るはわろし、今は一本によれり、

潜龍體元、洊雷應期、

こはいまだ儲君にて坐まし、ほどを申せる賛詞なり、潜龍も洊雷と易の言にて、太子のことに申せり、（洊雷は、易に洊雷震とありて、震爲長子といへるより出たり、洊字、游と作るは誤也）

聞夢歌而想纂業、投夜水而知承基、

此は天津日嗣をしろしめすべききざしの有しことなり、夢歌の事は書紀に見えず、漏つるなるべし、投夜水とは、東國に下り坐むとして、夜半に伊賀の隱の横河に至坐しことなるべし、此時に廣さ十餘丈の黑雲おこりて、天にわたりければ、異しとおもほして、御自占へ賜ふに、天下二ツに分れて、つひにはみな得たまふべき祥なりしこと、書紀に見えたり、（聞字、開と作るは誤なり、今は一本に依る）

然天時未臻、蟬蛻於南山、人事共洽、虎歩於東國、

上は、京師をのがれ出て、吉野山に入坐しこと、下は、道より人多に從ひ附奉て、御威さかりになりまして、美濃國に幸行しことなり、皆書紀に見ゆ、洽字、延佳本には給と作りそれもあしから

こは四の事を四句に云て、二句づゝ對にせり、皆白檮原御世の事にして、其御段に見えたり、爪は字を寫し誤れるなり、山か穴かなるべし、(延佳は、水か派かの誤ならむといへれども、そはわろし、) 生尾は、生尾人とあり、大烏は八咫烏なり、

列レ儛攘レ賊、聞レ歌伏レ仇、

此も同御段に見ゆ、但し儛のことは見えず、書紀にも道臣命乃起而歌之とのみあり、されど後に久米儛といふは、此時の態と聞ゆれば、儛もしつらむ、

即レ覺レ夢而敬二神祇一、所以稱二賢后一、望レ烟而撫二黎元一、於レ今傳二聖帝一、

上は水垣宮御世の事、下は高津宮御世の事にて、みな其御段に出たり、后は君なり、(神功皇后の御事かとも聞ゆめれど、其は御夢のこと見えず、) 黎元は民をいふ、(後に崇神仁德と御謚を奉られしも、こゝの文の意なり、)

定レ境開レ邦、制二于近淡海一、正レ姓撰レ氏、勒二于遠飛鳥一、

上は志賀宮御代の事にて、近淡海は其都の國名なり、下は遠飛鳥宮御世の事なり、制勒とは、たゞ其宮に坐まして天下の政所聞看しをいふ、さて是までは、古の御々代々に聞え高き事どもをこれかれと拔出て、文飾に書るなり、

雖二步驟各異、文質不一レ同、莫レ不下稽レ古以繩二風猷於既頹一、照レ今以補中典教於欲上レ絶、

此は上件の事どもを取總てことわれるなり、步は徐に步むこと、驟は疾走ることにて、政も世々のさまに隨ひて、寬きと急なるとのかはりあるをいふなり、(三皇步五帝驟など云り、) 風

といふに同じくて、神代の事どもを語傳へたる說をいふなり、綿邈はとほくはるかなるをいふ、先聖は、神代の事を言傳へ記し傳へたる、古のかしこき人たちをいふ、立人とは、天照大御神を始て、各事依し賜ひしをいふなり、(大御神をしも人と申さむは、いかゞにも聞ゆれども、生神と云る對に、加へて書るのみなるべし、) 又思ふに、識といひ察といふを、伊邪那岐命伊邪那美命の御事としても見べし、其時は本敎は天神の命詔なり、先聖も天神を申すなり、

寔知懸鏡吐珠、而百王相續、喫劔切蛇、以万神蕃息歟、

懸鏡とは、天照大御神の天石屋にこもらし、時に、眞賢木の枝に八咫鏡を取掛しを云なるべし、(但し百王相續と云へ係て見れば、皇御孫命の天降坐むとせし時に、御魂として授賜ひしを云るかとも聞ゆれども、吐珠の上にあればいかゞあらむ、) 吐珠と喫劔とは、大御神と須佐之男命と誓坐し時の事なり、万神蕃息とは、須佐之男命の御子孫神たちのひろごり坐ることなり、

議安河而平天下、論小濱而清國土、

上句は、皇御孫命の天降坐むとする時に、八百万神を集へて議たまひしこと、下句は、建御雷神の伊那佐の小濱に降りて、大國主神を論ひ令伏て、天下を和し靜め賜ひし事なり、

是以番仁岐命、初降于高千嶺、神倭天皇、經歷于秋津島、

仁字は、邇牟の音を邇々の二音に用ひたるなり、然例多し、秋津島は大倭國をいふ、

化熊出爪、天劔獲於高倉、生尾遮徑、大烏導於吉野、

もさることとなし、されば本文と相比べて、序にこれらの語のあるは、返りて古傳にさる意なき證とすべき物にて、正實と虚飾とのけぢめいよゝ著明し、これを以ても大御國のこゝろばへの、漢籍のおもむきとははるかに異なるほどをもさとるべく、はた本文にはいさゝかも撰者の私をまじへざるほども知られて、いとたふとしかし、(或人問けらく、同じ安萬侶朝臣、後に書紀を撰ばしめたまへりしをりも、其事にあづかれりと云に、彼紀にも陰陽などの説はあり、又此序にもあれば、なほ此朝臣は此説を信用られつと見ゆるはいかゞ、答けらく、書紀撰ばれしは、舎人親王ぞ其事は執總たまへりしかば、あづかれりとても、安萬侶朝臣の意は論ふべきにあらず、又此朝臣の意は、縦やいかにもあれ、それにかゝはるべきにもあらず、たゞ古傳につきてこそは、ことわるべき物なれ、

所以出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身、

こゝに所以といひ、次々に、故といひ、寔知といひ、是以といひ、即といへる、みなさしも意あるにあらず、たゞ輕く看すぐすべし、さて伊邪那岐大神の、夜見國に幸行しを幽に入と云、顯國に還坐るを顯に出と云るなり、日月云々は、阿波岐原に御禊し賜へる時の事なり、下二句も同時の事ぞ、

故太素杳冥、因本敎而識孕土産島之時、元始綿邈、頼先聖而察生神立人之世、

太素も元始も、世のはじめを云なり、杳冥は、世の始のいと遠くておほゝしくさだかならぬをいふ、冥字、舊印本には窅と作り、それもあしからず、同意なり、本敎は、人に物を語り聞すを敎ふ

中々にくはしからぬひがこゝろえなり、すべてのさまをよく考るに、後に他人の僞り書る物にはあらず、決く安萬侶朝臣の作るなり、本文に似ず漢めきたることはこよなけれど、そのかみさばかり漢學を盛に好ませたまへりし世の事にしあれば、序の文は必如此さまに書つべきわざなるをや、○今此序を註するに、たゞ文章のかざりのみに書るところは、たゞ一わたり解釋て、委曲はいはず、其はみな漢ことにして、要なければなり、かくて末に至りて記の起りを述べ、書ざまをことわりなどせる處は、必よく意得おくべきことゞもなれば、委曲に云べし、

臣安萬侶言、夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形、

此は天地のいまだ剖れざりし前の狀を漢籍に云る趣もて云るなり、混元は混沌ともいひて、元氣未分也と註せり、既凝とは、分れむとするきざしあるなり、氣象は、天地を初め凡て氣と象とをいへり、

然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、

參神は、天之御中主高御産巣日神産巣日の三柱神を申す、即本文の始に出、造化は、漢籍に、天地陰陽の運行によりて、萬物の成出るをいへり、二靈は伊邪那岐伊邪那美二柱神を申す、群品は萬の物なり、此處の文二句づゝ對にかけり、次々もみな對句なり、さて此序の此あたりの文を見て、陰陽乾坤などの説を、古傳にも其意ありければこそ、撰者もかく取用ひられつらむを、ひたぶるに廢むこといかゞと思ふ人あるべけれど、然らず、もし古傳に其意あらむには、序文の短き間にすら、かくあまた云るほどなれば、本文にも必言べきわざなるに、本文に至ては、一字

古事記傳二之卷

本居宣長謹撰

古事記上卷 幷序

此標題、此處には古事記序とありて、古事記上卷といふことは、本文の首にあるべきを、合せてこゝに書て、本文のはじめには略けるなり、諸本みな同じ、(幷序はナラビニ序とも序ヲナラブともよめども、共に此方のものいひざまにあらず、此はかにかくに古言には訓がたし、されどこれらはいかに讀てもあるべし、又昔より序字の訓もなし、しひていはゞ、中昔より奥書といふことある、其はからぶみにて跋と云物なれば、是に准へて序をば、はしがき又ははしことばなどや云べからむ、)さて此序は、本文とはいたく異にして、すべて漢籍の趣を以て、其文章をいみしくかざりて書り、いかなれば然るぞといふに、凡て書を著りて上に献る序は、然文をかざり當代を贊稱奉りなどする、漢のおしなべての例なるに依れるなり、さて然漢文をかざるに引れては、其意旨もおのづから漢にて、或は混元既凝、あるは乾坤初分、あるは陰陽斯開、あるは齊五行之序などいふたぐひの語おほし、如此きことゞもをいはでは、文章みだてなきが故なり、抑此序にかゝる語どものあるを見て、ゆくりなく本文の旨を莫誤りそ、又本文のさまと甚く異なるをもて、序は安萬侶の作るにあらず、後人のしわざなりといふ人もあれど、其は

物をや、

もし强ひて求むとならば、きたなきからぶみごゝろを祓ひきよめて、清々しき御國ごゝろもて、古典どもをよく學びてよ、然せば、受行べき道なきことは、おのづから知てむ、其をしるぞ、すなはち神の道をうけおこなふにはありける、かゝれば如此まで論ふも、道の意にはあらねども、禍津日神のみしわざ、見つゝ默止えあらず、神直毘神大直毘神の御靈たばりて、このまがをもて直さむとぞよ、

上の件、すべて己が私のこゝろもていふにあらず、こと〴〵に古典に、よるところあることにしあれば、よく見む人は疑はじ、

かくいふは、明和の八年といふとしの、かみな月の九日の日、伊勢國飯高郡の御民、平阿曾美宣長、かしこみかしこみもしるす、

古事記傳一之卷　終

し、是は神事のみにもあらず、大かた常にもつゝしむべく、かならずみだりにすまじきわざなり、もし火穢るゝときは、禍津日神ところをえて、荒び坐ゆゑに、世中に萬の禍事はおこるぞかし、かゝれば世のため民のためにもなべて天下に、火の穢は忌まほしきわざなり、今の代には唯神事のをり、又神の坐地などにこそ、かつ〴〵も此忌は物すめれ、なべては然る事さらになきは、火の穢などいふをば、愚なることゝおもふ、なまさかしらなる漢意のひろごれるなり、かくて神御典を釋諭ふる世々の識者たちすら、たゞ漢意の理をのみ、うるさきまで物して、此忌の説をしも、なほざりにすめるは、いかにぞや

ほど〳〵にあるべきかぎりのわざをして、穏しく樂く世をわたらふほかなかりしかば、かくあるほかに、何の教ごとをかもまたむ、抑みどり兒に物教へ、又諸匠の物造るすべ、其外よろづの伎藝などを教ふることは、上代にも有けむを、かの儒佛などの教事も、いひもてゆけば、これらと異なることなきに似たれども、辨ふれば、同じからざることぞかし、

今はた其道といひて、別に教を受て、おこなふべきわざはありなむや、

然らば神の道は、からくにの老莊が意にひとしきかと、或人の疑ひ問へるに、答へけらく、かの莊老がともは儒者のさかしらをうるさみて、自然なるをたふとめば、おのづから似たることあり、されどかれらも、大御神の御國ならぬ、惡國に生れて、たゞ代々の聖人の説をのみ聞なれたるものなれば、自然なりと思ふも、なほ聖人の意のおのづからなるにこそあれ、よろづの事は、神の御心より出て、その御所爲なることをしも、えしらねば、大旨の甚くたがへる

ひたぶるに大命をかしこみゐやひまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくろひて、おのもおもの祖神を齋祭つゝ、

天皇の大御皇祖神の御前を拜祭坐がごとく臣連八十伴緒、天下の百姓に至るまで、各祖神を祭るは常にて、又天皇の、朝廷のため天下のために天神國神諸をも祭坐が如く、下なる人ども、事にふれては、福を求むと、善神にこひねぎ、禍をのがれむと、惡神をも和め祭り、又たまく〳〵身に罪穢もあれば、祓清むるなど、みな人の情にして、かならず有べきわざなり、然るを、心だにまことの道にかなひなば、など云めるすぢは、佛の敎へ儒の見にこそ、さることもあらめ、神の道には、甚くそむけり、又異國には、神を祭るにも、たゞ理を先にして、さまく〳〵議論あり、淫祀など云て、いましむることもある、みなさかしらなり、凡て神は、佛などいふなる物の趣とは異にして、善神のみにはあらず、惡きも有て、心も所行も然ある物なれば、惡きわざする人も福え、善事する人も、禍ることある、よのつねなり、されば神は、理の當不をもて、思ひはかるべきものにあらず、たゞその御怒を畏みて、ひたぶるにいつきまつるべきなり、されば祭るにも、そのこゝろばへ有て、いかにも其神の歡喜び坐べきわざをなも爲べき、そはまづ萬を齋忌清まはりて、穢惡あらせず、堪たる限美好物多に獻り、或は琴ひき笛ふき歌儛ひなど、おもしろきわざをして祭る、これみな神代の例にして、古の道なり、然るをたゞ心の至り至らぬをのみいひて、獻る物にもなすわざにもかゝはらぬは、漢意のひがことなり、さて又神を祭るには、何わざよりも先火を重く忌清むべきこと、神代ノ書の黄泉段を見て知ルべ

ども〳〵まれなり、後々はさらにもいはず、はやく周の代のほどにすら、諸侯といふきはの者も、これを破れるが多ければ、ましてつぎ〳〵はしられたり、姉妹などにさへ奸けし例もある物をや然るを儒者どもの、昔よりかく世人の守りあへぬことをば忘れて、いたづらなるさだめのみをとらへて、たけきことにいひ思ひ、又皇國をしひて賤しめむとして、ともすれば、古へ兄弟まぐはひせしことをいひ出て、鳥獸のふるまひぞとそしるを、此方の物知人たちも、是をばこゝろよからず、御國のあかぬことに思ひて、かにかくにいひまぎらはしつゝ、いまださだかに斷り說ることもなきは、かの聖人のさかしらを、かならず當然理と思ひなづみて、なほ彼にへつらふ心あるがゆゑなり、もしへつらふこゝろしなくば、彼と同じからぬは、なにごとかあらむ、抑皇國の古へは、たゞ同母兄弟をのみ嫌ひて、異母の兄弟など御合坐しことは、天皇を始め奉て、おほかたよのつねにして、今京になりてのこなたまでも、すべて忌ことなかりき、但し貴き賤きへだては、うるはしく有て、おのづからみだりならざりけり、これぞこの神祖の定め賜へる、正しき眞の道なりける、然るを後世には、かのから國のさだめを、いさゝかばかり守るげにて、異母なるをも兄弟と云て、婚せぬことになも定まりぬる、されば今世にして、其を犯さむこそ惡からめ、古へは古への定まりにしあれば、異國の制を規として、論ふべきことにあらず

いにしへの大御代には、しもがしもまで、たゞ天皇の大御心を心として天皇の所思看御心のまに〳〵奉仕て、己が私心はつゆなかりき、

世中に生としいける物、鳥虫に至るまでも、己が身のほど〴〵に、必あるべきかぎりのわざは、産巣日神のみたまに頼て、おのづからよく知てなすものなる中にも、人は殊にすぐれたる物とうまれつれば、又しか勝れたるほどにかなひて、知べきかぎりはしり、すべきかぎりはする物なるに、いかでか其上をなほ強ることのあらむ、教によらずては、えしらずえせぬものといはゞ、人は鳥虫におとれりとやせむ、いはゆる仁義禮讓孝悌忠信のたぐひ、皆人の必あるべきわざなれば、あるべき限は、教をからざれども、おのづからよく知てなすことなるに、かの聖人の道は、もと治まりがたき國を、しひてをさめむとして作れる物にて、人の必有べきかぎりを過て、なほきびしく教へたてむとせる強事なれば、まことの道にかなはず、故口には人みなこと〴〵しく言ながら、まことに然行ふ人は、世々にいと有がたきを、天理のまゝなる道と思ふは、いたくたがへり、又其道にそむける心を、人欲といひてにくむも、こころえず、そも〳〵その人欲といふ物は、いづくよりいかなる故にていできつるぞ、それも然るべき理にてこそは、出來たるべければ、人欲も即天理ならずや、又百世を經ても、同姓どち婚することゆるさずといふ制など、かの國にしても、上代より然るにはあらず、周の代のさだめなり、かくきびしく定めたる故は、國の俗あしくして、親子同母兄弟などの間にも、みだりなる事のみ常多くて、別なく治まりがたかりし故なれば、かゝる制のきびしきは、かへりて國の耻なるをや、すべて何の上にも、法の嚴きは、犯すもの、多きがゆゑぞかし、さて其制は制と立しかども、まことの道にあらず、人の情にかなはぬことなる故に、ゑたがふ人い

にはそこひもなく、人の智の得測度ぬ、深き妙なる理のこもれるを、其意をえしらぬは、かの漢國書の垣内にまよひ居る故なり、此をいではなれざらむほどは、たとひ百年千年の力をつくして、物學ぶとも、道のためには、何の益もなきいたづらわざならむかし、但し古書は、みな漢文にうつして書たれば、彼國のことも、一わたりは知てあるべく、文字のことなどしらむためには、漢籍をも、いとまあらば學びつべし、皇國魂の定まりて、たゞよはぬうへにては、害はなきものぞ、

故おのが身々に受行ふべき神道の教へなどいひて、くさ〴〵ものすなるも、みなかの道々のをしへごとをうらやみて、近き世にかまへ出たるわたくしごとなり、

こと〴〵しく秘説など云て、人えりして密に傳ふる類など、皆後世に僞造れることぞ、凡てよきことはいかにも〳〵世に廣まるこそよけれ、ひめかくして、あまねく人に知せず、己が私物にせむとするは、いとこゝろぎたなきわざなりかし、

あなかしこ、天皇の天下しろしめす道を、下が下として、己がわたくしの物とせむことよ、下なる者は、かにもかくにもたゞ上の御おもむけに從ひ居るこそ、道にはかなへれ、たとへ神の道の行ひの別にあらむにても、其を教へ學びて、別に行ひたらむは、上にしたがはぬ私事ならずや、

人はみな、産巣日神の御靈によりて、生れつるまに〳〵、身にあるべきかぎりの行は、おのづから知てよく爲る物にしあれば、

さて皇國の神は、今の現に御宇天皇の皇祖に坐て、さらにかの空き理をいふ類にはあらず、されぱかの漢籍なる神道は、不測くあやしき道といふこゝろ、皇國の神道は、皇祖神の、始め賜ひたもち賜ふ道といふことにて、其意いたく異なるをや、

さて其道の意は、此記をはじめ、もろ〳〵の古書どもをよく味ひみれば、今もいとよくしらるゝを、世々のものしりびとゞもの心も、みな禍津日神にまじこりて、たゞからぶみにのみ惑ひて、思ひとおもひ、いひとふことは、みな佛と漢との意にして、まことの道のこゝろをば、えさとらずなもある、

古へは道といふ言擧もなかりし故に、古書どもに、つゆばかりも道々しき意も語も見えず、故舍人親王を始め奉て、世々の識世ども、道の意をえとらへず、たゞかの道々しきことこちたく云る、から書の説のみ、心の底にしみ着て、其を天地のおのづからなる理と思居る故に、すがるとは思はねども、おのづからそれにまつはれて、彼方へのみ流れゆくめり、されば異國の道を道の羽翼となるべき物と思ふも、即其心のかしこへ奪はれつるなりけり、大かた漢國の説は、かの陰陽乾坤などをはじめ諸皆、もと聖人どもの己が智をもて、おしはかりに作りかまへたる物なれば、うち聞には、ことわり深げにきこゆれども、彼が垣内を離れて、外よりよく見れば、何ばかりのこともなく、中々に淺はかなることゞもなりかし、されど昔も今も世人の、此垣内に迷入て、得出離れぬこそくちをしけれ、大御國の説は、神代より傳へ來しまゝにして、いさゝかも人のさかしらを加へざる故に、うはべはたゞ淺々と聞ゆれども、實

高宮にもなり登るたぐひ、凡て貴賤き品さだまらず、鳥獸のありさまに異ならずなもありける、

そも此道は、いかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる道にもあらず、是をよく辨別て、かの漢國の老莊などが見と、ひとつにな思ひまがへそ、人の作れる道にもあらず、此道はしも、可畏きや高御産巣日神の御靈によりて、世中にあらゆる事も物も、皆悉に此大神のみたまより成れり、神祖伊邪那岐大神伊邪那美大神の始めたまひて、よのなかにあらゆる事も物も、此二柱大神よりはじまれり、天照大御神の受たまひたもちたまひ、傳へ賜ふ道なり、故是以神の道とは申すぞかし、

神道と申す名は、書紀の石村池邊宮の御卷に、始めて見えたり、されど其は只、神をいつき祭りたまふことをさして云るなり、さて難波長柄宮の御卷に、惟神者、謂隨神道亦自有神道也とあるぞ、まさしく皇國の道を廣くさしていへる始なりける、さて其由は、上に引ていへるが如くなれば、其道といひて、ことなる行ひのあるにあらず、さればたゞ神をいつき祭りたまふことをいはむも、いひもてゆけば一むねにあたれり、然るを、からぶみに、聖人設神道といふ言あるを取て、此方にも名けたりなどいふめるは、ことのこゝろしらぬみだり言なり、其故は、まづ神とさすもの、此と彼と始より同じからず、かの國にしては、いはゆる天地陰陽の不測く靈きをさしていふめれば、たゞ空き理のみにしてたしかに其物あるにあらず、

天津日嗣の高御座は、

天皇の御統を日嗣と申すは、日神の御心を御心として、其御業を嗣坐が故なり、又その御座を高御座と申すは、唯に高き由のみにあらず、日神の御座なるが故なり、日には、高照とも高日とも日高とも申す古語のあるを思へ、さて日神の御座を、次々に受傳へ坐て、其御座に大坐ます天皇命にませば、日神に等く坐こと決し、かゝれば、天津日神のおほみうつくしみを蒙らむ者は、誰しか天皇命には、可畏み敬び尊みて、奉仕らざらむ、

あめつちのむた、ときはにかきはに動く世なきぞ、此道の靈く奇く異國の萬の道にすぐれて、正しき高き貴き徵なりける、

漢國などは、道てふことはあれども、道はなきが故に、もとよりみだりなるが、世々にますます亂れみだれて、終には傍の國人に、國はこと〲くうばはれはてぬ、其は夷狄といひて卑めつゝ、人のごともおもへらざりしものなれども、いきほひつよくして、うばひ取つれば、せむすべなく天子といひて、仰ぎ居るなるは、いともいともあさましきありさまならずや、かくても儒者はなほよき國とやおもふらむ、王のみならず、おほかた貴きいやしき統さだまらず、周といひし代までは、封建の制とかいひて、此別ありしがごとくなれど、それも王の統かはれば、下までも共にかはりつれば、まことは別なし、秦よりこなたは、いよゝ此道たゝず、みだりにして、賤き奴の女も、君の寵のまに〱、忽に后の位にのぼり、王の女をも、すぢなき男にあはせて、耻ともおもへらず、又昨日まで山賤なりし者も、今日はにはかに、國の政とる

にもなり、亡びうせもする、古へよりの風俗なり、さて國を取むと謀りて、えとらざる者をば、賊といひて賤しめにくみ、取得たる者をば、聖人といひて尊み仰ぐめり、さればいはゆる聖人もたゞ賊の爲とげたる者にぞ有ける、掛まくも可畏きや吾天皇尊はしも、然るいやしき國々の王どもと、等なみには坐まさず、此御國を生成たまへりし神祖命の、御みづから授賜へる皇統にまし〳〵て、天地の始より、大御食國と定まりたる天下にして、大御神の大命にも、天皇惡く坐まさば、莫まつろひそとは詔たまはずあれば、善く坐むも惡く坐むも、側よりうかゞひはかり奉ることあたはず、天地のあるきはみ、月日の照す限は、いく萬代を經ても、動き坐ぬ大君に坐り、故古記にも、當代の天皇をしも神と申して、實に神にし坐ませば、善惡き御うへの論ひをすてゝ、ひたぶるに畏み敬ひ奉仕ぞ、まことの道には有ける、然るを中ごろの世のみだれに、此道に背きて、畏くも大朝廷に射向ひて、天皇尊をなやまし奉れりし、北條義時泰時、又足利尊氏などが如きは、あなかしこ、天照日大御神の大御蔭をもおもひはからざる、穢惡き賊奴どもなりけるに、禍津日神の心はあやしき物にて、世人のなびき從ひて、子孫の末まで、しばらく榮え居しことよ、抑此世を御照し坐ます天津日神をば、必たふとみ奉るべきことをしれども、天皇を必畏こみ奉るべきことをば、しらぬ奴もよにありけるは、漢籍意にまどひて、彼國のみだりなる風俗を、かしこきことにおもひて、正しき皇國の道をえしらず、今世を照しまします天津日神、即天照大御神にましますことを信ず、今の天皇、すなはち天照大御神の御子に坐ますことを忘れたるにこそ、

ぬ物をや、後世の王の天命ぞといふをば、信ぬもの、古人の天命をば、まことゝ心得をるは、いかなるまどひぞも、古は天命ありて、後にはなきこそをかしけれ、或人、舜は堯が國をうばひ、禹も又舜が國を奪へりしなりといへるも、さも有べきことぞ、後世の王莽曹操がたぐひも、うはべはゆづりを受て嗣つれども、實は簒へるを以て思へば、舜禹などもさぞありけむを、上代は朴にして、禪れりと云なせるを、まことゝ心得て、國内の人どもみなあざむかれにけらし、かの莽操がころは、世人さかしくて、あざむかれざりし故に、惡きしわざのあらはれけむ、かれらが如くなる輩も、上代ならましかば、あはれ聖人と仰がれなましものを、

禍津日神の御心のあらびはしも、せむすべなく、いとも悲しきわざにぞありける、世間に、物あしくそこなひなど、凡て何事も、正しき理のまゝにはえあらずて、邪なることも多かるは、皆此の神の御心にして、甚く荒び坐時は、天照大御神高木大神の大御力にも、制みかね賜ふをりもあれば、まして人の力には、いかにともせむすべなし、かの善人も禍り、惡人も福ゆるたぐひ、尋常の理にさかへる事の多かるも、皆此神の所爲なるを、外國には、神代の正しき傳説なくして、此所由をえしらざるが故に、たゞ天命の説を立て、何事もみな、當然理を以て定めむとすることそ、いとをこなれ、

然れども、天照大御神高天原に大坐々て、大御光はいさゝかも曇りまさず、此世を御照しましまし、天津御璽はたゞはふれまさず傳はり坐て、事依し賜ひしまに〳〵、天の下は御孫命の所知食て、異國は、本より主の定まれるがなければ、たゞ人もたちまち王になり、王もたちまちたゞ人

よく辨へつることなれば、今いはず、漢國の天命の説は、かしこき人もみな惑ひて、いまだひがことなることをさとれる人なければ、今これを論ひさとさむ、抑天命といふことは、彼國にて古に、君を滅し國を奪ひし聖人の、己が罪をのがれむために、かまへ出たる託言なり、まことには、天地は心ある物にあらざれば、命あるべくもあらず、もしまことに天に心あり、理もありて、善人に國を與へて、よく治めしめむとならば、周の代のはてかたにも、必又聖人は出ぬべきを、さもあらざりしはいかにぞ、もし周公孔子にして、既に道は備れる故に、其後は聖人を出さずといはむも、又心得ず、かの孔丘が後、其道あまねく世に行はれて、國よく治まりたらむにこそ、さもいはめ、其後しもいよゝ、其道すたれはてゝ、徒言となり、國もます〳〵みだれつる物を、今はたれりとして、聖人をも出さず、國の厄をもかへりみず、つひに秦始皇がごと荒ぶる人にしも與へて、人草を苦しめしは、いかなる天のひがこゝろぞ、いと〳〵いぶかし、始皇などは、天のあたへしに非る故に、久しくはえたもたず、ともいひ枉べけれど、そも暫にても、さる惡人にあたふべき理あらめやも、又國をしる君のうへに、天命のあらば、下なる諸人のうへにも、善惡きしるしを見せて、善人はながく福え、惡人は速けく禍るべき理なるを、さはあらずて、よき人も凶く、あしき人も吉きたぐひ、昔も今も多かるはいかに、もしまことに天のしわざならましかば、さるひがことはあらましや、さて後世になりては、やうやく人心さかしきゆゑに、國を奪ひて天命ぞといふをば、世人の諸なはねば、うはべは禪らせて取こともあるをば、よからぬことにいふめれど、かの古の聖人どもも、實は是に異なら

天皇尊の大御心を心とせずして、己々がさかしらごゝろを心とするは、漢意の移れるなり、さてこそ安けく平けくて有來し御國の、みだりがはしきことできつゝ、異國にやゝ似たることも、後にはまじりきにけれ、

いともめでたき大御國の道をおきながら、他國のさかしく言痛き意行を、よきことゝして、ならひまねべるから、直く清かりし心も行ひも、みな穢惡くまがりゆきて、後つひには、かの他國のきびしき道ならずては、治まりがたきが如くなれるぞかし、さる後のありさまを見て、聖人の道ならずては、國は治まりがたき物ぞと思ふめるは、しか治まりがたくなりぬるは、もと聖人の道の蔽なることを、えさとらぬなり、古への大御代に、其道をからずて、いとよく治まりしを思へ

そも〳〵此天地のあひだに、有とある事は、悉皆に神の御心なる中凡て此世中の事は、春秋のゆきかはり、雨ふり風ふくたぐひ、又國のうへ人のうへの吉凶き萬事、みなことごとに神の御所爲なり、さて神には、善もあり惡きも有て、所行もそれにしたがふなれば、大かた尋常のことわりを以ては、測りがたきわざなりかし、然るを世人、かしこきもおろかなるもおしなべて、外國の道々の說にのみ惑ひはてゝ、此意をえしらず皇國の學問する人などは、古書を見て、必知べきわざなるを、さる人どもだに、えわきまへ知ざるは、いかにぞや、抑吉凶き萬の事を、あだし國にて、佛の道には因果とし、漢の道々には天命といひて、天のなすわざと思へり、これらみなひがことなり、そが中に佛道說は、多く世の學者の、

道々しきことをのみ云あへるなり、儒者はこゝをえしらで、皇國をしも、道なしとかろしむるよ、儒者のえしらぬは、萬に漢を尊き物に思へる心は、なほさも有なむを、此方の物知人さへに、是をえさとらずて、かの道てふことある漢國をうらやみて、強てここにも道ありと、あらぬことゞもをいひつゝ、爭ふは、たとへば、猿どもの人を見て、毛なきぞとわらふを、人の耻て、おのれも毛はある物をといひて、こまかなるをしひて求出て見せて、あらそふが如し、毛は無きが貴きをえしらぬ癡人のしわざにあらずや、

然るをやゝ降りて、書籍といふ物渡來て、其を學びよむ事始まりて後、其國のてぶりをならひて、やゝ萬のうへにまじへ用ひらるゝ、御代になりてぞ、大御國の古の大御てぶりをば、取別て神道とはなづけられたりける、そはかの外國の道々にまがふがゆゑに、神といひ、又かの名を借りて、こゝにも道とはいふなりけり、

神の道としもいふ所由は、下につばらかにとく

しかありて御代々々を經るまゝに、いやます／＼に、その漢國のてぶりをしたひまねぶこと、盛になりもてゆきつゝ、つひに天の下所知看す大御政もはら漢樣に爲はてゝ、

難波の長柄宮、淡海の大津宮のほどに至りて、天の下の御制度も、みな漢になりき、かくて後は、古の御てぶりは、たゞ神事にのみ用ひ賜へり、故後代までも、神事にのみは、皇國のてぶりの、なほのこれることおほきぞかし、

青人草の心までぞ、其意にうつりにける、

をきはめつくしたりと思ふよ、これはた世人をなつけ治めむための、たばかり事ぞ、そもそも天地のことわりはしも、すべて神の御所爲にして、いとも〱妙に奇しく、靈しき物にしあれば、さらに人のかぎりある智りもては、測りがたきわざなるを、いかでかよくきはめつくして知ることのあらむ、然るに聖人のいへる言をば、何ごともたゞ理の至極と、信たふとみをることいと愚なれ、かくてその聖人どものしわざにならひて、後々の人ども、よろづのことを己がさとりもておしはかりごとするぞ、彼國のくせたる、大御國の物學びせむ人、是をよく心得をりて、ゆめから人の說になまどはされそ、すべて彼國は、事每にあまりこまかに心を着て、かにかくに論ひさだむる故になべて人の心さかしだち惡くなりて、中々に事をしこらかしつゝ、いよゝ國は治まりがたくのみなりゆくめり、されば聖人の道は、國を治めむために作りて、かへりて國を亂すたねともなる物ぞ、すべて何わざも、大らかにして事足ぬることは、さてあるこそよけれ、故皇國の古は、さる言痛き敎も何もなかりしかど、下が下までみだるゝことなく、天下は穩に治まりて、天津日嗣いや遠長に傳はり來坐り、さればかの異國の名にならひていはゞ、是ぞ上もなき優たる大き道にして、實は道あるが故に道てふ言なく、道てふことなけれど、道ありしなりけり、そをことゞ〱しくいひあぐると、然らぬとのけぢめを思へ、言擧せずとは、あだし國のごと、こちたく言たつることなきを云なり、譬ば才も何も、すぐれたる人はいひたてぬを、なま〱のわろものぞ、返りていさゝかの事をも、ことゞ〱しく言あげつゝ、ほこるめる如く、漢國などは、道ともしきゆゑに、かへりて

めと、人に奪はるまじきかまへとの、二にはすぎずなもある、そも〳〵人の國を奪ひ取むと、はかるには、よろづに心をくだき、身をくるしめつゝ、善ことのかぎりをして、諸人をなつけたる故に、聖人はまことに善人めきて聞え、又そのつくりおきつる道のさまも、うるはしくよろづたらひて、めでたくは見ゆめれども、まづ己からその道に背きて、君をほろぼし、國をうばへるものにしあれば、みないつはりにて、まことはよき人にあらず、いともいとも惡き人なりけり、もとよりしか穢惡き心もて作りて、人をあざむく道なるけにや、後人も、うはべこそたふとみしたがひがほにもてなすめれど、まことには一人も守りつとむる人なければ、國のたすけとなることもなく、其名のみひろごりて、つひに世に行はるゝことなくて、聖人の道は、たゞいたづらに、人をそしる世々の儒者どもの、さへづりぐさとぞなれりける、然るに儒者の、たゞ六經などいふ書をのみとらへて、彼國をしも、道正しき國ぞと、いひのゝしるは、いたくたがへることなり、かく道といふことを作りて正すは、もと道の正しからぬが故のわざなるを、かへりてたけきことに思ひいふこそをこなれ、そも後人、此道のまゝに行なはゞこそあらめ、さる人は、よゝに一人だに有がたきことは、かの國の世々の史どもを見てもしるき物をや、さて其道といふ物のさまは、いかなるぞといへば、仁義禮讓孝悌忠信などいふこちたき名どもを、くさ〴〵作り設て、人をきびしく教へおもむけむとぞすなる、さるは後世の法律を、先王の道にそむけりとて、儒者はそしれども、先王の道も、古の法律なるものをや、また易などいふ物をさへ作りて、いともこゝろふかげにいひなして、天地の理

其はたゞ物にゆく道こそ有けれ、

美知とは、此記に味御路と書る如く、山路野路などの路に、御てふ言を添たるにて、たゞ物にゆく路ぞ、これをおきては、上代に、道といふものはなかりしぞかし、

物のことわりあるべきすべ、萬の教へごとをしも、何の道くれの道といふことは、異國のさだなり、

異國は、天照大御神の御國にあらざるが故に、定まれる主なくして、狹蠅なす神ところを得て、あらぶるによりて、人心あしく、ならはしみだりがはしくして、國をし取つれば、賤しき奴も、たちまちに君ともなれば、上とある人は、下なる人に奪はれじとかまへ、下なるは、上のひまをうかゞひて、うばゝむとはかりて、かたみに仇みつゝ、古へより國治まりがたくなも有ける、其が中に、威力あり智り深くて、人をなつけ、人の國を奪ひ取て、又人にうばゝるまじき事量をよくして、しばし國をよく治めて、後の法ともなしたる人を、もろこしには聖人とぞ云なる、たとへば、亂れたる世には、戰にならふゆゑに、おのづから名將おほくいでくるが如く、國の風俗あしくして、治まりがたきを、あながちに治めむとするから、世々にそのすべをさま〳〵思ひめぐらし、爲ならひたるゆゑに、しかかしこき人どももいできつるなりけり、然るをこの聖人といふものは、神のごとよにすぐれて、おのづからに奇しき德あるものと思ふは、ひがことなり、さて其聖人どもの作りかまへて、定めおきつることをなも、道とはいふなる、かゝれば、漢國にして道といふ物も、其旨をきはむれば、たゞ人の國をうばゝむがた

天つ神の御心を大御心として、
何わざも、己命の御心もてさかしだち賜はずて、たゞ神代の古事のまゝに、おこなひたまひ
治め賜ひて、疑ひおもほす事しあるをりは、御卜事もて、天神の御心を問して物し給ふ、
神代も今もへだてなく、
たゞ天津日嗣の然ましますのみならず、臣連八十件緒にいたるまで、氏かばねを重みして、
子孫の八十續、その家々の職業をうけつがひつゝ、祖神たちに異ならず、只一世の如くにし
て、神代のまゝに奉仕れり、
神ながら安國と、平けく所知看しける大御國になもありければ、
書紀の難波長柄朝廷御卷に、惟神者、謂隨神道亦自有神道也とあるを、よく思ふべし、
神道に隨ふとは、天下治め賜ふ御しわざは、たゞ神代より有しまに〳〵物し賜ひて、いさ
ゝかもさかしらを加へ給ふことなきをいふ、さてしか神代のまに〳〵、大らかに所知看せ
ば、おのづから神の道はたらひて、他にもとむべきこともなきを、自有神道とはいふなりけり、
かれ現御神と大八洲國しろしめすと申すも、其御世々々の天皇の御政、やがて神の御政な
る意なり、萬葉集の歌などに、神隨云々とあるも、同じこゝろぞ、神國と韓人の申せりしも、諸
にぞ有ける、
古への大御世には、道といふ言擧もさらになかりき、
故古語に、あしはらの水穗の國は、神ながら言擧せぬ國といへり、

なる故に、くだ〳〵しけれど、かく委曲に辨へ云なり〕

◎直毘靈（此篇は、道といふことの論ひなり〕

皇大御國は、掛まくも可畏き神御祖天照太御神の、御生坐る大御國にして、萬國に勝れたる所由は、先こゝにいちじるし、國といふ國に、此大御神の大御德かゞふらぬ國なし、

大御神、大御手に天つ璽を捧持して、御代御代に御しるしと傳はり來つる、三種の神寶は是ぞ、

萬千秋の長秋に、吾御子のしろしめさむ國なりと、ことよさし賜へりしまに〳〵、天津日嗣高御座の、天地の共動かぬことは、既くこゝに定まりつ、

天雲のむかぶすかぎり、谷蟆のさわたるきはみ、皇御孫命の大御食國とさだまりて、天下にはあらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、いく萬代を經とも、誰しの奴か、大皇に背き奉む、あなかしこ、御代御代の間に、たま〳〵も不伏惡穢奴もあれば、神代の古事のまに〳〵、大御稜威をかゞやかして、たちまちにうち滅し給ふ物ぞ、

千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも、大御神の御子とましまして、御世御世の天皇は、すなはち天照大御神の御子になも大坐ます、故天つ神の御子とも、日の御子ともまをせり、

詔云、豊葦原之水穗國者、云々有祁理告而、また詔云、此地者云々甚吉地詔而なども書り、(他も凡てこれらの格に傚て訓べきことしるし、) 出雲國造神賀詞に、乃大穴持命之申給久、云々申天、また遷却祟神祝詞に、諸神等皆量申久、天穗日之命乎遣而、平氣武止申支、また續紀宣命に、云天在良久、云々云利、また謀家良久、云々等謀家利、また是東人波常爾云久、云々止云天などあり、歌にも萬葉九に、吾妹兒爾、告而語久、云々登、言家禮婆、十三に、里人之、吾丹吾樂、云々登、人曾告鶴、十七に、乎登賣良我、伊米爾都具良久、云々等曾、伊米爾都氣都流など、此外にもなほおほく見えて、みな如是き例なり、古語のみならず、中古の文もみな同じ、(古今集に、親王の云けらく、狩して天川原に至る、といふ心をよみて、盃はさせと云ければ、土左日記に、かぢとりの云やう、黒き鳥のもとに、白き波をよすとぞ云、源氏物語、玉葛巻に、此男どもを召取て、かたらふことは、おもふさまになりなば、同じ心に、いきほひをかはすべきことなどかたらふになどあり、なほおほかり、) 必訓添べき辭なり、(今文章をかゝむにも、必此格を違ふまじきなり、然るを今世人の心には、首に既に置たる辭を、文終にも二たび云むは、同言の重なりて、煩はしく、拙きぞと思ひて、終なるをば畧きて、たゞ登とのみ訓結むめり、其は中々に近世の、からぶみよみのさかしらにて、ひがことなり、漢籍も古き訓點の本には、皆トイヘりなどゝ、訓附たるをや、たゞ登とのみ云とぢめたるは、古今集に、此歌は、或人の云く、柿本人まろがなりと、又ならのみかどの御歌なりと、これら一二のみなり、抑これらは、歌の左注にて、其下に語なければ、なほ聞ぐるしくもあらぬを、其下になほ語のある處を、登とのみ云ては、上も下もとゝのはぬ語となるぞかし、是は凡て今世人は、さかしら心にて、誤る事

なり、何れも字のまゝに訓むは、此方の詞つきにあらず、

〔詔之〕〔告之〕〔白之〕（これらの之字を、延佳本にはみな云と作り、それもさることなれども、諸本ともにみな之とある故に、今は其に依り、）〔告言〕〔白言〕〔問曰〕〔答曰〕〔答詔〕〔答告〕〔答言〕〔答白〕〔誨告〕〔誨曰〕〔議云〕〔議白〕凡てかゝるたぐひ、字のまゝに尋常の如く訓むは、古語のさまにあらず、詔之告之などは、續紀宣命に、詔賜都良久云々、勅豆良久云々、などあるに依て訓べく、白之白言などは、上卷に白都良久云々、とあるに依て訓べく、議云議白などは、宣命に謀家良久云々、とあるに依て訓べし、（都良久は都流なり、家良久は祁流なり、）大かたこれらに准へて、問曰は斗比祁良久、答曰は許多閇祁良久、答詔は許多閇多麻比都良久、誨告は袁志閇多麻比都良久、など、訓べし、又都良久祁良久と云て、煩はしからむ處などは、詔之などは、能理多麻波久、白言などは、麻袁佐久と訓まむも宜し、又答は、字のまゝに許多閇と訓ては、煩はしき處多し、其はたゞ答詔は能理多麻波久、答白は麻袁佐久などゝも訓べし、又告字は、古書ともに、能流てふ言に用ひたる故に、此記にては、詔字と同じ意に用ひたれば、訓も詔と全同じ、さて又右の字ども何れも／＼、其下なる語の短きなどは、下より回りて、詔之は云云登詔多麻布、問曰は云々登問、など、も訓べし、左右に其處の勢によるべきなり、

〇凡て詔云々、曰云々、白云々などある文を訓には、先初に詔曰白とよみて、その云々の語の終に、又ふたゝび、登能理多麻布、登伊幣理、多麻袁須、など云辭を訓附るぞ古語の格なる、古書は皆漢文格に書る故に、終には其字を置ざれども、古語のまゝに書る物には、皆此辭あり、記中には、

のみいへり、【然而】斯加志弖と訓べし、(漢籍にて斯加宇志弖と訓は、音便に宇の添りたる俚言なり、)佐弖とも訓べし、萬葉に然而毛と云る例あり、斯加を切めて佐といふ、常のことなり、(それに取ては、佐弖は斯加弖なれば、こと足はぬに似たれども、然らず、佐弖は、斯加阿理弖の切まりたるなり、阿を省て斯加理弖となるを、又その理の省かりて、佐弖とはなれる、おのづからの勢なり、もし然らば、斯加理弖と訓べしともいはむか、されど然訓る例は見ず、)【然後】斯加志氐能知とも、佐弖能知とも訓べし、【以爲】淤母布また淤母本須と訓べし、(淤母本須を淤煩須、淤母本由を淤煩由と云は、音便に頽れたる辭なり、此記などの訓には、用ふべからず、)【所謂】伊波由流と訓べし、其は所有と同じ言格の辭なり、(是を漢籍訓と思ふ人あるべけれど、然らず、那良以前の古言なり、其故は、伊波由流は伊波流々、阿良由流は阿良流々、といふことなるに、流々を由流といふは、いと古の物言にて、萬葉などに此格多ければなり、然らば某といはゆると、下にこそ云べきに、いはゆる某といふは、いさゝか、おぼつかなけれど、中古の物語ぶみなどにも然云へれば、古よりして、然云ならへるなるべし、)【所由】由惠と訓べし、【所以】由惠と訓べし、【者也】多くは那理と訓べき處にあり、者字なきと同じことなり、又まれに神也の意に、迦微那理と訓べき處もあるなり、

【故於是】故爾といへると同じさまなり、迦禮許々爾と訓べし、【故是以】迦禮許々袁母弖と訓べし、書紀、天武御卷にも此辭あり、續紀の宣命にも多し、古き言なるべし、【何由以】那叙とも那杼とも伊加傳とも伊加爾志弖とも、語のさまによりて訓べし、何由何故何以などあるも、皆同じこと

那とも迦多美邇とも訓べき處あるなり、〔諸〕天神諸八百萬神諸、御子等諸などの如く、下にあることは古語なり。毛々呂々と訓べし、諸人諸國諸神などの如く、上にある類は、古語なると漢文なるとあるべし、諸人は、萬葉にも毛呂比登とあれば、古言なり、諸國などは漢文と見ゆ、書紀などにも、久爾具爾と訓り、然訓べし、諸神は迦微多知と訓べし、又久爾具爾の例に、迦微賀微とも訓べし、(毛呂加微と訓はひがことならむ、)凡て毛呂某とは、云べきと云まじきと有べく、毛呂毛呂能某とは、何にもいふべきなり、

〔於是〕許々爾と訓なり、(今俗言に曾許傳といふ勢の處に用る辭なり、)上卷に在于此處と云べきを、於是有と書る處あり、こはなべての例に異なり、記中如此狀のこと往々あり、〔是以〕許々袁母弖と訓なり、此辭は、本よりの皇國言とは聞えず、其初漢籍を讀ために、設けつる物なるべし、されど其はいと古のことゝ聞えて、いひざまいと古し、許禮袁といはずして、許々袁と云は、古の物言なり、(凡て古は、曾禮を曾許、許禮を許々といへること多し、萬葉に、曾禮由惠爾と云べきを、曾許由惠爾といひ、許禮袁思閇婆と云べきを、許々毛閇婆といへる類なり、さて今世漢籍をよむに、是以を許々袁母弖とよむは、たま〳〵古訓ののこれるなり、此外も那良より以前の古言の、此方の古書には漏たるが、漢籍讀にのこれる、往々あり、心をつくべし、)〔故爾〕迦禮許々爾と訓べし、故は輕く用ひたる辭なり、〔即爾〕爾字は捨て讀まじきなり、〔爾即〕これも爾字はよむべからず、〔云爾〕中卷に只一あり、語終に、たゞ伊布と訓べき處なり、爾字捨て讀べからず、〔如此〕迦久と訓なり、迦久能碁登といふも、朝倉宮天皇の大御歌にも見えて、古言なり、されどなべては、迦久と

る處もあり、また天菩比神是可遣、また八重言代主神是可白、などの類の是字、漢文の格に似たれども、然にはあらず、古語なり、許禮と訓べし、(こはまづ其名を顯はして、さて是神云々といふに同じ、委くいふときは、天菩比神と云神あり、是神遣べしといはむが如し、漢文に此字を置意とは異なり、)〔其〕つねの如く曾能と訓べし、但し此字あまり繁く置たれば、中には捨て讀まじきもあり、又彼字と相通はして、共に曾能とも加能とも訓べき處あり、又許能と訓て宜しき處もあり、また上に云る物を指て、曾禮といふに、此字を用ひたる處あり、如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也、などある是なり、(中昔の物語書にも、人名などを出して、曾禮云々といへること多し、同格なり、古語なるべし、)〔相〕阿比と訓べきこと常の如し、此字いとおほし、中に捨てよむまじきもあるべし、〔竟〕袁波理弖又袁閇弖又波弖々など訓べし、又然訓ては煩はしき處もある、其は捨て讀まじきなり、〔訖〕竟字と全同じさまに用ひたり、訓べきさまも同じ、〔至〕おほくはたゞ麻傳と訓べし、伊多流麻傳と訓べき處は、いと稀なり、また八拳須至于心前、こは至到といふ意なり、(其故は須の心前にとゞき至る齡になれるまでといふ意にて、伊多流は須の心前に至るなり、麻傳は然る齡になるまでなり、然れば是は、常にたゞ麻傳といふことを、伊多流麻傳といふとは異なり、)〔到〕常のごと伊多流と訓べきもあり、又由久、伊傳麻須など訓べき處もあり、〔臨〕此字多くは漢文の格にて用ひたり、其は常の如く能叙牟と訓ては、古語にあらず、臨產時とあるは、產時爾那理弖、懷妊臨產とあるは、懷妊阿禮麻佐牟登須など、其語の狀にしたがひて訓べし、〔各〕つねの如く淤々能々、また淤能母淤能母と訓て可き處もあり、又語のさまによりて、阿比とも美

字と、用ひざま全同じ、また八尺勾璁鏡及草那藝劍亦常世思金神、また國造亦和氣及稻置など、、一連の内に、及ど亦とを重ねても云る、只同じ用ひざまなるを以て知べし、(但しこれらに、同じ亦字を二は用ひずして、一は及字を用ひたるを思へば、當時既く漢文訓のうつりにて、か、る處を淤余毘とよむことも有し故に、麻多てふ辭の重なりて、かしかましさに、一は淤余毘と讀しめむの心にて、及字を書るにもあらむか、もし然らば、他なるをも、みな然訓むこと、何かあらむともいふべけれど、なほわろし。)但し麻多と訓て勢あしからむは、其語のさまに隨ひて、登とも波多とも、下より返りて母とも訓べく、捨て讀までも有べし、左右に淤余毘とは訓まじきなり、〔可〕おほくはよのつねのごと倍志と訓て宜し、まれに可還を加幣理麻勢、と訓べきが如きもあり、〔勿〕不字の意に用ひたり、受と訓べし、書紀にもさる處おほし、(此字常には禁止之辭と注したる如く、那加禮と訓べき處に用へども、此記に用ひたるは然らず、みな不字なるべき處にあり。)其は云々するとなしと訓ても通ゆれども、なほ云々世受と訓て正しき處なり、(又非字と不字とは、用る格異なるを、此方の古書どもには、不字を用ふべき處に、非字を用ひたること多きも、此たぐひなり、〔雖〕杼母また登母と訓べし、(此字漢籍にて、伊閇杼母又伊布登母とよむ、それも古言なり、凡て古言に、伊布といふ辭を添ていへる例多し、後世の言にもあることなり、有ざることをなしといふべきを有ずといふこと無といふ類ひ是なり。)〔是〕許禮また許能と訓こと、常のごとし、又許禮を許とのみいふも、古言の一なり、(其を曾といひ、吾を和といふと同じ格なり。)又許禮を許々といへることも多し、(其を曾許といふに同じ。)また於是とあるべきを、是と一字に書

べきところとあるなり、〔且〕又字と同じ格に用ひたり、（字書に又也と注せる意なり、）麻多と訓べし、加都と訓むは非なり、凡て此字を訓に、麻多と加都との差別をいはゞ、漢籍に、君子有酒、多且旨と云ふが如きは多きがうへに、また旨くさへありといふ意なり、此意の且字は、何れも麻多と訓べし、加都と訓はあたらず、句頭にあるも同じことなり、（漢籍どもの古き本に、句頭にある且字を曾能字閇と訓ることあり、そはよくあたれり、）また我歌且謠と云るが如きは、（注に、曲台樂曰歌、徒歌曰謠とありて、歌と謠と異なるなり、）歌ひもし、又謠ひもする意なり、かくさまの意の且字は、麻多と訓ても加都と訓ても宜きなり、此二、漢文にては同じ格なれども、此方の言につして訓には、かく差別あり、其中に、麻多は廣ければ、何れにもわたるを、加都はたゞ、（此をしながら、又彼をもするが如きをいふ辭にて、（伊勢物語に、かつ恨みつゝなほぞ戀しと云ふが如き、恨めしくもありながら、又戀しくもあるなり、是にて加都の意をさとるべし、）其意ならぬ處にはかなはずと知べし、（然るを近世の人は、此差別をしらずて、且字をば、すべてみな加都と訓ならへる故に、麻多と訓べきを、加都と訓ても、違はぬがごとおぼえたるは、誤訓に口なれ耳なれたるがゆゑなり、）抑漢文の且字を訓誤るから、皇國文をかくにも誤りて、用ふまじき處に、加都といふ辭を用ふ人多かる故に、今かく委くは辨へおくなり、此記なる且字は。たゞ又字書ると同じことぞと意得るばがりぞ、但し麻豆と訓べき處一二あり、（其由は其處にいふべし、）〔及〕某及某とある及字、麻多と訓べし、淤余毘と訓は漢文訓にして、古語にかなはず、抑麻多と訓べき所由は、天若日子之父天津國玉神及其妻子とありて、又次には、天若日子之父亦其妻とある、及字と亦

の所生などの所字と、同格なれども、語は不知可出之處と書意なれば、登許呂と訓べし、下卷高津宮段に、女鳥王之所坐とあるも、坐處の意なれば同じ、〔耳〕記中此字、皆漢文の格によりて置たれば、常の如く能美と訓ては、古語にかなはず、別に訓べき格あり、例を一二擧て喩さむ、欲奪吾國耳、こは吾國袁奪欲登爾許曾阿禮と訓べし、愛友故弔來耳、こは愛友那禮許曾弔來都禮と訓べし、(那禮許曾は、那禮婆許曾といふ意なり、)起邪心之表耳、こは邪心袁起世流表爾許曾阿禮と訓べし、是者無異事耳、こは是者異事無許曾と訓べし、如此訓て、何れも許曾と云に、耳の意はあるなり、其は地矣阿多良斯登許曾、我那勢之命爲如此とあるは、以地爲可惜故、我那勢之命爲如此耳、と云たらむと、全同意なるを以曉るべし、抑此字、能美とは訓まじき所以は如何といふに、凡て皇國語には、能美は、中間にのみ在ことにて、終を此辭にて結むることはなければ、古語にかなはざるなり、(然るを能美と結めたらむも、古語に違ふことあらじと思ふは、漢籍讀にのみ口なれ耳なれたる、後世人のひが心なり、) 書紀允恭御卷歌に、多儾比等用能未、萬葉十一に、但一耳、など結めたるあれど、これらは、唯一夜唯一人而已にして、二夜に及ばず、二人と無しといふ意にて、能美てふ辭いと重ければ、漢文の輕く云捨たる耳とは異なり、(然らば古より此字に、能美といふ訓のあるは、いかなる故ぞと云に、漢文にて此字は、語決辭と云て、何れも其事に決まりて、他にわたる疑なき意なる處に置る故なり、されば漢文にては、此訓かなはざるにあらず、然れども然る處に能美といふ辭を置こと、皇國の語にあらざるなり、凡て言の意は同じきも、置處用ひざまなどの此方と彼國と差あることをよく辨へて、萬の詞は用ふべきものぞ、)〔亦〕麻多と訓むところと、母と訓

ふべし、下に思所念とあれば、欲字は、淤母布とも本理須ともいかでか訓べき、漢籍にては、凡て本須とよむ、こは本理須の訛れるなり、其中に、或は花に欲開欲落などいふ類は、此訓あたらぬことなり、凡て心無き物に、本理須とはいふべからず、是は字書に、將然也と注せる意なれば、開むとす、落むとすとこそ讀べけれ、此方の古書にても、凡て本理須とのみよむことゝ心得たるは、字書に、期願之辭と注せる方をのみ思ひて、又將然也と云る方をばしらざるなり、）〔以〕以云々とあるは、おほく袁と訓べし、云々以とあるほ、多く弖と訓べし、又余理弖と訓て宜き處も稀にあり、又尋常の如く訓處も多し、其中には、本よりの古語と、漢文訓の移れると有べし、是以などの以の用ひざま其初は漢文訓よりや出けむ、されど此類も、いと〳〵古よりいひなれつることゝ聞えて、辭つきいとふるく、萬葉の歌などにも多し、古言とすべし、さて其を、母ッ弖とよむは、後世の俚言なれば、云にたらず、母互と訓も略ける辭なり、正しくは母知弖と訓べし、中卷、歌に岐許志母知袁勢、下卷、歌に、加微能美弖母知、比久許登爾、萬葉二十に、麻蘇涅毛知、奈美太乎能其比、（これら後世ならば母弖といふべし、）又三に、我袖用手、將隱乎、（用字を書たれども、以の意なり、）石卜以而、十一に何有依以、これら母知弖てふ辭の例なり、（此外に萬葉中に、以持用などの字、母知と訓べきを、母弖と附たる多し、）但し同十に手折以而、十五に、奈爾毛能母弖加、伊能知都我麻之ともあれば、母弖と訓むも、ひがことにはあらず、〔所〕生を宇米流、成を那禮流といふが如き時に、此字を加へて、所生所成と書る例なり、此格の言、餘もみな然り、是を萬葉には、生有成有などゝ、有字を添て書り、（此格の所字を、登許呂と訓は、漢文訓にして、古語にあらず、）又不知所出、こは漢文の方は、右

へり、又是と如是と、本同言にして、迦禮は、如是有者の切まりたるなれば迦禮と訓も自通へり）又上巻に自爾とあるは、曾禮余理とも、許禮余理とも訓べく、中巻に爾祟とあるは、曾能多々理とも、許能多々理とも訓べし、〔乃〕須那波知と訓べし、（漢文にて、此字また爾字などを、古く伊麻志と訓り、そは汝の意とまぎれつるものなるべし、但し土左日記に、いまし羽根といふ所に來ぬ、又いましかもめ群集てあそぶ所ありなどいへり、）又只漢文の方にて置りと見ゆるもあり、然る處は、捨て讀まじきなり、〔即〕乃字と同じさまに用ひたり、訓べきさまも同じ、〔爲〕淤母本須また淤母布といふを、以爲とかき、また爲一字を書る處も一二あり、また爲直其禍而、かく用ひたる處あり、是は漢文には將字を用る格なり、また爲將出幸上國とも、將爲待攻而とも用ひたり、此格なる類多し、（漢文の格には異なる用ひざまなり、）〔將〕將罷、かくさまに用ひたり、萬葉にも此格に用ひて、みな將見將聞など書り、又將殺時、かくも用ひたり、此は漢文の訓に同じ、〔欲〕おほくは將字と同じ格に、たゞ牟と訓べし、欲爲力競などの類なり、書紀欽明御巻に爲欲熟喫、かくも訓り、又淤母布と訓べき處あり、欲罷妣國などの類なり、書紀にも多くかく訓り、（たゞ牟とのみ訓て宜き處をも、書紀には多くは、淤母布淤煩須など訓り、其も意は違ふことなけれども、語のいきほひに從ふべし、右の欲爲力競の如き、世牟登淤母布、また世麻久本理須など訓ても、意は同じことなれども、然訓べき處にはあらず、大かた此字、萬葉などには、かならず本流本理須といふに用ひたる故に、何れの書にても、必然訓べきことゝのみ心得たるは、ひがことなり、聖武紀の宣命に、欲奉造止思云々、光仁紀のにも、御躰欲養止奈母所念須、これら必牟とのみ訓、外はなきを思

泥婆閉婆禮婆の類は、由惠といふ意に通ふ例多ければ、（第四音よりつゞく婆は、故の意に通ふ多し、ゆけばなりけりといへば、ゆく故なりけりの意に通ひ、あればなりといへば、ある故なりといふに通ふが如し、）迦々禮婆は、如是有故といふに通ふを以て、此字を當たるなるべし、（また加良爾といふ辭、故といふ意に近ければ、加禮は、加良の活轉きたるかとも思へど、然にはあらじ、加良は別なるべし、さて又漢籍にて、句頭にある故字をば、加流賀由惠爾とよむは、是も加々流賀由惠爾を切めたる物なるべし、又句頭なる而字を、志加斯弖と訓例によらば、然るがゆゑにの志を省けるにもあらむか、【爾】此字は、殊に多く用ひたり、おほくは許々爾と訓べし、又處によりて、迦禮と訓て宜きもあるなり、抑此記の文法、すべて一連の語終りて、次の語の首には、かならず於是とも故とも、爾ともいへる、此三の辭を用ひたるさまを考へ合するに、たゞ其處の語の勢に隨ひ、調に任せて置るのみにして、必しも各異なる意のあるにはあらず、さればまた故爾とも、故於是とも、重ねても置る、其も同じことなり、但し右の三のうち、爾字は、於是とある處と同じ勢なる處に多く、また故爾と重ねたるは多くあれども、爾於是と重ねたる處は無し、これらを思へば、みな許々爾と訓べくして、迦禮とは訓まじきが如し、然れども又稀には、故字を置る勢と全同じくして、許々爾と訓むよりは、迦禮と訓が優れる處もあり、又あまり頻りて多かる處などは、棄て讀まじきもあるなり、（大かた爾とも、於是とも、故ともあるは、みな今の俚言に、曾許傳といふ勢なる處なり、爾字つねに曾能とも訓めば、曾許とおのづから意通へり、又爾時は、曾能登伎と訓ても、許能登伎と訓ても意通ふを、許能と許々と同じければ、許々爾と訓こと、おのづから字義にもかな

なり。）又たゞ漢文の助字なるもあり、〔乎〕夜とも、加とも、夜母とも、加母とも、語のさまに隨て訓べし、〔哉〕大かた乎字の訓に同し、（加那といふは、古言にあらず、奈良のころまでは、加那といへる辭なし、其は萬葉などにもみな、加母とよめり、まれに哉字をかけるも、加母と訓べし、加那と訓るは誤なり、書紀にも此字、伽夜また柯佞などゝ訓注あり、）〔也〕たゞ漢文の助字に用ひたり、其中に、那理と云て宜き處に置たるが多きなり、（漢籍にても、那理とよむべき處に多き故に、つひに此字の定まれる訓となれり、然れども奈良のころまでは、那理といふに、此字を定めて、用たることはなし、萬葉にも此字は、ヤの假字に用ひたるのみなり、那理には、有在とかけり、爾阿理の切まりたる辭なればなり、）〔歟〕よのつねの如く、疑ひたる處にて用ひ、また只焉字などゝ同じさまの助字にも置たり、書紀にも然例あり、〔焉〕たゞ漢文の方の助字なり、〔故〕語の下にあるは、由惠とも由惠爾とも訓こと、常の如し、（輕島宮段、大御哥に、志波邇波、邇具漏岐由惠云々、書紀雄略御巻、哥に、耶麼能謎能、故思麼古喩衛爾云々、かゝれば是もいと古き言なり、）又句頭にあるをば、迦禮と訓り、其は記中に殊におほし、其中に、此字の意にはあらずて、たゞ次の語を發すとて、於是などいふべき處に置るいと多し、それにつきて思ふに、迦禮は、迦々禮婆の切りたる辭ならむか、迦々禮婆は、如此有者にて、上を承て次の語を發す言なり、さて其を切めては、迦禮婆とこそいふべきに、婆をしも畧けるはいかにといふに、古語に婆を畧きて、婆の意なる例多し、（此例萬葉に多く見ゆ、別に出せり、又長哥に、奴禮婆都禮婆などゝ云べき處を婆を省きて、奴禮都禮などゝのみ云る例もあり、是も別に出す、）然てその迦禮に、故字を書るは、いかなる由ぞといふに、凡て祁婆

きさまをあげつらふ、

〔之〕能と訓こと尋常のごとし、但し必讀べきと、必讀まじきとあり、大凡用言に屬たるは、漢文の格なれば、捨て訓べからず、吾所生之子、また出向之時、これらなり、(この類を能とよむは、皇國語にあらず、後世人、かゝる處にも之を加へて云は漢籍讀の癖の移りたるにて、ひがことなり、)體言に屬たるは必讀べし、天之某國之某の類、淡路之穗之狹別など、如此さまの能てふ辭、讀添べき處には、丁寧に之字を書添て、古語を明らかにせり、後世に誤て、能を略てよむたぐひ、此記に依りて正すべし、(國之常立神を、クニトコタチと訛れるたぐひおほかり、)又一此方の昔の漢文に用ひならへる之字あり、凡て句終などに置る、漢人の書る格に違へるが、書紀などにも多きなり、そのたぐひ必訓べからず、云云之などの之字も、よむべからず、また云字と互に寫し誤れる處多し、詔之を詔云とも作ける類なり、こは何れにても、古語の方にあづからざれば、訓ぬ例なり、〔於〕邇と訓字なり、於某と用ひたり、凡て古書に此格多し、〔者〕波と訓ことつねの如し、又於今者とあるは、たゞ伊麻と云に添たるなれば、別に者字はよむまじきなり、又者也とある者字も、訓べからず、〔而〕弖と訓ことつねのごとし、又從八十神之敎而、これらは志氐と訓て、爲而の意なり、(常に志氐と訓とは、意異なり、又常の如く、敎ニシタガヒテと訓も、古語に非ず、)また隨云云而とあるは、隨を麻爾麻爾と訓て、而字は訓べからず、(字は、シタガヒテとよむ漢文ざまに添て書るなり

〇凡て而字は、漢文にては句頭にあれども、御國にては、必言の下に附辭なり、)〔矣〕袁といふ辭に用ひたり、地矣阿多良斯登許曾などの如し、此例萬葉などにも多し、(後世には絕てなきこと

然るに宇比地邇上神須比地邇去神、此去聲たゞ一あるは、比地邇てふ同言の二ならびたる、一の邇は上聲、一の邇は去聲にて、忽に音の異なるが故なり、(此邇は土にて、本聲去なるを、比地邇神とつゞくによりて、一は上聲となれゝば、上と附たるは、他の例に同じきを、去と附たる方は、本聲なれば、附る例にはあらざれども、一の上聲に倣ひて讀むことを慮てなり、)又山津見てふ神名、つゞきて多く出たる所に、大山上津見、奥山上津見などは、聲を附け、淤縢山津見、闇山津見などは附ず、是は附ざる方は、山を本音のまゝに、平聲に讀べしとなり、又奥津島比賣命、市寸島上比賣命、これも然なり、(もしかの須比智邇に、去聲を附たる例によらば、これらも本音の方にも、山平島平と附べきことなるに、然らざるは如何といふに、彼は初にて、まがひやすきを、此は多くの山津見のならべる中に、附たると附ざるとまじはれゝば、附ざるは本音なること、さとりやすく、且上に既に彼例もあれば、疑なからむ、又奥津島比賣は、山津見の例にて、いよゝ明らかなるべし、)おほかた聲を附たる例かくの如し、抑神名などを讀にも、古はかく其聲の上下をさへに、正し示したるを以て、すべて語を嚴重にすべきことをさとるべし、後世人たゞよしなき漢意の理をのみさだして、語をばおほろかにして、心をつけむものとも思ひたらぬは、いかにぞや、

○いはゆる助字の類、記中用ひざま種々あり、或はたゞ漢文の方の助に置るのみにて、古語には關らぬもあり、或は漢文の方にはかゝはらずして、古語の方に用ひたるもあり、或は漢文のかたにて置るが、やがて古語にかなへるもあり、いづれも〳〵よのつねに漢籍にて讀とは、異なることおほし、故今こゝにその助字のたぐひ、又其餘も、常に出る字どもをも、此彼集め出して、訓べ

方の語も、彼に准へて云ば、平上去の三聲あり、(入聲はなし、其由は別に委くいふべし、) 契沖が云く、平上去の三聲を、一音の言にていはゞ、日は平、樋は上、火は去なり、毛は平、蹴は上、氣は去なり、二音の言は、橋は平、端は上、箸は去なり、弦は平、釣は上、鶴は去なり、此類にて意得べしといへり、此說の如くにて、平は上らず下らず平なる聲、上は上る聲、去は下る聲なり、(漢國にては、下といはずして、去といへれども、下る外なし、又今世の唐音の四聲は、訛れる者にて、實にたがへり、) 又同人の云く、鴨(鳥名)は平聲なるに、鴨川といふときは上聲、鴨社といふときは去聲なり、連きによりて、同言もかく聲變るなりといへり、かく言を連ね云とき、上なる言の聲のかはるのみならず、下なるも同じく變るなり、かの地名の鴨は、本は去聲なるを、下鴨といふときは、平聲になり、鳥の鴨は平聲なるを、眞鴨といふときは、上聲になるが如し、又四方の國々の音の異有て、同言も等からず、其は京畿のをもて正しとし、それに違へるを訛とすべし、さて記中に、讀音を示したるを考るに、上卷に多くして、中下卷にはいと〳〵稀なり、上卷にも神名に多し、其は常言と異にして、唱を訛ること多きが故なるべし、さて其は、其字訓の本聲のまゝに讀べき處には、附たることなし、たゞ言の連りて、聲の變る處に附たり、豐雲上野神の如き、雲はもと平聲なるを、雲野と連く故に、上聲になるを、訛て本の平聲に讀むことを思て、上聲と示したるなり、餘も是に倣て知べし、然らば上聲の、平聲去聲にかはる處も有べきに、平と去とは、附たる處なく、只上聲のみ見へたるは如何といふに、凡て言の連きて、本聲の變る例を考るに、平去の上聲にかはるが常多くして、上聲の平去に變るは、いと稀なり、故記中に、聲を附る中に、平去に附べき處は、おのづから無りけらし

袁波にあたる物はなし、助字はたゞ語を助くるのみにして、弖爾袁波の如く、こまかに意を分つまでには及ばぬものなり故助字はなくても、文意は聞ゆるなり、さて古記はみな漢文なれば、其を訓に弖爾袁波は、訓者の心もて定むるわざなるを、近世には、をさ〳〵其格まりを明らかに識れる人なくして、誤ること常多し、抑漢文の意をだにも得てよめば、其訓語も、意はいとしも違はざれども、弖爾袁波のとゝのひの違へらむは、雅語にはあらずかし、）その格どもをいはむには、種種のことありて、甚々長ければ、たやすく此にはつくし難し、故此は別に委曲にしるせる物あるなり、

○假字の清濁の事、上に云る如く、此記また書紀萬葉は、分て用ひたる中に、此記は殊に正しければ、嚴にその清濁を守りて讀べし、一といへども、私に輙く變讀べきにあらず、古と後世とは、清濁のかはれる言も多ければ、今世の言の例にはかゝはりがたければなり、（宮人里人の如き、宮人の比には、古書の假字何れもみな、清音の比をのみ書き、里人の比には、濁音の毘をのみ書り、然るを此類、凡て連言の下の言の頭は、皆濁る例と心得るがごときは、ひがことなり、其言によりて、清濁定まらざること、右のごとし、大方近きころ古學の徒、殊に濁音を好みて、濁るまじき言をも多く濁るを古言のごと思ふめるは、ひがことなり、たゞ古書の假字づかひをよく考合せて、よむべきわざぞかし、）

○古言の聲の上り下りの事、神御名などの内に、上字を小く書添たる處々あるは、漢國に定する四聲の目を假て、讀音の上下を示したるものなり、凡て漢語の音には、平上去入と四の別あり、此

も二柱と訓べし、如此一段の内に、同格の言を、古語と漢文とに書變たるも、古語の方を則として訓べき、凡ての例をしらせたるなり、他段に、神たちの數を擧たるも、或は若干神、或は若干柱と書たり、みな准へて訓べし、（中下卷に、御世々々の皇子たちの數をいへるも、みな若干柱と書り、さて又二柱神三柱神など、いへることあるを、柱字を畧きて、二神三神とも書る、此類は柱てふ言を添へ、また神字をも訓べし、其處の文のさまに隨ひて、かにもかくにもよむべし、）又全く一句などひたぶるの漢文にして、古語にはいと遠き書ざまなる處も、往々にあるなどは、殊に字には拘はるまじく、たゞ其意を得て、其事のさまに隨ひて、かなふべき古言を思ひ求めて訓べし、書紀神代卷に、顚眄之間、此云美屢摩沙可利爾とあるなど、其例なり、又崇峻御卷に、哀不忍聽と有を、イ。ト。ホ。シ。ガ。リ。タ。マ。ヒ。テ。と訓るなども、訓注はなけれども、其例にかなへり、凡て書紀の訓に古語多し、其は多く此記に本づき據て附たる物ぞと、卜部氏の釋にもいへる、信に然なり、文字にかゝはらぬ古き訓は、此記の言を取れるぞ多き、然るに今又此記の訓を求むるに返りて又書紀の訓を取べきことも多し、其は此記に漢文にのみ書て、假字書などにしたる處なくて、漏たる古語の、たま〳〵彼紀の訓にのこれることもあればなり、此記を訓べきこゝろばへ、大概上件の如し、なほ其處々にもいふべし、

○凡て言は、弖爾袁波を以て連接るものにして、その弖爾袁波によりて、言連接のさま〴〵の意もこまかに分るゝわざなり、かくて是を用るさま、上下相協ひて嚴なる格まりしあれば、今古記を古語に訓むにも、これをよく考へて、正しくすべきなり、（然るに漢文には助字こそあれ、弖爾

まゝに傳はれりと聞ゆる語も多く、又當時の語つきとおぼしき處もおほければ、悉く上代の語には訓がたし、さればなべての地を、阿禮が語と定めて、その代のこゝろばへをもて訓べきなり、

さて又意得べきことあり、同言のいく處にもあるを、一は委く書き、一は字を畧きたるは、委き方と相照して、略ける方をも、辭を添て訓べきなり、其例をいはゞ、成坐流神之御名者といふ語を、成神名とも、所成坐神名とも、所成神御名とも書たるが如き、所坐字、御字、たがひに略きもし詳くも書るにて、皆同語なり、(夜見國の汚穢に因て成れる、八十禍津日神にしも、所成坐と、坐字を添てかきて、其次の神たちには、天照大御神にすら、只所成とかきて、坐字を略きたる、是意ありて、ことさらにかく書る物にして、略ける方にも、必添て訓べき法をしらせたるなり、然るをこの格をさとらずして、ゆくりなく本の亂れ誤れる物とおもふは、ひがことなり、）また上巻に天照大御神の詔に、如拜吾前云々、中巻に大物主神の御言に、令祭我御前者云々、これも御字略ける方にも、必添て訓べきこと志るし、凡て御坐賜奉などの字は、多くは略けるに、往々又添ても書る處のあるを以て、餘をも准へ訓べし、又同言を、一は假字、一は漢文に書ることあり、其は漢文なる方をも、假字の方にならひて訓べし、立天浮橋とも書き、於天浮橋多々志ともかけるがごとし、(此立字の注に、訓立云多々志、としるせるは、凡て此類、假字書の方に倣ひて訓べき例を思はせたる物なり、）不伏人とも、麻都漏波奴人とも書る、是も同じ、又同じさまのことを、一は古語にかき、一は漢文の格に書ることあり、神世七代の注に、上二柱、獨神各云一代、次雙十神、各合二神云一代也、と書るが如き、二柱は古語、十神二神は漢文なれば、古語の方に倣ひて、十神をも十柱、二神を

ほかれども、それながらに皇國語のふりにかければ、漢ならざるなり、なほ中古の文の事も、別に委き論あり）但し古と後世と、もろ〳〵の言ことごとく異なるものにもあらず、中には神代も中古も今世も、全同くて、かはらぬ言も亦多かれば、其は必しも後世のいひざまに同じとて、避べきにあらず、（然るに後世の言と同じきをば嫌ひて、ことさらに曲て古めかさむとするときは、中々に强事になりて、正しからざること多し、近きころ古學するともがら、凡てなだらかに耳なれたる言をば、みな後世のさまと心得て、必めづらしく聞なれぬさまなるをのみ古言とするは、ひがことなり）さて又古書の中に、いかに考へても、眞の古言に訓がたきことあり、其はもと古言の傳はりたるを、後に漢字には移せるなれば、本の古言に復すに、難きことはあるまじきことわりなれども、漢文にうつし傳へて後、初の古言は絶て、つたはらぬも有べく、又皇國の上代は、萬の物にも事にも、あまり細に分て名稱をば著ず、なべての言語すくなくて、こと足れりしを、漢國などは、なべて言痛き風俗にて、何事にも、あまりなるまで細に名稱のあるなれば、此間にはたゞ大かたに言傳へ來つることも、文字に移すとき、其々の名稱のあるに當て書ることゞも、有べし、さる類は、本よりの古言は無けれども、すべて字音ながらは讀ざるならひなりしかば、其狀に從ひて、新に訓を造りしも有べし、（おほかた那良のころなどまでは、よろづの名稱なども、字音ながら唱ふることは、をさ〳〵なかりき、漢籍をよむにも、よまるゝかぎりは、訓によみき）其は眞の古言とは、おのづから同じからぬ物なれども、那良までに出來つるは、なほ古言と定めて、えさらぬ時は用ふべし、さて又此記は、彼阿禮が口に誦習へるを錄したる物なる中に、いと上代の

ながらの言さへ、まゝまじりたり、かゝるにつけても、上代の詔命詞ぞいとゆかしき、書紀なるは皆古のにあらず、おほく作り加へられたる、漢意のなれば、いとうるさし、）又式なるもろ〳〵の祝詞は、凡ていと古き語どもなる多かれども、全く上代より傳はり來つるまゝにはあらずて、近江朝淨御原朝などにも、や、定め齊へられたりけむと見えて、是はた漢文よりうつり來し語のふりも、淸くなきにはあらず、（世に大祓詞を、全く神武天皇の御世に作られたるまゝの物、と心得居るなどは、古に昧きことなり、此詞も、全くは後に定められつと見えて、後の語つきまじれり、諸の祝詞の中に最古きは、出雲國造の神賀詞なり、）さればこれらの中におきても、いさゝか漢めきたらむふりなるをば、擇去て取べし、さて又此記と書紀との歌どもは、いと淸き古言なれども、歌とたゞの詞との差目ありて、いさゝか異なる處のある物なれば、其を辨へて取べきなり、萬葉の歌は、種々のふり有て、いと古きも多かるを、平城のころになりてのは、漢文より出たる意言も、まれ〳〵見ゆれば、又是を辨ふべし、又凡て漢のうつりのみにもあらず、古と後世との差有て、語のふりいたく異なること多し、大かた那良よりあなたのをば、古語と定むべし、今京になりてこなたは、すべてのいひざまも、古と變りたること多く、或は音便によりて、頽れたる言も多し、（音便の言は、凡て古書の訓には用ふまじきことなり、大御神をおほんがみ臣をおんと讀たぐひこれなり、書紀の訓には、かくさまの音便の言おほし、○古今集を始めて、物語文などのたぐひは、中古の雅言なり、伊勢源氏この餘も物語は、本より假字もて書たる物なる故に、返て古書よりは、語つきに漢氣のまじらずて、まさるることあり、さるは漢文より出たる語も多く字音の言もお

そのたづきなきに似たり、ただ古記の中に、往々古語のまゝに記せる處々、さては續紀などの宣命の詞、また延喜式の八卷なる諸祝詞など、これらぞ連きざまも何も、大方此方の語のまゝなれば、まづこれらを熟く讀習ひて、古語のふりをば知べきなり、さて又此記と書紀とに載れる歌、また萬葉集を、熟く誦ならふべし、殊に此記と書紀との歌は、露ばかりも漢ざまのまじらぬ、古への意言にして、いともいとも貴くありがたき物なり、(此歌どもをよく見れば、言語はさらにもいはず、古への世間のありさま、人の心ばへまで、おしはかり知られて、後世人のことごとしくいひあへる、義理深げなる説どもの、ひがことなることを、著明きものをや、)されど其は數おほからず廣からずて、事足はぬを、萬葉は歌數いと多くして、其中に古言はあまねくのこれるぞかし、(此集も、訓は後世人の所爲なれば、誤りて、古言ならぬことといと多し、そは假字にかける哥、また他の哥の例などをよく考へ合せて、古語を撰ぶべし、)さて上件の書どもを則として訓べきに就て、又其中にくさぐさの意得あり、まづ古記の中にまじれる古語どもは、いといと古くして、みやびやかなれども、助辭など畧かりたれば、聯續ざまに詳ならぬこともあり、次に宣命詞は、那良の朝廷のなれば、既く漢文のふりなる處も、往々はまじれり、(凡て人の口にいふ言は、那良のころまでも、漢文のふりはまじらざりしかども、書にかきたることには、やゝ上代より、漢文に引れて、おのづからそのふりにうつれることも、いさゝかはありぞしけむ、かくて聖徳太子の、いたく漢學を好み賜ひ、其後孝徳天智の御世などになりては、いよゝ、萬の事に、漢を用ひられしかば、古語を傳へたる中にも、漢文ざまにうつれること有べし、續紀の宣命は、又それより後のなれば、やがて漢字の音

て、萬の言、おのづから其ふりに移り來ぬることおほし、(近代の人は、おほかた古の詞づかひをばえしらず、文章とて書を見るに、すべて漢語のふりにして、たゞ漢文を假字にかきたるが如くにて、いと〳〵見苦し、なほ文章の事は、上古中古の躰製、くさ〴〵別に論あり、)此たがひめをよく辨へて、漢のふりの厠らぬ、清らかなる古語を求めて訓べし、かにかくにこの漢の習氣を洗ひ去るぞ古學の務には有ける、然るを世々の物知人の、書紀を説るさまなど、たゞ漢の潤色文のみをむねとして、その義理にのみかゝづらひて、本とある古語をば、なほざりに思ひ過せるは、かへす〴〵もあぢきなきわざなり、語にかゝはらず、義理をのみ旨とするは、異國の儒佛などの、教誡の書こそさもあらめ、大御國の古書は、然人の教誡をかきあらはし、はた物の理などを論へることなどはつゆばかりもなくてたゞ古を記せる語の外には、何の隱れたる意をも理をも、こめたるものにあらず、(語の外に教誡をこめたりといふは、なほ漢にへつらへるものなり、)まして其文字は、後に當たる假の物にしあれば、深くさだして何にかはせむ、唯いく度も古語を考へ明らめて、古のてぶりをよく知こそ、學問の要とは有べかりけれ。凡て人のありさま心ばへは、言語のさまもて、おしはからるゝ物にしあれば、上代の萬の事も、そのかみの言語をよく明らめさとりてこそ知べき物なりけれ、漢文の格にかける書を、其隨に訓たらむには、いかでかは古の言語を知て、其代のありさまをも知るべきぞ、古き歌どもを見て、皇國の古の意言の、漢のさまと甚く異なりけることを、おしはかり知べし、さて全古語を以て訓むとするに、それいとたやすからぬわざなり、其故は、古書はみな漢文もて書て、全く古語のまゝなるが無ければ、今何れにかよらむ、

錄を作らしめむとして、先人の口に誦習はし賜はむは、無用ごとならずや、然て次に、此記を撰らせらる、事を云る處にも、舊辭のたがひゆくことを惜み賜ひ、先紀の誤あるを、正し給はむとして、安万侶朝臣に仰せて、かの阿禮が誦うかべたる勅語の舊辭を、撰錄さしむとあり、此處にも舊辭とあるを以て、此大御世の天皇の大御心ざしをも、おしはかり奉るべし、彼淨御原天皇は、撰錄に及び賜はで、崩坐しかば、かの舊辭は、阿禮が口に留れりしを、此平城の大御世に至て、事遂行はせ賜へるなり、故安万侶朝臣の撰錄されたるさまも、彼天皇たちの大御志のまに〳〵、旨と古語を嚴重くせられたるほど灼然くて、高天原の註に、訓高下天云阿麻としるし、天比登都柱の註には、訓天如天などしるし、或は讀聲の上下をさへに、委曲に示し諭しおかれたるをや、如此有ば今是を訓むとするにも、又上件の意をよく得て、一字一言といへども、みだりにはすまじき物ぞ、さて然つゝしみ嚴重くするにつきては、漢籍また後世の書をよむとは異にして、いとたやすからぬわざなり、いで其由をいはむ、先凡て古記は、漢文もて書たれば、文のまゝに訓ときは、たとひ一一の言は古言にても、その連接ざま言ざまは、なほ漢文のふりにして、皇國のにはあらず、故書紀の古き訓なども、文に拘らずて、古語のふりのまゝに附たる處おほし、然れども彼訓も、後人の所爲のまじれりとおぼしくて、猶漢文訓のおほきこと、上に論へるが如し、おほかた平城のころまでは世人古語のふりをよくしり、又當時の言も、なほ古かりける故に、漢文訓との差別は、おのづからよく辨へたりしを、後世は只漢籍にのみ眼なれ、其讀にのみ耳馴たる癖の着ては、大かたの語のさま、其漢のふりと此方のふりとを、え辨へず、かしこげなる漢の方を、美きが如く聽なし

後世に傳むと詔たまひて、稗田阿禮といひし人に、大御口づから仰せ賜て、帝皇日繼と、先代の舊辭とを、誦うかべ習はしむとあるをよく味ふべし、帝紀とのみはいはずて、舊辭本辭などいひ、又次に安万侶朝臣の撰述れることを云る處にも、阿禮が誦たる勅語舊辭を撰錄すとあるは、古語を旨とするが故なり、彼詔命を敬て思ふに、そのかみ世のならひとして、萬事を漢文に書傳ふとては、其度ごとに、漢文章に牽れて、本の語は漸に違ひもてゆく故に、如此ては後遂に、古語はひたぶるに滅はてなむ物ぞと、かしこく所思看し哀みたまへるなり、殊に此大御代は、世間改まりつるころにしあれば、此時に正しおかでは、とおもほしけるなるべし、さて其を彼阿禮に仰せて、其口に誦うかべさせ賜ひしは、いかなる故ぞといふに、萬の事は、言にいふばかりは、書にはかき取がたく、及ばぬこと多き物なるを、殊に漢文にしも書ならひなりしかば、古語を違へじとては、いよゝ書取がたき故に、まづ人の口に熟誦ならはしめて後に、其言の隨に書錄さしめむの大御心にぞ有けむかし、(當時、書籍ならねど、人の語にも、古言はなほのこりて、失はてぬ代なれば、阿禮がよみならひつるも、漢文の舊記に本づくとは云ども、語のふりを、此間の古語にかへして、口に唱へこゝろみしめ賜へるものぞ、然せずして、直に書より書にかきうつしては、本の漢文のふり離れがたければなり、或人、其時既に諸家の記錄ども、誤おほしとならば、阿禮は何れの書によりて、實の古語をば、誦ならへるにかと疑ふ、其はそのかみなほ語なき記錄も遺れりけむを、よく撰てぞ取れけむ、)此大御志をよく思ひはかり奉て、古語のなほざりにすまじきことを知べし、これぞ大御國の學問の本なりける、もし語にかゝはらずて、たゞに義理をのみ旨とせむには、記

正字なる處も多く、又正字とも借字とも、さだかに辨へがたきところも多かり、又借字は、此字ざもに限れるにもあらず、たゞ大かたを擧るのみなり、或人、借字も即假字なれば、別に借字といふことは、有べくもあらず、又古書の假字に、訓を用ひたることなしとも云べからず、といふは精しからず、假字借字、いひもてゆけば同じことなれども、此記にも書紀にも、歌又訓注などに、訓を用ひたること一もなし、其は正しき假字の例に非るが故なり、此をもて、借字は別に一種なることを知べし、別に一種なるが故に、其目を立て、借字とは云り、

○二合の借字

アナ穴　イク活　イチ市　イナ稻　イハ石　イヒ飯　イリ入　オシ忍押　カタ方　カネ金　カリ刈　クシ櫛　クヒ杙咋　クマ熊　クラ倉　サカ坂酒　シロ代　スキ鉏　ツチ椎　ツヌ角　トリ鳥　ハタ幡　フル振　マタ俣　マヘ前　ミヽ耳　モロ諸　ヨリ依　ワケ別　ヲリ折　ことわり一音の借字と全ら同じ、さて二合の借字上件の外なほいと多かるを、今はたゞ、其中にあまた處に見えたるをえり出て、此彼あぐるのみなり、

訓法の事

凡て古書は、語を嚴重にすべき中にも、此記は殊に然あるべき所由あれば、主と古語を委曲に考て、訓を重くすべきなり、いで其所由はいかにといふに、序に、飛鳥淨御原宮御宇天皇の大詔命に、家々にある帝紀及本辭、既に實を失ひて、虛僞おほければ、今その誤を正しおかずは、いくばくもあらで、其旨うせはてなむ、故帝紀をえらび、舊辭を考へて僞をのぞきすて、實のかぎりを

ばざるものぞ、抑此事は、人のいまだ得見顯さぬことなるを、己始て見得たるに、凡て古語を解く助となることいと多きぞかし、

○二合の假字　こは人名と地名とのみにあり、

〔アム〕淹　淹知　〔イニ〕印　印恵命、印色之入日子命　〔イチ〕壹　壹比韋、壹師　〔カグ〕香　香山香用比賣　〔カゴ〕香　香余理比賣、香坂王　〔グリ〕群　平群　〔サガ〕相　相模、相樂　〔サヌ〕讃　讃岐　〔シキ〕色　印色之入日子命　〔スク〕宿　宿禰　〔タニ〕丹　丹旦　丹波、旦波　〔タギ〕當　當麻　〔チキ〕直　阿直　〔ツク〕筑　筑竺　筑紫、竺紫　〔ヅミ〕曇　阿曇　〔ナニ〕難　難波　〔ハヽ〕伯　伯伎　〔ハカ〕博　博多　〔ホム〕品　品遲部、品夜和氣命、品陀和氣命　〔マツ〕末　末羅　〔ムク〕目　高目郎女、〔ラカ〕樂　相樂　凡て古書地名に此類いと多し、

○借字　是も人名と地名とに多し、

〔ウ〕菟　〔エ〕江枝　〔カ〕鹿蚊　〔キ〕木寸　〔ケ〕毛　〔コ〕子　〔サ〕狹　〔シ〕師（こはもと音なるを、やがて訓にもして、借字に用ひたるあり、師木、百師木、味師、時置師神、秋津師比賣、などの師字是なり、これらは、音の假字の例にはあらず、訓にて借字の例なり、）〔ス〕巣洲酢　〔セ〕瀬　〔タ〕田手　〔チ〕道千乳　〔ツ〕津　〔テ〕手代　〔ト〕戸砥　〔ナ〕名　〔ニ〕丹　〔ヌ〕野沼　〔ネ〕根　〔ハ〕羽齒　〔ヒ〕日氷　〔ヘ〕戸　〔ホ〕穂大　〔マ〕間眞目　〔ミ〕見海御三　〔メ〕目　〔モ〕裳　〔ヤ〕屋八矢　〔ユ〕湯　〔ヰ〕井　〔ヲ〕尾小男

上件の字ども、常に多く借字に用ひたり、但し此字どもを書るは、皆借字なりといふにはあらず、

さゝか異なり、(故に吉備も。歌には岐備とかけり、凡て歌と訓注とぞ、正しき假字の例には有ける。)さて又同音の中にも、其言に隨ひて、用る假字異にして、各定まれること多くあり、其例をいはゞ、コ。の假字には、普く許古二字を用ひたる中に、子には古字をのみ書て、許字を書ることなく、(彦壯士などのコ。も同じ)メ。の假字には、普く米賣二字を用ひたる中に、女には賣字をのみ書て、米字を書ることなく、(姫處女などのメ。も同じ。)キ。には、伎岐紀を普く用ひたる中に、木城には紀をのみ書て、伎岐をかゝず、ト。には登斗刀を普く用ひたる中に、戸太問のト。には、斗刀をのみ書て、登をかゝず、ミ。には美微を普く用ひたる中に、神のミ。木草の實には、微をのみ書て、美を書ず、モ。には毛母を普く用ひたる中に妹百雲などのモ。には、毛をのみ書て、母をかゝず、ヒ。には、比肥を普く用ひたる中に、火には肥をのみ書て、比をかゝず、生のヒ。には、斐をのみ書て、比肥をかゝず、ビ。には、備毘を用ひたる中に、彦姫のヒ。の濁には、毘をのみ書て、備を書ず、ケ。には、氣祁を用ひたる中に、別のケ。には、氣をのみ書て、祁を書ず、辭のケリ。のケ。には、祁をのみ書て、氣をかゝず、ギ。には、藝を普く用ひたるに、過禱のギ。には、疑字をのみ書て、藝を書ず、ソ。には、曾蘇を用ひたる中に、虚空のソ。には、蘇をのみ書て、曾をかゝず、ヨ。には、余與用を用ひたる中に、自の意のヨ。には、用をのみ書て、余與をかゝず、ヌ。には、奴怒を普く用ひたる中に、野角忍篠樂など、後世はノ。といふヌ。には、怒をのみ書て奴をかゝず、右は記中に同言の數處に出たるを驗て、此彼擧たるのみなり、此類の定まり、なほ餘にも多かり、此は此記のみならず、書紀萬葉などの假字にも、此定まりほの〴〵見えたれど、其はいまだ徧くもえ驗ず、なほこまかに考ふべきことなり、然れども、此記の正しく精しきには及

ると同じ、此格他音にも多し、なほ書紀の假字、今本、字を誤り讀を誤れる多し、委くは別に論ひてむ、）然るに書紀は、漢音呉音をまじへ用ひ、又一字を三音四音にも、通はし用ひたる故に、いとまぎらはしくして、讀を誤ること常多きに、此記は、呉音をのみ取て、一も漢音を取らず、（帝をテ。に禮をレ。に用るも、漢音のテイ。レイ。にはあらず、呉音のタイ。ライ。なり、そは愛をエ。に、賣米をメ。に用ると同格なり、書紀にも、此格の假字あり、開階をケ。に細をセ。に、珮背をヘ。に用ひたる是なり、さて用字は、呉音はユウ。にして、ヨウ。は漢音なるに、ヨ。の假字に用ひたるは、此字古は、呉音もヨウ。とせるにや、書紀にも萬葉にも、ヨ。の假字にのみ用ひて、ユ。に用ひたる例なし、）又一字をば、唯一音に用ひて、二音三音に通はし用ひたることなし、（宜をギ。ともよみ、用をユ。ともよむたぐひは、みなひがことなり、）又入聲字を用ひたることをさ〳〵無し、たゞオ。に意字を用ひたるは、入聲なり、（是は億字の偏を省きたるものなり、古は偏を省きて書例多し、此事傳十之卷呉公の下に委云べし、億憶などをも、書紀にオ。の假字に用ひたり、又意字に億の音もあり、臆に通ふこともあれども、正音をおきて、傍音を取べきにあらず、たゞ億の偏を省ける物とすべし、）又いとまれに、シ。に色、字、カ。に甲字、ブ。に服字を書ることあり、これらは由あり、そは必下に、其韻の通音の連きたる處にあり、（色字は、人名に色許と連きたるにのみある、色の韻はキ。にして、許は其通音なり、甲字は、甲斐と連きたる言にのみ書る、甲の韻はフ。にして、斐は其通音なり、服字は、地名伊服岐とあるのみなる、服の韻はク。にして、岐は其通音なり、おほかたこれらにても、古人の假字づかひの、いと嚴なりしことをしるべし、）此外吉備吉師の吉字あれども、國名又姓なれば、正しき假字の例とは、い

そのほかに、言の首など、決めて清音なるべき處にも、濁音の假字を用ひたることも、いとまれ〳〵にはあるは、おのづからとりはづして、誤れるもあるか、又後に寫し誤れるもあるべし、されど此記には、殊に此違ひはいと〳〵まれにして、惣ての中に、わづかに二十ばかりならでは見えざる、其中に十ばかりは、婆字なるを、その八は、一本には波と作れば、のこり二三の婆も、もとは波なりしことしられたり、然れば、記中まさしく清濁の違へりと見ゆるは、たゞ十ばかりには過ずして、其餘幾百かある清濁は、みな正しく分れたるものを、いと〳〵まれなる方になづみて、なべてを疑ふべきことかは、さて書紀は、此記に比ぶれば、清濁の違へることいと多し、こはいといふかしきことなり、然れども又、全くこれを分たず、淆用ひたるものにはあらず、凡ては正しく分れたれば、かの後の全く混用ひたる書どものなみにはあらず、さて又萬葉は、此記に比ぶれば、違へるところもやゝ多けれども、書紀に比ぶれば、違ひはいと少くして、すべて清濁正しく用ひ分たるさまなり、これらの差別は、その用ひたる假字どもを、一毎にあまねく考へ合せて、知べきことなり、たゞ大よそに見ては、くはしきことは、知がたかるべきものぞ、）其中に萬葉の假字は、音訓まじはれるを、（但し萬葉の書法は、まさしき假字の例には云がたき事あり、なほ種々あやしき書ざま多ければなり、）此記と書紀とは、音のみを取て、訓を用ひたるは一もなし、これぞ正しき假字なりける、（訓を取とは、木止三女井の類なり、此記と、書紀には、かゝるたぐひの假字あることなし、書紀允恭御巻、歌に、迹津二字あるは、共に寫し誤れるものなり、又苫字を多く用ひたる、是も苫を誤れるなり、こはタ°イの音の字なるを、ト°に用ひたる例は、廼をノ°に、廼をド°に、耐をド°に用ひた

亂れて、一になれるから、物に書にも、その別なくなりて、一音に、二ともの假字ありて、其は無用なる如くになむなれりけるを、其後に京極中納言定家卿歌書の假字づかひを定めらる、これより世にかなづかひといふこと始りき、然れども、當時既く人の語音別らず、又古書にも依らずて、心もて定められつる故に、その假字づかひは、古のさだまりとは、いたく異なり、然るを其後の歌人の思へらくは、古は假字の差別なかりしを、たゞ彼卿なむ、始めて定め給へると思ふめり、又近き世に至りてはたゞ音の輕重を以て辨ふべし、といふ說などもあれど、みな古を知らぬ妄言なり、こゝに難波に契沖といひし僧ぞ、古書をよく考へて、古の假字づかひの、正しかりしことをば、始めて見得たりし、凡て古學の道は、此僧よりぞ、かつ〴〵も開け初ける、いとも〳〵有がたき功になむ有ける、かくて其正しき書どもの中に、此記と書紀と萬葉集とは、殊に正しきを、其中にも、此記は、又殊に正しきなり、いでそのさまを委曲に云むには、まづ續紀より以來の書どもの假字は、清濁分れず、(濁音の所に、清音假字を用ひたるのみならず、清音に濁音字をもまじへ用ひたり、)又音と訓とを雜へ用ひたるを、此記書紀萬葉は清濁を分てり、(此記及書紀萬葉の假字、清濁を分てるにつきて、なほ人の疑ふこともあり、今つばらかに辨へむ、そはまづ後世には濁る言を、古は清ていへるも多しと見えて、山の枕詞のあしひき、又宮人などのヒ、嶋つ鳥家つ鳥などのトのたぐひ、古書どもには、いづれも〳〵清音の假字をのみ用ひて、濁音なるはなし、なほ此類多し、又後世には清む言に、濁音の假字をのみ用ひたるも多し、これらは、假字づかひのみだりなるにはあらず、古と後世と、言の清濁の變れるなれば、今の心をもて、ゆくりなく疑ふべきにあらず、又

〔レ〕禮

〔ロ〕呂路漏侶盧樓　此中に、路字は、上卷に、斯路岐（二ツあり）久路岐のみなり、中卷下卷には、白黑の口。に、みな漏字を用ひたり、侶字は、佐久々斯侶のみなり、盧字は、意富牟盧夜のみなり、樓字は、摩都樓波奴とあるのみなり、（此言今一ツあるには、漏字をかけり）

〔ワ〕和丸　此中に、丸字は、地名丸邇のみなり、（こは訓に非ず、音なり）

〔ヰ〕韋

〔ヱ〕惠

〔ヲ〕袁遠

上件の外に、記汜游劔梯之天未末且徵彼衣召此忌計酒河被友申祀表存在又、これらを假字に書る本ありみな寫し誤れるものなり、

假字用格のこと、大かた天暦のころより、以往の書どもは、みな正しくして、伊韋延惠於袁の音、又下に連れる、波比布閉本と、阿伊宇延於和韋宇惠袁とのたぐひ、みだれ誤りたること一ツもなし、其はみな恒に口にいふ語の音に、差別ありけるから、物に書にも、おのづからその假字の差別は有けるなり、（然るを語の音には、古へも差別はなかりしを、たゞ假字のうへにて、書分たるのみなりと思ふは、いみしきひがことなり、もし語の音に差別なくば、何によりてかは、假字を書分ることのあらむ、そのかみ此書と彼書と、假字のたがへることなくして、みなおのづからに同じきを以ても、語音にもとより差別ありしことを知べし、かくて中昔より、やうやくに右の音どもおの〳〵

〔マ〕麻摩

〔ミ〕美微彌味　此中に、彌字は、神名彌都波能賣、彌豆麻岐また下巻高津宮段に意富岐彌、(此言、餘は美字をかけり、)遠飛鳥宮段に和賀多々彌、これらのみなり、味字は、中巻に佐味那志爾、これ一なり、

〔ム〕牟无武　此中に、无字は、國名无邪志のみなり、武字は、國名相武のみなり、(相摸と作ける本もあり、歌には牟字を書り、)

〔メ〕米賣咩　此中に、咩字は、中巻輕嶋宮段末、人名當麻之咩斐のみなり、(こは正しくは哶と作字なり、)

〔モ〕母毛　此外に、下巻高津宮段、歌に、文字一あれど、誤なるべし、

〔ヤ〕夜也　此中に、也字は、上巻歌の結に、曾也と只一あるのみにて、疑はしけれど、姑くあげつ、(なほ其哥の處に云べし、)

〔ユ〕由

〔ヨ〕余用與豫　此中に、豫字は、國名伊豫、(中巻下巻には、伊余とかけり、)又豫母都志許賣のみなり、

〔ラ〕羅良

〔リ〕理

〔ル〕琉流留

〔ノ〕能乃　此中に、乃字は、上卷に大斗乃辨神、下卷に余能那賀乃比登、又加流乃袁登賣、又比志呂乃美夜、これらのみなり、

〔ハ〕波　（濁音）婆

〔ヒ〕比肥斐卑　（濁音）備毘　此中に、卑字は、天之菩卑命　（此御名、比字をも書たり、）のみはり、

〔フ〕布賦　（濁音）夫服　此中に、賦字は、賦登麻和訶比賣、又日子賦斗邇命、又地名伊賦夜坂、波邇賦坂、これらのみなり、服字は、地名伊服岐のみなり、

〔ヘ〕幣閉平　（濁音）辨倍　此中に、平字は、地名平群のみなり、さて幣字は、弊字に作る處もあり、其は誤とすべし、其說全く上の碁と基との如し、辨字は、弁とも作る處あるは、同じことゝ心得て寫誤れるなり、（こは釋を尺、慧を惠と書類にて、畫の多き字をば、音の通ふ字の、畫少く書易きを借て書例ありて、辨をもつねに弁と書ならへる故に、たゞ同じことゝ心得たるものなり、）別に此字をも用ひたるにはあらず、これは假字なれば、もとより別に弁字とせむも、事もなけれど、なほ然にはあらじ、

〔ホ〕富本菩番蕃品　（濁音）煩　此中に、本字は、上卷には一もなくして、中卷下卷に多く用ひたり、菩字は、天之菩卑命、中卷に加牟菩岐、これのみなり、番字は、番能邇々藝命、又番登、（陰なり、）これのみなり、蕃字は、蕃登　（陰なり、）のみなり、番蕃の內、一は一の誤にもあるべし、品字は、中卷に、品牟智和氣命とあるのみなり、（同御名を、下には本字を書り、）そのほかは、ホ。ム。の二音にこれがれ用ひたり、

き、(なほこの太陀理の事は、彼歌の下に委しく論ふ)また中巻にも、阿太之別といふ姓あり、其は本字の誤ならむかの疑あるなり、

〔チ〕知智(濁音)遲治地　此中に、地字は、神名宇比地邇、意富斗能地のみなり、

〔ツ〕都(濁音)豆

〔テ〕弖帝(濁音)傳殿　此中に、帝字は、神名布帝耳、中巻に、佐夜藝帝とあるのみなり、殿字は、上巻に志殿(垂なり、)のみなり、

〔ト〕登斗刀等土(濁音)杼度縢騰　此中に、等字は、上巻に、袁等古また美許等、下巻に、等母邇、これらのみなり、土字は、國名土左のみなり、縢字は、神名淤縢山津見のみなり、騰字は、曾富騰とあるのみなり、(中巻に勝騰門比賣とあるは、誤なるべし、)さて此縢騰の内、一は一を誤れるにもあらむか、

〔ナ〕那

〔ニ〕邇爾

〔ヌ〕奴怒濃努　此中に、濃字は、國名美濃のみなり、(凡て古書に、農濃などは、ヌ。の假字に用ひたり、ノ。の音にはあらず、美濃も、ミノ。といふは、中古よりのことなり、)努字は、中巻に、美努村とあるのみなり、

〔ネ〕泥尼禰　此中に、尼字は、上巻に、加尼(金なり、)また阿多尼都岐とあるのみなり、禰字は、宿禰、また輕島宮段に沙禰王、(こは彌の誤にもあらむか、)これのみなり、

段歌に之字一あれども、いと疑はし、誤ならむか、なほ其處々に論ふべし、

〔ス〕須洲州周（濁音）受　此中に洲字は、上卷に久羅下那洲とあるのみなり、（堅洲國洲羽海などの洲は、訓を用ひたるなれば、假字の例にあらず、）州字は、上卷に州須（煠なり）とあるのみなり、洲州の内一は、一を誤れるにもあらむか、周字は、國名周芳のみなり、さて右の字どもの外に、中卷水垣宮段歌に、素字一あれども、そは袁字の誤なり、

〔セ〕勢世（濁音）是

〔ソ〕曾蘇宗（濁音）叙　此中に、曾字は、なべては清音にのみ用ひたるに、辭のゾの濁音には、あまねく此字を用ひたり、（書紀萬葉などもおなじ、）故もしくは辭のゾも、古は清て云ふかとも思へども、中卷輕島宮段歌には、三處まで叙字をも用ひ、又某ゾといひとぢむるゾにも、多くは叙を用ひたれば、清音にあらず、然るにそのいひとぢむるところのゾにも、一二曾を書る處もあり、然れば此字、清濁に通はし用ひたるかとも思へど、記中にさる例もなく、又辭のゾをおきて他に濁音に用ひたる處なければ、今は清音と定めつ、そも〳〵此字、辭のゾにのみ濁音に用ひたること猶よく考ふべし、宋字は、姓阿宗宗賀のみなり、

〔タ〕多當他（濁音）陀太　此中に、當字は、當藝志美々命、また當藝斯、當藝野、當岐麻などのみなり、他字は、地名多他那美、下卷高津宮段歌に他賀、（誰なり、）これのみなり、太字は、下卷列木宮段に、品太天皇とあり、（此御名、餘は皆品陀とかけり、）又朝倉宮段歌に、延佳本に太陀理（線柱なり）とあるは、さかしらに改めたるものにしてひがことなり、諸本みな本陀理とあるぞよろし

(文には高志と書り) 胡字は、中巻白檮原宮段に、盈々志夜胡志夜、(二あり) 下巻甕栗宮段歌に宇良胡本斯、これのみなり、去字は、白檮原宮段に、志祁志岐とあるのみなり、(もしは古字を誤れるには非るにや) 高字は、地名高志と、人名高目郎女丸高王と、これらのみなり、碁字は、或は基字に作る處もあり、是は本より二かとも思はるれど、諸本互に異にして、定まらざれば、本は一なりけむが、誤りて二にはなれるなり、かくて何れを正しとも、今言がたけれども、姑く多き方に定めて、碁をば誤りとしつ、其字は、上巻歌に只一あるのみなり、(その同言の、前後に多くあるは、みな碁基字を書たれば、是はたその字の誤りこそあらめ)

[サ] 佐沙左 (濁音) 邪奢　此中に、沙字は、神名人名地名に往往用ひ、又中巻に沙庭ともある、これらのみなり、左字は、國名土左のみなり、又佐字を、二所作と作る本あり、上巻麻部夫作邇、また岐作理持これなり、是は皆誤なり、邪字、おほく耶と作り、誤りにはあらざれども、(漢籍にも、此二字通はし用ひたること多し、玉篇に、耶俗邪字といへり) なほ邪を正しとすべし、奢字は、神名久比奢母知、奥奢加流、伊奢沙和氣、人名伊奢之眞若など、辭にも、中巻に伊奢 (二ところ) とある、これらのみなり、

[シ] 斯志師色紫芝 (濁音) 士自　此中に、師字は、壹師吉師のみなり、(師木味師などの師は、訓に取れるにて、借字の例なり、假字の例には非ず) 色字は、人名の色許男色許賣のみなり、紫字は、筑紫のみなり、芝字は、下巻高津宮段歌に、芝賀と只一あるのみなり、自字は、地名伊自牟、人名志自牟のみなり、さて右の字どもの外に、中巻水垣宮段歌に式字一、輕嶋宮段歌に支字一、下巻高津宮

中卷は、姓の蘇我のみなり、(下卷には宗賀とかけり、)

〔キ〕伎紀貴幾吉（清濁通用）岐（濁音）藝疑棄　此中に、伎字と岐字との間に、疑はしきことあり、上卷の初つかたゑばしがほどは、清音には伎字を用ひ、岐字は濁音にのみ用ひて、清濁分れたるに、後は清濁共に岐をのみ用ひて、伎を用ひたるはたゞ、上卷八千矛神、御哥に、伎許志弖、また那伎、(鳴也、)中卷白檮原宮段に、伊須々岐伎、輕島宮段に迦豆伎、下卷高津宮段に、伊波迦伎加泥弖、朝倉宮段に由々斯伎、これらのみなり、抑記中凡て一假字を、清濁に兼用ひたる例なきをもて思に、本は清音の處は、終までみな伎字なりけむを、字形の似たるから、後に誤て、みな岐に混れつるにやあらむ、(又伊邪那岐命の岐字を、伎と作る處もあり、是はたまぎれつるなり、)されど今は定めがたければ、姑く岐をば清濁通用とあげつ、貴字は、神名阿遲志貴のみなり、(歌にも此字を書り、)幾字は、河内の地名志幾のみなり、(大倭のはみな師木とのみかけり、)吉字は、國名吉備、(歌には岐備と書り、)姓吉師のみなり、疑字は、上卷に佐疑理、(霧なり、)中卷に泥疑(三つあり、)須疑(過なり三あり、)のみなり、棄字は、上卷に奴棄宇弖とあるのみなり、(同じつゞきに此言の今一あるには、奴岐と書り、)

〔ク〕久玖（濁音）具

〔ケ〕氣祁（濁音）宜下牙　此中に、下字は、上卷に久羅下(海月なり、)とあるのみなり、牙字は、中卷に佐夜牙流とあるのみなり、

〔コ〕許古故胡高去（濁音）碁其　此中に、故字は、上卷、歌に故志能久邇と、只一あるのみなり、

の三種の内を、此彼交へて書るものあり、さて上件の四くさの外に又所由ありて書ならへる一種あり、日下春日飛鳥大神長谷他田三枝のたぐひ是なり、

假字の事

此記に用ひたる假字のかぎりを左にあぐ、

〔ア〕阿　此外に、延佳本又一本に、白檮原宮段に、亞亞といふ假字あれども、誤字と見えたり、其由は彼處に辨べし、

〔イ〕伊

〔ウ〕宇汙　此中に、汙字は、上巻石屋戸段に、伏汙氣とたゞ一あるのみなり、

〔エ〕延愛　此中に、愛字は、上巻に愛袁登古愛袁登賣、また神名愛比賣などのみなり、

〔オ〕淤意隱　此外に、下巻高津宮段歌に、於志弖流、たゞ一於字あれども、一本に淤とあれば、後の誤なり、隱字は、國名隱伎のみなり、

〔カ〕加迦訶甲可（濁音）賀何我　此中に、甲字は、甲斐とつゞきたる言にのみ用ひたり、（國名のみならず、カヒとつゞきたる言には、すべて此字を書り、）可字は、中巻輕島宮段大御歌に、阿可良氣美とあるのみなり、（下巻朝倉宮段歌に、延佳本に、可豆良とあるは、ひがことなり、）賀字は、清濁に通はし用ふといふ人もあれど、然らず、必濁音なり、（記中の歌に、此字の見えたる、おほよそ百三十あまりなる中に、必清音なるべきところは、たゞ五のみにして、其餘百二十あまりは、こと〳〵く濁音の處なればなり、）何字は、上巻歌に、和何と三、また岐美何とも有のみなり、我字は、

はず、但からさまの文といへども、ことさらに好みてにはあらざるめれど、當時物書には、なべて漢文のみになれぬるから、とりはづしては、おのづからかゝることも雜るなるべし、(古へ假字文の例なくして、漢文にのみ物をかきなれたるゆゑなり、假字文かくこと始まりて後の、物語文などには、かへりてかくの如き詞つきなる文はなきをもてしるべし、)又庶兄嫡妻人民國家などのたぐひの文字も、此方の言には疎けれど、これらは殊に世に用ひなれたるまゝなるべし、山海晝夜などの類も、此方には海山夜晝といへども、これはた書なれたるまゝなり、さて又古言を記すに、四種の書ざまあり、一には假字書、こは其言をいさゝかも違へざる物なれば、あるが中にも正しきなり、二には正字、こは阿米を天、都知を地と書類にて、字の義、言の意に相當て、正しきなり、(但し天は阿麻とも曾良とも訓べく、地は久爾とも登許呂とも訓べきが故に、言の定まらざることあり、故假字書の正しきには及ばず、されど又、言の意を具へたるは、假字書にまされり、)其中に、股に俣と書、(こは漢國籍になき文字なり、) 橋に椅字を用ひ、(こは橋の義なき字なり、) 蜈蚣を呉公と作る (こは偏を省ける例なり、) たぐひは、正字ながら別なるものにして、又各一種なり、(其由どもは、各其處々にいふべし、) 三には借字、こは字の義を取らず、たゞ其訓を、異意に借て書を云、序に、因訓述者、詞不逮心とある是なり、神名人名地名などに殊におほし、其餘のただの言にも、まれには用ひたり、平城のころまでは、凡て此借字に書る、常の事にて、云もてゆけば、假字と同じことなるを、後世になりては、たゞ文字にのみ心をつくる故に、これをいふかしむめれど、古へは言を主として、字にはさしも拘らざりしかば、いかさまにも借てかけるなり、四には、右

ひのまゝに、漢文には書れしなり、さて然漢文を以て書に就ては、そのころ其學問盛にて、そなたざまの文章をも、巧にかきあへる世なれば、是も書紀などの如く、其文をかざりて物せらるべきに、さはあらで、漢文のかたは、たゞありに拙げなるは、ひたぶるに古語を傳ふることを旨とせる故に、漢文の方には心せざる物なり、(撰者の、漢文かくことの拙かりしにはあらず、序文とのらべ見よ、序こそ、彼人のからぶみ力のかぎりとは見ゆめれ、)故字の意にもかゝはらず、又その置處などにも拘らざるところ多かりかし、又序に、全以音連者、事趣更長、是以今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓錄、とあるをもて見れば、全く假字書の如くにもせまほしく思はれけむ、撰者の本意しられたり、故大躰は漢文のさまなれども、又ひたぶるの漢文にもあらず、種々のかきざま有て、或は假字書の處も多し、久羅下那洲多陀用幣流などもあるが如し、又宣命書の如なるところもあり、在祁理、また吐散登許曾などの如し、又漢文ながら、古語格ともはら同じきこともあり、立天浮橋而指下其沼矛(立字又指下二字を、上に置るは、漢文なり、されど尋常のごとく字のまゝに讀て、古語に違ふことなし、)などの如し、又漢文に引れて、古語のさまにたがへる處も、をり〳〵は無きにあらず、名其子云木俣神とあるたぐひ、古語にかゝば、其子名云木俣神とか、其子名木俣神とか有べし、此謂之神語也とある、之字の添たるは、古語にたがへり、更往廻其天之御柱如先、これらも如先てふ言の置所、此方の語とたがへり、更其天之御柱如先往廻といふぞ、此方の語つゞけなる、此類心をつくべきことなり、よくせずば漢文に惑ひぬべし、又懷姙臨産、或は不得成婚、或は足示後世、或は不得忍其兄などの類は、ひたぶるの漢文にして、さらに古語にかな

の音をのみ假てかける、これを假字といへり、（假字とは加理那なり、其字の義をばとらずて、たゞ音のみを假て、櫻を佐久羅、雪を由伎と書たぐひなり、那は字といふことなり、字を古へ名といへり、さて古への假字は、凡て右の佐久羅由伎などの如く書るのみなりしを、後に、書に便よからむために、片假字といふ物を作れり、作れる人はさだかならず、吉備大臣などにぞありけむ、かくて是を片假字と名けしゆゑは、本よりの假字のかた〴〵を畧て、伊をイ、利をリと、片をかくが故なり、此名は、うつほの物語藏開卷國禪卷、又狹衣物語などにも見えたり、さて此片假字もなほ眞書にて、婦人兒童などのため、又歌など書にも、なごやかならざるゆゑに、又草書をくづして、平假字を作れり、是も其人はさだかならねど、花鳥餘情に弘法大師これを作るとあり、世にも然いひつたへたり、さもありぬべし、さてこれを平假字といふは、片假字に對へてなり、されど此名は、古き物には見あたらず、）祝詞宣命は、又別に一種の書法ありて、世に宣命書といへり、（祝詞は、延喜式にあまた載られて、八の卷その卷なり、宣命は、續紀よりこなた、御代々々の紀に多く記されたり、）おほかたこれらの餘、かならず詞を文なさずても有べきかぎりは、みな漢文にぞ書りける、（故そのならひのうつりて、漸に此方の詞つゞけも、おのづから漢文ざまになりぬることおほし、かの宣命祝詞のたぐひすら、後々のは、たゞ書ざまのみ古へのまゝにて、詞は漢なることのみぞ多かる、凡て後世にくだりては、漢文の詞つきを、返て美麗しと聞て、皇國の雅言の美麗きをば、たづぬる人もなくなりぬるは、いともいとも悲しきわざなりけり、）かゝれば此記を撰定ばれつるころも、歌祝詞宣命などの餘には、いまだ假定文といふ書法は無かりしかば、なべての世間のなら

といひし代より、御國の使、かしこに至れりつと云へれども、皇朝にはさらにしろしめさぬ事にして、此はくさ〴〵論ひ有て、別にしるせり、彼國に大御使を遣はしゝは、遙の後、推古天皇の御世ぞ始なりける、又韓の國々の、したしく仕奉しことは、神功皇后の、かの國言向坐しよりの事なれば書籍のわたり來しも、決くかの和邇がまゐりこし時より、のことゝぞ思はるゝ、然るに神武天皇の御時よりも、既く文字は有しごと思ふ人もあれど、そは書紀を一わたり見て、かのかざり多かることを、よくも考へず、文のまゝに意得るから、さも思ふぞかし、其を此間の言もて讀ならひ、その義理をもわきまへさとりてぞ、（書紀に、應神天皇十五年、太子の、百濟の阿直岐又王仁に、經典をならひて、よくさとり賜へりしこと見えたり、） 其文字を用ひ、その書籍の語を借て、此間の事をも書記すことにはなりぬる、（書紀履中巻、四年云々首に引るがごとし、） されどその書籍てふ物は、みな異國の語にして、此間の語とは、用格もなにも、甚く異なれば、その語を借て、此間の事を記すに、全く此間の語のまゝには、書取がたかりし故に、萬事、かの漢文の格のまゝになむ書ならひ來にける、故奈良の御代のころに至るまでも、物に書るかぎりは、此間の語の隨なるは、をさ〴〵見えず、萬葉などは、歌の集なるすら、端辭など、みな漢文なるを見てもしるべし、かの物語書などのごとく、こゝの語のまゝに物書事は、今京になりて、平假字といふもの出來ての後に始まれり、但し歌と祝詞と宣命詞と、これらのみはいと古より、古語のまゝに書傳へたり、これらは言に文をなして、麗くつゞりて、唱へ擧て、神にも人にも聞感しめ歌は詠めもする物にて、一字も違ひては惡かる故に、漢文には書がたければぞかし、故歌は、此記と書紀とに載れる如くに、字

き古本は、在がたきなりけり、されど右の本ども、これかれ得失ことは互に有て、見合すれば、益となること多し、

○此記、むかしより註釋あることをきかず、たゞ元々集といふ物に、或記云（古事記釋）云々、また古事記釋註曰云々とあるは、むかし釋註といふもの有しにこそ、そは誰作れりしにか、其名だに他には見えず、まして今は聞えぬ物なり、（或僞書に、此記の註とて、名を作りて、引たることあれど、そらごとなれば、いふにたらず、

文體の事

すべての文、漢文の格に書れたり、抑此記は、もはら古語を傳ふるを旨とせられたる書なれば、中昔の物語文などの如く、皇國の語のまゝに、一もじもたがへず、假字書にこそせらるべきに、いかなれば漢文には物せられつるぞといはむか、いで其ゆゑを委曲に示さむ、先大御國にもと文字はなかりしかば、（今神代の文字などいふ物あるは、後世人の僞作にて、いふにたらず、）上代の古事ども、何も、直に人の口に言傳へ、耳に聽傳はり來ぬるを、やゝ後に、外國より書籍と云物渡參來て、（西土の文字の、始て渡參來つるは、記に應神天皇の御世に、百濟の國より、和邇吉師てふ人につけて、論語と千字文とを貢しことある、此時よりなるべし、なほ懷風藻の序などにも、此おもむき見えたれば、奈良のころも、然言傳へたるなるべし、それよりさきにも、外國人の參入しは、書紀に崇神天皇の御世に始て、彌摩那國人又垂仁天皇の御世に、新羅國主子天之日矛などあれども書籍はいまだ渡らざりけむ、そも〳〵異國とこそ通ふことは、漢國の書には、かのくにの漢

夜麻登夫美と訓を、此記の題號は、訓あることも聞えず、本より撰者の心にも、たゞ字音に讀とにや有けむ、されど彼夜麻登夫美の例に倣はゞ、布琉許登夫美とぞ訓まし、上卷は迦美都麻伎、中卷は那加都麻伎、下卷は斯母都麻伎と訓べし、

諸本又注釋の事

此記、今世に流布れる本二あり、其一は、寛永のころ板に彫れる本にて、字の脱たる誤れるなどいと多く、又訓も誤れる字のまゝに附たる所は、さらにもいはず、さらぬ所も、凡ていとわろし、今一は、其後に伊勢の神官なる、度會延佳てふ人の、古本など挍て、改正して彫せたるなり、此はかの脱たる字をも誤れるをも、大かた直して、訓もことわり聞ゆるさまに附たり、されど又まゝには、己がさかしらをも加へて、字をも改めつと見えて、中々なることもあり、此人すべて古語をしらず、たゞ事の趣をのみ、一わたり思ひて、訓れば、其訓は、言も意も、いたく古にたがひて、後世なると漢なるとのみなり、さらに用ふべきにあらず、かくて右の二をおきて、古本はいとまれらにて、今はいと〳〵得がたきを、己さきにからくして一部得て見つるに、誤はなほいと多になむ有ける、近きころ又、かの延佳が、はじめに異本どもを比挍て、これもかれも書入たる本を寫したる本、又京の村井氏（敬義）が所藏る古き本をも見るに、此らはた殊なることもなくて、誤のみ多く、村井がは、大かた舊き印本にぞ近かりける、其後又尾張國名兒屋なる眞福寺といふ寺（俗に大洲の觀音といふ）に、昔より傳へ藏る本を寫せるを見るに、こは餘の本どもとは異なる、めづらしき事もをり〳〵あるを、字の脱たる誤れるなどは、殊にしげくぞある、かゝればなほ今世には、誤な

辨ふべし）されば、これらのかぎりは、今も依用ひて、助くることおほし、又此記の今本、誤字多きに、彼紀には、いまだ誤らざりし本より、取れるが、今もたま〳〵あやまらである所なども稀にはある、是もいさゝか助となれり、大かたこれらのほかは、さらに要なき書なり、（○舊事大成經といふ物あり、此は殊に近き世に作出たる書にして、こと〴〵く偽誤なり、又神別本紀といふものも、今あるは、近世人の偽造れるなり、そのほか神道者といふ徒の用る書どもの中に、これかれ偽なるおほし、古學をくはしくして見れば、まことにいつはりは、いとよく分るゝ物ぞかし）

記題號の事

古事記と號けられたる所以は、古の事をしるせる記といふことなり、書紀に、淨御原宮御宇天皇の御代に、かの川嶋皇子等に仰せて、國史を撰ばしめらるゝ、事を記されたる處に、記定帝紀及上古之諸事とある、此語即今の題號の意と同じ、然て此題號は、かの書紀のごと、國號を標ず、押出してたゞ古事と云る、うけばりていと貴し、異國を邊つらひ思はず、天地の極み、たゞ天神御子の所知看食國の外なき意にかなへればなり、（撰者の意は、さることまでを思ひてなづけたるにはあらざるめれども、おのづから此意にかなひて、めでたきなり）大御國の物學せむともがらは、何事にも、常此こゝろばへを忘るまじきものなり、又卷の分ちざまも、漢籍の例に、かゝはらずて、上卷中卷下卷といへる、これはためてたし、（卷上、卷中、卷下といはむは、漢ざまなり、又卷之一卷第一などいふも漢なり、それも一之卷二之卷などゝこそいふべけれ、○○○○○○○○（マキノツイデヒトツ）、又は○○○○○○○○（ヒトマキニアタルマキ）などよむは、中々に皇國の物言ざまにはうとし）さて日本紀をば、

舊事紀といふ書の論

世に舊事本紀と名づけたる、十卷の書あり、此は後人の僞り輯めたる物にして、さらにかの聖德太子命の撰び給し、眞の紀には非ず、(序も、書紀推古御卷の事に據て、後人の作れる物なり、)然れども、無き事をひたぶるに造りて書るにもあらず、たゞ此記と書紀とを取合せて、集めなせり、其は卷を披きて一たび見れば、いとよく知るゝことなれど、なほ疑はむ人もあらば、神代の事記せる所々を、心をとゞめて看よ、事毎に此記の文と書紀の文とを、皆本のまゝながら交へて擧たる故に、文躰一つ物ならず、諺に木に竹を接りとか云が如し、又此記なるをも、書紀なるをも、ならべ取て、一事の重なれるさへ有て、いと〳〵みだりがはし、すべて此記と書紀とは、なべての文のさまも、物名の字なども、いたく異なるを、雜へて取れゝば、其けぢめいとよく分れてあらはなり、又往々古語拾遺をしも取れる、是も其文のまゝなれば、よく分れたり、(これを以て見れば、大同より後に作れる物なりけり、さればこそ中に、嵯峨天皇と云ことも見えたれ、)かくて神武天皇より以降の御世々々は、もはら書紀のみを取て、事を畧てかける、是も書紀と文全く同じければ、あらはなり、且歌はみな畧けるに、いかなればか、神武御卷なるのみをば載たる、假字まで一字も異ならずなむ有をや、さて又某本紀某本紀とあげたる、卷々の目ども、みなあたらず、凡て正しからざる書なり、但し三の卷の內、饒速日命の天より降り坐時の事と、五の卷尾張連物部連の世次と、十の卷國造本紀と云物と、是等は何書にも見えず、新に造れる說とも見えざれば、他に古書ありて、取れる物なるべし、(いづれも中に疑はしき事どもはまじれり、そは事の序あらむ處々に

の潤色文の、古學の害となりぬべきかぎりの言をこれかれ引出て、辨へ論へるなり、此同類の言はみな准へてさとるべし、すべて漢意の説は、理深げにて、人の心に入やすく、惑ひやすき物なれば、彼紀を看む人、つねに此意をなわすれそゆめ、

○書紀を訓讀こといとかたし、いかにといふに、まづ上件に論へる如く、漢籍のふりをならひて、其かざりの文多ければなり、これを文のまゝに訓まむには、字音などをもまじへて、もはらからぶみを讀ごとくによむべきさまなれども、又をり〳〵は訓注を加へて、古言を顯されたることもあるを思へば、然ひたぶるに漢籍の如く讀べきにも非ず、然らば全く古言によまむとするには、さらにさは訓がたき處おほく、又其字の意を得て、強てよむときは、言は皇國の言になりても、その連接と意とはなほ漢なること多し、然ればば全く古言古意に訓むとならば、さらに文に拘らず、字にすがらずたゞ其所のすべての意をよく思て、古事記万葉の語の格をよく考へて訓べし、然せむには、十字二十字などをも、みながら捨て讀まじき處々なども有べきなり、さはあれども、今世人は、おのづから又今の癖のある物なれば、さまで上代の意言を、いさゝかも違へず、つぱらかにさとり明らめむことも、え有がたかるべきわざにしあれば、かにかくにうるはしくは訓得がたき書なりかし、さて今本の訓はあるべき限りは、古言に訓たる物にして、（此記にあることは、多く其言にならひてよめり、）古き言ども是にのこれる多し、されども漢文のかざりの處などは、其文のまゝに、字にすがりて訓る故に、さらに古意にあらずして、言のつゞきざまなども、もはら漢籍訓なり、此意を思ひて看べし

の俗にこそあれ）景行御卷、倭建命の、東國言向に幸行なむとする處に、天皇持斧鉞、以授日本武尊曰云々、すべて古かゝる時にも矛劍などをこそ賜ひつれ、斧鉞を賜へる事はさらになし、故これも、此記に給比々羅木之八尋矛とあるぞ、實なりけるを、強て漢めかさむとて、斧鉞とは書れたるなり、語をかざれるは、なほゆるさるゝかたもありなむを、かく物をさへに替て書れたるは、あまりならずや、なほこの類あり、看む人心すべし、又繼体天皇の、未越前の三國に大坐々しを、臣連等相議て、迎奉て、天津日嗣所知看しめむとせしを、謝び賜へる處に、大男迹天皇、西向讓者三、南向讓者再とある、そのかみかゝる事あるべくもあらず、此前後の文は、すべて漢籍にあるを、そのまゝに取れたるなり、抑かく人の事態まで造りかざりて、漢めかされたるはいかにぞや、又綏靖天皇元年、春正月壬申朔己卯云々、尊皇后曰皇大后とあるたぐひ、（此より次の御代々々も、みな此例に記されたり）上代のさまにはあらず、いかにといふに、まづ上代には、大后とは、當代の嫡后を申し、大御母命をば、大御祖と申せればなり、（此事、中卷白檮原宮段に委くいふべし、古によらば、皇后を意富岐佐伎、皇大后をば意富美意夜と訓べし、皇大后を意富岐佐伎と訓てはかなはず）さて皇后を、其御子の御世に至て、改めて際やかに皇大后と御號づけ奉り賜はむことも、上代のさまには非ず、大御母命は、元より大御親に坐ばなり、（上代には、語をおきて、文字はなければ、外に皇大后と申すべき御號はなきをや）凡てかゝる御號を、きはやかに改めらるゝなどは、もと漢國の事なり、且某年月日と、月日まで記されたるは、まして漢なり、すべて上代の事に月日をいへるは、猶別に論あり、抑書紀の論ふべきことゞもは、なほ種々多かれども、今はたゞ漢籍意

神とは異なり、かの皇天とある字を、アメノカミと訓るは、皇天にては、古意にかなはず、かならず天神とあるべき處なることを辨へたるなれば、此訓は宜し、されど此訓によりて、皇天即天神と心得むは、ひがことなり、凡て書紀を看むには、つねに此差をよく思ふべき物ぞ、よくせずは漢意に奪はれぬべし、）ひたぶるに漢文のかざりを旨とせられつるから、かゝる違はあるなり、漢意に惑へる後世人、此差別をえしらず、是らの文を見ては、返て天神と申すは、假の名にして、即天のことぞと心得めれば、こは殊に學問の害となる文なり、（天神は、正しく人などの如く、現身ます神なり、漢意の天の如く空しき理を以ていへる假名には非ず、天神と申す御稱の天は、その坐ます御國をいへるのみにして、神即天なるにはあらず、）綏靖御卷に、天皇風姿岐嶷、少有雄拔之氣、及壯容貌魁偉、武藝過人、而志尙沉毅といひ、崇神御卷に、天皇識性聰敏、幼好雄畧、既壯寬博謹愼云々、などいへる類の文も、古傳の有しを、漢字にうつして書れたるにはあらず、上代のはたゞ、其御代の御所行によりて、多くは撰者のかざりに加へられたる物と見ゆ、又應神御卷に、淡路島の事を、峯巖紛錯、陵谷相續、芳草薈蔚、長瀾潺湲といひ、雄畧御卷に馬を稱て、濩畧而龍翥、欻聳擢而鴻驚、異體峯生、殊相逸發といへるたぐひなども、潤色過ていとうるさき漢文なり、又神武御卷に、弟猾大設牛酒、以勞饗皇師焉、崇神御卷に、盍命神龜、以極致災之所由也、これらの文、かざりによりて實を失ひ、いたく害となれり、皇國には上代といへども、牛を食へることなく、又卜に龜を用ひたることも、古はなき事なるをや、（牛酒神龜など書れたるは、撰者の意は、たゞ漢文の潤色のみなれども、後人は、これを實と思ふ故に、學問の害となるなり、牛を食ひ、卜に龜を用るなどは、外國

さ見えざるを思へば、まして上御代御代のは、おしはかられて、かの古語の詔詞の如くにて、なほ古かりけむを、此書紀の詔詞どもは、さらに古めかしきことはなくて、ひたぶるに漢の意言なるをや、又神武御卷に、天皇の大御言に、戰勝而無驕者、良將之行也とある、大方如此く、さかしく漢めきたる語どもは、皆かざりと聞ゆ、凡て言語は、其世々のふり〴〵有て、人のしわざ心ばへと、相協へる物なるに、書紀の人の言語は、上代のありさま、人の事態心ばへに、かなはざることの多かるは、漢文のかざりの過たる故なり、又同じ大御言とて、今我是日神子孫、而向日征虜、此逆天道也、(此御言、此記には、たゞ向日而戰不良とあり、)また賴以皇天之威、凶徒就戮云々(不亦可乎と、いふまで、此文すべて漢意なり、)といひ、また獲罪於天、などゝある類の天は、もはら漢籍意の天にして古意にそむけり、(天命天心天意天祿などあるたぐひみな同じ、)いかにといふに、天はたゞ虛空の上方に在て、天神のまします御國なるのみにして、心も魂もある物にあらず、然れば天道といふこともなく、皇天之威などいふべくもあらず、罪を獲べき由もなし、然るを天に神靈あるが如くいひなして、人の禍福も何も、世中の事はみな、その所爲とするは、漢國のことにて、ひがことなるを、(續紀の宣命に、天地の心と見え、萬葉の歌に、天地のなしのまに〳〵などよめるも、奈良のころにいたりては、既に漢意のうつりて、古意にたがへることもまじれるなり、外國には、萬の事をみな天といふは、神代の正しき傳說なくして、世中の事はみな、神の御所爲なることをえしらざるが故なり、天帝或は天之主宰などいふなるは、神を指に似たれども、これらもまことに神あることを知ていへるにはあらず、たゞ假の名にして、實は天の理もていへるなれば、天

て天竺は、漢にもまさりて、なほ言痛く物の理をいふ國なるすら、かくのごとくなるを以て、陰陽は漢國の私說なることをさとるべし、）そはもとかしこき人の、よく考へて作り出たることにて十に六七は當れるが如くなる故に、世々の人皆これを信用て、疑ふことなけれども、其陰陽は、又いかなる理によりて陰陽なるぞといはむに、其理は知ることあたはず、太極無極などいふこともあれども、それはたいかなる理にて太極無極なるぞといはむに、終にその元の理は、知りがたきに落めれば、誠には陰陽も太極無極も、何の益もなきいたづら說にて、たゞいさゝか人の智の測知べき限りの內の少理に、さまざまと名を設けたるのみにぞ有ける。抑天照大御神は、日神に坐まして女神、月夜見命は、月神にして男神に坐ます、是を以て、陰陽といふことの、まことの理にかなはず、古傳に背けることをさとるべし、然るを猶彼理に泥み惑ひて返りて此をさへ其理にかなへむと、強て說曲るなどは、いふにも足ぬことなりかし、さて又美都波能賣神を罔象女、綿津見を少童とか、ゝれたる類も、漢にへつらひて、快からぬ書ざまなり、かくて又神武御卷に至ては、天皇の詔とて、是時運屬鴻荒、時鍾草昧、故蒙以養正、治此西偏、皇祖皇考、乃神之聖、積慶重暉とあるたぐひ、意も語も、さらに上代のさまにあらず、全潤色のために、撰者の作り加へられたる文なり、崇神御卷に、詔曰、惟我皇祖諸天皇等、光臨宸極者、豈爲一身乎云々、不亦可乎、これも同じ、大かた御代御代の詔詞、此類なるは、上代の卷々なるは、潤色に加へられたる物と見えたり、故いかにとも古言に訓がたき處の多きなり、餘も准へて知べし、續紀には、古語の詔（いはゆる宣命なり、）と漢文の詔とを別に載られたるを見るに、平城の御代に至りてすら、古語の詔詞には、漢めきたることは、をさを

く學問の害となることなり、其故は、なまさかしき人、此文を見ては、伊邪那岐命伊邪那美命と申す神は、たゞ假に名を設けたる物にして、實は陰陽造化をさしていへるぞと心得るから、或は漢籍の易の理をもて說き、陰陽五行を以て說こと、なれる故に、神代の事は、みな假の作りごとの如くになり、古傳說、盡に漢意に奪はれはて、まことの道立がたければなり、そも〳〵撰者は、然ることまでには心もつかずて、たゞ文の漢めくをよきことゝして、かざりのみに書れたるべけれど、此文どもは、後代に至て、かくさまざまの邪說を招く媒となりて、まことの道のあらはれがたき根本にぞ有ける、されどこの陰陽の理といふことは、いと昔より、世人の心の底に深く染着たることにて、誰も誰も、天地の自然の理にして、あらゆる物も事も、此理をはなるゝことなしとぞ思ふめる、そはなほ漢籍說に惑へる心なり、漢籍心を淸く洗ひ去て、よく思へば、天地はたゞ天地、男女はたゞ男女、水火はたゞ水火にて、おの〳〵その性質情狀はあれども、そはみな神の御所爲にして、然るゆゑのことわりは、いとも〳〵奇靈く微妙なる物にしあれば、さらに人のよく測知べききはにあらず、然るを漢國人の癖として、己がさかしら心をもて、萬の理を强て考へ求めて、此陰陽といふ名を作設て、天地萬物みな、此理の外なきが如く說なせるものなり、(かくの如く陰陽はたゞ、漢人の作出たることにて、もと彼國のみの私說なるが故に、他國にはそのさだ無きことゝおぼしくて、天竺の佛經論を見るに、世界の始、又人身などみな、地水火風の四大といふ物を以て說て、すべて陰陽五行などの說はあることなし、其文字はまれ〳〵には見ゆれども、そはたゞ漢語に譯たる、文章のうへのみの事とおぼしくて、實に其理をいへることはなし、すべ

て理のかなへりと思はるゝを以て、物を信るはひがことなり、そのかなへるもかなはぬも、實に
は凡人の知べきにあらず、其說をなせる人も凡人、信る心も凡心にしあれば、いかでかはまこと
によきあしきは辨へ知む、彼國にいとことぐ\しくいはるゝ、聖人といふ人も、智はなほ限りあ
りて、至らぬ處の多かるものを、ましてそれより智の後れたる人どものいひおきたる說どもは、
いかでか信ひくに足む、然るを世世の識者みな、さる臆度の說にはかられて、是をえさとらず、此
潤色の漢文の處をしも、道の旨と心得居るこそ、いともあさましけれ、彼首の文は、たゞか
ざりに加へたる、序の如き物と見過して有べきなり、次に乾道獨化、所以成此純男、また乾坤之道
相參而化、所以成此男女とある、是らも撰者の心もて新に加へられたる、さかしら文なり、其故は、
まづ乾坤などいふことは、皇國になきことにて、その古言なければ、古傳說に非ること明らけ
し、もし古傳ならむには、たゞに天地之道とこそあらめ、但しそはたゞ天地を乾坤と書れたる、文
字の異のみなれば、なほゆるさるべけれど、此神たちを、その乾坤の道によりて、化坐るさまに書
れたるは、いたくまことの意に背けり、此神たちも、たゞ高御產巢日神神產巢日神の御靈により
てこそ成坐けめ、然成坐る理は、いかにとも測知べきにあらぬを、かしこげに乾坤の化などいひ
なすは、漢意のひがことなるをや、又伊邪那岐神を陽神、伊邪那美神を陰神とかき、陰神先發喜言、
既違陰陽之理と書れたるも、漢意のひがことなり、大よそ世に陰陽の理といふもの有ことなし、
もとより皇國には、いまだ文字なかりし代に、さること有べくもあらざれば、古傳には、たゞ男神
女神、女男之理などゝこそ有けむを、然改めてかゝれたるは、たゞ字の異なるのみには非ず、いた

る、是ぞ實の上代の傳說には有ける、故曰とあるにて、それより上は、新に加へられたる、潤色の文なることと知られたり、若然らずは、此二字は何の意ぞや、初の說は、其趣すべてこざかしく、疑もなき漢意にして、さらに〳〵皇國の上代の意に非ず、古をよく考へ知れらむ人は、おのづから辨へつべし、そも〳〵天地の初發のありさまは、誠に古傳說の如くにぞ有けむを、いかなればうるさく言痛き異國のさかしら說を假り用ひて、先首にしも擧られたりけむ、(纂疏の本を見れば、故曰を一曰とせり、もしこれ正しき本ならば、殊にいはれなし、其故は、異國の說を主として、御國の古傳をば、傍になしたる記しざまなればなり、)凡て漢籍の說は、此天地のはじめのさまなども何もみな凡人の己が心もて、如此有べき理ぞと、おしあてに思定めて、作れるものなり、此間の古傳へは然らず、誰云出し言ともなく、たゞいと上代より、語り傳へ來つるまゝなり、此二つをくらべて見るに、漢籍の方は、理深く聞えて、信に然こそ有けめと思はれ、古傳の方は、物げなく淺々と聞ゆるからに、誰も彼にのみ心引れて、舍人親王をはじめ、世々の識者、今に至るまで、惑はぬはなし、かく人皆の惑ひ溺るゝゆゑは、凡てからぶみの說といふ物は、かしこき昔の人どもの、萬の事を深く考へ、其理を求めて、我も人も實に然こそと、信べきさまに造り定めて、かしこき筆もて、巧にいひおきつればなり、然れども人の智は限のありて、實の理は、得測識るものにあらざれば、天地の初などを、如此あるべき理ぞとは、いかでかおしては知るべきぞ、さる類のおしはかり說は、近き事すら、甚く違ふが多かる物を、理をもて見るには、天地の始も終も、しられぬことなしと思ふは、いとおふけなく、人の智の限有て、まことの理は、測知がたきことを、え悟らぬひが心得なり、凡

の惑をさとし、此記の尊ぶべき由を顯して、皇國の學問の道しるべせむとなり、其は先書紀の潤色おほきことを知て、其撰述の趣をよく悟らざれば、漢意の痼疾去がたく、此病去らでは、此記の宜きことと顯れがたく、此記の宜きことをしらでは、古學の正しき道路は知らるまじければなり、いで其論は、まづ日本書紀といふ題號こそ心得ね、こは漢の國史の、漢書晉書などいふ名に倣て、御國の號を標られたるなれども、漢國は代々に國號のかはる故に、其代の號もて名づけざれば、分り難ければこそあれ、皇國は、天地の共遠長く天津日嗣續坐て、かはらせ賜ふことし無ければ、其と分て云べきにあらず、かゝることに國號をあぐるは、並ぶところある時のわざなるに、是は何に對ひたる名ぞや、たゞ漢國に對へられたりと見えて、彼に邊つらへる題號なりかし、(後の史ども、又是に倣ひて名づけられ、文德三代の實錄にさへ、此國號を添られたるは、いよゝ心得ずなむ、)然るを後代の人の、返て是をたけき事に稱思ふは、いかにぞや、己が心には、いとあかず、邊ばみたる題號とこそおもはるれ、(或人、此書は、漢國へも見せ給はむの意にて、名をもかくはつけられたるならむといへれども、決て然にはあらず、たとひ然るにても、外國人に見せむことをしも、主として、名づけられむは、いよゝわろしかし、)さてその記されたる體は、もはら漢のに似たらむと、勤められたるまゝに、意も詞も、そなたざまのかざりのみ多くて、人の言語物の實まで、上代のに違へる事なむ多かりける、まづ神代卷の首に、古天地未剖、陰陽不分、渾沌如鷄子云々、然後神聖生其中焉といへる、是はみな漢籍どもの文を、これかれ取集て、書加へられたる、撰者の私說にして、決て古の傳說には非ず、次に故曰開闢之時、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也云云とあ

紀などにも載られざりけるなるべし、さて後は、いよゝ其心ばへにて、取見る人も罕らになり、世々の識者はた、是をば正しき國史の體にあらずとして、なほざりに思ひなすこそ、いとも〳〵哀しけれ、抑皇國に古き國史といふ物、外に傳はらざれば、其體と例に引は、漢のなるべければ、その體備れりといふも、漢のに似たるをよろこぶなり、もし漢に邊つらふ心しなくば、彼に似ずとて何事かはあらむ、すべて萬の事、漢を主として、よさあしさを定むる、世のならひこそいとをこなれ、爰に吾岡部大人、（賀茂眞淵縣主）東國の遠朝廷の御許にして、古學をいざなひ賜へるによりて、千年にもおほく餘るまで、久しく心の底に染着たる、漢籍意のきたなきことを、且々もさとれる人いできて、此記の尊きことを、世人も知り初たるは、學の道には、神代よりたぐひもなき、彼大人の功になむありける、宣長はた此御蔭に頼て、此意を悟り初て、年月を經るまに〳〵いよ〳〵益々からぶみごゝろの穢汚きことをさとり、上代の淸らかなる正實をなむ、熟らに見得てしあれば、此記を以て、あるが中の最上たる史典と定めて、書紀をば、是が次に立る物ぞ、かりそめにも皇大御國の學問に心ざしなむ徒は、ゆめ此意をなおもひ誤りそ、

書紀の論ひ

今古事記を解とて、書紀を論ふはいかにと云に、古昔より世間おしなべて、只此書紀をのみ、人たふとび用ひて、世々の物知人も、是にいたく心をくだきつゝ、言痛きまでその神代卷には、註釋なども多かるに、此記をばたゞなほざりに思過して、心を用ひむ物としも思ひたらず、是何故にかと尋ぬるに、世人たゞ漢籍意にのみなづみて、大御國の古意を忘れはてたればぞかし、故其漢意

にて、不足ことなき史なれば、此記の及ばざることも多きは、云もさらなり、然はあれども又、此記の優れる事をいはむには、先上代に書籍と云物なくして、たゞ人の口に言傳へたらむ事は、必書の文の如くには非ずて、此記の詞のごとくにぞ有けむ、彼はもはら漢に似るを旨として、其文章をかざれるを、此は漢にかゝはらず、たゞ古の語言を失はぬを主とせり、（其由は、次卷の序の下に委くいふべし、）抑意と事と言とは、みな相稱へる物にして、上代は、意も事も言も上代、後代は、意も事も言も後代、漢國は、意も事も言も漢國なるを、書紀は、後代の意をもて、上代の事を記し、漢國の言を以、皇國の意を記されたる故に、あひかなはざること多かるを、此記は、いさゝかもさかしらを加へずて、古より云傳たるまゝに記されたれば、その意も事も言も相稱て、皆上代の實なり、是もはら古の語言を主としたるが故ぞかし、すべて意も事も、言を以て傳るものなれば、書はその記せる言辭ぞ主には有ける、又書紀は、漢文章を思はれたるゆゑに、皇國の古言の文は、失たるが多きを、此記は、古言のまゝなるが故に、上代の言の文も、いと美麗しきものをや、然ればたとひかの一書どもの中の一にして、重き公の書典にはあらずとも、尙び用ふべきを、まして是は、淨御原宮御宇天皇の、厚き大御志より起りて、ふたゝび平城大御代の詔命によりて撰錄れたるうへは、さらに輕輕しき私の書の比にあらず、かれこれを思へば、いよゝますます尊び仰ぐべきは、此記になむ有ける、然ある物を、そのかみ漢學のみさかりに行はれて、天下の御制までも、よろづ漢樣になり來ぬる世にしあれば、かゝる書典の類まで、ひたぶるに漢ざまなるを悅びて、表に立られ、上代の正實なるはしも、返て裏になりて、私物の如くにぞ有けむ、故其撰定の事も、續

たはさることなれども、これはなほ然らじ、先彼二の史は、書紀續紀にも其事を記さるゝほどにて、公の書なれば、もしおのづからに絶たらむには、しかすがにしばらくは世間にものこりて、人もしり、後代にも、其名ばかりだにも遺るべきに、さらにその名をだにしらず、既く平城の代にすら、知人もなかりしにや、万葉集に、古の事を證めたる註などにも、引たるを見ず、然るに此記は、潤色なくたゞありに記して、漢の國史などの體とは、いたく異なる物なれば、もし誤多からむには、さしも漢籍好ましゝ世に、はやく廢られて、とり見る人も有まじく、まして後代までは傳はるまじき物なるに、千年の後までも傳はり來つるを思へば、そのかみ書紀いできても、なほしかすがに公にも用ひられ、世人も讀つとは見えて、かの万葉などにも、往々に引出けるものをや、(上件の趣、すべて詳には知べきならねども、序の詞と、かの二の史撰ばれし跡とを考へ合せて、かくも有けむと思はるゝすぢを、一わたりいへるなり、)又問、彼川島皇子等に仰せし撰の事は、書紀に見え、和銅七年のと書紀との事も、續紀に載られたるに、此古事記を撰ばしめ給ひしことは、見えぬを思へば、此記は、彼史どもの如き嚴重き公事にはあらで、たゞ內々の小事と見え、又書紀に神代卷などに、一書とて擧られたるが數ある中に、此記を取れたりとおぼしきもあれば、此記は、そのかみ如是る記錄ども多に有けむ中の一書と見えたり、さて書紀は、その記錄ども皆撰び取れて、此も彼も集めて、足はぬことなく備れゝば、さらに此記の比にあらず、此記は、いかでか其と等なみに尙び用ふべからむ、答、此記は、かの一書どもの中の一にして、みな書紀にえらび取れて、かれは事備れり、との論は謂れたり、誠に書紀は、事を記さるゝこと廣く、はた其年月日などまで詳

加虚僞と、此序にある内に在て、彼撰も、正實にたがひ、虚僞をぞ加へたりけむ、もしまた後ならば、おもほしめし立し此記の事も、彼撰にて事足ぬべきわざなるに、運移世異、未行其事矣と、序にあるを思へば、此と彼とは、其趣別なること、聞えたり、その別なるけぢめは、彼撰は、潤色を加へて、漢の國史に似するを旨とし、此は古の正實のさまを傳へむがためなるべし、其意序に見えたり、かくて平城の大御代に至て、其大御志を繼坐て、太朝臣に仰せて、かの稗田阿禮が誦習たる故事どもを、撰録しめ賜へるなり、次にかの和銅七年に撰しめ賜ひし史は、又彼潤色の方なるべし、さて養老の年、又しも舍人御子に仰せて、書紀を撰しめたまふ、抑かくの如くさしつゞきたるはかの潤色の史、二ながら宜しからずて、大御心にかなはずぞ有けむかし、されば これらは、當時はやく廢れたりとおぼしくて、世に傳はらず、名だにものこらぬなるべし、然るに書紀は、さきざきのに勝りて宜しき故に、正史と定まりて、其後は、又改め撰ばるゝ事もなかりしなり、かくてこの古事記は、書紀いできて後しも、なほ廢られざりつと見ゆるは、かの二の史の、かざり多きが類にはあらずて、古の正實を記せるがゆゑなるべし、されば書紀を撰ばれしは、此記の誤あるが故にはあらず、もとより其趣ことなるものなり、もし誤ありとして、改め撰ばれむには、是もかの二の史の如く、そのかみはやく廢るべきに、此記のみは、今の世までも傳はれるをおもふべし、又或人、後世まで傳はると、傳はらざるとは、おのづからのことにこそあらめ、かならず宜きによりて傳はり、宜しからざるによりて、傳はらざるにもあらざるべし、凡て漢にも此間にも、古の書の、いとよろしきも絶え、さもあらぬも廣く傳はれるたぐひ多きにあらずやと疑ふ、答へけらく、大か

ける、さて書紀は、同宮御宇高瑞淨足姫天皇御世、養老四年にいできつと、續紀に記されたれば、彼は此記に八年おくれてなむ成れりける、さて此記は、字の文をもかざらずて、もはら古語をむねとはして、古への實のありさまを失はじと勤たること、序に見え、又今次々に云が如し、然るに彼書紀いできてより、世人おしなべて、彼をのみ尊み用ひて、此記は名をだに知ぬも多し、其所以はいかにといふに、漢籍の學問さかりに行はれて、何事も彼國のさまをのみ、人毎にうらやみ好むからに、書紀の、その漢國の國史と云つふみのさまに似たるをよろこびて、此記のすなほなるを見ては、正しき國史の體にあらずなど云て、取ずなりぬるものぞ、或人かく云をあやしみて問けらく、此記いできていくばくもあらざるに、又書紀を撰しめ賜へるは、此記に誤あるが故ならじやは、己答けらく、然にはあらじ、此記あるうへに、更に書紀を撰しめ給へるは、そのかみ公にも、漢學問を盛にこのませたまふをりからなりしかば、此記のあまりたゞありに飾なくて、かの漢の國史どもにくらぶれば、見だてなく淺々と聞ゆるを、不足おもほして、更に廣く事どもを考へ加へ年紀を立などし、はた漢めかしき語どもかざり添などもして、漢文章をなして、かしこのに似たる國史と立むためにぞ、撰しめ賜へりけむ、いで其由を委曲にいはむには、先かの川島皇子等に仰せて、帝紀等を撰しめ給ひしこと、上にいへるごとくにて、其後又和銅七年にも、紀朝臣清人三宅臣藤麻呂に詔おふせて、國史を撰しめ賜ひしこと、續紀に見ゆ、此二度の撰の中に、川島皇子等のは、此記の草創と同じく、淨御原の大御世なる中に、此記の始は、彼より前なりしか、後なりしか、知がたきを、もし彼撰、此記のはじめより前ならば、是また諸家之所賷、帝紀及本辭、既違正實、多

古事記傳一之卷

本居宣長謹撰

古記典等總論

前御代の故事しるせる記は、何れの御代のころより有そめけむ、書紀（日本書紀をいふ、傳の中みな然り、）の履中天皇御卷に、四年秋八月、始之於諸國置國史記言事、と有を思へば、朝廷には是よりさきに既く史ありて、記されけむこと知られたり、そはその時々の事どもこそあらめ、前代の事などまでは、如何有けむ知ねども、既に當時の事記されたらむには、往昔の事はた、語傳へたらむまに〳〵、かつ〴〵も記しとゞめらるべき物なれば、其比よりぞ有そめけむ、かくて書紀修撰しめ給ひし頃は、古記ども多く有つと見えたり、（彼神代卷に、一書とて取れたるが多きをもて知べし、）小治田宮に御宇し天皇の御世、二十八年に、聖德太子命、蘇我馬子大臣と共に、天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部、幷公民等本記を錄し給ふと書紀にある、是ぞ其事の物に見えたる始には有ける、又飛鳥淨御原宮に御宇し天皇の御代十年に、川島皇子等十二人に詔おふせて、帝紀及上古諸事を記定しめ給ふとあり、然れども此二ツの記は、共に世に傳はらず、こゝに平城宮御宇天津御代豐國成姬天皇御代、和銅四年九月十八日に、太朝臣安万侶に詔おふせて、この古事記を撰錄しめ給ふ、同五年と云年の正月二十八日になむ、其功終て貢進りけると、序に見えたり、（續紀に此事見えず、）然れば今に傳はれる古記の中には、此記ぞ最古かり

古事記傳注釋索引終

〔羅部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔呂部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔和部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔由　部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔余　部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔夜　部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔母　部〕

第一集　一　巻(　一　)より十七　巻(一〇五六)まで
第二集　十八　巻(一〇五七)より三十一巻(一九一四)まで
第三集　三十二巻(一九一五)より四十四巻(二五七〇)まで

〔米部〕

第一集　一巻（一—一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔麻部〕

第一集　一卷（一）より十七卷（一〇五六）まで
第二集　十八卷（一〇五七）より三十一卷（一九一四）まで
第三集　三十二卷（一九一五）より四十四卷（二五七〇）まで

〔布部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

比能美加度（ヒノミカド）	四十二	二四三
氷椽（ヒギ）	十	五八六
獄囚（ヒトヤ）	三十四	二〇五四
紐解といふ事	二十四	一四八七
比禮登理加氣（ヒレトリカケ）	四十二	二四三〇
氷目矢（ヒメヤ）	十	五五八
紐小刀（ヒモカタナ）	十六	九二八
比々羅木之八尋矛（ヒヽラキノヤヒロボコ）	二十七	一六三三
梭（ヒ）	八	四四一
槭（ヒ）	三十五	二二二三
比禮（ヒレ）	十	五六七
八十毘良迦（ヤソヒラカ）	十四	八一四
燧臼（ヒキリウス）	十四	八一七
燧杵（ヒキリギネ）	十四	八一七
ひとき 石祝作の下	二十五	一五四八
ひつき	二十五	一五四八
火打嚢（ヒウチブクロ）	二十七	一六三五
瓠（ヒサゴ）	三十 五	一八二八 二六二
比羅傳（ヒラデ）	三十	一八二八
ひら敷	三十	一八五四

夷振（ヒナブリ）	十三	七六三
尋（ヒロ）	四	一〇六
壹疋（ヒトツ）	三十三	一九九六
ひき 疋	三十三	一九九六
日高（ヒタカ）	十五	八三三
比佐迦多能（ヒサカタノ）	二十八	一六七四
ひ 氷 曾孫の下	二十六	一五六四
氷雨（ヒサメ）	二十八	一六九二
ひがし 爾斯布岐阿宜旦の下	三十五	二二三六
肥國（ヒノクニ）	五	二三六
日向（ヒムカ）	六	三一八
ひたの國	十五	八三三
常道（ヒタチ）	二十	一三二九
檜垌（ヒノクマ）	四十四	二五三二
百濟（ヒヤクサイ）	三十	一八四〇
ひだか 一首の下	二十八	一六八五
ひかみ 一首の下	二十八	一六八五
日女島（ヒメシマ）	五 三十七	二四九 二九四 二一二〇
ひらご 知訶島の下	五	二五〇
比婆之山（ヒバノヤマ）	五 八十四	二八二

肥河（ヒノカハ）	九	四九八
マノ氷河（ハリヒノカハ）	二十一	一三八一
東方十二道（ヒムカシノカタトヲマリフタミチ）	二十三	一四〇八
比那（ヒナ） 鄙	四十二	二四三三
一浦（ヒトウラ）	三十一	一八九一
ひさ木	三十一	一八六九
日影（ヒカゲ）	八	四七三
蒜（ヒル）	二十七	一六五八
比々斯那須（ヒヽシナス）	三十二	一九四七
比斯賀良（ヒシガラ）	三十二	一九七〇
比登母登須宜（ヒトモトスゲ）	三十七	二一九一
比氣登理能（ヒケトリノ）	十一	六六三
比婆理（ヒバリ）	三十七	二二〇〇
鷄皮（ヒムシノカハ）	十二	六五五
比良夫貝（ヒラブカヒ）	十六	九三三
ひれ 尾翼の下 鰭	十四	八二三
一火（ヒトツビ）	六	三〇六

〔比部〕

第一集　一巻（一　）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔波　部〕

第一集　一　巻（　一　）より十七　巻（一〇五六）まで
第二集　十八　巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔泥　部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔能　部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔邇部〕

第一集 一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集 十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集 三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔奴部〕

第一集 一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集 十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集 三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔那部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔登　部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔弖　部〕

第一集　一　巻（　一　）より十七　巻（一〇五六）まで
第二集　十八　巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔都　部〕

第一集　一　巻（一　）より十七　巻（一〇五六）まで
第二集　十八　巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔智　部〕

第一集　一卷（一）より十七卷（一〇五六）まで
第二集　十八卷（一〇五七）より三十一卷（一九一四）まで
第三集　三十二卷（一九一五）より四十四卷（二五七〇）まで

〔多　部〕

第一集　一　巻（一　）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一九一五）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔須　部〕

第一集　一卷（一）より十七卷（一〇五六）まで
第二集　十八卷（一〇五七）より三十一卷（一九一四）まで
第三集　三十二卷（一九一五）より四十四卷（二五七〇）まで

第一集　一　巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔斯部〕

〔佐　部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔許　部〕

第一集　一　巻(一　)より十七巻(一〇五六)まで
第二集　十八巻(一〇五七)より三十一巻(一九一四)まで
第三集　三十二巻(一九一五)より四十四巻(二五七〇)まで

〔氣部〕

〔伎　部〕

第一集　一卷(一)より十七卷(一〇五六)まで
第二集　十八卷(一〇五七)より三十一卷(一九一四)まで
第三集　三十二卷(一九一五)より四十四卷(二五七〇)まで

〔加　部〕

第一集　一巻(一)より十七巻(一〇五六)まで
第二集　十八巻(一〇五七)より三十一巻(一九一四)まで
第三集　三十二巻(一九一五)より四十四巻(二五七〇)まで

〔延　部〕

第一集　一卷（　一　）より十七卷（一〇五六）まで
第二集　十八卷（一〇五七）より三十一卷（一九一四）まで
第三集　三十二卷（一九一五）より四十四卷（二五七〇）まで

〔意　部〕

第一集　一卷（　一　）より十七の（一〇五六）まで
第二集　十八卷（一〇五七）より三十一卷（一九一四）まで
第三集　卌二卷（一九一五）より四十四卷（二五七〇）まで

〔宇　部〕

第一集　一巻（　一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

〔伊〕部

第一集一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集三十二巻（一九一五）より四十四巻（二五七〇）まで

Ⅲ 881—1292 Ⅳ 1298—1720

II 363-830 & IV 1298-1720

古事記傳注釋索引

〔阿部〕

第一集　一巻（一）より十七巻（一〇五六）まで
第二集　十八巻（一〇五七）より三十一巻（一九一四）まで
第三集　三十二巻（一九五一）より四十四巻（二五七〇）まで

古事記傳注釋索引目次

古事記傳注釋索引目次終

古事記傳注釋索引凡例

本居春庭著

○天云々とあるを其たよりによりて天といふことを略きて出せるもありたとへば天御舍をみの所に出したるたぐひなり

○御云々と尊みていへるたぐひみの所にも出し又そのさまによりて略きても擧つたとへば爲の字をみためとよみたるをたの所に出せるなどのたぐひなり

○山代之大筒木眞若王などの御名おの部にも出すべけれど多くはやの所に出せり名の上に國處の名を負せたる略きてはいかゞにきこゆるもあればなり又姓に國所をいへるは略きて出せり伊勢大鹿首などおの所に出せるたぐひなり

○こと長く又つゞきたる事などはそのすわりたる詞になほして出せるもありたとへば重みし給ふなどをおもみすと出せるなどのたぐひなり

○左の方に●のしるしつけたるは誤字脱字衍字などの印なり

すべてひら假字にて書たるは此記の本文にはなきことをその注のちなみにときたるをわかちたるなり

○凡て何丁よりとよりといふことをそへたるは其段のみならずつぎ〳〵の段におよぼして其事を注したるをしめしたるなり

○この古事記ノ傳は古言を解し古意をさとされたるはもとよりにてすべていさゝかの事をもくはしくつまびらかにあげつろひて古學びの趣また後の世の辭のさまゝでわきまへおかれたる書なれば書紀をはじめもろ〳〵の古書はさらにもいはず又後の歌書物語書を見るにもわきまふべき事おほければかへす〴〵よみ心得おくべき書なれどさのみもえあらでつねにその說どもある所もとむるにとみに得見出ず又ちなみにときおかれたる事などはそことたしかに尋ねよりがたきことゞもおほくてこれら尋ねもとむるをり〳〵いとまいりてわづらはしくおぼゆればかく目錄に書いでゝおのがどちの學びのたすけとなせるをおなじくはとて此ごろ板にゑらしめたるになむ

文化三年五月二十五日　本居春庭

古事記傳注釋索引凡例 終

三の卷より十七の卷まですべて神代の卷なるを假に今かくたり〳〵を名づけ擧たるはその卷々たづねんにたよりよからしめむためのみなり

古事記傳總目錄終

第三集

第二集

古事記傳總目録

第一集

校訂 古事記傳

校訂 古事記傳